

## 平成19年第1回(3月)伊豆市議会定例会会議録目次

### 第1号(2月26日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	2
出席議員.....	2
欠席議員.....	3
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	3
職務のため出席した者の職氏名.....	3
開会宣告.....	4
開議宣告.....	4
議事日程説明.....	4
会議録署名議員の指名.....	4
会期の決定.....	4
諸般の報告.....	4
市長施政方針.....	5
議案第1号の上程、説明、質疑、採決.....	8
議案第2号の上程、説明、質疑、採決.....	10
議案第3号～議案第8号の上程、説明.....	11
議案第9号～議案第22号の上程、説明.....	17
議案訂正について.....	31
議案第23号～議案第34号の上程、説明.....	32
議案第35号の上程、説明.....	41
議案第36号～議案第43号の上程、説明.....	42
人権擁護委員候補者の推薦.....	44
静岡県後期高齢者医療広域連合議員の選挙.....	45
散会宣告.....	47

### 第2号(3月1日)

議事日程.....	49
本日の会議に付した事件.....	50
出席議員.....	50
欠席議員.....	51
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	51
職務のため出席した者の職氏名.....	51

開議宣告.....	5 2
議事日程説明.....	5 2
諸般の報告.....	5 2
議案第 3 号の質疑.....	5 2
議案第 4 号～議案第 8 号の質疑.....	5 8
議案第 9 号の質疑.....	6 0
議案第 1 0 号～議案第 2 2 号の質疑、委員会付託.....	7 5
議案第 2 3 号～議案第 3 4 号の質疑、委員会付託及び討論、採決.....	7 8
議案第 3 5 号の質疑、委員会付託.....	8 5
議案第 3 6 号～議案第 4 3 号の質疑、討論、採決.....	8 7
発議第 1 号～発議第 2 号の上程、説明、質疑、採決.....	8 7
散会宣告.....	8 8

### 第 3 号 ( 3 月 1 2 日 )

議事日程.....	9 1
本日の会議に付した事件.....	9 1
出席議員.....	9 1
欠席議員.....	9 1
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	9 1
職務のため出席した者の職氏名.....	9 2
開議宣告.....	9 3
議事日程説明.....	9 3
一般質問.....	9 3
森 良 雄 君.....	9 3
飯 田 正 志 君.....	1 1 0
杉 山 誠 君.....	1 1 7
磯 晴 雄 君.....	1 2 9
内 田 勝 行 君.....	1 3 4
山 下 一 君.....	1 3 7
木 内 一 郎 君.....	1 4 0
小 野 忠 宏 君.....	1 4 4
飯 田 宣 夫 君.....	1 5 1
室 野 英 子 君.....	1 5 8
関 邦 夫 君.....	1 6 0
散会宣告.....	1 6 7

#### 第 4 号 (3月13日)

議事日程.....	1 6 9
本日の会議に付した事件.....	1 6 9
出席議員.....	1 6 9
欠席議員.....	1 6 9
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	1 6 9
職務のため出席した者の職氏名.....	1 7 0
開議宣告.....	1 7 1
一般質問.....	1 7 1
酒 井 勲 一 君.....	1 7 1
小 森 勝 彦 君.....	1 7 5
三 須 重 治 君.....	1 8 8
加 藤 章 君.....	1 9 3
古 見 梅 子 君.....	1 9 5
大 川 孝 君.....	1 9 9
木 村 建 一 君.....	2 0 2
散会宣告.....	2 1 6

#### 第 5 号 (3月16日)

議事日程.....	2 1 7
本日の会議に付した事件.....	2 1 8
出席議員.....	2 1 8
欠席議員.....	2 1 8
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	2 1 8
職務のため出席した者の職氏名.....	2 1 9
開議宣告.....	2 2 0
議事日程説明.....	2 2 0
議案第 3 号～議案第 8 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	2 2 0
議案第 9 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	2 2 8
議案第 1 0 号～議案第 2 2 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	2 4 4
議案第 2 7 号、議案第 3 0 号～議案第 3 5 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	2 5 6
請願第 2 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	2 6 2
発議第 3 号、発議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 6 7
日程の追加.....	2 7 3

報告第 1 号 ~ 報告第 3 号の上程、説明、質疑.....	2 7 3
閉会の宣告.....	2 7 5
署名議員.....	2 7 7

開会 午前 9時30分

#### 開会宣告

議長（堀江昭二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成19年第1回伊豆市議会定例会を開会いたします。

#### 開議宣告

議長（堀江昭二君） ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。直ちに本日の会議を開きます。

#### 議事日程説明

議長（堀江昭二君） 議案の説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下関係職員の出席を求めましたので、ご報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

#### 会議録署名議員の指名

議長（堀江昭二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により、議長において指名いたします。15番、飯田宣夫議員、16番、酒井勲一議員を指名いたします。

#### 会期の決定

議長（堀江昭二君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から3月16日までの19日間としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月16日までの19日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました会期日程表のとおりでありますので、ご承知願います。

#### 諸般の報告

議長（堀江昭二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、法に基づく例月出納検査結果報告並びに、その他の議長の会議・出張等につきましては、お手元に配付のとおりであります。

続きまして、三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会について報告の申し出が

あります。

12番、磯晴雄議員。

〔12番 磯 晴雄君登壇〕

12番（磯 晴雄君） 12番、磯です。ご指名のとおり、ただいまから報告を行います。

三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会運営委員会の報告を行います。

去る平成19年2月14日、水曜日午後1時30分より、三島市役所市長応接室で運営委員会が開催されました。

まず、開会に先立ち、各市の委員会委員の交代があったため委員の紹介がありました。伊豆市からは、遠藤正寿議員が初の委員会です。

議題は、平成19年度事業計画案と予算案の審議です。ここで、主なものをお知らせいたします。

事業計画について、1、19年度はIT推進基本計画書に基づき事務の効率化、高度化、情報基盤の整備を行う。全システムのサーバー系への移行、小さい機械の方へということです。ACOSの撤去 これは大きい機械のことをいいます ACOSの撤去を行う。また、各市の情報システム課が整備されたため役割分担が進んでいます。共同で行うものと単独市でやるものを見直しが進んでいます。

2といたしまして、安全対策は。遠隔地へ重要記録データを保管管理しております。名古屋近くへ週1回運んでいるとのことでございます。

次に、予算案について。1、歳入歳出の予算の総額は6億6,049万1,000円です。うち、伊豆市の負担金は1億6,716万3,000円で、8会計を担当、負担をしております。

これからも実施する共同業務といたしまして、1として、機器ソフトの契約事務、2といたしまして、民間ソフトの共同導入、3といたしまして、電算システムの運用の共同委託などです。

以上、報告いたします。

議長（堀江昭二君） 以上で、諸般の報告を終わります。

#### 市長施政方針

議長（堀江昭二君） 日程第4、市長施政方針。

提案理由の説明に先立ち、市長の施政方針の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 新年度を迎え、予算並びに関係する議案を提出し、市政に取り組む方針を申し上げ、議員各位を初めとする市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、歳入の確保については、地方交付税の現行法定率の堅持と一般財源の確保が基本と

して示されているものの、引き続き行われる地方財政規模削減が前提とされており、さらに税収の伸びに伴う法定率分の増加について、交付税特別会計の借入金返済に充当されることから、地方交付税の交付額について、今後も非常に厳しい状況が続くものと思われます。

まず、歳入予算につきましては、三位一体の改革に伴う税源移譲から、市民税が大幅に伸びるものの、交付税などを含めた一般財源の総額では、18年度の決算見込みに対する伸びは見込めないことから、不足する財源補てんとして、5億円を財政調整基金から繰り入れる予定にいたしました。

また、平成19年度の地方債については、施設整備の財源など総額17億7,000万円の借り入れを予定しており、19年度の償還額を差し引いた借入残高は272億9,200万円となり、18年度末に対して8億7,600万円の減少を見込んでおります。

主な歳入では、市税は、税源移譲や法人市民税の伸び、徴収率の改善を図ることで、前年度より6億2,800万円多い149億2,800万円を見込みました。また、交付税は、特別交付税において合併経費分の算定期限が切れることや市税収入の伸びから、18年度の交付見込額より4億800万円少ない45億9,000万円を見込んでいます。

次に、歳出予算につきましては、経常経費では職員削減計画に基づき16人削減を図り、人件費総額で前年度より7,300万円の減を見込みました。医療・福祉関係の予算では、介護保険事業において、施設の増加や在宅介護支援費の増加などの要因から、前年度より4億9,900万円増額の26億4,900万円を見込んだほか、国民健康保険事業に41億5,100万円、老人保健医療事業に40億700万円を見込みました。

このほか、投資的経費では、下水道整備に5億5,800万円を計上したほか、合併特例債事業で実施している新火葬場整備事業や道路整備事業などを実施し、事業総額では前年度並みとなっています。

一般会計予算につきましては152億1,700万円で、前年度に比べると2億6,000万円の減額予算となっています。人件費、物件費などを減額したことが主な要因であります。また、これまで特別会計として区分していた昭和の森会館事業について、事業内容が施設の維持管理を主体としていることから、一般会計予算に統合することにいたしました。

なお、天城ふるさと広場の「ひらつか天城山荘」などの一連の施設が、伊豆市に移管されたことに伴いまして、天城ドームの管理運営をふるさと広場事業の中での一括管理とし、年度途中から指定管理者制度への移行を予定しております。

さらに、学校給食施設の統廃合といたしまして、天城と土肥給食センターを統合し、平成20年度から天城給食センターで一括して調理、配送をするための予算として1億3,200万円を予定しています。合併特例債事業では、20年3月完成予定の新火葬場整備事業に6億7,800万円、天城北道路大平インターチェンジのアクセス道路整備に1億6,500万円を予定しています。

ここで、保育所の民営化についてご報告いたします。

これまでに民営化懇話会等を開催してまいりましたが、本年1月から民営化法人選定委員会を設置し、委員と保護者との意見交換の場を設けるなど、慎重に検討しております。

また、しずおか子育て優待カード事業につきましては、本年3月1日から、県・市・施設・店舗が一体となって開始いたします。この事業は、協賛している店舗での買い物や飲食など、優待カードを提示することにより、割引などの特典を受けることができる事業です。協賛店舗は、2月1日現在、市内132カ所で利用できます。

次に、社会福祉法人あやめ会が建設を進めております特別養護老人ホーム「中伊豆」の状況報告をいたします。

6月の完成を目指し、現在工事をしており、3月末までに全体の4割程度の進捗を見込んでおります。また、入所者の募集につきましては、既に2月1日から始めております。

次に、介護予防事業の状況については、1月末時点で要支援と認定された方が312人です。そのうち、介護サービスを利用された方が245人となっております。また、3月末までには300人強のケアプラン作成を見込んでおります。

次に、障害者福祉の状況についてご報告いたします。

障害者自立支援法が18年4月に一部施行され、同年10月から完全実施されました。障害福祉サービスを利用するに当たり、介護給付については、障害程度区分を判定し、サービスの支給量等が決定される仕組みになりましたが、2月現在で51人の区分判定がされました。

続きまして、伊豆の国市との共同によるごみ焼却場整備事業の取り組み状況ですが、昨年の12月8日に熊坂区を皮切りに、同月11日に山田区の役員、また、本年1月23日にニュータウン自治会、2月19日に大沢区に対して、現状の計画概要や今後の取り組み等について説明をいたしましたが、出席者からは、環境汚染や危険イメージに起因して、候補地選定にかかわるプロセスや、その理由に対する不信・不満などのご意見が多くありました。したがって、関係地域における懸念事項の解消等に努力するとともに、環境と安全・安心を徹底的に配慮した施設整備に向け、今後ご理解とご協力を求めていく所存であります。

ここで、視点を変えまして、伊豆PR大賞最優秀賞受賞のお知らせをいたします。

伊豆ブランド創生事業の一環として、伊豆地域の観光関連団体を対象として、すぐれた広報活動を表彰する「伊豆PR大賞」というコンテストが本年度から県で実施されました。内容は、平成18年度に実施または実施予定の伊豆の観光広報PRのうち、観光地のブランド化PRを初め、イベント、祭り、観光商品のPRが対象となりました。

今回、伊豆市まるごとTO-JI博覧会が最優秀賞に輝きましたが、平成19年度は、県の伊豆ブランド創生事業の最終年度であり、今後この事業が民間主導で推進されるよう期待いたします。

なお、新年度からは、観光協会への補助金を一本化するための要綱を設置するよう進めております。

また、農林関係では、このほど地産地消を推進すべく協議会を立ち上げました。安全・安



心な農産物の生産や流通の仕組みなどを通し、食を柱とした地域づくりに取り組んでいきます。

また、森林については、平成18年度より県が取り組んでいる森の力再生事業と連携し整備を進め、荒廃化の防止に努めます。

以上、諸施策の内容を極めて統括的に申し上げましたが、厳しい行財政の中にあり、すべての面において極力むだを省き、効率のよい予算執行をすることができるよう、平成18年に作成しました伊豆市集中改革プランに基づき、コンパクトな行政運営に努め、行政評価システムの導入に向けて行政改革推進室を立ち上げ、市民の皆様方とともに、伊豆市の将来構想並びに建設計画にのっとり、地域の発展に寄与してまいりたいと考えております。

また、現代社会に必須となっております情報セキュリティーにつきましても、内部監査及び外部監査を段階的に実施し、信頼度の高い市政運営に努める所存であります。

さらに、伊豆市地域新エネルギービジョンにおいて示された、自然エネルギーを生かした重点プロジェクトの導入や修善寺駅前周辺整備事業等、もろもろの事業推進のための関係機関との調整、協議を進める上におきましても、議員各位のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、施政方針を申し述べました。

議長（堀江昭二君） 以上で、市長の施政方針の説明は終わりました。

#### 議案第1号の上程、説明、質疑、採決

議長（堀江昭二君） 日程第5、議案第1号 伊豆市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第1号 伊豆市教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定に基づき、教育に関し識見を有する者のうちから任命する教育委員につきまして、議会の同意を求めるものであります。

任命したい者は、佐藤俊夫氏であります。佐藤氏は、現在50歳で、参考資料の略歴のとおりであります。

佐藤氏は、教育、学術や文化に関し豊かな識見を有しており、住民の信頼が厚く、教育委員として適任者であると判断いたします。

よって、この5月11日に任期が満了となります萩原勝利氏の後任として、教育委員に任命したく、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は、平成19年5月12日から4年間となります。よろしくご同意賜りますようお願い

願ひ申し上げます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番、森良雄君。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

1点、任期について質問させていただきます。

今、説明がありましたように、前任者の任期は5月11日ということではありますが、まだ5月までには大分間があると思います。旧修善寺町では、任期が切れたと同時に新しい方を選んだと思いますが、その辺のお考えはどのようなものですか、お伺いしたい。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 教育委員会事務局長から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本準次君） 早過ぎるのではないかとこの質問かと思いますが、3月、5月、光陰矢のごとしと申します。早いにこしたことはないかと思ひます。また、修善寺町時代には臨時議会を招集して審議してございました。6月議会では任期が切れてしまうということで、臨時議会だと思ひますが、わざわざ皆さんに1日集まっていたかと思うかと思ひまして、3月に準備ができれば3月に出したいと。準備ができない場合には、そういうこともあろうかと思ひます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 森良雄君。

10番（森 良雄君） 旧修善寺町時代は、なぜわざわざ臨時議会まで開いて新しい委員を選んだか。現在の委員に十分仕事をしてもらうという考えで、わざわざ臨時議会を開いてやったのではないですか。その辺はいかがですか。

議長（堀江昭二君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本準次君） 任期が切れず委員さんも、任期が切れるまで一生懸命やっただいておりますので、特に支障はございません。

議長（堀江昭二君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案について、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。議案第1号 伊豆市教育委員会委員の任命について、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立全員。

よって、議案第1号はこれに同意することに決定いたしました。

議案第2号の上程、説明、質疑、採決

議長（堀江昭二君） 日程第6、議案第2号 伊豆市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第2号 伊豆市固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本案は、3年という固定資産評価審査委員の任期満了に伴い、地方税法第423条第3項の規定により選出し、議会の同意を求めるものであります。

候補者の履歴等につきましては、総務部長に説明させますので、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（堀江昭二君） 総務部長。

〔総務部長 平田秀人君登壇〕

総務部長（平田秀人君） それでは、議案第2号について補足説明をいたします。

今回、任期満了によりまして4名の委員の選任をお願いするものでございます。1名の月ヶ瀬の植松氏、これについては再任という形でございます。履歴等について、それぞれ1枚ずつ資料が参考資料としてついております。4ページの方をごらんいただきたいと思います。

1人目でございますが、月ヶ瀬の植松楯彦氏でございます。年齢は70歳ということで、会社役員、それから現固定資産の評価委員をお願いしておるところでございます。

次の5ページをごらんいただきたいと思います。2人目の伊豆市土肥の鍵山和彦氏でございます。年齢は60歳ということで、団体職員、現在、土肥温泉旅館協同組合に勤めておられて、この2月で退職されるというふうに向っております。

6ページ、3人目でございます。柏久保の遠藤護氏でございます。年齢は57歳、現在、行政書士、土地家屋調査士を行っておりまして、旧修善寺町時代に1期、14年から16年、この

固定資産の委員会委員を務めていただいたという経歴でございます。

7ページ、伊豆市原保の海老名秀一氏、57歳でございます。会社員ということで、現在、株式会社イズラシに出向されているということでございます。

4名ともに固定資産税の状況に詳しく、納税者として公正中立な立場で、委員として適任であるということから選任いたしまして、同意を求めるものであります。

なお、任期でございますが、3年でございます、19年5月11日から22年5月10日までの3年間ということになります。よろしくご同意くださいますようお願いいたします。

以上、補足説明を終わります。

議長（堀江昭二君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堀江昭二君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号 伊豆市固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立全員。

よって、議案第2号はこれに同意することに決定いたしました。

#### 議案第3号～議案第8号の上程、説明

議長（堀江昭二君） 日程第7、議案第3号 平成18年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）についてから、日程第12、議案第8号 平成18年度伊豆市昭和の森会館事業特別会計補正予算（第2回）についてまでの6議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第3号 平成18年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）についてから、議案第8号 平成18年度昭和の森会館事業特別会計補正予算（第2回）についての6

議案の提案理由を申し上げます。

一般会計は、今回が4回目の補正となり、年度末を迎えて、新年度予算との整合性も図りながら最終調整をしたものであり、1億2,700万円を減額する内容となっております。

各特別会計においても最終調整をしたもので、国民健康保険特別会計の後期高齢者医療制度改正に伴うシステム改修事業及び昭和の森会館事業特別会計の売店材料費による追加はあるものの、その他の特別会計については減額となっております。

また、天城北道路アクセス道整備工事等について、年度内施行が不可能なものは繰り越し措置を行いました。

各会計の補正の詳細につきましては、担当部長より説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（堀江昭二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

議案第3号について、企画部長。

〔企画部長 渡邊玉次君登壇〕

企画部長（渡邊玉次君） それでは、伊豆市一般会計補正予算（第4回）につきまして、補足説明をさせていただきます。

歳入歳出のそれぞれを1億2,750万円減額いたしまして、総額157億3,840万円とさせていただきますというものでございます。

9ページをお開きいただきたいと思います。

まず、市税でございますが、市民税につきましては、伸びを4,000万円ほど見込んでございます。それから、その下の固定資産税でございますが、滞納収納分ということで3,700万円の増額補正をお願いするというものでございます。

続きまして、15款2項国庫補助金でございますが、これにつきましては、後期高齢者医療制度の準備補助ということで440万円、それから保育所運営費負担金の追加ということで250万6,000円を補正させていただくというものでございます。

続きまして、その下の県補助金でございますが、県補助金につきましては、合併交付金事業費の精算に伴う減額が主でございます。2,673万3,000円の減ということでございます。

続きまして、基金繰り入れでございます。19款2目でございます。これにつきましては、歳出予算額の調整及び市税収入の伸びに伴う基金繰り入れ金の減額ということでございます。その内訳としまして、財政調整基金1,140万円の減、社会基盤整備基金8,500万円の減、それから地域福祉基金7,300万円の減ということでございます。

なお、社会基盤整備につきましては、財産取得分の中伊豆八幡グラウンド用地取得分について これは4,100万円でございますが に充当して、それ以外は一般財源にて振りかえるというものでございます。

続きまして、21款諸収入でございますが、これは施設収入の減ということで、事業費調整に伴う増減、これらが主になっております。

続きまして、10ページの歳出でございます。

議会費でございますが、議員報酬2%の削減分及び議員1名減に伴います調整でございます。

それから、総務費でございます。新エネ経費、コミュニティ補助等、企画費の減でございます。

民生費でございますが、高齢者福祉費で957万円の減、それから国保特別会計等3事業への繰り出しにつきまして2,039万5,000円の減ということでございます。

続きまして、衛生費でございます。衛生費の1目でございますが、後期高齢者医療制度の広域連合移行に伴うシステム改修、これにおいて2,534万7,000円の増額となっております。これは、後ほど繰り越しの方でもご説明させていただきたいと思っております。

続きまして、2項の清掃費でございますが、合併浄化槽の補助1,628万7,000円の減、それから塵芥処理事業費の精算に伴いまして1,065万1,000円の減というふうになってございます。

続きまして、農林水産業費でございます。農業基盤整備関連で1,007万5,000円の減、それから農業振興等事業費の調整におきまして、農林業関係ではトータルで2,232万9,000円の減ということになっております。

続きまして、商工費でございます。観光施設の維持管理経費の精算に伴う減額ということでございまして、959万円の減ということでございます。

それから、土木費でございます。まず、1項の土木管理費でございますが、道路台帳統合整備、これが600万円の減、それから2項道路橋梁費でございますが、市道の改良に伴う補償費の追加及び天北道路アクセス道路における用地費等の事業費調整によるものでございます。それから、5項の港湾費でございますが、土肥港まちづくり計画が598万円の減ということでございます。それから、6項の都市計画費でございますが、地籍調査等事業費の調整において480万円ほどの減になっております。

続きまして、教育費でございます。教職員健康診断の減額ということで129万1,000円ほどの減、それから文化財事業等の事業費調整で136万円の減、それから、保健体育費になりますが、学校給食事業費の調整で460万円の減ということでございます。

続きまして、繰越明許費、2表、11ページをお開きいただきたいと思います。

まず、民生費でございますが、中伊豆地区の特別養護老人ホームの建設補助、これは発注時期のおくれに伴いまして繰り越しをさせていただきたいというもので、5,214万8,000円を繰越明許させていただきたいというものでございます。

続きまして、衛生費、これは先ほども申し上げましたように、後期高齢者医療制度システム改修事業というものでございまして、これは国の2月補正予算措置に伴うということでございまして、これを繰り越しをさせていただきたいということでございます。

土木費関係でございますが、市道上和田線、これにつきましては、現在税務署との協議を  
やっておるわけですが、この税務署協議におくれが生じておりました、予算繰り越しをさせ  
ていただきたいということでございます。それから、市道大平本柿木線の改良工事ござい  
ますが、これにつきましては、渇水時期に橋梁工事を実施するための繰り越しということ  
でございます。それから、天城北道路アクセス道路整備でございますが、これにつきましては、  
国交省の工事に関連した事業繰り越しというものでございます。それから、修善寺駅前地区  
交通環境整備事業でございます。これは歩道用地の交渉の遅延によるものでございます。

それから、最後に災害復旧費でございますが、大下用水復旧工事、これは関連災害復旧工  
事に伴います繰り越しということでございます。

以上が補正予算の関連でございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 続いて、議案第4号と議案第5号について、市民環境部長。

〔市民環境部長 福室恵治君登壇〕

市民環境部長（福室恵治君） 議案第4号 平成18年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予  
算（第2回）につきまして、概要を説明させていただきます。

歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ3,842万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれ  
ぞれ40億4,313万8,000円とするものでございます。

それでは、歳入の43ページをお願いいたします。

まず、歳入についてでございますが、被保険者数の増減によるほか、特に退職被保険者等  
の国民健康保険税の増額が予想されることから、1款国民健康保険税の増額計上をしたほか、  
第3款の国庫支出金は、事業に要する経費の負担額の確定見込み等による減額に合わせ減額  
計上をしたものでございます。

また、退職者分の医療費の増加が見込まれることから、当初予算では増額計上したわけ  
でございますが、人数がふえた割には、当初計画の医療給付費見込額以下での推移が予想され  
ることから、4款の医療給付費等交付金を減額計上いたしました。したがって、ここで  
9款の繰越金を精算し、補正計上したものでございます。

44ページをお願いいたします。

次に、歳出ですが、2款保険給付費につきましては、医療諸費及び高額療養費ともに退職  
被保険者等に係る費用が、幸いなことにも当初見積もりに達しないことが見込まれることか  
ら、これを減額修正すべく計上したものでございます。

3款老人保健拠出金は、国保連合会からの拠出金確定の精算によるもので、特に医療費の  
減によるものでございます。

5款共同事業拠出金は、保険財政共同安定化事業拠出金の拠出額の確定が見込まれること  
から、精算し減額をしたものでございます。特に、30万円から80万円に係る高額医療費の減  
によるものであります。

7款基金積立金ですが、剰余金予定額の1億5,469万5,000円を積み立てるべく計上をしたものでございます。

次に、45ページ、第2表繰越明許費ですが、国民健康保険税システム改修に係る事業で、本補正予算に歳入及び歳出について計上したわけですが、厚生労働省の指示もあることから、これの事業実施を翌年度に繰り越すべく計上をいたしました。本事業は、平成20年度より実施を予定している後期高齢者医療制度の創設に伴いまして生じるところの、例えば75歳到達時の資格喪失に係るシステムの変更等の改修によるものであります。

なお、事業を翌年度に繰り越すことによる事務の混乱等はありません。本事業の総額は349万7,000円で国庫補助は、250万円を計上しているものでございます。

次に、平成18年度伊豆市老人保健特別会計補正予算（第3回）について、概要を申し上げます。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1億3,382万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億9,384万7,000円とする補正でございます。

62ページの歳入予算ですが、それぞれ歳出予算の医療給付費及び医療費支給額が当初見積もり額を下回ったことにより、その実績に応じまして、それぞれ歳入の減額を計上したものでございます。

次に、歳出予算ですが、本年の3月から11月診療分の診療支払い見込額を勘案いたしまして、減額をすべく補正計上をしたものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

議長（堀江昭二君） 続いて、議案第6号について、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 内田政廣君登壇〕

健康福祉部長（内田政廣君） それでは、議案第6号 平成18年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第3回）について説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ833万5,000円を減額し、総額を25億9,852万2,000円とするものでございます。介護保険システムの改修、それから地域支援事業費の調整とそれに関連する財源の補正でございます。

70ページをお開きいただきたいと思います。

繰越明許費でございます。介護保険制度改正に伴うシステム改修事業としまして346万5,000円でございますけれども、平成20年度4月から行われます医療制度改革によりまして、後期高齢者医療の保険料の特別徴収事務を介護保険が取りまとめるということになりまして、18年度の国庫補助金の内示がございましたので、このシステム改修を行うものですが、これが間に合いませんので、来年に繰り越すものでございます。

73ページをお開きいただきます。

歳入についてでございます。

3款2項4目の介護保険システム改修事業補助金95万4,000円となっております。



次のページ、7款1項4目の事務費繰入金251万1,000円、これが先ほどのシステム改修の財源となっております。

そのほかの歳入の補正につきましては、地域支援事業の減額に伴う、それぞれの負担割合に基づいて計上するものでございます。

歳出といたしまして、77ページをお開きいただきます。

1款総務費、1項1目一般管理費、委託料346万5,000円、これが先ほどの介護保険システム改修の委託料をお願いするものです。

それから、4款1項1目介護予防事業費、特定高齢者施策事業費871万7,000円の減、それから、次のページの任意事業費365万8,000円の減は、実績の見込みにより減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（堀江昭二君） 続いて、議案第7号について、上下水道部長。

〔上下水道部長 水口信夫君登壇〕

上下水道部長（水口信夫君） ご説明申し上げます。

80ページになります。

下水道事業特別会計補正予算（第3回）になります。既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ619万円を減額し、17億2,238万5,000円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

まず、国庫補助金でございます。少額ですが1万円の増額となっておりますが、これは国庫補助金の確定によるものでございます。

次に、繰越金でございます。1,250万円の増額となっておりますが、地方債の確定によります財源振りかえということでございます。

10款市債でございますが、1,870万円の減額となっておりますが、事業費の確定による減額となっております。

次に、歳出でございます。

1項下水道建設費でございます。659万円の減額でございますが、これは中伊豆の上地区、柳瀬、梅木、宮上地区管渠工事に伴う河川協議遅延による減額ということになっております。

それから、下水道管理費40万円の増額でございますが、木立野中継ポンプ場、汚水ポンプ点検整備精算見込みによる増額ということでございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 続いて、議案第8号について、観光経済部参事。

〔観光経済部参事 伊郷哲郎君登壇〕

観光経済部参事（伊郷哲郎君） それでは、議案第8号 平成18年度伊豆市昭和の森会館事業特別会計補正予算（第2回）につきまして細部の説明をさせていただきます。

88ページからお願いいたします。

予算総額に歳入歳出それぞれ130万円を増額しまして、総額を5,730万円とさせていただくものでございます。今回の補正につきましては、河津桜等の観光客の増加を想定いたしまして、売店材料費130万円を増額するものでございます。財源につきましては、繰越金80万円、それから売店収入の50万円を充てるものでございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 以上で、平成18年度補正予算の提案理由及び補足説明を終わります。

これで休憩をとりたいと思います。40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時40分

議長（堀江昭二君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

#### 議案第9号～議案第22号の上程、説明

議長（堀江昭二君） 日程第13、議案第9号 平成19年度伊豆市一般会計予算から日程第26、議案第22号 平成19年度伊豆市温泉事業特別会計予算についてまでの14議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第9号から議案第22号までの平成19年度当初予算について、提案理由を申し上げます。

我が国の経済は、消費に弱さが見られるものの、企業部門の好調さが雇用や所得環境の改善を通じて家計部門へ波及し、回復基調が続いています。平成19年度についても、企業・家計部門ともに改善が続き、改革の加速度・深化と、政府と日本銀行が一体となった取り組み等により、物価の安定のもとでの自立的、継続的な経済成長が実現すると見込まれます。

こうした中、地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が大幅に増加するものの、公債費が高い水準で推移することや社会保障関係費の自然増等により、依然として大幅な財源不足が生じるものと見込まれています。このため、基本方針2006に沿って、国の歳出予算と歩を一にして地方歳出を見直すこととし、定員の純減や給与構造改革等による給与関係経費の抑制や、地方単独事業の抑制を図り、これらを通じて地方財政計画の規模の抑制に努めることにより、財源不足額の圧縮を図る措置がとられました。

歳入の確保については、地方交付税の現行法定率の堅持と一般財源の確保が基本として示されているものの、引き続き行われる地方財政規模削減が前提とされており、さらに税収の伸びに伴う法定率分の増加については、交付税特別会計の借入金返済に充当されることから、

地方交付税の交付額については、今後も非常に厳しい状況が続くものと思われます。

平成19年度の予算編成に当たっては、このような現状を踏まえ、財政の健全化の確保に留意しつつ、安全・安心なまちづくりのための予算や合併事業予算の確保、施設運営の効率化などに努めるとともに、増額が続く介護や医療などに確実に対応する予算としました。また、予算の執行に当たっては、施設の管理運営についての統廃合や指定管理者制度などの見直しを進めていく方針です。

歳入予算については、三位一体改革に伴う税源移譲から、市民税が大幅に伸びるものの、交付税などを含めた一般財源の総額では、18年度の決算見込みに対する伸びは見込めないことから、不足する財源補てんとして、5億円財政調整基金からの繰り入れを予定いたしました。

また、平成19年度の地方債については、施設整備の財源など総額17億7,000万円の借入れを予定しており、19年度の償還額を差し引いた借入残高は272億9,200万円となり、平成18年度末に対して8億7,600万円の減少を見込んでいます。

主な歳入では、市税は税源移譲や法人市民税の伸び、徴収率の改善を図ることで、前年度より6億2,800万円多い149億2,800万円を見込みました。また、交付税は、特別交付税において合併経費分の算定期限が切れることや市税収入の伸びから、18年度の交付税見込額より4億800万円少ない45億9,000万円を見込んでいます。

歳出予算については、経常経費の削減対策としまして、職員削減計画に基づき16人の削減を図り、人件費総額では前年度より7,300万円の削減を見込みました。

医療・福祉関係の予算では、介護保険事業において施設の増加や在宅介護支援費の増加などの要因から、前年度より4億9,900万円の増額をし、26億4,900万円を見込んだほか、国民健康保険事業に41億5,100万円の3億3,600万円増、老人保健医療事業に40億700万円の8,500万円減を見込みました。

このほか投資的経費では、地域の自立や活性化につながる基盤整備や生活関連社会資本整備が求められており、下水道整備に5億5,800万円を計上したほか、合併特例債事業で実施している新火葬場整備事業や道路整備事業などを実施し、総事業額ではほぼ前年度並みとなっています。

それぞれの予算の詳細につきましては、各担当部長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上で終わります。

議長（堀江昭二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

最初に、議案第9号と議案第10号について、企画部長。

〔企画部長 渡邊玉次君登壇〕

企画部長（渡邊玉次君） それでは、一般会計の19年度予算につきまして、補足説明をさせ

ていただきます。

歳入歳出の総額を152億1,700万円とさせていただきたいというものでございます。今回の一般会計の予算を作成するに当たりましては、主には生活関連施策、それから民生費関連予算、こういったものの確保に重点を置いたというような状況でございます。

なお、火葬場建設、天北アクセス道路建設事業、こういった政策的な経費、合計で8億4,300万円ほどの計上ということになりました。また、天城給食センターの増築事業、これは1億3,000万円ほどございますが、県の合併交付金を活用してこの事業を実施したいというふうに考えております。

それから、ソフト関連では総合防災訓練、修善寺温泉の開湯1200年祭、それから井上靖生誕100年、こういったものをこの予算の中に盛り込んだということでございます。

それでは、予算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございますが、市税、市民税でございます。これは特別減税の廃止、税源移譲による増、それから法人税収の増というようなことを見込んでおります。総額で5億3,000万円ほど見ておりますが、これらの増によって市税を大幅にアップさせているという状況でございます。前年に比較しますと、この市税だけで6億2,780万円の増というふうになっております。

続きまして、地方譲与税でございます。これにつきましては、皆様も既にご存じかと思いますが、所得譲与税の減、これが大きなものでございます。2億8,800万円、前年に比較しまして減になっております。

続きまして、1の自動車重量譲与税でございます。これにつきましては、いわゆる自動車重量税のおおむね4分の1が譲与されるということになっておりますが、市町村道の延長あるいは面積、こういったものを算出基礎としておりますので、全体的に若干振れるというものでございます。

それから、地方道路譲与税につきましては、おおむね前年並みということで、これは道路譲与税の100分の42が市へ配分ということになっております。見込んでございます。

続きまして、利子割交付金でございますが、これは利子課税に対するもので、利子課税5%のうち3%、それからそれに対して過去3年間の平均ということで、市に交付されるというものでございます。今年度は若干減の450万円減の1,250万円という予算にさせていただきました。

それから、配当割交付金でございますが、個人が納めた株式等の配当課税に対して、63.3%が市町村に来るというものでございます。これも若干、63.3%が振れる場合もございまして、おおむねそれぐらいの額を見込んでございまして、本年度600万円ほどの計上をさせていただきます。

株式譲渡所得割交付金でございますが、株式等の譲渡所得割額64.4%を18年度は見ておりましたが、本年度は63.3%を見込んでございます。これが560万円というものでございます。

続きまして、地方消費税交付金でございます。消費税の100分の25のうちの2分の1を、国調人口等を勘案しまして2分の1を県、それから事業所の従事者数で案分して出されているというものでございまして、これが3億7,940万円、2,040万円の増という見込みでございます。

ゴルフ場利用税交付金でございますが、ゴルフ場利用税の100分の7相当額を市町村に交付するというものでございまして、1億3,400万円というものになっております。

それから、自動車取得税交付金でございますが、これは道路整備事業の財源でございます。自動車取得税のうちのおおむね70%が交付されるというものでございます。これが2億1,900万円、1,500万円の減という見込みでございます。

それから、地方特例交付金でございます。これも先ほど申し上げましたように、税源移譲による減、これは地方特例交付金でございますが、これが8,700万円の減で900万円の予算ということでございます。

それから、2番目の特別交付金でございます。これは新しく創設された制度でございます。減税補てん分に対する交付ということでございます。これは現状では推定でございます。1,210万円の計上をさせていただきました。

それから、地方交付税でございますが、地方交付税につきましては、普通交付税、特別交付税それぞれでございますが、合計で45億9,000万円、内訳としますと、普通交付税が40億8,000万円、特別交付税が5億1,000万円という計上をさせていただきました。かなりこれも満額に近い金額とさせていただきます。

それから、12でございますが、交通安全対策特別交付金、これは18年度の実績を参考に交通事故件数、こういったものを基本にされて交付されるものでございますが、1,000万円を計上させていただきました。

13款の分担金及び負担金でございますが、主なものとしますと、保育園の保育料1億1,120万円、それから給食費負担1億3,720万6,000円を計上してございます。

続きまして、3ページの使用料及び手数料でございますが、市営住宅の使用料、それから幼稚園の使用料、こういったものが主なものでございます。ちなみに、市営住宅の使用料が6,970万円ほど、幼稚園の使用料が1,260万円、それから戸籍証明の手数料で1,800万円というようなものが主なものになっております。

国庫支出金でございますが、2の国庫補助金、これは合併補助金が1億円の減、それから天北関連の、これはアクセス関連でございますが、2億460万円の減というのが主なものになっております。

続きまして、県支出金でございます。1の負担金でございますが、障害者自立支援に対する負担金ということで7,300万円の増が主なものでございます。2の県補助金でございますが、合併補助で4,100万円、それから農林関係補助金3,500万円、そういったものが増になっておるものでございます。3番の委託金は、徴収事務委託、それから選挙委託、それぞれ合

わせまして9,100万円の増を見込んでおります。

それから、17の財産収入でございますが、普通財産、山林原野、温泉貸し付けが決算見込み上伸びております。そういったことを踏まえまして、524万7,000円ほど増の2,523万円という数字を計上させていただきました。

続きまして、19の繰入金でございます。これは先ほど市長も申し上げましたように、財政調整基金より5億円、それから斎場基金7,900万円、昭和の森会計の基金より450万円ということで、総額を5億8,350万円にさせていただきましたものですから、前年に比較しますと4億9,550万円の減という状況になっております。

繰越金でございます。前年度の繰越金が2億1,700万円に対しまして、本年度2億2,570万円ということで、1億1,480万円の減額になっております。この繰越金の中には、昭和の森会計を一般会計化するということから、その剰余金であります400万円もこの中に計上してございます。

それから、21款諸収入でございますが、5の雑入です。これは自治振興協会の配分金が前年度8,600万円ほどございました。これの減が大きな要因でございます。基本的には、これは災害等において交付されるということだったものですから、今年度はその基金からの配分はございませんので、8,600万円が減と、これが大きなものになっております。

歳入の総額でございますが、152億1,700万円ということで、前年に比較しまして2億6,000万円の減ということになりました。

皆様方のお手元にもお配りしたと思っておりますが、いわゆる性質別に見た一覧表がございまして、この中におきます自主財源というのがおおむね42%、それから依存財源が58%というのが伊豆市の状況でございます。

続きまして、歳出でございます。

まず、2の総務費でございますが、総務管理費中、天城温泉会館の繰り出し分が4,170万円、これを商工費へ組み替えたというのが一つの要因でございます。それから、職員給与費で5,000万円の減を見込んでございます。

そして、4番目の選挙費でございますが、県議会、参議院、財産区選挙の増がございまして、これが5,000万円ほどの増額になっているということでございます。総務費におきましては、前年に比較しまして1億2,754万5,000円ほどの減額という予算になっております。

続きまして、民生費でございますが、民生費につきましては1,780万4,000円の増額の状況になっております。介護予防計画、在宅介護支援センター業務委託、これが5,330万円の減、中伊豆特養建設補助7,300万円の減、介護保険繰出金7,930万円の増、こういったものが主な内容になっております。

それから、2の方の児童福祉費でございますが、児童手当関係で1,400万円の増、それから熊坂保育園の耐震改修6,770万円が増ということでございまして、児童福祉費においては8,692万5,000円の増額になっております。

続きまして、4の衛生費でございます。衛生費につきましては、総額で2億2,442万1,000円の増額で、18億8,006万1,000円の予算の計上でございます。

1の保健衛生費でございますが、火葬場建設費2億3,300万円の増、それから健康づくり推進事業3,000万円の増といったものが主なものでございます。

続いて、2の清掃費でございますが、一般廃棄物収集運搬業務委託4,300万円の増、それから広域処理施設整備事業費1,400万円増、こういったものが主なものになっております。

続きまして、6の農林水産業費でございます。農林水産業費につきましては、1億6,892万5,000円の減額になっておりまして、5億7,107万3,000円の予算計上でございます。この中で、3番の水産業費が1億4,162万8,000円ほど減額になりましたが、これは公共漁港整備の、これは八木沢地区なんです、これの1億4,000万円の減が大きな要因でございます。

続きまして、商工費でございます。これにつきましては、万天の湯の関係で1,900万円の増、それから昭和の森会館の3,800万円の増、自然公園1,400万円の増、こういったものが主な要因で、商工費につきましては1億8,055万5,000円の増額というような形、前年に比較しましてなっているというものでございます。

それから、土木費でございますが、道路台帳整備の完了によりまして、1の土木管理費については1億5,650万円ほどの減、これが大きな内容になっております。それから2の天北アクセス関連工事でございますが、延伸、要するに工事の延びによりまして、3億7,140万円の減と。市道新設改良事業につきましては、1億5,660万円の増額というような状況になっております。

3の河川費でございますが、河川改修において9,000万円を計上させてもらっております。

それから、4の砂防費でございますが、砂防費のうち、急傾斜地対策に1,800万円の計上をさせてもらっております。

それから、6の都市計画費でございますが、都市計画区域の見直し調査として300万円、国土調査事業の業務委託に対して3,300万円の計上をさせていただいております。

それから、ちょっとすみません、戻りますが、商工費の中で天城ふるさと広場の関係で1,900万円の繰り出し、それから今年度より観光協会及び商工会への補助につきましては、ある程度一括的に支払いをした方がいいと、補助した方がいいということから、イベント事業等を含む一括補助金というふうな形をとらせていただきました。

それでは、9番の消防費でございますが、消防費につきましては、先ほども申し上げましたように、総合防災訓練において3,300万円、それから田方地区消防関係の負担金、これが4,300万円の減、防災訓練については3,370万円を計上させていただいております。

続きまして、教育費でございます。

これにつきましては、2の小学校費の中に東小の体育館があったわけでございますが、1億6,770万円が減になっております。それから、湯小の体育館6,750万円のこれも減になっております。これが主な要因かと思えます。

3番、中学校費でございますが、今年度、土肥中の耐震工事1億3,900万円を見込んでございます。

それから、6の保健体育費、これにつきましては、先ほども申し上げました天城給食センターの改修に1億3,000万円ほど計上させていただいてございます。

12の公債費でございますが、元金が19億11万円、それから利子につきましては、2億9,700万円ということで、21億9,711万円ということでございます。前年に比較しますと、1,265万円の増ということでございます。

歳出の合計につきましては、先ほど歳入でも申し上げましたように、2億6,000万円の減という状況になっております。

ここで、一般会計の歳出予算の性質別の前年度との比較をちょっとさせていただきたいと思っております。

人件費につきましては、一般会計ベースでございますが、5,300万円ほどの減、扶助費については4,000万円ほどの増、公債費につきましては、先ほど言いましたように1,200万円ほどの増額になると。それから、物件費でございますが1億2,200万円ほどの減額、維持補修費については300万円ほどの増、補助費等については1億9,700万円ほどの減ということで、経常的な経費におきましては、3億1,700万円ほどの減額という形になっております。

なお、投資的な経費につきましては、前年に比較しまして1,157万9,000円ほどの減額という状況でございます。

それでは、6ページをお開きいただきたいと思います。

まず、債務負担行為につきましては、伊豆の国市、伊豆市広域廃棄物処理施設整備事業、生活環境影響調査事務委託負担金として843万3,000円ほど債務負担をさせていただきたいというものが第2表でございます。

第3表の地方債につきましては、前年度と比較しますと、金額的には1億1,090万円ほどの減額になっております。これは、まず漁港施設整備、それから港湾環境整備、小学校施設整備、減収補てん債ということが前年度ございました。これが合わせて1億8,330万円ほど予算計上させていただいたわけですが、今年度は農道整備事業に1,500万円、それから河川整備事業に1,550万円、中学校施設整備事業に5,400万円ということで、8,450万ほどふやしてございますが、トータルでは1億1,090万円ほどの減という状況になります。

これらを勘案しまして、19年度末の公債費の総額は、現状では163億円ほどを予定しております。

なお、基金につきましては、これは財政調整基金でございますが、18年度末で20億円ほどございますので、それらも参考にさせていただければと思います。

続いて、公共用地取得事業特別会計のご説明をさせていただきます。

公共用地事業の特別会計につきましては、本年度の予算を歳入歳出169万円とさせていただきたいというものでございます。



2ページをお開きいただきたいと思います。きょう後ほど駐車場の条例廃止をお願いするわけですが、その際、今までの御幸橋、横瀬駐車場を普通財産として、貸付料収入として当会計に入れたいというものでございます。もともと御幸橋、横瀬駐車場につきましては、この特別会計で購入しているという経緯がございまして、本来ですとこちらに入らなければおかしいという状況がございまして、もともとの経緯は、代替用地としてその用地を取得したわけですが、現状、駐車場として使っているわけです。これらの収入につきましては、貸付契約に基づく財産貸付収入として、こちらの会計に入れるということから、今回169万円の予算になったということでございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 続いて、議案第11号については、土木部長。

〔土木部長 鈴木幸司君登壇〕

土木部長（鈴木幸司君） それでは、天城北道路用地取得特別会計を説明したいと思います。

9ページからになります。よろしく申し上げます。

歳入歳出総額はそれぞれ1億2,798万円ということです。本予算は、平成15年度に旧修善寺町が、また、16年度には伊豆市が天城北道路の用地の先行取得したものを、それぞれ平成16年度、17年度より4年間で市に委託金として納入するものです。なお、平成20年度が最終年次となります。

以上です。

議長（堀江昭二君） 続いて、議案第12号、議案第13号、2議案について、市民環境部長。

〔市民環境部長 福室恵治君登壇〕

市民環境部長（福室恵治君） 議案第12号、国民健康保険特別会計予算の概要を説明いたします。

18ページをお願いいたします。

歳入のうち、1款国民健康保険税ですが、被保険者数が多少減少しますが、対前年度比の101.9%を計上したところでございます。全県下的に見まして、我が保険税の位置といたしましては、21市中、低い方から見まして一番低いのが熱海市でございまして、その次に位置をしているということでございます。

次に、4款療養給付費等交付金は、前年度に引き続きまして医療費の増額が見込まれることから、これを増額計上したものでございます。

6款共同事業交付金ですが、保険財政共同安定化事業が18年度に創設されていることに伴いまして、歳入歳出それぞれ大幅な増額計上を行ったものでございます。

次に、19ページの歳出でございます。

2款保険給付費について、医療費の増額が見込まれることから、対前年度比103.6%の増額を見込んだものでございます。

6款保健事業費につきましては、医療費抑制の観点から、各種事業を実施しているわけで

ございますが、特に人間ドッグの受診見込み数が計画どおりに見込めないということから、これを勘案しまして、対前年度比の84.3%を見込んだものでございます。全体事業につきましては、訪問・健康相談事業等6事業を中心に事業実施すべく計画し、計上をしたものでございます。

次に、議案第13号の老人特会の予算についてご説明をさせていただきます。

50ページをお願いいたします。

まず、歳入ですが、1款支払基金交付金は、14年度からの拠出割合の調整によりまして、拠出金が50%、公費が50%に調整されたことにより減額変更になっておりますので、これにより算出いたしまして、対前年度比の93.8%を計上したものでございます。

一方で、2款国庫支出金につきましては、負担率の増に改正されておりますので、これによりまして102.8%の増額を計上いたしました。

同様に、3款県支出金及び4款繰入金も増額となったことから、それぞれ増額計上をいたしましたものでございます。

次に、歳出ですが、1款医療諸費は、対象者の微減もあり、対前年度比97.9%を計上したものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

議長（堀江昭二君） 続いて、議案第14号については、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 内田政廣君登壇〕

健康福祉部長（内田政廣君） それでは、議案第14号 平成19年度伊豆市介護保険特別会計予算について補足説明をいたします。

61ページ以降でございます。

歳入歳出の総額それぞれ26億4,890万円で、前年に対しまして3億3,320万円の増額、前年度比114.4%となっております。これは、介護給付費と地域支援事業費の増加が原因でございます。

65ページをお開きいただきます。事項別明細の総括で説明をさせていただきます。

まず、歳入につきましてでございます。

1款保険料4億1,995万円、1,403万4,000円の増で、3.5%の増額を見込んでおります。保険料の基準月額3,400円で、被保険者数を1万697人と見込んでおります。

3款国庫支出金6億2,228万円、4款支払基金交付金7億8,442万9,000円、5款県支出金3億7,345万6,000円、これらは介護給付費等の法定割合に基づきまして、それぞれ算出いたしました。

7款繰入金は4億1,026万1,000円で、6,637万7,000円の増額でございます。介護給付費と地域支援事業に係る市からの繰り入れの増によるものでございます。

次に、歳出でございます。

1款の総務費4,055万8,000円で、270万1,000円の増でございます。

それから、2款保険給付費は25億230万円で、3億1,201万7,000円の増額で、前年度比114.2%となっております。居宅介護サービス費の増と、特養中伊豆、北狩野ケアセンター等の利用を見込んだことによりまして、大幅な増額となっております。

4款地域支援事業費1億259万2,000円で、3,292万8,000円の増額でございます。介護予防が必要な人や、要支援1、2の人に対するケアマネジメント事業を行う地域包括支援センター、これを充実いたします。

5款基金積立金1,000円は、介護保険事業計画の2年目でございます。保険料の積み立てではなくて、科目設置のみでございます。

以上で説明を終わります。

議長（堀江昭二君） 続いて、議案第15号から議案第17号まで、議案第21号と議案第22号の5議案について、上下水道部長。

〔上下水道部長 水口信夫君登壇〕

上下水道部長（水口信夫君） それでは、所管の5議案につきましてご説明を申し上げます。まず、簡易水道事業でございます。

99ページになります。

19年度の予算の総額でございますが、6,382万円と定めるものでございます。これは対前年1,768万円、率にいたしますと21.7%の減額となっております。原因といたしましては、佐野簡水の配水池設置工事の竣工によるものでございます。

100ページをお願いしたいと思います。

主な収入でございますが、2款使用料、3款繰入金、それから6款市債ということになります。使用料は簡易水道の使用料、それから繰入金につきましては、一般会計の繰入金でございます。起債の元利金、それから職員の人件費2名分、これらの補てんをお願いしているものでございます。

それから、市債でございますが、この850万円につきましては、上船原の簡易水道配水管布設替工事に充当するものでございます。充当率は、工事費の100%ということになっております。

次に、歳出でございます。

まず、総務費でございます。これは総務管理費ということで1,632万1,000円の計上になっておりますが、人件費、それから需用費等の事務的経費になっております。

2款簡易水道事業費でございますが、3,709万6,000円の計上となっておりますが、ポンプ施設の電気料、それから水質検査、滅菌設備、ろ過設備の点検料、工事請負費等々の、要するに事業費ということになります。

3款公債費でございますが、これは長期債の償還元利金となっております。

次に、121ページをお願いしたいと思います。

下水道事業特別会計でございます。

歳入歳出予算の総額でございますが、17億4,150万円と定めるものでございます。これは対前年1,975万円、約1%の微増となっております。

次のページをお願いしたいと思います。

まず、分担金及び負担金でございます。1款でございますが、分担金に関しましては、特定環境保全公共下水道の受益者分担金、負担金に関しましては、公共下水道の受益者負担金でございます。それぞれの根拠法令は、分担金につきましては自治法の224条、負担金に関しましては都計法の75条ということになっております。

2款使用料及び手数料でございますが、これは下水道の使用料でございます。

3款国庫支出金でございます。国庫補助金で公共下水道に1,000万円、特定環境保全に1億6,500万円、それぞれ補助率は2分の1ということになっております。

県支出金でございます。これは特定環境保全公共下水道、市負担の2分の1以内と、なお、県の予算の定める範囲ということになっております。400万円を見込んでございます。

次に、繰入金でございます。一般会計繰入金でございますが、建設維持管理の充当分といたしまして1億5,945万2,000円、それから起債の償還充当分といたしまして7億8,317万8,000円、9億4,263万円ということになっております。

基金繰入金でございますが、これは旧土肥町、それから旧天城湯ヶ島町に基金がございます。それぞれの地域の工事に充当しておりますが、まず、土肥に関しましては、処理場の機械更新の実施設計分といたしまして112万円、天城地区に関しましては、低宅地のポンプ設置分といたしまして1,800万円を計上してございます。

8款繰越金でございますが、前年度からの繰越金を見込んでございます。

次に、市債になります。10款でございます。2億4,100万円の計上となっておりますが、まず、都市計画区域に施行する公共下水道といたしまして900万円、充当率は補助残の90%ということになっております。それから、修善寺町で行っております流域関連の処理場への負担金でございます。2,060万円、これは充当率は負担金の100%ということになっております。

それから、特定環境保全でございますが、補助対象分に関しましては、補助残の90%ということで1億4,490万円、それから単独分は市負担の95%ということになっております。6,650万円、計2億4,100万円を計上してございます。

次に、123ページ、歳出でございます。

まず、1款事業費でございますが、下水道建設費でございます。5億5,755万1,000円の計上となっておりますが、公共下水道事業、これに関しましては修善寺地区になりますが、2,636万5,000円、それから単独事業費、これが伊豆市全体になります。5,750万円、流域下水道2,069万7,000円、特定環境保全公共下水道の管渠の関係に4億3,038万9,000円、それから特定環境保全公共下水道、処理場の関係に2,260万円、合計で5億5,755万1,000円を計上してございます。

2項下水道管理費でございますが、処理場の管理費、管渠管理費、それぞれで3億9,977万円。

2款公債費に関しましては、長期債の償還元利金で7億8,317万8,000円の計上となっております。

次に、157ページをお願いしたいと思います。

農業集落排水事業特別会計でございます。歳入歳出それぞれ1億1,380万円と定めるものでございます。これは対前年550万円、約4.6%の減額となっております。減額の理由といたしますと、資金の償還補給金、これは農林漁業近代化資金の補給金でございますが、この減少、それから、冷川、加殿、吉奈、この3施設の汚泥処理費を管理費に含めたことによる減額となっております。

158ページをお願いしたいと思います。

まず、歳入の主なものは、2款下水道使用料、それから3款繰入金、これは一般会計からの繰入金でございますが、起債償還分といたしまして6,179万円、施設維持管理充当分として2,252万円ということになっております。

歳出でございますが、まず総務費、これの業務費でございますが、4,954万4,000円の計上となっておりますが、これは要は使用料の賦課徴収、それから加殿、門野原の農林漁業資金の地元借入金利子の補給金、中伊豆地区の接続資金の貸付金、それから処理場管理費等で4,954万4,000円の計上となっております。

3款公債費でございますが、これは長期債の償還金の償還元利金となっております。

次に、233ページをお願いしたいと思います。

伊豆市の上水道事業会計でございます。

まず、2条でございます。給水戸数1万3,420戸、年間給水量571万7,000立米。

それから、(4)の主な建設改良事業でございますが、まず古川の送・配水管、それから天城北道路関連、月ヶ瀬の配水管、大京の送配水管、それから下水道関連工事といたしまして、中伊豆地区の梅木、宮上、柳瀬地区、それから修善寺の紙谷、牧之郷地区、これらの工事を予定しております。

それから、土肥、小土肥の配水管布設替工事でございますが、これは土肥地区の漏水対策と出口平石線ですか、道路改良の関連工事ということで、主な建設事業となっております。

次に、3条の収支でございますが、営業収益5億8,453万3,000円、これに関しましては、給水収益でございます。それから、営業外収益834万2,000円は、一般会計からの補助金ということで、起債償還利子のおおむね10%の補てんをお願いしてございます。

次に、支出でございますが、営業費用が4億9,002万6,000円でございます。これは検針員の賃金、各施設の清掃点検、それから人件費、施設の修繕費、動力費等で4億9,002万6,000円ということになっております。

営業外費用でございますが、9,207万9,000円、これは企業債の償還利息と消費税というこ

とになります。

次のページをお願いしたいと思います。

まず、4条でございます。収入は3,350万円でございますが、下水道関連工事による一般会計からの出資金、それから湯ヶ島地区の水力発電の交付金で3,350万円ということになっております。

次に、歳出でございますが、建設改良費に2億2,198万7,000円、これは人件費を2名見ておりますが、第2条に掲げました主な工事等でございます。

それから、2項企業債償還金9,407万7,000円、これは元金の分でございます。

次に、247ページをお願いしたいと思います。

温泉事業特別会計でございます。

まず、給湯戸数でございますが、3地区ございまして合計320戸、それから給湯量でございますが、152万201立米ということになります。

主な建設改良事業でございますが、土肥温泉の集湯施設の改良工事、これは中村のポンプ場になります。それから土肥の平野地区の配湯管、中浜地区の配湯管、三脈源泉の集湯管、それから温泉水中ポンプの入れかえ、これは緊急修繕対応ということになります。それから、土肥温泉の集湯施設の改良工事管理業務ということになっております。

3条収入でございますが、まず1項の営業収益7,410万8,000円でございますが、温泉使用料金でございます。

3条支出でございますが、営業費用7,024万円でございますが、これは水質検査、それから三脈源泉に昔からPCBの廃棄物ということでコンデンサーが2台ございます。これの処理業務、それから借地料、各源泉の動力費、人件費、減価償却費等が主な支出となっております。

営業外費用でございますが、72万円に関しましては、消費税ということでございます。

次のページをお願いしたいと思います。

4条収入でございます。150万円見込んでおります。これは中村地区の県施行の急傾斜地の対策工事に伴う集湯管の移設でございますが、18年度分の一部、全体で300万円ございましたが、半分を再計上ということになります。この理由といたしましては、この急傾斜地工事が工期延長いたしまして、竣工が5月末ということでございます。企業会計3月末が決算ということになりますので、翌年へ再計上という形になりました。

支出でございますが、まず建設改良費1億920万円でございますが、2条に掲げます工事、それからその他の漏湯等の工事で1億920万円ということになります。

それから、固定資産購入費でございますが、110万円の計上でございます。これはやはり緊急入れかえの予備の水中ポンプの購入費ということで、1台分を計上したものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（堀江昭二君） 続いて、議案第18号から議案第20号までの3議案について、観光経済部参事。

〔観光経済部参事 伊郷哲郎君登壇〕

観光経済部参事（伊郷哲郎君） それでは、伊豆市湯の国会館事業、天城温泉会館事業、ふるさと広場事業特別会計の説明をさせていただきます。

まず、伊豆市湯の国会館事業特別会計の説明でございますが、175ページをお願いいたします。

本年度の歳入歳出の予算総額を8,747万円とするものでございます。前年に比較しますと、333万円の減という状況でございます。

179ページ、歳入でございますが、主なものは、第1款使用料及び手数料でございます。入館者を7万5,300人と見込んでおります。4,314万6,000円の入館料を予定しております。

第2款繰入金でございますが、修繕に伴う基金繰り入れを800万円予定しております。

また、4款諸収入でございますが、レストラン、それから売店の収入を見込んでございます。

182ページ、歳出でございますが、第1款総務費、前年度比218万円増の6,694万1,000円でございます。職員の給与費、温泉施設の維持管理費が主なものでございまして、特に今年度はボイラーの取り替え工事800万円を予定してございます。これは、歳入のところで申しました基金繰り入れでの対応ということでさせていただきます。

第2款事業費ですが、レストラン、売店関係の経費でございまして、前年度比532万円減の2,004万8,000円を見込んでございます。

続きまして、伊豆市天城温泉会館事業特別会計でございます。

195ページをお願いしたいと思います。

歳入歳出予算総額を9,901万円と定めさせていただきました。前年に比較しますと779万円減という状況でございます。

198ページ、歳入でございますが、これの主なものでございますが、第1款使用料及び手数料です。入館者を今年度は4万3,000人と見込んでございまして、会館使用料3,201万円を予定してございます。

第2款一般会計繰入金につきましては、前年比300万円減の4,100万円をお願いしているところでございます。

また、4款諸収入でございますが、レストラン、売店の収入を見込んでございます。前年度比430万円の減ということで、2,190万円を見込んでございます。

202ページ、歳出でございます。

第1款総務費でございますが、前年度比25万1,000円減の7,941万円でございます。職員の給与費、温泉施設の維持管理費が主なものでございまして、第2款事業費ですが、レストラン、売店関係の経費でございます。前年度比731万9,000円減で、1,960万円を見込んでござ

います。

続きまして、伊豆市天城ふるさと広場事業特別会計、213ページをお願いしたいと思います。

ふるさと広場一帯の施設につきまして、一本化し直営として運営していくことになり、条例改正の議案を提出させていただいております。あわせて今後の管理につきましては、指定管理という方向で準備を進めているところでございます。こうしたところで、従来の企業会計方式ではなく、特別会計の方式での予算編成とさせていただきました。

217ページをお願いいたします。歳入の主なものですが、第1款使用料及び手数料、運動施設、山荘、ゴルフ場、天城ドームなどで4,236万円を予定しております。

第2款繰入金でございますが、天城ドームの管理等で一般会計から1,962万円を予定しております。第3款第2項収益事業収入でございますが、レストラン、売店、器具等の貸付収入1,881万円を予定しております。

同じく3項雑入でございますが、今までの企業会計での剰余金等1,650万円を見込んだものでございます。

次に、220ページ、歳出でございます。

第1款総務費でございますが2,597万円で、職員の給与費、18年度までのひらつか天城山荘等の会計の精算金500万円を見込んだものでございます。

第2款事業費でございますが、運動施設、山荘、ゴルフ場、天城ドームなどの維持管理費で7,133万円でございます。山荘及び天城ドームでは、それぞれ1,000万円を修繕を予定しているところでございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 以上で、平成19年度予算の提案理由及び補足説明を終わりました。

次に入りたいわけですがけれども、ちょっと時間の都合で、ここで昼の休憩に入りたいと思います。

再開は1時とします。

休憩 午前 11時44分

再開 午後 1時00分

議長（堀江昭二君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

#### 議案訂正について

議長（堀江昭二君） はじめに、議案の訂正の申し出がありましたので、観光経済部参事。

〔観光経済部参事 伊郷哲郎君登壇〕

観光経済部参事（伊郷哲郎君） それでは議案書の106ページをお願いしたいと思います。



この表題が「平成19年度伊豆市ふるさと広場」になってございますけれど、伊豆市の後に「天城」を入れていただきたいと思います。それから、その下段の同じく「伊豆市のふるさと広場」、「の」をとって「天城」を入れていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それから、もう一つですけれども、特別会計の新年度予算、これをお願いしたいと思います。

これの213ページをお願いします。これにつきましても、「平成19年度伊豆市ふるさと広場」になってございますけれども、この「伊豆市」の後に「天城」を入れていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

すみません、その下も同じように「天城」を追加していただきたいと思います。よろしくをお願いします。「の」をとって「天城」をお願いしたいと思います。

以上です。

#### 議案第23号～議案第34号の上程、説明

議長（堀江昭二君） 日程第27、議案第23号 伊豆市副市長定数条例の制定についてから日程第38、議案第34号 伊豆市立図書館条例の一部改正についてまでの12議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） それでは、議案第23号から議案第34号までの提案理由を申し上げます。1件ずついきます。

議案第23号 伊豆市副市長定数条例の制定について、提案理由を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第129号）により、助役制度が見直されたことから、改正後の地方自治法第161条第2項の規定により、副市長の定数を条例で定めることになりましたので、本条例の制定を提案するものであります。

詳細は、総務部長に説明させます。

次の議案第24号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律により、助役を副市長に、吏員を職員に改め、収入役制度の廃止による収入役の削除、また、監査委員が法定定数になることによる定数規定の削除など、関連する条例9本を改正するものであります。

詳細については、総務部長に説明をさせます。

議案第25号 伊豆市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

公務員の勤務時間等の制度において、休息時間が廃止されることに伴い、休息時間の規定を削除するものであります。

詳細は、総務部長に説明をさせます。

次、議案第26号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

人事院勧告に伴う扶養手当の見直しと、昨年実施した給与改正を再度見直し、職務級に応じた職員給与制度の運用を実施するため、6級制から7級制に給料表を改め、給料調整を実施するものであります。

詳細については、総務部長に説明をさせます。

議案第27号 伊豆市消防団条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

消防団員の定数については、退職報償掛金、公務災害掛金、福祉共済負担金等の算定基礎数値となり、現在の大幅な定員割れの状況から、実団員数を考慮し、定員を見直すものであります。

詳細は、総務部長に説明をさせます。

議案第28号 伊豆市特別会計条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

これまで特別会計として区分しておりました昭和の森会館事業について、施設の維持管理が主な業務であり、収益性を求める事業でないことから、一般会計予算に統合するために条例の一部を改正するものであります。

詳細については、企画部長に説明をさせます。

議案第29号 伊豆市修善寺駐車場条例を廃止する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

修善寺地区御幸橋駐車場及び横瀬駐車場については、旧修善寺町のときに、土地取得特別会計で事業用地として取得した土地を、事業が具体化するまでの間、駐車場として活用している普通財産の位置づけから、修善寺駐車場条例を廃止し、条例による使用料徴収から、他の普通財産の貸し付けと同様に公有財産管理規則に基づき、財産貸付料を公共用地取得特別会計の歳入に改めるものであります。

詳細につきましては、企画部長に説明をさせます。

議案第30号 伊豆市心身障害者小規模授産所条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者について、自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう、必要な訓練等の便宜を供与するとともに、障害者の福祉の増進を図るための一部改正であります。

詳細につきましては、健康福祉部長に説明をさせます。

議案第31号 伊豆市天城ふるさと広場条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

平塚市より、平成19年4月1日をもって引き受ける山荘等を新たに加え、総合複合施設と

しての条例の整備と、指定管理者制度に移行するための一部改正であります。

詳細につきましては、観光経済部参事に説明をさせます。

議案第32号 伊豆市立公園六仙の里条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

公園施設のパターゴルフ場について、人工芝の消耗によりパターゴルフの用に利用できない状態であり、料金を徴収する施設として維持できないため、施設の位置づけと料金表の一部改正をするものであります。

詳細につきましては、観光経済部参事に説明をさせます。

議案第33号 伊豆市都市公園条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

伊豆市都市公園条例の一部を改正し、狩野川記念公園内の運動施設を都市公園条例に取り込み、狩野川記念公園全体に指定管理者制度を導入しようとするものであります。

詳細につきましては、教育委員会事務局長に説明をさせます。

議案第34号 伊豆市立図書館条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

伊豆市立図書館条例の一部を改正し、伊豆市図書館に指定管理者制度を導入できるようにするものであります。今後、伊豆市立図書館に指定管理者制度を検討し、効果が期待できれば導入をしていきたいと考えております。

詳細につきましては、教育委員会事務局長に説明をさせます。

以上、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関しては、補足説明の申し出がありましたので、これを許します。

議案第23号から議案第27号までの5議案について、総務部長。

〔総務部長 平田秀人君登壇〕

総務部長（平田秀人君） それでは、総務に関係します5議案について、補足説明をいたします。

議案書の111ページ、議案第23号をごらんいただきたいと思います。

まず、伊豆市副市長定数条例の制定についての議案でございます。

新たに副市長の定数を定める条例ということで、自治法の規定に基づきまして、副市長の定数を1人とするというものでございます。4月1日から施行ということでございまして、今回地方自治法の改正によりまして、助役制度、それから収入役制度、これらの改正がございました。今回、助役制度の改正につきましては、市町村に助役にかえて副市長を置くこととしまして、副市長の定数につきましては、条例で定める必要があることから、本定数条例の制定を提案するものでございます。

従来の助役と副市長、基本的には変わりませんが、改正点としまして、今回、副市長を置いたという形のものに対しては、いわゆる長を支える企画政策部門の強化、いわゆるトップマネジメントの強化ということを目的としておりまして、市長の権限に属します事務の一部

について、委任を受けてその事務を執行することができるというようなことで、いわゆる権限が強化されたという点が改正部分になろうかと思えます。

また、経過措置という形で、自治法の附則によりまして、現在の助役に関する経過措置ということで、現在の助役につきましては、副市長として選任されたものとみなすということのみなし規定がございます。また、その任期も、助役としての任期の残任期間とするということになります。

以上が議案第23号の説明でございます。

続いて、議案第24号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

これは地方自治法に関係します9本の条例を、ここで一つの改正、一部改正条例で行うものでございます。

新旧対照表をごらんいただきながら説明をさせていただきたいと思えます。

114ページ、まず、伊豆市監査委員条例でございます。

旧法では、今まで監査委員の定数を3人または2人、これを条例で定めるというふうになってございました。そういうことで現在2人ということですが、この改正後には、いわゆる市の法定監査委員定数は2人というふうになっておりますので、この部分については削ると。以下、条項ずれの改正点でございます。

115ページ、伊豆市特別職報酬等審議会条例の一部改正でございます。

この条文は、第2条中に「市長、助役及び収入役」という表記がございました。これが「助役及び収入役」の部分を「副市長」に改めるものでございます。

次のページ、第4条関係でございます。特別職の職員の給与に関する条例でございます。これも1条中、「助役及び収入役」という表現がございました。これを「及び副市長」に改めるというものでございます。

第2条の期末手当及び退職手当、それから第6条の退職手当組合に関する規定を削除した点につきましては、退職手当に関しましては、市町村退職手当組合に負担金を納めて組合が支給するものでありますので、今回、関係する6条、それから2条関係の文言の削除、整理をさせていただくものでございます。

その次の117ページ、第5条関係でございます。伊豆市職員等の旅費に関する条例の一部改正でございます。これも14条中に「助役、収入役」という表記がございます。それから、別表中に「市長、助役、収入役及び教育長」というような文言がございます。これを改めるというものでございます。

119ページ、伊豆市税条例の一部改正でございます。

第2条中におきまして、「市吏員」という形でうたっております。これを「職員」に改めるということでございまして、1項の「徴税吏員」という言葉がございますが、これにつきましては、上位法の地方税法がそのままこの文言を使っておりますので、「徴税吏員」と

という言葉は残るとい形になります。

それから、その次の第7条関係でございます。土肥地区温泉事業運営協議会条例でございます。

第3条の組織中に、「伊豆市助役」というふうになつておられますので、これを「副市長」に改めるものでございます。

第8条関係、特別職の職員等の給与の特例に関する条例ということで、これも「助役」「収入役」となつておられますので、これを「副市長」に改めると。

それから、前段の「18年4月1日」を「19年4月1日」ということで、副市長が19年4月1日からということになりますので、改正をしないと、いわゆる当該期間に副市長がいたということになりますので、ここの部分を変えるということになります。

それから、121ページ、最後でございますが、第9条関係、伊豆市表彰条例でございます。これに第3条で「助役又は収入役」、あるいは第10条で「助役、収入役」というような表現がございます。これを「副市長」に改めるというものでございます。

続きまして、議案第25号 伊豆市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての補足説明をいたします。

昨年7月1日に人事院規則の改正によりまして、国家公務員の休憩、休息時間の見直しが行なわれたところであります。休息時間といひますのは、民間の事務部門ではほとんど普及していない制度だというようなことで、これを廃止することとしたものでございます。

これを受けまして、当市もこの休息時間を廃止するものでございます。現在、午前、午後それぞれ15分の休息時間が設けられておりますが、これを廃止するというものでございまして、これによりまして、始業、終業、この時間については変更はございません。現在8時半始業、それからお昼の45分の休憩、そして17時15分までというような勤務形態で行っておりますが、これについての変更はございません。

次に、124ページ、伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

これも131ページの新旧対照表の方をごらんいただきたいと思います。

給与条例の関係で、今回、改正点2点ほどございます。

1点は、扶養手当の支給額の改定部分でございます。現在、3人目以降の扶養者1人に5,000円という定めがございますが、これを6,000円に引き上げるというものでございます。

2点目の給与の給料表の関係でございます。現在、6級の行政職給料表というのを採用しておるわけですが、これを7級の表を新たにつけ加えるということになります。これにつきましては、前年度給与構造改革によりまして、給与の俸給表の改正が行なわれまして、現在6段階に分かれた6級制の職務に応じた給料表を使っているところであります。今回、この給料表を7級制とするという給料表を導入したいと提案するものであります。

現在、6級制への移行によりまして、同じ級に課長級、課長補佐級、または係長、課長補佐級などが混在するということが、給与構造、職位、職名、職責などが非常にわかりにくく

なっております。今年度、給与の格差是正等を行う上でも、これらの調整が難しくなってきたおるといようなことを踏まえて、今回この給料表の見直しを図るものでございます。

この改正によりまして、代表的な職層、7級を部長級、局長級、6級を課長級、5級を課長補佐級、4級を係長級、3級を主任級、2級を副主任、1級を主事というような7段階にすることによりまして、同一職務同一給を基本とした職位、職務の給与の体系がより明確になるといことと、組織の改善へもつながると思われます。

これによりまして、給与構造の全体的な底上げという形になるわけですが、職員の勤労意欲、これも増すものと思われます。非常に厳しい財政見通しの中で、人件費増につながるのではないかと危惧に対しましては、今回の改正によりまして、直ちにこれが人件費増につながるということではございません。昨年の18年度の給与改定によりまして、給与水準は引き下げられていまして、年代層にもよりますが、中高年者については、給与は据え置かれておりますので、今回の7級制移行による改正を行いましても、直ちに人件費増が生じるというものではございません。今回の改正は、給与水準の確保と組織の明確化を図ることを目的としておるものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

続きまして、議案第27号 伊豆市消防団条例の一部改正についてでございます。

条文の方をごらんいただきたいと思いますが、条例中、定数の「781人」を「730人」に改めるというものでございます。

現在の団員数でございますが、18年度693名というのが現在の団員数でございます。定数との差は88名の減ということになります。合併当初、16年には762名ほどの実数でしたが、年々減少しているという状況でございます。団員の減少、これにつきましては、地域の防災力の低下ということであり、その団員の確保については、消防団、地域ともども努力していただいているところでございますけれども、若年層の減少、勤務形態の多様化など、非常に厳しい状況であります。

本年度、事務事業の見直し、予算編成等の中で、この条例定数によりまして、負担金あるいは掛金が決まるということございまして、実団員とそれから定数との乖離が大きいということによりまして、18年ベースで約176万円ほどの負担増になっているというような状況でございます。こうしたことから、条例定数につきましても、実団員に近づけて弾力的な見直しを図っていきたいということで、今回51名減の730人ということで定数の減をお願いするものでございます。

以上、総務部の関係の補足説明といたします。

議長（堀江昭二君） 続いて、議案第28号、議案第29号については、企画部長。

〔企画部長 渡邊玉次君登壇〕

企画部長（渡邊玉次君） それでは、議案第28号、142ページでございますが、伊豆市特別会計条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

監査委員さんからもたびたびご指摘をいただいている点、それから事業内容が、先ほど市

長が申しましたように、施設の維持管理が主な業務というようなこともございまして、このたび一般会計への組み替えということで、今回この特別会計条例の中身を改正するというものでございます。

143ページの対照表をごらんいただきたいと思いますが、右側の旧、設置の中の「(7) 昭和の森会館事業特別会計」、これを今回削除いたしまして、一般会計で実施するという形をとらせていただきます。

なお、附則にございますように、昭和の森会館財政調整基金条例の一部改正ということで、この基金条例のうち、4条にございます基金の運用について、一般会計歳入歳出予算に計上いたしまして、この基金に編入することができるものとするというふうにさせていただきたいというものでございます。

それから、議案第29号でございます。145ページになります。

これにつきましては、旧修善寺町時代に、将来に備えまして代替用地として取得した財産でございます。それで、すぐにその利用が図れないため、普通財産としての位置づけで、駐車場としての活用をすることと当初はしたわけでございます。合併時、不特定多数の方より使用料を徴収するため、使用料条例をつくりました。しかしながら、本来の土地利用に合わせまして、当該用地を普通財産にして貸し付ける方法とし、今回、廃止条例を提出したものでございます。

なお、具体的には、御幸橋駐車場につきましては、修善寺温泉開湯1200年祭開催に向けた修善寺温泉場内の渋滞緩和、誘客対策ということで、バス駐車場確保のための要望を受けまして、伊豆市観光協会へ用地を貸し付ける 有償貸し付けでございますが 貸し付け、観光協会の運営する駐車場として利用するというふうに考えております。

また、横瀬駐車場は、これまでどおり月決めに加えまして、1日の貸付料の基準も設けまして、市内の個人、団体、法人への使用許可で直営管理するというふうに考えております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 続いて、議案第30号について、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 内田政廣君登壇〕

健康福祉部長（内田政廣君） 146ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第30号 伊豆市中心身障害者小規模授産所条例の一部を改正する条例の詳細説明をいたします。

心身障害者小規模授産所の伊豆市中豆授産所は、障害者自立支援法、これが施行によりまして、県の要綱に基づく小規模授産所でやっておりましたけれども、障害者自立支援法に基づく就労支援施設に移行するため、条例を改正するものでございます。

148ページ、新旧対照表をお開きいただきたいと思っております。

第1条の設置で、伊豆市障害者就労支援施設に改正をいたします。

それから、第4条でございますけれども、利用者でございます。利用者を障害者自立支援

法の支給決定を受けた者として、2項で例外規定を設けまして、現在通所しております人も利用できるようにするということでございます。

第5条の事業でございますけれども、障害者自立支援法に規定する就労継続支援に関することとします。

次ページの第10条でございます。利用料金の納付、これを新設いたしまして、障害者自立支援法に基づいた基準額を指定管理者に支払うことといたします。しかし、第11条で減免規定を設けております。

障害者自立支援法に基づく就労支援施設となりますけれども、従来とほぼ同じように運営し、そして利用者も利用できるようにしたいと考えております。

施行期日は平成19年4月1日からでございます。

以上で説明を終わります。

議長（堀江昭二君） 続いて、議案第31号と議案第32号について、観光経済部参事。

〔観光経済部参事 伊郷哲郎君登壇〕

観光経済部参事（伊郷哲郎君） それでは、議案第31号 伊豆市天城ふるさと広場条例の一部改正につきまして、細部の説明をさせていただきます。

159ページからの参考資料、新旧対照表で説明したいと思います。

大きい第1条の関係でございますが、従来のふるさと広場条例第3条の5施設に、平塚市より事務委託の廃止に伴います山荘、キャンプ場、体育館、それから伊豆市運動施設条例に規定されておりました天城ドーム、屋内練習場及び、ドームの横でございます伊豆市林業加工体験施設条例中の林業加工体験施設の6施設、これを追加いたしまして、11の施設を1つの条例に規定し、管理運営の一体化を図るための条例改正でございます。

使用上の規定、それから使用料等につきましては、従来どおりでございます。また、別表の追加いたしました6施設の利用等につきましても、従前と同じ内容の規定となっております。

続きまして、166ページの新旧対照表の参考資料をお願いいたします。

第2条関係でございます。天城ふるさと広場の全施設につきましては、今年度中に指定管理者制度の運営を考えております。このため、指定管理者による管理の条例となっております。

また、168ページの別表でございますが、「使用料」を「利用料金」に改めます。これは地方自治法の規定によりまして、指定管理者が料金を徴収する場合には、利用料金として徴収することになってございます。

次に、条例中、156ページをお願いしたいと思います。

附則でございますが、第1項の施行期日、これにつきましては、19年4月1日でございます。

第2条の指定管理者の規定は、公布の日から1年1月以内に施行することになっておりま



す。

第2項は、従来の伊豆市林業加工体験施設条例の廃止をする規定でございます。

第6項の運動施設条例の一部改正でございますが、第2条の表中の屋内施設より天城ドーム及び屋内練習場を、別表第2の使用料を削除するものでございます。

続きまして、議案第32号 伊豆市立公園六仙の里条例の一部改正につきまして、細部の説明をさせていただきます。

177ページの参考資料、新旧対照表で説明いたします。

この条例の改正につきましては、パターゴルフ場の老朽化に伴い、第3条第3号のパターゴルフ場の廃止、それから第11条関係の別表パターゴルフ場使用料を削除するものでございます。以前より、このパターゴルフ場の改修を検討してきたわけでございますが、人工芝、それからコースの改修等で1,700万円ほど必要でございます。年間の使用料も70万円程度しか見込めないということ、また、これに管理費も加算されるわけでございます。財政的にも非常に厳しいときですので、廃止の方向で議案の上程をさせていただきました。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 続いて、議案第33号と議案第34号について、教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 山本準次君登壇〕

教育委員会事務局長（山本準次君） 議案第33号 伊豆市都市公園条例の一部改正について説明申し上げます。

都市公園の所管は教育委員会ではありませんけれども、運動施設との関連で説明申し上げます。

都市公園となっている狩野川記念公園は、都市公園法の適用を受けますが、条例では公園部分を都市公園条例で、テニスコートやグラウンド部分などを運動施設条例で定めております。これをテニスコートやグラウンド部分を運動施設条例から抜き、都市公園条例へ加えて一本化し、さらに狩野川記念公園を指定管理者制度へ移行しようとする条例の一部改正です。このほか多少の条文整備をさせていただきます。

議案は179ページですが、182ページの新旧対照表で説明申し上げます。

19条です。指定管理者による管理に、従来の修善寺自然公園に、狩野川記念公園を加えます。

第2項では、業務の範囲をそのまま別表第4に掲げました。別表第4とは、次のページですが、183ページと184ページのちょうど真ん中に掲げてございます。

182ページに戻りまして、第20条、利用料金の納付です。従来、グラウンドを利用する場合は使用料を納付しました。指定管理者制度の導入で、従来の使用料は指定管理者の収入とするため、使用料を利用料金と改めます。この利用料金を別表第4から別表第5にして、184から185ページに掲げてございます。照明施設を除き、料金を従来の2倍にさせていただきますけれども、185ページの備考に、市民または市内の事業所に勤務する者が利用する場合は

2分の1の額になりますとございます。市民レベルでは、従来どおりの金額で利用することができます。

186ページから188ページには、狩野川記念公園のグラウンドやテニスコート、ゲートボール場を除いた運動施設条例の新旧対照表を掲げてございます。この運動施設条例の一部改正は、この都市公園条例の一部を改正する条例の附則第5項でうたわれておるものです。

施行日は、本年10月1日からとなります。

続きまして、議案第34号 伊豆市立図書館条例の一部改正について説明申し上げます。

伊豆市立図書館条例の一部を改正し、伊豆市立図書館に指定管理者制度を導入できるようにするものです。教育機関である図書館に、今後指定管理者制度の導入を慎重に検討し、導入の効果が期待できれば、早期に導入を図りたいと考えています。

議案は189ページですが、190ページの新旧対照表で説明申し上げます。

第4条、閉館日及び開館時間です。これは教育委員会規則にあったものをこちらの条例に移したもので、従来と変わりません。

第5条、6条は繰り下げです。旧条例の第6条、職員は、上位法に基本的な規定がありますので、ここでは削除をいたしました。

191ページです。第9条、指定管理者による管理ですが、第1項で、指定管理者に「図書館の管理に関する業務を行わせることができる」と、できる規定といたしました。

第2項で業務の範囲を定めておりますが、図書館の全般業務といえます。

第10条、指定管理者の事業報告で、指定管理をする場合には、事業報告書の提出をすることとしております。

施行日は本年4月1日からでございます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 以上で、提案理由及び補足説明を終わります。

#### 議案第35号の上程、説明

議長（堀江昭二君） 日程第39、議案第35号 伊豆市旧土肥町地区過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第35号 伊豆市旧土肥町地区過疎地域自立促進計画の変更について、提案理由を申し上げます。

平成19年度より土肥中央農道開設事業が実施されることに伴い、過疎地域自立促進計画に農道設置を追加するものであります。

計画変更に当たり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項において準用する同条第1

項の規定により、議会の議決を必要とするものであります。

詳細につきましては、企画部長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（堀江昭二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

企画部長。

〔企画部長 渡邊玉次君登壇〕

企画部長（渡邊玉次君） それでは、過疎地域の自立促進市町村計画の変更につきまして、ご説明をさせていただきます。

ただいま市長の方から説明があったとおりでございますが、この県営農道土肥中央線につきまして、新たな開設ということの開設事業に負担金ということになります。いわゆる県事業で行うというものでございまして、それに見合った額が、計画でいきますと延長が730メートル、総事業費5億円ということで、まだこれは粗削りの段階でございますが、5億円の事業費で実施したいというものだそうでございます。

なお、これにつきましては、県費補助が75%、残り25%が市の負担ということになるわけでございますが、この負担分について過疎債の適用をしたいということから、今回過疎計画を変更させていただきたいというものでございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 以上で、提案理由及び補足説明を終わります。

#### 議案第36号～議案第43号の上程、説明

議長（堀江昭二君） 日程第40、議案第36号 静岡県市町総合事務組合理約を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてから、日程第47、議案第43号 田方救急医療協議会規約の変更についてまでの8議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第36号 静岡県市町総合事務組合理約を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてから、議案第43号 田方救急医療協議会規約の変更についてまでの提案理由を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律により、特別職である収入役が廃止され、一般職として会計管理者が新たに置かれることに伴い、各組合の規約を変更するものであります。

詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して、補足説明の申し出がありましたので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 平田秀人君登壇〕

総務部長（平田秀人君） それでは、194ページ、議案第36号 静岡縣市町総合事務組規約の一部を変更する規約でございます。一連8議案、一部事務組の規約の変更でございます。一部事務組の中に収入役というようなことで出てまいります。これを今回会計管理者ということで変更になると。職務としては、収入役の職務でございますが、特別職から、いわゆる一般職の会計管理者ということになるわけでございます。

まず議案第36号、これにつきましては、従前組合に収入役を置かないで、事務は事務局長が兼ねるといようにうたっておりました。これを会計管理者1人を置く。それを事務局職員の中から選任をするという改正でございます。

11条関係、これは伊豆つくし学園組合、これが一部事務組を解散して、社会福祉法人として再スタートするというようなことで、この組合を脱会することによりまして、今回削るということでございます。

次のページ、議案第37号でございます。田方地区交通災害共済組規約の一部変更の規約でございます。これは「収入役」、これを「会計管理者」、それから「吏員その他」というような表記がございます。これを削るものでございます。

続いて、議案第38号でございます。田方地区消防組規約の一部変更の規約でございます。これも「収入役」、それから「会計管理者」というようなことで改正を行うものでございます。

議案第39号 伊豆市沼津市衛生施設組規約の一部を変更する規約でございます。これも規約中に「収入役」または「助役」というような表記がございます。これを「会計管理者」「副市長」ということで改めるものでございます。

議案第40号 駿豆学園管理組規約の一部を変更する規約ということでございます。これも「収入役」「助役」、それから「吏員その他の職員」ということでございます。同じく「会計管理者」「副市長」、それから「職員」ということで、13条中に「支援費」を「自立支援給付」に改めるということでございます。自立支援法の施行によりまして、部分改正をするということでございます。

それから、議案第41号 駿豆地区広域市町村圏協議会規約の一部変更の規約でございます。これも「収入役」を「会計管理者」に改めるということでございます。

議案第42号 三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会規約の一部変更の規約でございます。これも「収入役」を「会計管理者」に改めるものでございます。

議案第43号 田方救急医療協議会規約の一部変更規約でございます。これも規約中、「収

入役」を「会計管理者」に改めるというものでございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 以上で、提案理由及び補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案に対する質疑は、3月1日に開催予定の本会議において行います。

議案に対する質疑通告期限は、申し合わせにより、27日の正午となりますが、全員協議会を予定していますので、通告締め切りを午後5時に延長しましたので、お知らせをいたします。

#### 人権擁護委員候補者の推薦

議長（堀江昭二君） 日程第48、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

ご承知のとおり、人権擁護委員は基本的人権の擁護と自由人権思想の普及高揚を図るため、市町長が推薦し、法務大臣が3年の任期で委嘱をいたします。

このたび、人権擁護委員の塩谷文治氏が平成19年6月30日をもって任期満了となりますので、後任委員の候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

佐藤勝恵氏は、人格及び識見ともに高く、地域住民の人望も厚く、広く社会の実情に通じており、本職に適任でありますので、新たに委員として推薦しようとするものであります。よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番、森議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。聞き漏らしたんだったら申しわけないですけども、塩谷文治さんの任期は19年6月30日というのはこれでよろしいですか、確認させてください。

次に、この佐藤さんの任期は説明ありましたか。すみません、聞き漏らしたので教えてく

ださい。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

塩谷文治氏の任期は、19年6月30日でございます。

それから、新しくお願いしようとする佐藤勝恵氏は、3年の任期で委嘱をいたします。法務大臣が3年の任期で委嘱するわけでございます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての件は、適任であることに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立全員。

よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、適任であることに決定いたしました。

#### 静岡県後期高齢者医療広域連合議員の選挙

議長（堀江昭二君） 日程第49、静岡県後期高齢者医療広域連合議員の選挙を行います。

広域連合議会議員につきましては、静岡県後期高齢者医療広域連合規約第7条第2項の規定により、市議会議員から6名を選出することになっておりますが、候補者が7名となったため、今回選挙が行われるものです。

この選挙では、広域連合規約第8条第4項の規定により、すべての市議会の選挙における得票総数により当選人が決定されることとなりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行えません。有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとなりますので、ご承知おきください。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（堀江昭二君） ただいまの出席議員数は24人です。

候補者名簿を配ります。

〔候補者名簿配付〕

議長（堀江昭二君） 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 配付漏れはなしと認めます。

投票用紙を配ります。投票は、単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

議長（堀江昭二君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（堀江昭二君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

会議規則第29条では、職員の点呼に応じて順次投票することになっておりますが、投票に支障がないと思われますので、議席番号順に1番議員から順次投票をお願いします。

〔投票〕

議長（堀江昭二君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に17番、木内一郎議員及び18番、塩谷尚司議員を指名します。

木内議員、塩谷議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

議長（堀江昭二君） それでは、選挙結果の報告をします。

投票総数24票

有効投票24票

無効投票0票

有効投票のうち、土屋春夫 21票

寺田昌弘 1票

下山一美 2票

以上のとおりです。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

### 散会宣告

議長（堀江昭二君） 以上で、本日の議事はすべて終了しました。本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、3月1日午前9時30分より再開いたします。よって、この席より告知いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時09分



開議 午前 9時30分

#### 開議宣告

議長（堀江昭二君） 皆さん、おはようございます。

本日、大川議員が私用でちょっとおくれるそうですので、お知らせをします。

ただいまから平成19年第1回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

#### 議事日程説明

議長（堀江昭二君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

#### 諸般の報告

議長（堀江昭二君） 日程第1、諸般の報告を行います。

本日までに2件の意見書の提出がありました。お手元に配付してあるとおり、これを受理しましたので、報告をいたします。

#### 議案第3号の質疑

議長（堀江昭二君） 日程第2、議案第3号 平成18年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）について議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

この際一言申し上げます。第1回目の質疑については、議員及び答弁者はいずれも登壇することとし、再質疑については、いずれも自席にて起立の上お願いすることといたします。

10番、森議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

議案第3号 平成18年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）について質問させていただきます。

まず、繰越明許費、特別養護老人ホーム中伊豆の建設状況はいかがですか。現在の入所待機者はいかがですか。後期高齢者医療制度システム改修事業、システムの概要を伺いたい。道路橋梁費、都市計画費、農林水産業施設災害復旧費、工事の場所、概要、おくれた理由を伺いたい。

1 款 1 項 1 目、13 ページ、法人税 4,000 万円、増額の内容、何社程度か伺いたい。

県営中山間地域総合整備受益者負担金減額 265 万円、減額の背景を伺いたい。

ページ 19、新エネルギービジョン策定事業費補助金、減額 579 万 5,000 円、減額の背景を伺いたい。

24 ページ、同じく新エネルギービジョン策定委託料、減額 372 万円、ビジョンの内容、減額の理由を伺いたい。

平成 18 年度末の各基金の残高を伺いたい。平成 18 年度末の一時借入金がありましたら、残高を伺いたい。想定値で結構です。

議長（堀江昭二君） 所属委員会の所管に係る事項の質疑がありますので、これは緊急を要する等、特別な事情があると認められる場合以外は質問を控えるということになっておりますので、議案第 3 号の繰越明許費のうち道路橋梁費及び都市計画費に関しては、所属の土木常任委員会の付託案件の審査において、質問があればお願いをしたいと思います。

したがって、繰越明許費については、民生費、衛生費及び災害復旧費についてのみ答弁をお願いいたします。

それでは、答弁をお願いします。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 補正予算に対するご質疑でございます。幾つかございました。

まず、11 ページの特別養護老人ホーム中伊豆の建設状況につきましては健康福祉部長、それから農林水産施設災害復旧費工事につきましては観光経済部長、それから法人税につきましては総務部長、県営中山間地域総合整備受益者負担金の減額については観光経済部長、それから、その次の新エネルギービジョンに 2 つご質疑がございますが、それは企画部長、それから基金の残高についても企画部長から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 繰越明許費については、健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） 特別養護老人ホームの中伊豆の建設状況でございますけれども、基礎工事がほぼ終わりました、全体の 3 割程度の進捗状況でございます。3 月末におきましては 4 割ということになるかと思えます。

市内の特別養護老人ホームの待機者でございますけれども、約 220 人の入所申込者がございます。そのうち、当面は入所を希望しないという人が約 3 割程度、それから、そのほかの老健施設等に入所している人も多いことから、今回、特養中伊豆 55 床ができることによりまして、かなりの部分が緩和されるものと思っております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 次の後期高齢者医療制度のシステムの概要ということでございますので、この概要につきましては、住基情報等提供システムの開発、それから後期高齢

者医療制度保険徴収システムの開発等が主なものでございます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 繰越明許費の負担金について、観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） それでは、11の災害復旧費の繰越明許について説明をいたします。

まず、場所でございますけれども、これは大下の用水路の復旧工事でございます。修善寺の越路トンネルからホテル桂川に抜ける道でございます。その下側でございます。

工事の概要につきましては、水路の設置とのり砕工の設置、それから布団かご等の設置の工事になります。延長大体50メートルということでございます。

おくれた理由につきましては、ここにつきましては、県の土木の方の施工によります河川の護岸工事、これが非常におくれておりまして、その工事が終わらないと上の水路の部分ができないと、要するに下側の河川の護岸の工事でございます。それが終わらないと、その上の水路の工事ができないということで、年度内の完成が不可能になったということでございます。今の現在の状況でございますけれども、県の工事が2月中旬にほぼ終了いたしました。そんな関係で2月中旬から工事の方に着手をしております。おおむね5月末までには完成予定でございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 次に、総務部長。

総務部長（平田秀人君） 法人税の関係でございます。4,000万円の増額の内容ということでございますけれども、これにつきましては、全体的な法人税の平成18年度の申告の伸びに伴う増額というようなことでございますが、上位20社で比べますと、前年と比べて増額は15社が増額でございます。逆に減額は5社というような状況でございます。全体的な伸びによる増額補正ということでございます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） それでは、13の1の4、県営中山間地域総合整備受益者負担金の減、この減額の背景ということでございますけれども、これにつきましては、県営事業として、今、中伊豆地区、修善寺地区、天城地区、事業を進めているわけでございますけれども、これにつきましては国の予算の減に伴うものでございまして、それによって事業量が減ったということでございます。具体的には、今回予定しておりました中伊豆地区の用水12号、13号、そこの箇所の工事費の減、それから天城地区の用水4号、それと修善寺地区の大野柿宇戸用水、湯舟水池用水、これらの工事の延伸によるものでございます。用水につきましては、受益者負担が伴ってございます。そんな関係で予定事業ができなかったための減額でございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） それでは、新エネルギービジョンの関係の補助金、それから委託料につきましてご説明をさせていただきます。

まず、補助金でございますが、これにつきましては、歳入歳出それぞれ新エネルギービジョン100%補助ということで事業展開しておったわけでございますが、まず、その補助金1,000万円が、補助対象経費として420万5,000円というふうに結果としてなりました。その関係で579万5,000円の減額になったというものでございます。それから、歳出においては、委託料700万円を計上してございましたが、294万円という数字になりまして、406万円の残高になったわけでございます。しかしながら、新エネルギー調査事業の中で流用として33万4,000円ほどいたしましたので、残りの372万6,000円が予算残という形になりました。

この原因でございますが、基本的には、この委託料で当初見込んでおりましたものが入札差金として294万円になったということが大きな原因でなかろうかというふうに思います。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） それから、基金のご質問がこちらの方に急に飛んでまいりましたが、それでは1つずつ申し上げますので、筆記していただければと思います。

まず、財政調整基金でございますが、20億4,100万円、それから減債基金でございますが6億4,600万円、それから地域福祉基金4億3,300万円、それから公有林基金1,900万円、それからふるさと水と土地保全基金、これが4,000万円、社会基盤整備環境基金、これが4億4,800万円、それから中豆斎場の施設整備基金9,000万円、それから教育振興基金8,100万円、それから清越鉱山採掘補償基金9,200万円、それから環境衛生施設整備基金3億300万円、それから修善寺自然公園整備基金2,100万円、教育資金貸付基金これが2,400万円、一般会計のトータルは42億4,400万円でございます。

続きまして、特別会計でございます。まず土地開発基金、これは土地と現金とそれぞれ持ち合わせておりますが、現金だけ申し上げます。8,300万円。それから国保の関係でございますが、これが4億800万円。介護給付の準備基金、これが2億1,000万円。それから下水道基金6,200万円、昭和の森会館の財政調整基金が500万円、これは一般会計に振りかえることになりましたが、一応現段階ではここに特別会計の方に入れてございます。特別会計の総額が54億3,200万円。一応端数は全部切ってございますので、それはお含みいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質疑ありますか。

森議員。

10番（森 良雄君） 再質疑に入る前に、一時借入金というのは当市ではありませんか。それも、もしあるようだったら教えてください。

特別養護老人ホーム、この施設は昨年末ではたしか6月というふうに報道等ではされていたと思うんですが、今議会では8月ごろということで、おくれた理由はどんなものなのか、お伺いしたい。

それから、この施設、確認したいんですけども、入所は55人、ショートステイ20人ということでしたね。それから、名前は出てこないんですけども、牧之郷に20人程度のショートステイのあれができましたよね。先ほどのお答えでは、去年は待機者が200人ぐらいだったというふうに承ったと思うんですが、待機者は、グループホームみたいなものできていても、ふえつつあるというような現状のようですが、その辺を確認したい。

次に、後期高齢者医療制度システムなんですけれども、話の内容ですと、いわゆる組織的なものの変更もあるようですし、コンピューターのシステム的な内容もあるようですけれども、そうなのかどうなのか、わかるようでしたら、どんなものが変更になるのか伺いたい。

以上です。

議長（堀江昭二君） それでは、企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 一時借り入れは、一般会計、特別会計それぞれございません。

議長（堀江昭二君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） まず、1点目のおくれた理由でございますけれども、工期の関係もございまして、まず土地の問題で農転の関係がかなり遅くなっておりまして、工事、入札したのが11月になったという、そういうことでございます。それで、完成は6月30日を見込んでおりまして、検査等、それから準備等がございまして、開所が8月1日ということで予定しているということでございます。

それから、待機者がふえたかということでございますが、この待機者ということの考え方でございまして、特養というのは、昔の措置と違いまして、要介護の1以上の方でしたら自由に入所申し込みだけはできるわけですね。したがって、その人が本当に待機者なのかどうかというのは少し疑問なところもございます。ですから、介護保険が周知されてくるということで、用心といっておかしいですけども、将来的に待機者が非常に多いんじゃないかという不安の中で、今すぐには入所しなくてもいいけれども、とりあえず申し込みしておこうという、そういう方もふえているというふうに感じております。

それから、北狩野荘、これは地域密着型の、今、平成18年度から新しい介護保険の制度ができて、できた施設でございますけれども、今後こういう小さなグループホームも抱える施設ですけども、そういう施設の方も民間でやっていただければありがたいなと、そういうふうに思っております。そういうことで、特養に対する待機者の解消にもつながっていくのかなと思っています。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） ご質問にありました繰越明許の中のシステムの変更というようなことにつきましては、今説明したとおりでございますのでお願いをしたいと思います。これを離れて事業ということであると、先ほど説明しましたように、住基情報等、それから徴収システムの新規開発というようなこととなります。こういうような事務が新たに伊豆市の中で生じてくるということでございます。全体的な経理等については、県が県内で1本で実施をするということで、前にも説明をしたとおりでありまして、それを着々進めて平成19年度に計画をしたいと、このように思っているところでございます。

議長（堀江昭二君） 森議員、よろしいですか。

10番、森議員。

10番（森 良雄君） 特養はいろいろグループホームなどは、ふえているわけですね。それは同じ認識だと思うんですけども、ショートステイは北狩野荘以外でもふえているのではないかなと思うんですけども、それでも現実に待機者がふえている。この220の待機者の中で、介護度4とか5というのはどのぐらいいるのか、もしわかるようだったら教えていただきたい。

次、後期高齢者医療制度システム2,439万2,000円、中身がさっぱりわからない。土木費、災害復旧費、いろいろご説明いただいたけれども、特養の繰越明許は5,214万8,000円、後期高齢者医療制度システムは2,439万2,000円、土木費の市道上和田線が367万円、市道大平柿木線が6,230万円、天城北道路が2億956万円、修善寺駅前地区交通環境整備事業が1,386万円、災害復旧費が730万円。合計すると3億7,000万円を超えているんですね。随分多いなと思います、金額が。

市長にお聞きしたいですけれども、予算執行するに当たりオーバーワークしているのではないのでしょうか。土木業者にとり事業量が多過ぎて、オーバーワークしているようなことはありませんか。それをお伺いしたいと思います。

議長（堀江昭二君） 市長、どうですか。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

繰越明許ということで、全体で相当な金額が来年度へ繰越明許になるということでご指摘だろうと思いますけれども、全体の事業の中でのことでございます。オーバーワークというご発言でございますけれども、どこをどうとらえてオーバーワークなのかということになるかと思えます。ある面では、そういう部分もあろうかと思えますが、全体的には予算執行の中の全体の中でこういう結果になっているということでございまして、ご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 健康福祉部長、待機の問題、もう一回。

健康福祉部長（内田政廣君） 待機者といいますが、申込者の介護度はということでございますけれども、ただいま手持ち資料がございませんので、後ほどまたご報告させていただきます。

議長（堀江昭二君） これで森議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

#### 議案第4号～議案第8号の質疑

議長（堀江昭二君） 日程第3、議案第4号 平成18年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）についてから日程第7、議案第8号 平成18年度伊豆市昭和の森会館事業特別会計補正予算（第2回）についてまでの5議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第4号と議案第6号について、10番、森議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

議案第4号 平成18年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算について、同じく繰越明許費、国民健康保険税システム改修事業、システムの概要、繰り越しの理由を伺いたい。

退職被保険者等国民健康保険税、増額の背景、人数がどのくらいふえたかがわかるようでしたらお聞きしたい。また、今後の動向、数字的に把握してありましたら伺いたい。

69ページの繰越明許費、介護保険制度改正に伴うシステム改修事業、システムの概要、繰り越しの理由を伺いたい。

以上です。

議長（堀江昭二君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） システムの概要でございます。

これは、議案説明でも触れたとおりでありまして、例えば得喪に係る変更等の改修をするものであったり、また医療給付費分等と、それから後期高齢者支援金等を区分して賦課徴収の変更改修をするものでございます。それから繰り越しの理由につきましてですが、本予算は昨年12月20日に平成18年度補正予算政府案として閣議決定されたもので、これの本省繰り越しの対応が望めないということから、平成18年度予算で対応しない限り補助が受けられないことにあわせ、本補正予算の採決が16日ですので、それからの発注では事業実施のいとまがないことから、繰越明許で対応すべく上程をさせていただいているものでございます。

それから、増額の背景ということでございます。

平成19年度までは、前期高齢者の制度改正によるものでありました。以降につきましては、ご存じのように、団塊の世代の移行による増加が見込まれているところでございます。よろ

しくお願いいたします。

議長（堀江昭二君） 次に、介護保険特別会計について、健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） 繰越明許の関係でございますけれども、介護保険改良システムの改修でございます。これにつきましては、ただいま市民環境部長が申したこととほとんど同じでございます。平成20年4月から後期高齢者の制度ができますけれども、それに関連して介護保険の方で年金からの徴収事務と一緒にシステムの中にやっていくという、その関係でございます。修正する主な機能というのが、国民健康保険及び後期高齢者医療の担当部局へのファイルの適用及び情報収集機能、年金保険者から抽出されるデータフォーマットの変更に伴う受け入れ機能、高額医療及び高額介護合算療養費制度導入に伴い、介護保険における自己負担額の証明書発行機能、これらの追加ということでございます。繰り越しの理由につきましても、ただいま市民環境部長が申し上げたとおりでございます。平成18年度事業として国の補助金がついたけれども、平成18年度中に事業ができないために繰越明許するというところでございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質疑ありますか。

森議員。

10番（森 良雄君） 再質疑させていただきます。

まず、退職被保険者等国民保険税増額の背景、もうちょっと詳しく知りたいと思うんですけども、やはり団塊の世代がふえるということは説明でもあったわけですよね。伊豆市としてはどのぐらいふえるのかということ把握しておるんですか。いわゆる収入が、団塊の世代がふえるということなんですから、当然ある程度把握しておかなければしょうがないでしょう。その辺をお聞きしたい。

もう一つ、これは何で入れたのかということは、国民健康保険税システム改修事業費、それから介護保険制度改正に伴うシステム改修事業費、それから後期高齢者医療制度システム改修事業、これ3つ、どうも話を聞くと、3つのシステム改修事業はリンクしているのかなというふうに思うんですけども、その辺どうかなと確認したい。

それと、システム、システムと言われてもさっぱりわからない。健康福祉部長のは大体中身の説明があったからいいですけども、やはりもうちょっとわかりやすく説明していただきたいと思います。

以上。

議長（堀江昭二君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） まず、被保険者の伸びでございますが、平成17年度、平成18年度、どのところをとらえてというのがなかなか難しいわけですが、平成17年度から平成18年度の平均的な一月の伸びということでいいますと、比較しますと平成17年度が2,777名で、それから平成18年度が2,975名ですから、これを比べますと200名の増員になるということで



ご理解していただければと思います。

それから、次の繰越明許に係るシステムでございますが、これは大もとは後期高齢者の関係ということで全く同じでございますが、それぞれ国保事業であったり、介護事業であったり、老人特会事業であったりというようなことの中で、それぞれシステムが分かれております。これは、主には電算システムの修正ということでございますので、大もとは同じですが、事業はそれぞれ3事業のシステム変更を行うと、こういうことでございます。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） 退職被保険者と国民健康保険税の人数の増加なんですけれども、まだ団塊の世代の増加は入り口に入ったばかりなんです。それは、皆さんご承知だと思うんですけれども、これから数年後にやはり大量退職を迎えてくると、私の後の後ぐらいの年齢ですよ、今の60歳ぐらいの方から。その辺のどのぐらいという予測数字はつかんでおりますか。つかんでいるようだったら、教えていただきたい。

議長（堀江昭二君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 正確に言いますと、平成19年の10月までが制度改正による前期高齢者制度の改正ということでございます。そして、それ以降ということで団塊世代ということが見込まれるわけでございますが、その以降の手持ち資料がございませんので、必要であればまたおっしゃっていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

10番（森 良雄君） 了解。

議長（堀江昭二君） 森議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

#### 議案第9号の質疑

議長（堀江昭二君） 日程第8、議案第9号 平成19年度伊豆市一般会計予算について議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

最初に、10番、森良雄議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

議案第9号 平成19年度伊豆市一般会計予算について質問させていただきます。

質問というよりも、まず冒頭に、予算書のインクがちょっと薄いんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。感じたのは、ちょっと読みづらいなと思いました。

それでは、補助金、委託金、負担金、款ごとにまとめてひとつ知りたい。ということは、私、農林、6款を見ただけでも、2,000万円を超えるような補助金や負担金があった。やはりそれぞれ全部合わせると相当な金額になるのではないかと思いますので、お願いした

い。

一般的なものをお願いしたいと思います。事業の確定している工事、予定されているものは、工事関係を一覧表にさせていただきたい。特別会計も含めて、工事名、場所、概要、金額を知りたい。

次、61ページ、費用弁償10万1,000円ですが、どういうものに使うのかお聞きしたい。

177ページ、広域処理施設整備事業、一部事務組合の設立予定について伺いたい。事業を進行させる予算が組まれているが、進行ぐあいについて伺いたい。一部事務組合でやるつもりなのかどうか伺いたい。

201ページ、中山間地域等直接支払事業について伺いたい。交付金について説明を伺いたい。内容等も伺いたい。この予算全体で借地料をいろいろなところで払っていますね。細かくどこへ払うというふうに書いてあるものもあるんだけど、一括してどうも書いてあるようなものもあると。なぜこれを出したかということ、多分簡易水道で広野が載っていましたけれども、多分使っているんだと思うけれども、僕のイメージからいくと広野には人もいないようなので、どうなっているのかなというようなことから、借地料を精査したいと思いますので教えていただきたい。

以上です。

議長（堀江昭二君） 森議員の通告書の内容であります。議案第9号 平成19年度伊豆市一般会計予算の関係に対する質疑であります。初めに、予算書の印刷が薄く読みづらいとの件であります。字句の判断は可能であるかと思えます。今後は、極力読みやすいように配慮をお願いいたします。

それから、資料要求につきましては、さきの平成19年2月19日開催の全員協議会において、伊豆市議会申し合わせ事項が次のとおり改正をされております。2の本会議の運営については、（6）にて、委員会付託案件に対する質疑は大綱にとどめることとし、所属委員会の所管に係る事項については、緊急を要する等、特別な事情があると認められた場合以外は質問を控えるということになっております。また、（9）では、本会議における資料要求については、議長が事件の可否判断に必要不可欠なものと認める場合に限り当局に申し入れ、提供された資料は全議員に配付する。このようになっております。

つきましては、まず、質疑の通告において要求のありました資料要求並びに所属委員会に関するものについて、申し合わせの趣旨を遵守していただきたいと思います。よって、この資料要求の通告に関しましては、関連する委員会において、当局から提供のあったものは傍聴議員の方にも配付することです承をお願いいたします。

それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

一般会計予算の予算書のインクが薄いということで、ただいま議長からお話がありましたが、森議員さんのところへ行った予算書にかすれとかそういうものがあつたら、大変申しわけないなと思っております。もしそういう読めないようなページがありましたら、ご指摘いただけたらと思います。それと同時に、特別予算書の方はよろしいでしょうか。皆さん、ご確認いただきたいと、そんなふうに思います。

ご質問の中身につきましては、まず議案第9号の補助金を一覧表にしてくださいということは、ただいま議長さんから話があつたとおりでございます。

その他、事業の確定している工事、予定されているものは、これも一覧表ですか ということです。補足して、ここは企画部長から答えさせます。

それから、61ページの費用弁償10万1,000円については総務部長から、177ページの広域処理施設整備事業については市民環境部長から、201ページの中山間地域等直接支払事業については観光経済部長から、借地料につきましては企画部長から答えさせます。

議長（堀江昭二君） それでは、企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） それでは、議案第9号におきます一覧表関連でございますが、これにつきましては、先ほど議長が申し上げたとおりの対応とさせていただきたいと思っております。補助金、委託金、負担金、それから工事関連、それと借地関係ということで、議長のご指示に従いたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 次に、総務部長。

総務部長（平田秀人君） 費用弁償10万1,000円の61ページの関係でございます。

これは、委員会の委員等の費用弁償でございます。内訳は行政相談員さん4名、特別職報酬審議会委員10名、公の施設指定管理者選定審議会委員3名、これらの費用弁償の額でございます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 続いて、市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） ご質問の伊豆の国市との共同によるごみ焼却施設整備に係る進捗の状況でございますが、さきの議会全員協議会において、建設候補地に係る取り組み状況等のご報告をしたとおり、現在、この地元などに合意形成を得る努力をしているところでございますので、ご理解をお願いいたします。この予算に計上いたしました事業の主なものにつきまして、建設候補地に係る合意形成を得た後、速やかにこの事業執行が行えるよう伊豆の国市に事務委託する予定をしているところでございます。

なお、一部事務組合の設立ですが、この候補地に係る合意形成の状況により、両市議会における組合規約の議決、その後、県に対して設立許可の申請等が必要になります。したがって、これら状況によっては、当調査業務等に係る補正予算の必要が生じますので、その節にはご理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 次に、観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） それでは、中山間地域等直接支払事業につきましてご説明をさせていただきます。

この事業につきましては制度改正が行われまして、平成17年から新たに5年間始まっております。交付金を受けるための条件としましては、急傾斜地の農地、要するに生産条件が不利な農地といたしますが、そういうところで1つの一団の土地が1ヘクタール以上まとまっている農振農用地内の土地でございます。適切な維持管理がされているといった条件をクリアした場合、交付の対象になっております。該当する地域等につきましては、伊豆市内に大体50地区程度あるのではないかと考えております。その中で平成18年度につきましては、27の地区が協定を締結しております。参加者につきましては631の方が協定に参加しているということでございます。

各拠点の交付金につきましての、実際どのようなものに使っているかといいますと、鳥獣害の防止対策とか、堆肥の散布とか、用水路・農道の改修費とかモノレールの維持管理、当然あと周辺の草刈り作業とか、そういう部分にも使っているわけでございます。金額にしましては、反当たり水田については2万1,000円でございますけれども、2万1,000円もらうにはいろいろ条件をクリアしなければならないということで、厳しい条件に平成17年度からなっております。今、多くは今まで前の段階でやっていた条件といたしますが、その中で8割単価というような形の中でやっているところが現在多いわけでございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質疑ありますか。

森議員。

10番（森 良雄君） 順序が変わりますけれども、中山間地域等直接支払事業大変いい制度なのかなと思うんですけれども、今詳しくご説明いただいたもので、概略理解はできているんですけれども、いい制度なもので50ぐらいの対象地域があるのかということから、実際にかかったのは27ということになると、指導とかすればもっとふえていくのかなと、その辺のお考えがあったらお聞きしたい。

それから、議長さんをお願いするんですけれども、いろいろやっぱり出してくださいと言ったんですから、ひとつ議長さんのご判断で出していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

それと、できれば、配付資料は全議員ということなもので、全議員に配付してもらったら助かるなど。これは工事、私、何でこれを出したのかということ、昨年度、自衛隊あたりで問題になったのは、やはり予算の流用というのが問題になったわけですね。ちゃんと予算どおりに執行されているかどうか。工事関係をなぜ入れたかということ、やっぱり工事をちゃんとやっているのかということもチェックしたいと思うので、地元の議員の皆さんは、自分のとこ

るの工事がどこどこになるかというのを知りたいと思いますので、ひとつぜひ検討していただきたい。

それと、広域処理整備事業、地元の合意を図ることなんですね。見ていると、非常に一体どうなるんだと、あれは。私が考えるに、これを執行する責任者がいないんじゃないかと思うんですね。伊豆市長と伊豆の国市長、2人でやっていたんでは、お互いやっぱり責任のなすり合いになるんじゃないか。なすりっこになるんじゃないかと。やはりきちっと一部事務組合を設立して、責任者を決めてやるべきではないか。当初は3月で設立するということだったんでしょう。その辺、合意ができていないからと。合意ができるんですか。私は、まずこの予算書、一部事務組合で執行するべきだろうと思うので、その辺をどう考えているのか。

この予算の執行を一体だれが責任を持つんですか、伊豆市長ですか、伊豆の国市長ですか。それから、合意形成するという前提があるようだけれども、環境調査は地元の了承を得てから実施すると今まで言っていたと思うんですけれども、これを確認したい、今後もそうなのかどうか。地元の了解を得ないで予備調査をしたようだけれども、事実かどうか。約束違反とは思いませんか、伺いたい。予備調査をだれが始めましたか、伺いたい。これは伊豆の国市へ業務を委託するんですよね。それを確認したいですね。

それから、堀切は候補地ですね。これも確認したい。お話を聞いていると、どうも決定したように聞こえます。決定したんですか、伺いたい。堀切を候補地にしたのは間違いではありませんか、伺いたい。堀切の住民は反対しています。反対意見を尊重する考えはありませんか、伺いたい。堀切から熊坂の石原町からも反対で出ております。聞いておりますか、伺いたい。

以上です。

議長（堀江昭二君） 資料要求については、議運で検討し、全員協議会で発表したとおりであります。議長が事件の可否判断に必要な不可欠なものと認める場合にということでいきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） それでは、中山間の直接支払の関係で再度ご説明をさせていただきます。

該当する地域等については、直接説明もしております。それと、部農会長会議なども通しまして周知の方も図っております。それで、平成16年、前期の計画の中では52協定、52地区が参加をしていたという実態もございます。その中で、やはり今回少なくなったというのは、制度改正によって非常に条件が厳しくなったというのが、まず1つの要件かなと思います。それと、やはり地域の高齢化といいますが、これから5年間地域の耕作放棄地を管理、守っていかなければいけないという、非常に継続がなかなか困難な地域も出てきているというのが1つあるかと思えます。それと、やはり地域のまとめ役が少なくなったのかなと、それと、

農業に対する意識が低くなってきたのかな、それらが少ない要件かなと思っておりますけれども、まだこれから新たに新規で協定を結ぶことは可能でございます。また、これからも周知はしていきたいと思っております。

以上です。

議長（堀江昭二君） ただいまの森議員のごみ処理場の問題については、これは一般質問でやってもらえばいいことであって、きょうは質疑の場ですので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） まず、一部事務組合でこれはやるべきではないかと、まず質疑でございますが、県とも協議してきているわけでございますが、やはり地元等の了解を得た後の一部事務組合設立ということが基本であるというような指導の中で実施しているところでございます。

それから、予算の執行者等でございますが、ご質疑の負担金につきましては、伊豆の国市への委託というようなことの中で、伊豆市の市長が責任を持って執行すると。したがって、それを受けた伊豆の国市では、またそれなりに執行していくということになりますので、お願いいたします。

予備調査でございますが、予備調査というようなことの正式な名前もないわけですが、全協の中でも説明したわけですが、地元から非常に風向きだとか、ダイオキシンの風向きによって影響がされるだろうというような質問が非常に多かったもので、そういうことであるならば、先にそういう地元への説明資料があった方が地元に関心ではないかというような中で、簡易的に進めたわけですが、地元としては、それをやるなということではございましたので、実施はしてございません。

それから、堀切は候補地ですかということですが、そのとおりということで、先ほども建設候補地ということで考えているところでございます。

以上が質疑の趣旨だったと思いますが、よろしいでしょうか。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） 中山間地等直接支払事業は、これからも指導していきたいというお話のようですので、これは結構いい金額なもので、集落としてもし乗れば、非常に集落発展のためになるのではないかと思いますので、ひとつよろしく申し上げます。

広域処理施設整備事業、やっぱりこれはここでいいのかということ、私は最初から考えていかないと、私はこの話を聞いたときから大丈夫かなと思ったんですね。これを実施したところが請負業者は（株）総合エンジニアリングというところがやったようですが、どういふ会社か知りませんが、これは選定ミスではないですか。それを住民は言っているんだと思うんですよ、何でここなのかというようなことを。ですから、この予算書、地元合意ができてからとおっしゃっているようだけれども、私は地元合意ができ

ないのではないかと思っています。例えばそこに堀切と熊坂の方もいらっしゃいますけれども、堀切というのは、大沢、堀切、山田、熊坂、みんな仲よしなんですね、これね。石原町が反対し出したら、恐らく熊坂区としてだって反対せざるを得なくなる。熊坂区が反対し出したら、堀切だけで賛成できるのかどうか。何せ堀切というのは、熊坂通って、石原町を通らないと出入りできないんですね。私はソフトボールをやったけれども、やはり大沢、堀切、山田、いわゆる大堀山と熊坂というのは、仲よくチームをつくってスポーツなんかをやっているところなんですね。そういう、これらは基本的にこの施設をぐるりと取り囲んだところに集落があるというのが問題なんです。1つの地区だけで賛成だ、どうこうだという結論を出せないのではないかとは僕は思っているんですけどもね。これは時間がかかってくると、今は熊坂、石原町が反対してきたと。新しい役員さんが決まれば、次は恐らく熊坂区としてどうするかということも考えてくるだろうと思うんですね。ニュータウンだって、新しい役員さんがどうするかと考えてくる。大沢も山田もそうだし、後山、小室の人たちもどうするか、後山、小室が嫌だと言えば三福だって反対してくるだろう。立地条件の選定ミスなんですよ、これ、はっきり言って。まず、その辺をどう思いますか。ですから、一から出直すのが僕はベターだと思うんですけども、その辺どう思いますか。

以上です。

議長（堀江昭二君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 問題とはかけ離れてきましたので、先ほども議長よりお話もありましたように、事業の実施というようなこともありますので、また森議員からも一般質問というようなことの中で出ておりますので、その中で時間をかけて説明ができればと、このように思いますので、ご理解をお願いいたします。

議長（堀江昭二君） それでは、森議員の質疑を終わります。

40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時41分

議長（堀江昭二君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

26番、木村建一議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 議案第9号 平成19年度伊豆市一般会計予算に対して、合計6点にわたって質問します。

前段として、今年度予算、10カ年の総合計画、さらにはそれをもとにして3カ年のローリングの実施計画の延長線上の中で、当然この予算が考えられているというふうに判断します

ので、その立場から質問いたします。

第1点目は、地産地消推進事業というのがありますが、今年度予算の中では大豆・麦栽培定着補助金などの支援策があります。総合計画を見ますと、地産地消振興にワサビ、シイタケ、白ピワというのがありますが、この関係どのように考えているのかお伺いします。

2点目、地元宿泊施設や飲食店を中心に地産地消を推進すると総合計画にありますけれども、その点、今年度はどう見てもわからないものですから、具体的に今年度、まだ先だというのであれば、そのまま結構ですが、お伺いしたいと思います。

3つ目に、グリーンツーリズムやウエルネス産業が今年度も予算化、提案されております。この事業をやることによって当然交流人口をふやして行って、そして地産地消ということで統一的施策というのが総合計画の中にもそういう網羅されております。こういう立場で、この予算執行を位置づけているのかどうかお伺いします。

4点目、観光交流振興のために、観光関係者だけではなくて市民が一丸となってまちおこしに取り組むことが総合計画にうたわれていますが、今年度具体的な方針というのはあるでしょうか。

5つ目です。新エネルギービジョン、どこまで進んでいるでしょうか。きょう来ましたら、詳細な冊子がありましたので、少し読ませていただきましたが、ある程度の方向性はわかりましたが、お願いしたい。でも、今年度予算にそれが見当たりません。どう考えればいいのかと思いますので、お願いしたいと思います。

それから、6点目、最後です。市長が所信表明の中で大賞いただいたということで、すごく私も積極的にこの点は注目し、進めるべきことなのかなと思うんですが、伊豆市まるごとTO-JI博の事業を今後民間主導で推進したいということでも、市長は述べられておりました。その考え方はわかるんですが、県の伊豆ブランド創生事業最終年度としてののだというふうなお話がございましたが、今年度の内容について伺います。さまざまなメニューがたくさん網羅されて実行されてきましたが、継続事業ということで見ていいのかどうか、その辺の内容についてお伺いします。

以上です。

議長（堀江昭二君） それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 木村議員の一般会計に対するご質疑でございますが、まず3カ年ローリングの実施計画の延長線上、3カ年の延長線というのと、ちょっと日本語難しいわけですが、その3カ年ローリングを、総合計画を下書きにして、それを平成19年度予算にこういうものをやりたいという計画を載せたもので、ご理解をいただきたいと思っております。

細部は6つに分かれておまして、1番目から3番目を観光経済部長、4番目と6番目を観光経済部参事、5番目を企画部長から答えさせます。



議長（堀江昭二君） 観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） それでは、木村議員の質疑に対してお答えさせていただきます。

まず、1点目の総合計画における地産地消の振興のワサビ、シイタケ、ピワについてでございますけれども、まず、ワサビ、シイタケにつきましては、生産者で組織する組合というものがシイタケとワサビについてはしっかりしておりまして、JA伊豆の国の中には山葵委員会とか椎茸委員会がありまして、いろいろな取り組みをしてございます。それらと行政が連携して、一層今後も進めていきたいと、地域の特産物ということで進めていきたいと思っております。

行政としましては、ワサビについては、特産物としてアピールするという意味から、地元の旅館とか飲食店で料理としてもっと出せないかということで、この平成18年度、昨年ですけれども、料理の研究会を実施いたしました。特にワサビ丼というような形で実施をいたしまして、相当多くの数のレシピなんかもできてきております。その1つが、JAのコンテストで最優秀をとったというようなこともございます。平成19年度につきましても、引き続いてやっていきたいということで、特に平成19年度はシイタケ関係に力を入れていきたいと思っております。それらが出てきた時点で、市のホームページとか広報紙等でPRしながら地消を進めていきたいというふうに思っております。

それから、ピワにつきましては土肥地区に白ピワというものがございます。これは歴史が非常にあるということで、昔は皇室にも献上したことがあるということでございまして、しかしながら、年々生産者が減少しているということでございます。生産者の確保とか育成という部分で、やはりそこをやっていかなければならないということで、現在、土肥支所を中心にピワの振興に取り組むべく、今現在、準備を進めているところでございます。

ただし、予算的には地産地消事業を設けたわけですがけれども、どちらかというとソフト的な部分が多いものですから、そういう中で実施をしていきたいということで考えております。

次に、2つ目でございます。地元宿泊施設や飲食店を中心とした地産地消の促進でございます。

これにつきましては、2月8日に伊豆市地産地消推進協議会、これを立ち上げました。この協議会は、観光協会とか旅館組合、食品衛生協会、生産者団体とか消費者団体、それと行政で一応構成されております。今後この地産地消推進計画というものをこの中でつくっていききたいということでございます。当然その中には生産の部分、安全・安心な農産物の生産とか、地元で消費する仕組み、そういうものを当然つくっていくようになるかと思います。

それから、既に昨年、ホリデーインで実施しました料理コンテストですがけれども、これは食品衛生協会、各旅館や飲食店が入っている組織でございますけれども、そこらと連携しまして地元の食材を使った料理コンテスト、これらも実施しております。協会としても、そ

れらは積極的に進めていきたいというふうに言っております。

次に、3つ目のグリーンツーリズムやウエルネス産業による交流人口の増加と地産地消の統一的な施策の予算執行の位置づけということでございます。

それぞれの事業としては別々になっておりますけれども、執行に際してはそれぞれが連携して事業を進めていく必要があるかと思えます。現在もそのような形で進めております。お互いの情報の共有とか発信などにおきまして、連携を図ることによって、より効果のある事業展開につながるものと考えております。

1つの例で申しますと、昨年行いましたTO-JI博、このガイドブックを見ていただければわかると思えますが、グリーンツーリズム、ウエルネス、これは非常に重なる部分がございます。1つのメニューをつくる際にも、やはり連携して事業を進めていかなければならないということでございます。具体的にはワサビやシイタケの収穫体験とか、例えば黒米や豆腐などの食の体験など、そういうメニューもウエルネスにとって非常に重要な部分でございます。これらを盛り込むことによって、地産地消という部分にもつながっていくのかなと思っております。そういうものを商品化することによって、各旅館とか各施設でそれを活用していただければ、誘客にもつながっていくのではないかなと思っております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 観光経済部参事。

観光経済部参事（伊郷哲郎君） それでは、4点目の質問でございます。

総合計画の中では望まれる市民との協働ということで、観光関係者だけではなく、市民が一丸となってまちおこしに取り組むということがうたわれてございます。さらに、市民一人一人が伊豆市を好きになり、伊豆市のことをよく知る、あるいはツーリズムへの理解を深め、市民全体による受け入れ体制をつくり、体制づくりを目指すということもうたわれてございます。

例えば修善寺の小学校が行っておりますキャリア教育プロジェクトのモデル校として、修善寺の観光につきまして学習を行っているところでございます。伊豆市をよく知ることであり、市民全体での受け入れにもつながることと思っております。

また、県におきましては、観光静岡躍進計画後期行動計画によりまして、おもてなし満足度日本一を目指して研修会等の施策を行っているところでございます。こうしたことにつきましては、やはり観光というものは、観光関係者だけでなく、地域全体が一丸となってお客様を迎えることが必要という考え方に基づくものであると考えております。

今後とも機会をとらえまして、市民とともに一丸となった観光への取り組みについて指導あるいは支援をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） それでは、新エネルギーにつきまして木村議員さんの質疑にお答

えいたします。

きょう、たまたまこれが、木村議員さんのためにご用意したわけではございませんで、たまたま間に合ったものですから、ご用意させていただきました。

新エネルギービジョンにつきまして、どこまで進んでいるかということですが、この冊子を平成18年度につくりました。この中で 皆さんお持ちですからお開きいただきたいと思います。108ページ、今後の方向性と推進体制というところがございます。基本的には、こんな形で進めていきたいということなんですが、本年度のたまたま予算にないというご質疑でございますが、真剣にやろうと考えておりますので、その辺はお含み取りいただきたいと思います。

ただ、予算にないというのは、実は104ページを開いていただくとおわかりかと思いますが、どれからやっていこうかということがまずいろいろ議論されました。その中で一番最初に手短にできるといいますか、すぐ対応できそうだなというのがBDF、廃食油の活用事業ということで、これをやっていこうと。これ自体は実際それほど予算がかからないものから、今回予算計上はしてございませんが、こういったものから始めていって、なおかつもう一点、この簡単な冊子がありますが、これは各地区へ回覧したいと思っておりますので、こういったものをまず周知していって、その上でBDFをできれば学校給食の廃油等を活用して、この事業のまず先駆けとしてやっていきたい。たまたまそれに対するの予算はかからないだろうというから、予算化はしてございません。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 観光経済部参事。

観光経済部参事（伊郷哲郎君） 木村議員の6番目の質疑につきましてお答えいたします。

伊豆市のTO-JI博覧会でございますが、第1回のPR大賞に選ばれたということは、先日報告したとおりでございます。ウエルネス事業は、市内にあります温泉や自然の豊かな資源などを活用いたしました、いやし体験、歴史文化や健康プログラムと温泉を組み合わせた新しい形の湯治を提案してきたところでございます。このような中、来年度事業につきましては、ガイドブックを中心といたしました誘客事業、モデルツアー、メディアへの積極的な売り込みを行っていく予定でございます。PR大賞には選ばれましたけれども、観光事業といたしましてはまだまだ認知不足と考えております。伊豆ブランド創生事業が終了した後も、ガイドブック等で繰り返し事業を行っていくことが大切であろうと考えております。

ウエルネス事業の機能につきましては、来年度、民間団体との連携をさらに強化いたしまして事業を進めていくことで、民間主導へと引き継いでいきたいと考えております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 再質疑ありますか。

木村議員。

26番（木村建一君） 冒頭、市長が述べられたことの方が正確かなというふうに理解した

上で、質疑いたします。

最初の、地産地消の関係でいろいろとやっているということは、当然私も知っていますが、少しお尋ねしたいことは、特にワサビですね、組合、JA伊豆の国いろいろなことをやっていることはわかっているんですが、地産地消をどうするのかということで、今いろいろと語る話されました。料理研究やったとか、特産品つくる、わかったんですが、予算措置の関係で少しお尋ねしたいのは、今までは、ワサビ優良の苗研究費補助金、平成17年度から見たんですが、平成17年度と18年度はありました。それから、シイタケの消費対策事業補助金もわずかなんですけども、10万円とか13万円なんですが、去年、おととしとあったんです。今回これがなくなってしまったもので、どうなるかなと思ったものですから、その辺の考え方をお尋ねしたいのと、もう一つは、地産地消の新たな項目を事業として細目の中でやられたということでは、私は地産地消をやるとうする市長の姿勢というのが、そういう意味ではより具体的になったのかなというふうに判断したんですが、ピワ振興、白ピワですね。今、お話ですと、土肥支所というお話がございました。歴史的に見て、当然ほかの地区にない、土肥地区だけの白ピワという、そういう土肥地区においての特産品なんですが、伊豆市として見た場合、やっぱりその地区だけでなく全体として私はとらえているものですから、土肥支所ということがどうなのかなという気がしているんです。というのは、地産地消を総合計画の中に位置づけているのであるならば、この辺についても、大豆を中伊豆地区でやっています。あれは今のところ中伊豆地区が中心になってやっていると、豆腐づくり。そうすると、ピワだって同じかなというふうに思うものですから、そういう体制的なことも含めてどのように考えればいいのかというふうに思っておりますので、お願いしたい。

それから、2点目、3点目、4点目等については、いろいろな取り組みを今後も続けていくということで理解しました。

5つ目の新エネルギービジョン、企画部長がお話しなされたので、ある程度わかりましたが、1つだけお尋ねしたいのは、このパンフレットの中の一番最後というか見開きのところに、推進に向けてというのがあります。この中に市民、事業者と行政が一体となった取り組みが必要だということで、私は全く同感ですが、その下です。新エネルギー推進協議会（仮称）を設置して、おのおのの意見、情報、検討の交換の場としますということがあるんですね。そうすると、せっかく今までこれだけつくってきたものが、確かに本年度の予算にないんだけど、廃食油の活用でとりあえずスタートしたいと、それほど確かに予算は要らないですね。わかるんですが、ほかのところ、幾つかの項目がたくさんあります。木質バイオマス、そして風力発電というか、風早峠ですね。そこでやりたいということでテストをやったというふうなところから見ると、ほかにもいろいろありますね、ハイブリッド車とか、太陽光発電とか、そうすると、やっぱりこれは1年ですと終わるものではない。やっぱり継続的にやって、そして何年か先にこれが、いろいろな新エネルギーが結びつくのかなというふうに私は理解しているので、今この中にあった　ごめんなさいね、繰り返し

になるんだけど、新エネルギー推進協議会の立ち上げというのがやっぱり必要で、その中で検討していく、1年間の中でも かなと思っているんですね。その辺は当然いろいろな計画をここまでつくってきた行政の方がその点の中身というのは、私、議員というか、私よりももっと深いでしょうからわかるでしょうけれども、その辺の考え方がどうなのかなというふうに思っています。

それから、最後のTO-JIの関係です。お尋ねしたいのは、なかなか知らされていないと、いいことなだけで、もっと知らせる必要があるということでは、言われました。質問したいのは、TO-JIの中身って何ということ、詳しく述べませんが、宿泊滞在型から手づくり工房とか、自然触れ合いとか、市民講座と、8つの項目がありますよね。それを引き続きやるということで、本年度予算を立てたのかどうか。いわゆる継続というんですかね。さらにこれを充実 充実というよりも認知されていないものだから、市民も余り知らない。それをもっとPRしていこう、中身は基本的には変わらない。当然、参事が言われるように、この中を見ても、当初の計画を見ても、民間の方々が相当積極的にここの施設をやったりとか、市がどうのこうのというよりも、民間の方と一緒にこれを位置づけて進んできているのかなと思うので、同じ形でやるんですねという確認でございます。

以上です。

議長（堀江昭二君） では、観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） それでは、お答えいたします。

申しわけないですけど、私の予算の説明の際の説明不足だったかなと思っておりますけれども、ワサビの優良苗の補助金とシイタケの消費対策の補助金、昨年まであったわけですけど、これはなくなったということではなくて、今回これを要するに山葵組合、しいたけ組合の補助金なものですから、農業振興会の方へ今度すべて入ったものですから、その中へ一本化させていただいたということでございます。ですから、振興会の中でのそれぞれの活動の中で、当然優良苗の研究とか商品開発とかシイタケの消費拡大とか、そういう部分をやっていっていただくということでございます。そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

それから、白ビワの関係ですけど、これは白ビワというのは全国的にも少ないと、数少ないということで、今、県の試験場でも研究をしてやっているようでございます。せっかく土肥地区でああいう形で生産をされてきているものですから、何とかもう少し生産者をふやしたり、そういう形で特産品として成り立っていくような形に持っていきたいということで、今いろいろと、先ほど土肥支所という言い方をしましたけれども、これはどこでもできるものではないものですから、やはりその環境的なものもございまして、ですから、やはりビワの場合は、土肥でなければ伊豆市の場合はなかなか難しいのかなと思っております。そんな関係で、土肥には恋人岬に花木園がございまして、そこで市がモデル園な形で今やっているわけですけど、そこらももうちょっと活用しようと、それとあわせてもうちょっと普及

するにはどうしていったらいいか、今、県の東部農林事務所なんかも交えまして、土肥支所の方々にも入っていただいて、今、そこらの振興に対する準備を始めたというところでございます。そういうことでご理解をいただきたいと思います。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 木村議員さんの推進協議会（仮称）でございますが、この設置についてのご意見だったと思います。基本的にはこういったものを立ち上げたいというものは我々も思っております。たまたまできてきたのがきのうなものですから、結果として予算に間に合わなかったという経緯もございます。

ただ、トータル的に言いますと、こういったものをやっていくに、やっぱりある程度住民の意識、かなり意識としては出てきていると思いますが、これは温暖化であるとか、京都議定書とか、そういった問題でかなり意識はあると思います。しかしながら、実際、では何なんだと、こういったものが新エネルギーかと、こういったところがなかなか認知されていないというところがあると思います。ですので、今回こういったガイド版をつくったというのは、そういうことを踏まえて認識・意識を深めていただいて、その上で何らかのものをやってみたらどうかというような意見が少しずつ出てくる段階で、我々も立ち上げていきたいなと。ある程度専門的なところもないと難しいと思うんですね。例えばバイオマス発電とかいろいろ言っても、何のことかわからない。そういったものを踏まえまして、少し1年間ぐらい様子を見て、それからこういった協議会をつくったらどうかというのが今の段階での考え方でございます。

ちなみに、風力発電も実はもう何カ所か現在民間を中心にやっております。これは中伊豆地区が2カ所ほど、それから土肥地区2カ所、西天城高原で1カ所というようなことで、こういったものがもし立ち上がってできあがると、比較的そういう認識といえますか、意識も高まるのかなというようなことも考えております。

それから、先ほど言いましたように、BDFを我々が試行してみて、やってみて、どんな形になるのか、それによっては全域 今回は給食センターをベースにしておりますが、伊豆市全体の住民を巻き込んだ形での活動になっていければ、意識が高まってくると。その上で、もう少し難しいバイオとか、そういったものにも移行できればなというふうに思っておりますので、その都度の対応として、推進協議会はやろうと思えばすぐできますけれども、そういったような考え方で進んでいきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 観光経済部参事。

観光経済部参事（伊郷哲郎君） お答えいたします。

平成19年度事業の計画はということでございますけれども、TO-JI博の事業の実績書ができております。この実績書を踏まえまして、平成19年度の事業メニューを検討していきたいと思っております。基本的には、平成18年度の事業が主眼になるうかと思っております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 木村議員。

26番（木村建一君） 2点にわたって大分わかってきましたので、お話ししたように、地産地消事業ということで事業別の中に入った。そうすると、確かに白ビワの栽培というか、いろいろな、より多くつくっていくためにというふうなことで、よく私はわからないんですが、専門的な知識がいるのかどうかわからないんですが、私は、白ビワも一つの重要な特産品として市として全国にアピールしていきたい、観光客にもお知らせしたいということになりますと、体制的な問題、ではどこから知らせていくのか、そのアピールを。やっぱり私は大豆もそうだし、ワサビ、シイタケ、それから白ビワも発信地を1つにして、お互いに連携をとるといようなことになってくると、支所がいいのかなということも思っている。一緒になって産業、経済のところでは取り扱うというのが本当に長い目で見たときに、地産地消の運動というのがやっぱり発展していくのかなというふうに思っているの、その辺のお考えを少しお尋ねしたいと思います。

それから、新エネルギービジョンについて、いわゆるこういうふうに理解しました。予算化されていないのは、市民にもっとその辺を、この1年間の中で新エネルギーとは何と、温暖化の関係で、市民にもっと知らせていきたいと。このために、こういうパンフレットもつくったんだよということで、この1年間も頑張っていきたいという理解でいいでしょうか。

最後に、いろいろと地方財政の問題が言われておりますけれども、やっぱり私は、市長が常々創造予算と言っている、今回も一部ですけれども、予算化しようと提案されている地産地消をどうやっていくのかということが本当に1次産業に結びつくし、それが私は観光立市と言われているわけですから、その連携というのはやっぱり大事で、それによって本当に伊豆市が元気になる源なのかなというふうに思っています。そういう立場で質疑したものですから、最後、今言った2つの点についてお尋ねします。

議長（堀江昭二君） 観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） それでは、お答えします。

発信ということでは、当然一本化の中でやっていく必要があると思います。当然地産地消ということで対外的にもアピールしていくには、それぞれいろいろなワサビにしる、シイタケにしる、白ビワにしても、一本化の中で当然発信をしていくということでは考えています。

ただ、白ビワの関係で、土肥支所と言ったのは、生産者の確保とか、要するにつくる関係なんですけれども、地元の人との関係もございまして、土肥支所の方々にいろいろ応援をいただいで、我々が全然かわりをしていないということではないんです。一緒になってやっていくということでご理解をいただければと思います。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 木村議員さんのおっしゃられるとおりでございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 以上で木村議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わります。

議案第10号～議案第22号の質疑、委員会付託

議長（堀江昭二君） 日程第9、議案第10号 平成19年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算についてから日程第21、議案第22号 平成19年度伊豆市温泉事業特別会計予算についてまでの13議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第12号及び議案第19号について、26番、木村建一議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 議案第12号 平成19年度伊豆市国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。2つございます。

第1に、基金を約1億円取り崩した予算が提案されておりますけれども、当然、国保の特別会計の特質がありまして、予算を途中で出る方を、いわゆる医療費を切るわけにいかないということで、極めて難しい、ほかの予算とは違う性格を持っているということは重々承知しておりますが、この1億円の取り崩しが当初、今回提案されている当初の予算を執行するに当たって、国保税等々の収入と、それから医療費等の出る方との関係のバランスによって1億円を取り崩した提案をされているのかどうかお尋ねします。

2つ目に、滞納対策についても重要な要素なのかなと思っています。どういう方針なのかお尋ねしたいと思います。

次に、議案第19号 平成19年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計予算について質問いたします。

前々から温泉利用によって健康づくりを進めるということで、施設としてこれは動き始めましたし、今もやっていると思いますが、それと同時に、途中から健康食メニュー開発をしていきたいということで、職員を配置したというふうに思います。去年でしょうか なんですが、レストラン収入を減額とした予算案との関係がよくわかりませんので、その点、健康食メニュー開発との関係で、どういうふうに考えて予算減額したのかお尋ねしたいと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

国民健康保険特別会計について、市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 収支の関係でございますが、木村議員の申しますとおり、収支のバランスをとるために基金繰り入れを歳入とし、当初予算を編成したものであります。



ちょっとこれは余計なことですが、法定外繰り入れというようなことはしておりませんので、こちらの方がいいかなというようなことをごさいます。

それから、滞納対策につきましては、総務部税務課と協力をいたしまして、国民健康保険税未納者に対する納税相談に対応し、滞納分析を行い滞納整理を実施しているところをごさいます。悪質な滞納者につきましては、短期保険証または資格証明書を発行し、収納対策に努めておりますし、今後も努力していくつもりでございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 次に、天城温泉会館事業特別会計予算について、観光経済部参事。

観光経済部参事（伊郷哲郎君） 天城温泉会館事業特別会計予算の質疑についてお答えいたします。

本年度の予算中、レストラン、売店等、収入が大幅に減になっている理由でございすが、平成18年度の実績が前年に比較いたしまして大きく減収となっております。その率は約85%であります。そのようなことから、本年度予算を作成しております。以前、健康食につきまして関心のある職員を配置したという説明をしたわけですが、天城流湯治法の体験食は、健康を目的とする人には大変喜ばれておりますけれども、参加者が少ないのが現状でございす。また、一般の観光客は、旅行だからうまいものをとという方が多く、健康食のPR不足や予約制などについて今後も検討していきたいと思っております。

レストラン、売店収入の減は、1人の旅行回数の増加や1回にかける経費も少なくなり、食事もコンビニで済ます方が増加していることも事実でございす。何とかレストランの収益を上げるよう努力していきたいと思っております。お知恵がございましたら、ご指導をよろしくお願いしたいと思います。

議長（堀江昭二君） 木村議員。

26番（木村建一君） 確認の意味で2つお尋ねします。国保の関係です。

合併して1年ぐらいたって、医療費が上がって大変だと、基金を取り崩さなくてはならないと、こういうお話は議会の中で論議になりました。平成17年度、これあくまでも冒頭言ったように、出る方が先に考えるので、医療費を、出る方が先に、非常に難しさがあると思うんですね。ただし、平成17年度の決算を結果として見ると、1億5,000万円取り崩したんだけれども、冒頭、医療費が上がって大変だから、国保税だけでは足りないからということで1億5,000万円入れた。でも、結果としては 結果ですよ、あくまでも。これ結果のあるもので、結果主義だから、仕方ないんですが、ある面では。1億5,000万円また戻ってしまったんですね、そういう経過があるんです。そういう何か足りないから入れたということではないですね。いわゆる国保税よりも医療費の方が出るから、お金が足りなくなってしまったから、約1億円ということではないですね、確認の意味です。

それから、天城温泉会館の、これは前も聞きました。参加者が少ないというところで、そういう健康づくりのために。それから、観光で来た人はうまいものを食べたいと、そんなこ

とは横に置いておいてと、いわゆる健康食は。せっかくそういう料理を研究したいということで配置された専門職の職員だと私は期待しております。その辺のクリアをやっていく必要があるんじゃないだろうかなと。まずくて健康なのかというような、そうではなくて難しさ、僕は素人ですからわかりません、ご教授と言われても困るんですが、健康食だけれども、うまいメニューづくりというのをやっぱり考えていく。というのは、黒米とか何かいろいろなことをやっていますよね、修善寺地区の方では。それはやっぱり一定程度、練った中で出てきていると思うので、これであきらめるのではなくて、ぜひともそういう研究をさせていただけるのかなということをお尋ねします。

議長（堀江昭二君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 国保の経理につきましては、木村議員のおっしゃるとおりでございますが、非常に運営が難しく、議案の当初の提案理由のところの中でも説明してあるわけでございますが、県下で熱海市が一番税率が低い、それから伊豆市がその2番目だということで、県下で低いわけでございますが、だけれども中身を見ても、特定疾患等に係る病気の支払い、お医者さんに払う支払い金額は常に真ん中より上でございます。だから、税率は低くて、支払うものは県下の平均より上でございます。したがって、税率を下にできるわけがないわけでございます。今までは、法定外繰り入れだとかということで助けていただきながら、それを乗り越えてきたわけでございますが、本来ならば、もう少し税率を上げて運営すべきだと私も思っており、これは平成20年度等からは上げていくつもりで今考えているところでございます。そうしないと、予算上の中で数字はあっても、支払いができていかないということになるわけでございます。その対策として、次年度からの資金を借りてくるとか、そういうような運営方法があつて、今までも昨年も議会承認をいただいているようなところでございますので、余裕を持ったところの経営をしていきたいと、このように思っております。

それで、基金の残が先ほど企画部長が言いましたように、4億8,900万円程度ですので、それを約倍程度まで積み上げるという皆さんの承諾を得ておりますので、条例の中で運用しますので、それが本年度、今、木村議員おっしゃったように、1億9,000万円返しますので、それらをやりますと5億5,000万円程度になるわけございまして、平成18年度末現在は5億5,000万円、平成19年度予算で1億円弱をまた引き出すというようなことになりまして、その中で運営をしているわけでございますけれども、いわゆる基金の性格からいって、全くそれが性格上当てはまって運営されているかということ、そうでもありませんので、健全経営をこれからはしていきたい。

ちなみに特定疾患でございますが、やはり予想ができないものの一つとして糖尿病対策というようなものがあります。これらは、後期高齢者の中、また広域行政の中で糖尿病対策をしていくわけでございますが、通常、軽度でありますと月5,000円程度でありますけれども、これが人工透析まで進みますと、年間1人当たり52万8,000円がかかるということになりま

す。これ伊豆市では国保絡みだけでも100名、いわゆる5億円、糖尿病の透析患者だけでもかかるわけでございますので、そうした中でこれからの健全経営を目指していきたいと。

また、余分なことでございますが、収納対策にも力を入れていきたいと、このように考えておりますので、ご理解をお願いいたしたいと思えます。

議長（堀江昭二君） 観光経済部参事。

観光経済部参事（伊郷哲郎君） 地産地消というようなことで、この健康食につきましては天城のシシだとか、中伊豆のヤーコン、それからワサビ、黒米、テングサなどを使った健康食をやっているわけですが、やはり観光客の人は健康食となると引いてしまうようなことがあるんだと思えます。ですから、いかにこれをPRしていくか、それからこの天城で取れたものをいかに皆さんに知っていただくかというようなことで、これから売っていききたいと、そんなふうに考えております。

議長（堀江昭二君） 木村議員、質疑ありますか。

それでは、木村議員の質疑を終わります。

通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号から議案第22号までの20件については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

#### 議案第23号～議案第34号の質疑、委員会付託及び討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第22、議案第23号 伊豆市副市長定数条例の制定についてから日程第33、議案第34号 伊豆市立図書館条例の一部改正についてまでの12議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第24号、議案第26号、議案第27号、議案第29号及び議案第34号について、10番、森良雄議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

議案第24号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、第4条、第2条中「期末手当及び退職手当」退職手当を削除した根拠を伺いたい。

議案第26号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正について、改正の根拠を伺いたい。改正の結果、該当人員や待遇の改善があるのか伺いたい。

議案第27号 伊豆市消防団条例の一部改正について、消防力の維持強化については考えておりますか、伺いたい。

議案第29号 伊豆市修善寺駐車場条例を廃止する条例の制定について、御幸橋、横瀬ともに今後の利用の考え方を伺いたい。

議案第34号 伊豆市立図書館条例の一部改正について、どのような指定管理者を考えているのか伺いたい。

議長（堀江昭二君） それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） ただいま森議員より、さきに上程いたしました議案に対してご質問がございました。

議案第24号、議案第26号、議案第27号については総務部長、議案第29号については企画部長、議案第34号については教育委員会事務局長より答えさせます。

議長（堀江昭二君） それでは、総務部長。

総務部長（平田秀人君） それでは、議案第24号の条例の一部改正でございます。退職手当の項を削除した根拠ということでございます。

議案の説明の中でも申し上げたかと思えますけれども、この退職手当の支給に関する事務、これにつきましては、旧退職手当組合といいますが、現在は静岡県の市町総合事務組合というところでこの事務を行っておりますが、ここでの事務ということになりますので、関連する条項について削除したというものでございます。

それから、議案第26号 給与条例の一部改正の関係でございます。改正の根拠ということでございますけれども、これは、扶養手当の改定というのが1つでございます。それから、給料表の改定ということで2つございますが、扶養手当の改定につきましては、人事院の勧告に基づいた国家公務員に準拠した形の改定ということでございます。それから、給料表の改定でございますけれども、これも基本的には国家公務員の給与に関する法律、それから人事院勧告に基づきます給料、これに準拠した形で市の状況等を勘案して改定するというものでございます。

これによってどうかということでございますけれども、扶養手当の該当者のことでございますので、この対象者はこれによって改定がされるという形になります。参考までに、対象人員としては、扶養手当の方は38名の方が対象になるということでございます。それから給与の改定、これは一般職の給与を適用する職員全部に及ぼすということでございます。

議案の質疑の中でも若干触れましたが、これでいわゆる給与について改定が即なされるかというものについては、すぐにはその効果が今回の改定はあらわれるものではないということでございます。

もう一点、議案第27号の消防団条例の一部改正ということでございます。

当然、消防力の強化ということは図っていくということでございます。今回は現状に合わせた条例定数の見直しを行いたいということで提案申し上げたということでございます。

員の確保は、消防団それから自治会、それから市、これらも積極的にその勧誘に当たっておりますけれども、現状としてはなかなか歯どめがかからないという状況でございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 議案第29号、企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 議案提案をしたときにもお話をいたしました、それにつけ加えましてご説明をさせていただきます。

まず、御幸橋駐車場につきましては、伊豆市の観光協会へ貸し付けするということで、貸付契約、基本的には5年を考えております。それから、横瀬駐車場については、使用許可ということで1年契約、毎年更新になるかというふうに考えます。

ただ、この用地につきましては、当初目的の代替用地ということでございますので、何らかの問題が生じた場合、いわゆる利用があるということが生じた場合においては、速やかに契約解除あるいは返地していただくというようなことで契約を結んでいきたいというふうに思っております。

なお、横瀬駐車場につきましては、基本的に1カ月当たりの料金が一応5,000円、それから1日当たり空いているスペースがございます。そういったところの利用については800円ということで考えております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） それでは、議案第34号、教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本準次君） お答えいたします。

図書館につきましては、収益を上げるということは難しいのではないかと、つまり経費の節減を目的とすることは難しいと考えてございます。したがって、市民サービスの向上を図ることができるような指定管理者を考えてございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質疑ありますか。

森議員。

10番（森 良雄君） 再質疑は1号ずつやっていってもらえますか。よろしいですか、そういうやり方で。議案第24号なら24号で再質疑、再々質疑。

議長（堀江昭二君） いいですよ。

10番（森 良雄君） よろしいですね。

議長（堀江昭二君） はい。

10番（森 良雄君） では、議案第24号の再質疑をさせていただきます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、4つ質疑させていただきます。

第4条、第2条中「期末手当及び退職手当」と書いてあるんですね。まず1つ、退職手当を削除した根拠は、退職手当を支給するのは静岡県市町総合事務組合、退職事務組合が退職

手当を支給するからだとの説明ですよね。まず、これを1つ確認しますね。

2つ目、支給は組合、それでいいのかということをお聞きしたいですね。退職手当を出すのは市ではないのかという考え方なんです、私は。

3つ目、ここから退職手当を外してしまっているのかという根拠から言っているわけですから、そうしたら支給を中止することができるのではないかと僕は思うんですけども、その辺どうですか。

4つ目、この組合にはいつから加入しているんですか、それを伺いたい。

以上です。

議長（堀江昭二君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） 1点目の退職手当の関係については、組合の関係についてはそのとおりでございます。

それから、できるか云々という話でございますが、退職手当の支給事務を組合に事務委任しているという形で行っております。

総合事務組合に改正されたのは昨年4月1日からで、従来、退職手当組合という形で、これは何年か定かではございませんが、行っていたということでございます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） 116ページの新しい条約のところを見ると、第4条関係では、伊豆市特別職の職員の給与に関する条例、平成16年4月1日条例第39号ということで、第2条で、市長等の受ける給与は、給料、通勤手当及び期末手当とするようになったわけですね、今度。それで、そこから退職手当を削除してしまったわけですよ。解釈として、退職手当を廃止したというふうに考えてはまずいですか。まず、これが1つ。

2つ目、第6条には支給方法と書いてあるんです。第6条、この条例に定めるもののほか、市長等の給与の支給方法については、伊豆市職員の給与に関する条例の規定を準用するということになっていますね。これ2つの条文を見ると、組合というのは退職手当を支給する団体ではないのかなと思うんですけども、あくまでも給与の支払い者というのは伊豆市ではないんですか。それを確認したい。違うのですか。

今のところから派生するわけですけども、ここで退職手当を外してしまうと、退職金は支払わないと考えるべきではないかと思うんですけども、まずいですか。国語力がないから、おかしいと言われればそれまでですけども、一応お聞きしたい。

議長（堀江昭二君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） これで退職手当が支払われないということではございません。おただして整理をして、他の町村も組合関連についてはやっておるという形で、従前と変わらないということをご理解いただきたいと思います。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番(森 良雄君) これは場外で議論したいなと思うんですけども、結局この条文を外してしまうと、例えば予算書に載っているわけですね、組合に金を払うと。載っていますよね。その根拠はどうなるのかというふうに僕はなるのではないかなと思うんですけども、そんなことはないよと、ほかにあるよと、ぜひ教えていただきたいと思います。

次に、議案第26号に移らせていただきます。

職員の給料表が改定されるようなんですけれども、旧条例では6級までだと、今度7級がふえたということですね。給料表を見ると、1級から6級までは新旧とも同じような金額です。まず1つ、これを確認したい。いっぱいあるもので、ざっと見ると大体そうだなと思ったんですけども。

今までの説明では、新設された7級は参事さんとか部長さんの給与というご説明をいただいているわけなんですけれども、それはひとつ確認したい。

3つ目、7級に昇格すれば昇給するんですか。僕、職員の皆さんのいわゆる級が上がったときとか、号俸が上がったとき、上がるのはよく知りませんからね、右側へ平行移動すると、ばんと給料が上がるのかなと、そうじゃないよと、給与が上がっても号俸が40から35ぐらいになる可能性もあるというような、その辺。細かいところはいいですから、そうなんだよというような説明を受けたい。

4つ目、もし6級から7級に右側に並行移動すると、相当上がるな、うらやましいなと思うんですけども、もしそうだったら人件費はどのぐらい上がるのか伺いたい。

それから、5つ目、133ページに再任用以外の職員という言葉があるんですけども、この言葉がわからないもので、どういう方なのかお聞きしたい。

7つ目、同じところ、133ページの61号級のところに再任用以外の職員と書いてあるので、ここからその方は出発するのか、その辺も伺いたい。

この給与条例はいつから実施するのか、それも伺いたい。

以上。

議長(堀江昭二君) 総務部長。

総務部長(平田秀人君) まず、条例の施行日はこの4月1日からということになります。附則の方をごらんいただければというふうに思っておりますが、いわゆる旧の給料表は、新たに7級の給料表をつけ加えたというものでございまして、6級までは今までの給料表と同じでございます。それから7級については、その7級のところをつけ加えたと。先ほど言いました、人事院いわゆる国家公務員に準拠した形の俸給表を使っておるところでございます。

それから、いわゆる7級への切りかえという形で行われます。4級の者は5級あるいは4級のまま、5級の者が6級または5級のまま、それから6級の者は7級という位置づけの切りかえがなされます。本給の方は、それに伴っていわゆる上がるということになるかと思えます。

それから、これがどれぐらいの予算へのということですが、これは、いわゆる予算へのまずはね返りはないと、現時点ではないと、来年度はないということですが、いわゆる給与は上がりましても、昨年の給与改定でいわゆる位置づけが低くなっていると、現給保障という形で昨年度3月末に支給されていた額は保障されるということですが、それは現在の給与水準に行っていないという状況でございますので、なおかつここで切りかえても、その水準には行かないと、平成18年3月31日のままだというふうにご理解いただければと。

それから、再任用の関係でございます。これはいわゆる退職して、年金受給日までその職員について再任用ができるというような規定でございます。その給料についてうたっているということでございます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） よくわからないところもあるので、これはまた後でお伺いしますので、ひとつそのときはよろしく願います。

次に、議案第29号に進ませていただきます。

御幸橋、横瀬ともに利用目的があったはずですので、ありましたよね。ご説明の中では、それが発生したら、すぐ取り返すというようなことだったもので、質疑を用意したんですけども、その辺を答えていただきましたもので、その辺はいいですけども、ちょっと引っかかるのは、横瀬駐車場を日貸しするということですよ、1日幾らで。はっきり言わせてもらおうと、今、月決めが余りうまく管理できていないんじゃないですか。日貸し、大丈夫ですか。できますか。どうやって管理するつもりですか、お聞きしたい。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 非常に管理は難しいと思います。極力見回りをしまして、日貸しもチェックできるようにしたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） 見回りといったって、1日800円収入を得るために、1日1万円ぐらい取る職員が見回っても、余り効果ないんじゃないかと、むだではないかと思うんですけども、それよりもここは月決めの駐車場なんでしょう。それだったら、普通民間だったら、月決めの駐車場だったら、5台ではなくて10台ぐらい借りてくださいよと言うのが普通ではないかと思うんですよ。どうですか、そうすべきではないんですか。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 森議員さんの意見を参考にさせていただきます。どうもありがとうございます。

議長（堀江昭二君） 森議員、議案第34号。



10番（森 良雄君） 図書館条例、図書館、私の質疑の趣旨は、これは公共図書館、特に指定管理者ではなじまない面があるのではないかというふうに考えたので、質問させてもらったんですけれども、その辺もよくお考えのようですね。ぜひ考えてやっていただきたい。特に指定管理者を選んで、利益を上げようなんて考えられて、例えば司書を置かないなんてこと、パートのおばさんが窓口にいたなんていうと、いわゆる図書館業務、何ですか、レファレンス業務というんですか、サービスなんていうのは、やっぱり専門的な人でないといけない。ぜひそういうことを考えて、今後の移行を進めていただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（堀江昭二君） 以上、森議員の質疑を終わります。

通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第27号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号及び議案第34号の6件については、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第23号から議案第26号、議案第28号と議案第29号の6件は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより議案第23号から議案第26号及び議案第28号と議案第29号について討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はありません。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堀江昭二君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第23号 伊豆市副市長定数条例の制定について採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立多数。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立多数。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 伊豆市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立全員。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正について採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立多数。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 伊豆市特別会計条例の一部改正について採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立全員。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 伊豆市修善寺駐車場条例を廃止する条例の制定について採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立多数。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

それでは、ここできりがよいものですから、休憩に入りたいと思います。

再開を1時といたします。

休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時00分

議長（堀江昭二君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議案第35号の質疑、委員会付託

議長（堀江昭二君） 日程第34、議案第35号 伊豆市旧土肥町地区過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

これより議案第35号の質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

10番、森議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

議案第35号 伊豆市旧土肥町地区過疎地域自立促進計画の変更について、変更後は土肥中央農道開設事業負担金、幅員3メートルで延べ1,630メートル、この農道はどこからどこまでなのかお聞きしたい。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 本件につきましては、企画部長から答えさせます。

議長（堀江昭二君） それでは、企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） それでは、お答えいたします。

地区的にいいますと、小土肥地区から平石地区の間を結ぶ1,650メートルでございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） 再質疑させていただきます。

これは事業費5億円ということですよね。それで市が25%ということになると幾らですか、1億円ちょっと負担するということ。ぴんと来ないんですけれども、途中までこれはできているんですか。ずっと山の上へ、何か峠みたいに上がっていくところがあるようなんですけれども、あれも含んでいるんでしょうか、その辺をお聞きしたいんです。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 以前に国の方で農業振興という観点から、国の事業として実施した部分が、いわゆる小土肥側から何メートルかというのと、それから平石側も何メートルかできております。ただ、今回の場合は、国の事業採択になりませんでしたものですから、県の事業として、その1,650メートルをつなごうという工事でございます。

10番（森 良雄君） わかりました。

議長（堀江昭二君） よろしいですか。

それでは、森議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議案となっております議案第35号は、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり総務委員会に付託をいたします。

議案第36号～議案第43号の質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第35、議案第36号 静岡州市町総合事務組合理約を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてから日程第42、議案第43号 田方救急医療協議会規約の変更についてまでの8議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入るのですが、通告がありませんので質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております本8案は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堀江昭二君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより8議案を一括採決いたします。

議案第36号 静岡州市町総合事務組合理約を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてから議案第43号 田方救急医療協議会規約の変更についてまでの8案について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立全員。

よって、議案第36号から議案第43号までの8議案は原案どおり可決されました。

発議第1号～発議第2号の上程、説明、質疑、採決

議長（堀江昭二君） 日程第43、発議第1号 伊豆市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてと日程第44、発議第2号 伊豆市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、一括上程して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

飯田正志議員。

〔9番 飯田正志君登壇〕

9番（飯田正志君） 発議第1号 伊豆市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてと発議第2号 伊豆市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を

説明いたします。

昨年11月に地方自治法の一部が改正されたことに伴い、伊豆市議会規則並びに伊豆市議会委員会条例の一部を改正するものであります。

過日、2月19日に開催された議員全員協議会において議会運営委員長からの報告のとおり、近隣市の改正状況も参考としながら、伊豆市議会として改正すべき事項を取りまとめた結果、伊豆市議会会議規則並びに委員会条例の一部改正を次のとおり提案いたします。

初めに、発議第1号の会議規則の改正点は、地方自治法の改正で、議案の提出権が常任委員会にも付与されたことから、関連する条文を改正するものであります。

次に、発議第2号の委員会条例の改正点は、閉会中に常任委員等の選任が議長権限で行うことができることとするために、関連する条文を改正するものであります。

以上、発議第1号、発議第2号の提案理由とします。議員全員の賛同をよろしく願います。

議長（堀江昭二君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堀江昭二君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） ご異議なしと認めます。

よって、質疑、委員会付託を省略いたします。

これより採決をいたします。

発議第1号 伊豆市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、発議第2号 伊豆市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立全員。

よって、発議第1号及び発議第2号は原案のとおり可決されました。

#### 散会宣告

議長（堀江昭二君） 以上で本日の議事はすべて終了しました。

本日はこれにて散会します。

次の本会議は、3月12日午前9時30分より再開し、一般質問を行います。

よって、この席より告知いたします。  
本日はご苦労さまでした。

散会 午後 1時09分

開議 午前 9時30分

#### 開議宣告

議長（堀江昭二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成19年第1回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、会議が成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

#### 議事日程説明

議長（堀江昭二君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

#### 一般質問

議長（堀江昭二君） 日程に基づき、一般質問に入ります。

なお、質問に先立ち、質問者と答弁者に注意を申し上げます。

質問者は簡単明瞭に、しかも議題外にわたらないように、答弁者にあっては、質問の趣旨に沿い答弁をしていただくようお願いいたします。

今回は18名の議員により通告されております。質問の順位は、議長への通告順位といたします。

1回目の質問では全項目について質問し、2回目以降は一問一答といたしたいと思います。また、質問時間は、申し合わせにより質問のみ30分以内、質問の回数は同一議題について再質問を含めて3回までといたします。なお、第1回目の質問については、議員及び答弁者はいずれも登壇することとし、再質問についてはいずれも自席にて起立の上お願いをいたします。

これより順次質問を許します。

森 良 雄 君

議長（堀江昭二君） 最初に、10番、森良雄議員。

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

最初に、いじめについて。

昨年12月議会で、いじめについてはその実態と対応について詳しく説明をいただきました。幸いにも本市では、自殺などの不幸な出来事はありません。関係者の努力の結果であり、今後不幸な出来事のないようにしていかなければなりません。

いじめが発生した場合の対応は詳しく説明いただきました。不幸にしていじめが発生してしまい、児童生徒や父兄がいじめによる原因で転校を希望した場合の学校や教育委員会の対

応、対処方法についてはどのようにお考えでしょうか、伺いたい。

4月には入学式があります。入学の際、いじめなどを理由に学校を変更できるか説明する考えはありますか、伺いたい。

給食費の未納、滞納について。

いじめの後には給食費の滞納や未納が話題に上がりました。1月の新聞報道によれば、伊豆市でも小中学校の給食費の滞納・未納が存在しています。未納理由は、保護者の責任感と規範意識の問題とされるものと保護者の経済的な問題、その他があるようですが、当市の実態はいかがですか。経済的な理由の場合の対処はいかがですか、伺いたい。経済的弱者に市としての対応を考えていますか、市長の考えもあわせて伺いたい。

パソコン問題。

昨年1月に、市の職員が市のパソコンから競輪投票サイトにアクセスしていた問題がありました。5人の職員に対し、1カ月10%の減給処分をいたしました。新聞発表では、全容説明を進めるとありました。残念ながら、いまだにその全容は発表されておりません。職員によるパソコンの不正使用について市長に伺いたい。

1つ、「他のサイトへのアクセスも調査を続けている」と言っていましたね。調査しましたか、伺いたい。

2つ、全容説明はされましたか、その内容について伺いたい。

3つ、平成16年4月から不正使用がありましたね、確認したい。

4、平成16年4月から不正使用がありましたね。その内容を調査しましたか、伺いたい。

5、平成16年4月から不正使用がありましたね、その内容を確認したい。

6、情報公開条例に基づく決定書は真っ黒で判読できません。推測するに、ここには130を超えるサイトに1万件を超えるアクセスがありました。推測は間違いでしょうか、伺いたい。

7、この真っ黒部分は業務上のアクセスですか、確認したい。

8、この真っ黒な部分には不正使用はありませんか、伺いたい。

9、競輪を除く21のサイトでは、7,639回のアクセスがありました。アクセスした端末の台数は539台です。間違いありませんね、確認したい。

10、これでは、すべての職員が遊んでいたと指摘されても仕方ありません。いかがですか、伺いたい。

11、21のサイトへのアクセスについてはどのような調査をしましたか、伺いたい。

12、調査結果を伺いたい。

ごみ焼却場の建設について。

新しいごみ焼却場の建設について伺います。

建設候補地の堀切では、賛成、反対で地域を二分する状況です。地域の分裂を心配する声もあります。市長の行政報告では「地域の皆様にご理解と協力を求めていく」とありますが、



堀切の皆さんの意見はいかがですか。以下について伺います。

- 1、12月議会では建設候補地でした。建設地に決定したのですか。
- 2、堀切地区の反対の声が収束するとお考えですか、伺いたい。
- 3、堀切地区の反対の声を収束させるための方法を何か考えていますか、伺いたい。
- 4、堀切地区を候補地に選んだのは強引過ぎませんか、伺いたい。
- 5、堀切地区以外でも、ニュータウンや熊坂からも反対の声が上がっているようです。反対の声は届いていますか、伺いたい。
- 6、市民の反対の声は「なぜ堀切なの」、余りにも単純な疑問です。わかっていますか。
- 7、このまま反対の声が強まるようでしたら、候補地を変更しますか。
- 8、各地のごみ焼却場を現地に赴き調査したようですが、場所、焼却方法（特徴や問題点など）、焼却量、メーカー、運転コスト、立地場所の土地の用途等について伺いたい。
- 9、18年1月の準備会では4社の機種についての研修をしたようですが、ほかにはしていませんか、しているようならその内容を伺いたい。
- 10、建設について、契約方法は随意契約を考えているのですか、伺いたい。

電子入札。

12月議会の一般質問では、電子入札の導入を平成20年に考えていると伺いました。変更はありませんか、伺いたい。

20年度の導入ですと、19年度には準備をする必要がないでしょうか、いかがですか。

以下、4つの質問をいたします。

- 1、電子入札は、静岡県のシステムに参加するのでしょうか、それとも県以外の方法を考えているのですか。
- 2、電子入札の準備はいかがですか。これからですか、準備状況を伺いたい。
- 3、電子入札では市の準備も必要ですが、入札に参加する業者の教育、準備も必要ではないでしょうか、いかがですか。
- 4、入札参加者向けの教育や説明会を考えているようでしたら伺いたい。

修善寺総合会館の補修工事について。

修善寺総合会館の改修工事ほど、ずさんな不良工事はありません。素人が業者にいいようにあしらわれているとしか言いようがありません。この工事でも外壁の塗装をされた部分の亀裂は本当に補修がされたのか、塗装の下までは証明できません。

以下、6つの質問をいたします。

- 1、雨漏りはおさまりましたか、調査中ですか。大雨があるまで調査を続けるのですか。
- 2、北側の赤レンガ部分の亀裂の補修はしたのですか。
- 3、実施したのなら、なぜ亀裂が見えるのですか。
- 4、補修工事を実施していないなら、なぜか。
- 5、2階口ビーにもたくさんの亀裂が見えます。原因はなぜですか。

6、2階へ上る階段の踊り場の壁に剥離が見えます。原因はどのように考えておりますか。選挙事務の改善、開票時間の短縮。

選挙における開票事務の迅速性が話題になっています。多くの自治体が開票事務の合理化、短縮に取り組んでいます。作業に当たる職員の削減、時間の削減ができています。選挙管理委員会の知恵と意識が試される時です。正確性、公平性と同時に、迅速性が必要です。

間もなく統一地方選挙が行われますが、開票事務の改善、開票時間の短縮についての取り組みはいかがでしょうか、伺いたい。

議長（堀江昭二君） ただいまの森議員の質問に対し答弁を求めます。

教育長。

教育長（室野純司君） それでは、私の方から2点、いじめの問題と給食費の未納、滞納についてお答えをいたします。

いじめにつきましては、その実態や対応につきまして12月の議会でお答えをし、議会報で特集まで組んでいただきました。

今回の議員の質問は、いじめを理由に転校は可能かというご質問でございますので、その点について絞ってお答えをいたします。

転校について考える前に、学校は、いじめられている子の立場に立って、その子を守り、いじめを解消するために全力を尽くすのが大前提でございます。それでも解消できずに、保護者も本人も転校を希望する場合、伊豆市には指定校変更の規定がございます。それにのっかって相談をいたします。

伊豆市教育委員会の指定校変更の許可基準につきましては、ホームページにも公開され、周知されております。その中の指定校変更の理由の中に「生徒指導上の問題等により指定校に通学することが困難である場合」と、こういう許可基準がありますので、それに基づいて転校することは可能でございます。

4月の入学式に説明をするのかということでございますけれども、入学式というのは晴れの場でございます。保護者も1年生に限りませうので、そのような話をするは一応不適当だというふうに考えて、入学式の当日の説明はしないということでございます。

2点目の給食費の未納、滞納についてでございますけれども、この中には市長への質問もございませうけれども、私の方からお答えをさせていただきます。

昨年末、文部科学省で平成17年度の学校給食費の徴収状況を調査し、先般その実態の報道がございました。静岡県でも各市町別の実態が明らかにされました。全国では全体の大体1%に当たる9万9,000人、これが給食費の未納と、総額で約22億円に達すると、こんなふうに報道されております。

伊豆市でも、報道にありましたとおり、17年度での未納金額は、保護者で21名ございまして、金額で93万2,000円になっております。平成18年度、教育委員会の滞納整理によりまして、7名、13万3,700円の徴収をしております。昨年の調査時での未納理由は、保護者の責

任感と規範意識の問題、これに相当するだろうと思われる方が7名、そして経済的理由が23名、こういうふうに私どもは一応とらえております。

教育委員会の徴収担当者によります滞納整理の状況を聞きますと、保護者の責任感と規範意識の問題での未納者につきましては、ご理解をいただきまして納付していただきました。経済的問題の方も、一部を納付し、未納分は分割納付をするという方もおります。

また、経済的弱者への対応ですけれども、母子家庭など所得の低い方や生活保護世帯の要保護の児童生徒は、就学援助認定要領を制定し、教材や、あるいは学級費、PTA会費など学校校納金の教育費補助をしています。平成17年度では、小学校児童で59人、中学校生徒が41人、この100名の方が認定されております。大体18年度も同じような人数でございます。中には、世間体を気にして、この制度を活用しない家庭もありますけれども、一方、経済的余裕があるのに申請をしてくる家庭もございます。本当に困っている家庭では、ぜひこの制度を活用してほしい、そんなふうに思っております。

家計にゆとりがあるのに給食費を払わない保護者がふえているとの報道もありますけれども、伊豆市での給食費未納者の多くは経済的問題であると認識しております。特に、不安定な所得の状況により引き落とし時期に残金がない、あるいは父親が家にお金を入れてくれない、また、一時的に職がないなどの理由が挙げられます。

全国では、裁判所での督促申し立てや提訴など法的措置を取ることや、徴収員の配置やプリペイド方式の採用、「連絡なしに滞納した場合は給食停止」という同意書を保護者に提出させる自治体もあるようですけれども、子供たちを傷つけることのないよう、プライバシーの配慮など慎重な対応が必要だと思っています。

学校給食法は、子供たちに給食を提供するよう、自治体に「努めなければならない」と努力義務を規定し、そのための施設や調理員の人件費は自治体が負担するが、食材費は保護者が負担するように定めているものでございます。

大きく報道された給食費未払い問題ですけれども、親が給食費を払わないのが恥ずかしくて、給食を食べない子がいるとも聞きました。生活を切り詰めても、子供が肩身の狭い思いをしないよう、給食費は率先して払う、それが親心だというふうに私は考えていますけれども、そんな常識が一部の親には通用しない時代になったのかなというふうにも思っています。

木内議員からも質問がございますけれども、未納者につきましては、この3月の保護者会の中で、学校の方からまず親に催促をいたします。督促をいたします。そして、未納につきましては、その後、教育委員会の職員が各家庭を回って滞納整理をしていくと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 次に、市長。

市長（大城伸彦君） 続きまして、森議員のご質問3点目のパソコン問題についてですが、幾つかございます。その中で、ちょっと順序不同ですけれども、3番目から5番目について

は、平成16年4月から不正使用があったかというご質問ですが、データなしのため確認ができません。また、6番目から9番目のご質問については、情報開示されたとおりでございます。その他のご質問につきましては、今までの議会定例会でお答えしたとおりでございます。

続きまして、4点目の一般廃棄物処理場の建設についてですが、伊豆の国市との共同による一般廃棄物処理場建設候補地の取り組みにつきましては、さきの議会全員協議会及び議案質疑でご報告したとおりでございます。関係地域の合意形成がまだ得られていない状況であります。

2市の準備会では当初より、この事業にかかわる説明責任もあることから、改めて施設基本構想の策定や説明、懸念事項等についてご意見を聞くなどして、関係地域と十分なコミュニケーションを図りつつ事業推進をする予定でございました。しかし、現在、これ自体が関係地域にご理解、ご協力をいただけない状況で、この事業推進に大変苦慮しております。したがって、これからの状況が少しでも改善できるよう、議員初め市民の皆様のご協力、ご支援をお願い申し上げる次第であります。

まず、1番目のご質問ですが、この事業は説明中であり、現段階で建設地として決定することはまだだと認識しております。

次に、2番目と3番目について、地元の状況は、議員ご承知のとおり、現状のままでは反対の声が収束する可能性は少ないと認識しております。当初の計画どおり、基本構想等の説明を通じ、信頼感の醸成を図るなど、意見交換の場をつくることに向けて努力をしていく所存であります。

4番目については、さきに候補地選定の流れ等についてご説明したとおり、総合評価を行い、最も適地であると選定したものであります。

5番目につきましては、これもさきにご報告したとおり、説明会の中で、出席者から堀切地区への建設を反対する旨の意見を聞いておりますが、周辺地域からは反対等の意見は聞いておりません。

次に、6番目について、ご承知のとおり、廃棄物処理施設の立地には、他の自治体も大変ご苦労していると承知しております。

7番目につきましては、さきの3番目にお答えしたとおり、行政としての説明責任や意見交換による信頼感の醸成等に向けた努力をしまいたいと考えております。

次に、8番目につきましては、施設の状況等、さきにご案内してある関係資料によりご理解をお願いいたします。

9番目につきましては、その後は研修をしておりません。

10番目につきましては、現段階において、まだ契約方法等については検討、研究はしておりません。

続きまして、5点目の電子入札についてですが、平成20年に導入することで変更ないか、また、導入に向けて平成19年度には準備をする必要がないかとのご質問ですが、電子入札シ

システムの参加については、県のシステム「静岡県共同利用電子入札システム」への参加で検討をしています。県においても、工事のみ実施をしています。

また、電子入札導入準備については、現在は実施方法等について、県や先進市の方法を担当課で調査しているところであります。さらに、参加業者の教育、準備及び参加者に向けての説明会は、事前に行う予定でございます。

続きまして、大きな6点目の修善寺総合会館の改修工事につきましてお答えいたします。

1番目の昨年9月の台風13号以降の雨漏りは確認されませんので、改善されたものと判断しております。しかし、特殊建物であることや、建物本体が竣工以来27年経過していることなどから、今後も経過を監視していく予定でございます。

2番目から4番目につきましては、北側赤レンガ部分のクラックは、透明のエポキシ系接着剤の注入補修を実施しております。また、コンクリート壁面箇所であればVカットし、亀裂補修ができますが、赤レンガ部分のため接着剤注入補修となり、外見の亀裂が残ってしまう状況であります。対応として、4月中旬に白華部分をかき落とし、エポキシ系樹脂を再度注入する予定であります。

5番目につきましては、経年劣化によるものと思われませんが、躯体に対する影響がないため、今回の外壁補修工事外の部分であります。

6番目につきましては、平成17年12月工事竣工後の翌年4月、同箇所の剥離が確認され、補修を行いましたが、この時点では、冬場の工事で、凍結した状態で表面塗装を行ったことが原因かと思われまます。この補修後、時期は定かではありませんが、さらに剥離が発生したことは施工に瑕疵があったものと思っております。

この対応として、2月23日、竣工引き渡し後1年経過に伴う瑕疵検査を業者立ち会いにより行い、剥離を確認いたしました。剥離箇所について、4月中旬の気候が温暖になり、さらに連続晴天の時期に、瑕疵責任として復旧作業を実施する予定であります。

続きまして、大きな7点目の選挙事務の改善につきましては、選挙事務は選挙管理委員会にゆだねられている事務であり、市長が直接指示できるものではありません。財政的な立場や職員管理の見地から、市長として参考的に意見を申し上げますと、選挙における開票事務の迅速化につきましては、長い期日前投票を経て、選挙当日の投票事務を朝7時から夜8時まで行い、なおかつ夜9時より開票事務に入るわけですが、投票日当日だけでも13時間から15時間連続して就業しなければなりません。選挙従事者やその関係者は、まさに疲労の極限状態だと思います。申されるまでもなく、一刻も早く終了したいと全員が願うものだろうと思っております。

しかし、選挙は絶対に間違いがあってはなりません。取り返しのつかないことにならぬよう、選挙管理委員会も、従事者の健康管理上からも迅速化を図るべく考えなくてはならないと思っておりますが、重要なことは正確性であります。市といたしましては、経費節減の問題もあり、選挙結果を選挙人に対して速やかに知らせるよう、選挙管理委員会とともに研究をした

いと思います。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） 再質問をさせていただきます。

まず、いじめについて。

いじめですね、昨年度の発生件数は2万件と言われていたんですね。ところが、本年度は恐らく100万件に達するであろうというような推測もあるんです。いじめの問題というのは、見方一つ変えただけでも数はどんどんふえてくると。一生懸命、教育委員会の皆さん、学校の皆さんやっているということは理解できるんですけども、1つだけお聞きしたい。

私、わざわざ入学式と言いましたけれども、入学式の前には入学説明会があるんだと思うんですよ。そういうときにやるお考えはありませんか、お伺いしたい。

議長（堀江昭二君） 教育長。

教育長（室野純司君） 先ほども申し上げましたように、ともかくいじめをなくす努力をすることが先決だと。いじめに遭ったから、あなた転校しますか、転校できますよ、それを優先してお伝えすることは控えたいと。これはもう親の方から転校できませんかというご質問があれば、それについてはできますよと。ただし、これは転校して問題が解決する問題でも私はないだろうと。やっぱり、そういう中で、集団生活の中で本人がいじめられないように、あるいはほかの子供がいじめないように、そういう体制をつくるのが先決だろうというふうに私は考えています。

以上です。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） いじめの問題についてはこれで終わりにしますが、次の給食費の問題もそうなんです。私、何で給食費の問題は市長にもお答えを願いたいかと。多くの方が、例えば転校できるというような制度があるのを知らないというケースもあるんですね。給食費もそうなんです。教育委員会が一生懸命やっても、生活保護費や、いわゆるその他の援助費を教育委員会が決定して支払えるものではないでしょう。健康福祉部の皆さんと一体になってやらないと、いわゆる弱者の救済というのはできないと僕は思うんですね。ですから、ぜひ、まずいじめの問題、最悪の場合はこういう方法もあるんですよというようなことを保護者に知らせておく必要があるんじゃないかと僕は思って、いじめを取り上げたんです。今後、ぜひ考えておいていただきたい。

さて、給食費の問題について、質問を移らせていただきます。

実際問題として、確かに給食費を支払えない方がいると。先ほどの説明でもありましたように、伊豆市の場合は、経済的な問題で支払えない方が圧倒的に多いんですね。ほかの市町村と逆ですね。ほかの市町村は、意図的に支払わない人の方が7割ぐらいあると言われてますよね。伊豆市は逆な数字が説明されたんじゃないかと思います。それだけ困窮者が多い

んだと。そしたら、こういう制度があるよということも保護者に知らせてもらいたいんですよ。それは、教育委員会だけではできない。ぜひ、健康福祉部の方と一体となってお知らせして、最悪の場合はこういう救済措置があるんだというようなことをやるつもりはありませんか、市長にお聞きしたい。

議長（堀江昭二君） 市長、答弁願います。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

説明は窓口でやっております。しかしながら、余り積極的にやると、他市のように、経済的に余裕があっても払われない方が多くなることを、私としてはやや懸念をしております。

議長（堀江昭二君） 教育長。

教育長（室野純司君） 確かに、私ども、大々的に、困ったらこういう制度がありますよというお話はしていませんけれども、これは毎月、教育委員会には準要保護の生徒の申し出が上がってまいります。教育委員会の中で、実際のその家庭の所得等も見たりして、これはやっぱり大変だなということで出します。ただ、私どもはちょっと心配するのは、準要保護の家庭の場合は、給食費あるいは教材費、PTA会費、学校校納金等も含めた、あるいは修学旅行等にも補助は出ます。だけれども、これは、家庭に入ってしまうと、家庭でそれを生活費に使ってしまって、反対に給食等へはお金を入れないという場合も今までは結構出ました。最近では、ちょっと未納の家庭につきましては、そういう給食費のお金は、もう納めてもらう、要するにお金が出たときに、やや強制的に給食費の方へ回す方法、そういうことも考えております。

ただ、生活保護世帯、これにつきましては教育委員会を通してはまいりませんで、直接生活費として各家庭の方へ入りますので、そこから強制的に給食費を抜いてしまうっていうことはちょっと不可能かなと。そこらあたり、課題がありますので、場合によっては、生活費の中から給食費の部分については、できたら本当は私どもの方へ回してくれると、そういう未納もかなり減ってくるかな、そんなふうには考えております。

これは、私どもだけではなくて、民生委員さんの方も協力してくれまして、家庭についても困っているような状況ならば、民生委員さんの方から、その家庭にはそういう制度がありますよというお話も、正直言ってしていただいているのは実態でございます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） もう1つ、ちょっと質問してなかったものでお聞きしたいんですけど、これだけ給食費未納があると、給食の献立なんかに影響すると思うんですけど、現状はどのような対策をしているか、一つお聞きしたい。

それともう一つ、比較的生活保護を受けている方というのは、制度をよく知っておるんですけども、いわゆる要保護家庭、保護した方がいいなというような方の中には、そういう支援制度があるということを知らないまま過ごしてしまうというかですね。中には、本当、

日々の食べ物も食べないで給食費を納めているという人だっているんですよ、現実には。ですから、私は、ぜひこういう制度があるんだということを知らせてほしい。いわゆるこういう制度というのは申告制でしょう。だから、当事者が知らなければ申告しないんですよ。そういうところで、大変悲惨な生活している人もいます。ぜひ、こういう制度があるんだと、だれかが教えてやる必要があると思うんですけども、2点、ひとつもう一度お願いしたい。

議長（堀江昭二君） 教育長。

教育長（室野純司君） 制度を知らないということは、私はあんまりないんじゃないかというような気がするんですよ。これはもう学校でも、例えば給食費未納者の方については、実際にこういう制度がありますけれども申請をしますかというお話も、正直言って、していただいています。ただ、今回、私どもも、経済的な理由で未納者が多いということを示し上げましたけれども、これはもう滞納整理で職員が行ったときに、うちにはお金がないからと、こういう言い方をされたのは全部、一応経済的理由というふうにとらえています。ですから、担当者に伺いますと、例えば父親が家に帰ってこないで、お金も入れてくれないと、だから給食費を払えないと、こういうことは実際にありますので、これも経済的理由に含めておりますので、本当に困って納めてない家庭ばかりではないなというふうに私どもはとらえています。

議員さんおっしゃいますように、確かに生活に困って、給食費を払えないという家庭につきましては、もちろん学校としても、状況はある程度学校は理解できますので、これはまずお話できるようにこれからもしていきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） 今、教育委員会の皆さん、先生方、大変頑張っている、苦労しているということは理解しております。今、お答えなかったもので、後で聞きに行きますけれども、未納分は献立にどのような影響しているか、いいです、後で聞きに行きますから、その辺教えてください。

続いて、パソコン問題に移ります。

相変わらずね、教育長みたいなもっと親切な答弁してくれりゃいいんだけども、当局側の、きょうは傍聴さんもいっぱい来ているんですよ。そんな説明でいいんですか。前回やったからって、今回やらなきゃ何にもわからないですよ、傍聴者は。そんな説明ないですよ。

時間ないからちょっと言っちゃうけれども、選管の問題だって、旧修善寺町は、選挙管理委員長がここへ来て説明していることだってあるんです。市長がやる気あるんだったら、幾らだってできるでしょう、説明。皆さん、あなたの部下でしょう。そういう実態を全く無視している。選管までいかないから言っちゃうけれども、石川県知事から話なかったですか。北川先生っていう方が県知事に言っておいたから、よく念押しといってくれて言われたから



質問出したんだ。

次、パソコンの問題に移る。

2月に発表されて1月、もう1年近く立っているんですね。そのときの新聞には、16年4月から始まっているって書いてあるんですよ。データがありません。あなた方はデータを消してしまったのではないんですか。まずその1点、確認したい。電子データは自由自在に消されちゃうからね。

それから、この問題ね、公表しないで済ますつもりでいらっしゃるようだけれども、22は公表されたけれども、ほかはどうなっているんですか。伊豆市にはパソコン何台あるんですか。22台だけだって、500何十台かってありましたよね。何にも答えてないですよ、あなた方、ちゃんと答えてくださいよ、何台あるのか。処分もしない、謝罪もない、これで終わりにしちゃうつもりなんですか、教えてください。

職員の不祥事を市民に謝罪する気はありませんか。このまま開き直って、うやむやにしていまいますか。そういう考えなんですか、教えてください。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 処分は行いました。以下の問題については企画部長から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 台数につきましては、後ほど調べましてご報告させていただきます。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） 議員の皆さんも見てくださいよ。これがね、パソコン問題の公表されたリストですよ、真っ黒ですよ、これ。傍聴者の皆さんも見てください。これがパソコン問題で公表されたリストです。

〔発言する人あり〕

10番（森 良雄君） どこを見たって同じでしょうが。皆さんに見てもらいたいんです。これがパソコン問題のリストなんですよ。議長、よく見てください。この中のたった22件しか公表されないんです。計算すると130あるはずですよ。1万件以上のアクセスがあるはずですよ。どういうふうに考えるんですか。この130のアクセスは、業務上のアクセスだということも考えられる。全部そうなんですか。この真っ黒な部分に娯楽サイトのアクセスはなかったですか、お答えください。

議長（堀江昭二君） 助役。

助役（児島保次君） 森議員のご指摘のとおりだと思いますが、中身については、消してある部分は公表できないというように考えた上での公表でございますので、そのようにご理解願いたいと思います。

〔「議長、ちゃんと答えさせてくださいよ、質問。娯楽サイトは入っていないのかどうか、答えてないよ」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） もう一度。

助役（児島保次君） お答えいたします。

中身については、公用でというようなことで理解しております。

〔「いいんですか、そんな答えで」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 次、森議員。

10番（森 良雄君） 議長さんね、これだけの市民が関心持って来てくれているのに、それでいいんですか。次移らざるを得ないよね。

それでは、次は堀切の問題に移らせていただきます。多少順序変わるかもしれませんが、ご理解願います。

候補地といいながら、住民の反対はほとんど無視しているんですね。まず、ごみ焼却場の建設に関する質問で、これもほとんどまともな答えないですよ。傍聴者はわからないでしょう、今までどんな答えがされているか。

まず、6つ質問させていただきます。

堀切を候補地としているごみ焼却場の建設には、幾つか疑問があるんですよ。まず、候補地選定業務、委託した総合エンジニアリングってどういう会社なんですか。まともなエンジニアリング会社なんですか、これ。また名誉棄損で訴えられるかもしれないですけども、技術は確かですか、経歴は確かですか、信用力は確かな会社ですか、所在地はどこですか、伺いたい。

2つ目、まともな会社が、なぜこのような反対が起こるような、人口の多い地域を候補地としたのでしょうか。大変な疑惑なんですよ、これ。経験豊かなエンジニアリングの会社がやることではないんです。伊豆市が堀切って提案したのではないんですか。堀切にするように、総合エンジニアリングに提案したのではありませんか、伺いたい。

次、伊東市、熱海市、伊豆の国市、三島市、沼津市、函南町のごみ焼却場はどこに設置されているか、ご承知ですか。市長と市民環境部長に聞きたい。

次、伊東市、熱海市、伊豆の国市、三島市、沼津市、函南町のごみ焼却場はどこに設置されているか承知しているなら、人口密集地として理解しますか。市長と市民環境部長に聞きたい。

次、1月26日に堀切地区から白紙撤回を求めてきておりますね、承知していますか。白紙にする考えはありませんか。

次、候補地の選定は三次にわたって行われたと伺っております。第一次で12カ所、第二次で4カ所、そして堀切に決めたと。12カ所を公表してください。最初から堀切に決まるようにしてあったんでしょう、これは。本当に堀切の皆さんに同意を得るつもりがあるなら、まず12カ所を公表すべきではありませんか、いかがですか。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 幾つかご質問がありますけれども、2番目の人口の多いところになぜ決めたのか、堀切を伊豆市が提案したのではないかという、まさに疑念を持たれていますけれども、そのようなことはございません。人口のやや多いところに決めたというのは、ごみは、廃棄物は一般の市民のお宅から出るわけでございます。将来の石油高騰、あるいは運転経費そのほかを考えると、人々が住んでいるところに近い適地がいいと考えたわけでございます。

それから、白紙撤回ですけれども、今の段階ではするつもりはございません。なお、地元関係者のご理解を得る努力をしてみたいつもりです。ご協力をお願いします。

以下につきましては市民環境部長から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） まず、会社でございますが、この会社につきましては、コンサル業といたしましてかなりの件数もこなしているし、優秀な上位ランキング会社だということで選定をさせていただいているものでございます。それから、所在は東京でございます。

それから、12カ所公表ということでございますが、何回もご説明してあるとおりでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） これでは、傍聴席の皆さん、一体何回も説明したという、何を説明しているのかさっぱりわからない。私は、少なくとも私の質問に対してはまともな答えはないというふうに認識しておりますからね。

今の市長さんのお話聞いて、やはり最初から堀切に決めていたんではないかと、ますます疑惑が高まりますよ。

また質問、6つします。

候補地選定業務を委託した株式会社総合エンジニアリング、この会社を、今の説明もあつたけれども、実績がある、経験があると言っているんですね。また、今までの説明では、公平な第三者機関として評価しているようですね。公平な第三者機関と称する総合エンジニアリングが、最初から堀切に決まるようにしているんですね。東京の会社がね、伊豆市の12カ所だか何カ所か、実情わかるんですか。ある程度の基礎データって渡しているんでしょう。この問題は、12の候補地を公表しないと、堀切の皆さん納得しませんよ。公表してください。答えてくださいね、1つ。

2つ目、公表もしません。それほど堀切に固執するんですか、なぜですか。教えてください。経済的に判断した。堀切にっていう候補地を出しておけば、堀切に決まるに決まっているんですよ。私はそれがおかしいって言っている。

3つ目、近隣の市町村がどういうところにつくっているか、何も答えてないではないですか。私の調べた範囲では、伊東市、熱海市、伊豆の国市、三島、沼津、函南、どういうところにごみ焼却場をつくっているか、わかっているんですか。伊豆の国市は、旧大仁町が三福、

長岡は南江間、後ろは沼津市ですよ。韮山は山木、いずれも山の中ではありませんか。わかっていますか、市長、教えてくださいよ。三島市は加茂、これも箱根のふもと、山の中です。沼津市は上香貫三ノ洞ですね、これも後ろは香貫山、ご存じですか、香貫山の洞の中ですよ。前は、皆さんは何か住宅密集地に建っているというような説明を堀切かどこかでやったようですけれども、前は清水町なんですね、沼津市ではないんですよ。一般的には、みんなもう辺境の地に建てるのが常識なんです。そういう常識を無視して、堀切というところを選定しているということを僕は指摘したい。いかがですか、常識無視ではありませんか、皆さんのやっていることは。

次に4つ目、常識と思われない非常識な場所を選定したコンサルタントを公正な第三者機関というのですか、伺いたい。

5つ目、候補地としながら、なぜ堀切に固執するんですか。時間の浪費ですよ。あたかも堀切を建設地として決定しているような皆さんの言動、行為ではありませんか、伺いたい。

6つ目、このごみ焼却場の建設にはまだまだ疑惑があるんです。僕は、白紙に戻して、最初からやり直すべきだと思っているんですね。例えば、先ほど質問した随意契約でやるのかというような質問、こんなのは市長は頭からやりませんと言うべきなんですよ、教えてください。

以上。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 幾つかありますが、堀切に最初から決めていたわけではございません。そういうプロセスをとって堀切を候補地として決めたわけで、そこは幾ら説明しても、森議員はそう思っていればなかなか変えられないと思いますけれども、我々は正しい手順でやったと確信しておりますし、逆に今の段階で、森議員のおっしゃるように12カ所ないし何カ所か、最終の段階の何カ所かを出したら、多分、まあ10年くらい決まらないでしょうね。ともえ戦、四つともえ戦、十二ともえ戦になると思います。これは明らかです。

それから、市街地、他者が山の中へつくっていると、密集しないところにつくっているというところは、それはそれなりの理由があると思います。沼津市は隣が清水町です。よく知っています。国土交通省の事務所もあります。学校もございませぬ。清水町です。では、よその自治体ならいいんですか、そこへつくって。そんなことないと思いますよ。

私どもは、将来のことを考えて、やはり安全で安心できる施設をつくらうと。そのためには、伊豆市の3万7,000人、伊豆の国市の5万人と合わせて8万7,000人です。そのぐらいの規模のものをつくらないと、やはりいいものができる、経済的にもいいものができる。安心・安全で、経済的なものをつくりたいということであります。

それから、随意契約と決めているんじゃないかと、何を決めているんですか。まだ決まっていなくて随意契約なんてしようがないですよ、何にも決まっています。これからステッ

プを追って、決まったときにやっていくわけです。失礼ですよ、随意契約で決めてあるんだと。

〔「否定すればいいんです、やりませんと」と言う人あり〕

市長（大城伸彦君） やりません。

以下については市民環境部長からお答えいたします。

議長（堀江昭二君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 公表の問題ですけれども、これはさきに市長が答えたとおりでございますので、ご理解をしていただければと思いますが、これらに至る状況でございますが、これも何回かご説明をしてあるわけでございますが、再度繰り返してしますと、まず一次選定というようなものをしているわけでございます。

これは、広域の候補地の設定というようなことの中で、自然環境の保全だとか、それから土地利用に関する事項、それから物理的制約条件、それらを含めて法律的制約条件の整理、それから整備対策施設は焼却施設であるとか、そういうようなものを勘案しているところがございます。その中で、森林の地域だとか自然公園の地域、それから都市計画の区域、それらを取り巻く環境の中で所要の敷地面積を確保ができることとかということが一次選定の中で選定をし、それから次の項目といたしましては、二次選定ということで選定をするわけでございます。その中で、交通の関係、それから防災関係、敷地周辺の整備、それからインフラ整備関係、自然環境保全関係、それから文化財の保護の関係というようなことが調査の対象になるわけです。

その中で、主要幹線道路等のアクセス、それから地形・地質条件、それから周辺の条件、災害に対する安全性、関連施設との関係、収集運搬の効率、そういうようなことを網羅いたしまして、急傾斜地とか地すべり危険区域、排水区域、道路、電気、上水道など、それから周辺の動植物の保護、文化財等々を勘案し、選考をしているところがございます。次にはこれを受けて、三次選定というようなことになるわけでございます。それが建設費の検討だとか、周辺環境への影響だとか技術面の対策、それから総合評価等々をするわけでございます。その中で細かくいきますと、整備費だとか造成費、収集運搬費、用地費、それから環境保全への対応、規制区域、除外等の手続の検討、調査項目の比較検討、これらの候補地の総合評価を行って決定をしているということで、これらにつきましてもすべての資料を森議員には配付をしてあるし、何回も説明をしてあるということでございますので、ご理解をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） あと残り時間どのくらいありますか。

議長（堀江昭二君） 4分半ぐらいです。

10番（森 良雄君） そうですか。堀切の問題ね。これ、時間たてば堀切の問題だけではないわけですね。先ほど市長さんがお答えになったけれども、熊坂やニュータウンからまだ

声が届いてないようですね。こんな話を熊坂やニュータウンの人が聞いたら、これは市の方へ届けなきゃいかんと、ますますあれですよ、問題が広がって行ってしまいますよ。

次、総合会館補修工事に移ります。

外壁赤レンガ部分、あれ本当に埋めたんですかね。石灰が吹き出しているようなところも何カ所かありますね。見たところ、樹脂で埋めた形跡は全然ないところも何カ所かある。これはもう最初から設計で見落としと言わざるを得ないんですね。市長さん、内壁、具体的に言うと、2階ロビーあたりはもう最初からやらなかったと言うんですけれども、この工事は内壁、外壁ともに塗装するようになっていたんではありませんか。市長に聞いてもわからないから、こっちでひとつ頼みますね。工事範囲はどこまでやるつもりだったんですか。特に、2階ロビーは亀裂だらけなんですね。あれでもって、2億円もかけた補修工事が終わりだとは到底考えられないですよ。ぜひちゃんと答えてください。まさか、補修後に亀裂が発生しましたなんてことは言わないでくださいね。常識的にはそんなことはちょっと考えられませんものでね。

特に、一番疑惑は、いわゆる塗装した外壁、この部分本当に亀裂補修したのかどうか。これはもう塗装終わっちゃったら調査できないんですよ。その辺どう考えますか。

以上、お伺いしたい。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 総合会館の前に、一般廃棄物処理施設のことについて、堀切だけではなくて、熊坂、ニュータウンの問題ですと。堀切、熊坂、ニュータウンではなくて、全市の問題ですよ、全市の問題としてとらえてください。

総合会館の改修工事につきましては観光経済部参事から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 観光経済部参事。

観光経済部参事（伊郷哲郎君） それではお答えいたします。

ただいまの質問につきましては、先ほど市長が答弁したとおりでございます、外壁の補修部分につきましては実施をいたしております。

それから、2階ロビーの亀裂部分でございますけれども、これも先ほど市長が申しましたとおり、本体部分に影響ないということで、工事からは外れております。今回の工事以外の部分でございます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） できたらね、議長、これ一時あれですよ、暫時休憩とってもらってね。本当に外れているのかどうか。仕様書を読んでくれないですかね。議員の皆さんごらんになりましたか、傍聴の皆さんごらんになりましたか。あのままでもって工事から外してありますなんてね、常識的には考えられませんよ。議長、お願いします。休憩とって、仕様書

を読ませてくださいよ、設計書読んでください。

議長（堀江昭二君） 観光経済部参事。

観光経済部参事（伊郷哲郎君） ただいまの質問でございますけれども、外壁の亀裂の補修工事については、確かに今回の工事に入っております。しかしながら、内部の亀裂については、今回の工事には該当しておりません。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） ぜひ、市民の皆さん、議員の皆さん、あれが工事に入ってない。では、一つに絞りますね。内部の壁の塗装は全然しませんでしたか、伺いたい。やったところあるんでしょう。

議長（堀江昭二君） 観光経済部参事。

観光経済部参事（伊郷哲郎君） それではお答えいたします。

内部で補修したところにつきましては2階の踊り場の部分の壁面、これにつきましては外部からの雨水の流入といたしますが、あったものですから、壁が剥離したというようなことで内部はしてございますが、それ以外については内部はしてございません。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） 時間がないから、そうすると3回やっちゃったということで。もう一回、僕は総合会館見に行って、設計書を全部読み直す、仕様書も読み直さざるを得ない。

次、電子入札について伺います。

電子入札は、業者がなれるということも必要なんですね。ですから、早い時点で、20年度に導入するっていうんだったら、もうことし業者に早目にやりますよと、パソコンは用意しておいてください、ソフトは用意しておいてください、データは電子データをつくる技術を習得してください、こういうことを早目にやっておく必要があると思うんですけれども、いかがですか伺いたい。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 森議員さんのおっしゃられるとおりでございますので、早急に、新年度になりましたらその対応をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） 県のシステムを導入するということなんですけれども、県とのコンタクトをちゃんととってくださいよ。最終的には7月ごろまでに本会議に採用される必要があるというふうに僕は見ていますものでね。多分そういうコンタクトはまだとられてないんじゃないかなと思うんですけれども、いかがですか伺いたい。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） この電子入札につきましては、県のシステムを使うということで、

県の方が逆に各市町村へアプローチしております。そのため、当然、市としてもそれに対応して、県との話し合いは随時進めているという状況です。

なお、一般的にですが、県の指名業者になっている業者というのは当然それを承知しているわけです。中にはランクの低い、県の指名に入らない業者もあるわけです。こういったところを重点的にやるというふうには考えております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） これで森議員の時間が終わりました。

それでは、50分まで、10分間休憩をいたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時49分

議長（堀江昭二君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

飯田正志君

議長（堀江昭二君） 次に、9番、飯田正志議員。

9番（飯田正志君） 9番、飯田正志です。

3点について、市長にお伺いいたします。

1つ目、行財政改革と市民へのサービスについて。

今、全国的に行財政改革が必要であると言われておりますが、何のために必要なのか、だれのための改革なのかよくわからないという声を聞きます。そこでお聞きしたい。

1つ、行財政改革を進めているようですが、我が伊豆市においてその目的は何なのか。

2つ目、行財政改革を進めていくと市民へのサービスはどうなるのか。

3つ目、最近、市民の声として、行財政改革は市役所の職員の生活を維持するためにやっているのだという声すら聞きますが、これについてどのようにおこたえになるのか。

大きな2つ目、各区よりの要望について。

平成18年度の各区よりの要望は、財政難という理由でそのほとんどが実現しないようでしたが、その内容をお聞きしたい。

1つ目、平成18年度の各区よりの要望はどのくらい実現できたのか、割合で結構ですのでお答え願いたい。

2つ目、毎年、各区に対して要望書の提出を求めているが、何のためにやっているのか。

3つ目、今後、各区よりの要望に対してどのような対応をしていくつもりなのか、お聞きしたい。

大きな3つ目、地域の活性化について。



合併して3年、明るい未来のある伊豆市になると思い、期待していた市民はかなり多いと思います。しかし、現実には必ずしもそうではなかったように思います。そこで、地元の方々が地域おこしのために立ち上がり、各方面でいろいろなイベントが行われるようになってきました。非常にいいことだと思っております。

しかし、問題なのは、地域の方々に対して、率先して動くべき市役所の職員の考え方や態度だと思えます。本来、そのようなイベントがあれば、少なくともその地域の職員や担当の課の職員ぐらいいは顔を出し、積極的に手助けをすべきだと思いますが、これからこのことを踏まえて、地域の活性化についてどのように考えているのかお聞きしたい。

以上、3つお願いします。

議長（堀江昭二君） それでは、飯田議員に対して答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 飯田議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の行財政改革と市民へのサービスについてでございますが、その中に3点ありますが、まず1点目の行財政改革を進めているようですが、我が伊豆市においてその目的は何なのかということですが、地方自治体を取り巻く社会経済情勢は、高齢化や少子化の到来、高度情報化の進展、個人の価値観の多様化などが顕著になっております。また、国の進める三位一体の改革などにより、厳しい財政運営が求められております。

当市においても、限られた財源の中で経費の削減や事務事業の見直しを積極的に進め、市民と行政が一体となった市民参加によるまちづくりを進めていくことが、行財政改革の目的と考えております。

次に、2番目、3番目につきましては、改革による市民サービスは、限られた財源の中で効果的かつ効率的な事務事業を行うため、緊急性、必要性、また、費用対効果の分析を行いながら事務事業の整理・合理化を図ることにより、新たな行政課題や住民ニーズの多様化などに対応し、市民サービスの向上を図っていかねばならないと考えております。

以上のことから、行財政改革は、活力に満ちた理想的なまちづくりの実現に向けて行うものであると考えております。

続きまして、2点目の各区からの要望については、1、18年度の各区からの要望はどのくらい実現できたのか、割合でよいですから教えてくださいということですが、18年度に提出された件数は、市内105の各区から749件ありました。そのうち、161件が国・県関連の要望事業となっております。議員ご指摘のとおり、非常に厳しい財政の中ですが、要望に対して約3割を実施することができました。

次に、2番目の何のために要望書の提出を求めるのかにつきましては、地域の抱える諸課題を地区要望という形で情報提供いただきまして、緊急的なことからその解決に当たっていくもので、生活水準の向上と住民福祉の向上を図っていかうとするものであります。

3番目の今後の要望への対応ですが、地区の要望については、緊急に対応すべき情報提供

もあり、今後も継続していきたいと考えます。各地区の要望をすべて実現するという事はなかなかできませんが、安全・安心の見地から、危険度、緊急度の高いものから予算の許せる範囲内で処理を行ってまいりたいと考えています。

3点目の地域の活性化につきましては、地域のために市役所の職員として、また、一市民として貢献すべきであると考えております。今まで、市として、休日・夜間に実施されるイベントや行事に積極的にかかわってきたと承知しております。

公務外に積極的に地域づくりのために取り組み、活動している職員は相当数いると認識しております。また、市役所の職員といえども、オフタイムでございますので、個人的な事情も十分配慮すべきと考えます。いずれにせよ、地域の活性化は、地域のすべての人々の意識の高まりにより活動へつながるものであり、職員も一市民として積極的にかかわり、その輪が広がっていくことが基本であると認識しております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 飯田議員。

9番（飯田正志君） では、順番に再質問を簡単にしますので、簡単に答弁をお願いします。

私は、よく市長が答弁されますように、行政改革の中で職員の削減というのが非常に問題になっておりますけれども、よく市長は10年間に100人と、それでそれが順調に達成できているというふうな答弁をいたしますが、ちょっと私と認識が違うんですね。私は合併協議会に出ていましたので、4町が合併するとき、合併の効果として10年間で100人減るんだよと。当然、首長も4人いるのが1人になって、教育長、収入役も同じですよと。それで、職員も同じだよということで、合併の効果として10年間で100人減るんだよというふうに市民に説明をしてきました。

集中改革プランの中にも、これは行政改革の中の一環として職員の削減というふういうたっておりますけれども、行財政改革の中で職員の削減ができたというものは1個もないわけですね。合併効果で100人は減るといようなスケジュールは立っていますけれども、行政改革の行政の構造改革とかいろんなことで職員が減ったというふうなことが出されてないという、私はそういう認識でおります。それが1点。

もう1点、行政改革の中で、民間委託とか指定管理者に移行したのがありますね。当然、そこにいた人間というのは不要になりますから、民間ではリストラの対象になるというふうに思っていますけれども、その職員の方はどこへ異動なったのかというのが2点目。この2つについてご答弁願います。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 合併協議会の中で、合併した場合100人ではなくて、110人という数値を出してございます。それが、合併すれば110人がそのまま減るかということ、そうはいかないと思うんですね。確かに、特別職というのは法的にありますから、4つの町が合併すれば4分の1になるわけです。4人が1人になるわけですが、職員は地方公務員であり、また、

その立場も保障されておりますので、簡単に民間でやる肩をたたくとか、早期退職をしてもらうということはなかなかできにくいわけです。ただ、合併をいたしまして、私ども伊豆市になって、60歳定年を59歳で勇退していただきたいという願いをした中で、現在進捗しているわけでございます。

ですから、それは考え方は合併した効果なのか、行財政改革をやった効果なのか、私はその両方があるように思っております。今後、職員の削減ということは念頭に入れて進めたいと思いますが、いずれにいたしましても、今、支所方式ということでやっていますので、その辺の不能率といいますか、職員の余分にかかっている分はご理解できると思いますし、今後ともそういうところから改革をしていかないと、市役所機能が1カ所に集まるとか、そういうことをやっていかないとなかなか減りにくいなど。自然減もプラス勤奨退職でお願いしているというのが実情でございます。

いろいろおっしゃられるように、指定管理者やったから少なくなるんじゃないかということで、その分は少なくなるかと思えますけれども、すぐにあしたからやめてくださいというわけにはいきませんので、その辺もご理解いただきたいと思えます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 飯田議員。

9番（飯田正志君） なかなか話がかみ合わないような気がしますが、私は、住民サービスの向上は、職員の数が多ければ多いほど市民のサービスに対してはいいのではないかというふうに思っています。だから、ただ単に職員の数を減らせばいいというふうな考えは持っておりません。必要なものは必要なだけ必要だと思っているんですが、行政改革をすることによって減るんだよという話が先行しておりますから、行政改革イコール職員の削減であるというふうな話になっていきますからね、ほとんどどこでも。

伊豆市、よく比べられるのが函南町と比べていますけれども、函南町は合併を経験しておりませんね。それから、地域の広さも違います。それと比べて、人口だけが同じだからこうなんだよという話をよくしますけれども、これは全く見当違いであって、伊豆市は合併して4つの町が、全然違った町が一緒になっていますから、各支所、要するに旧町の単位で活性化したいという人がいっぱいいますから、その旧支所がなくなるということは非常に危機感を持っておりますから、支所をなくして、職員を減らすからそこも減らすんだよというふうな考え方で、それが行政改革の一環であるというふうにとらえられては非常に困るような気がいたします。

大体、行政改革は、市民の負担の軽減とサービスの向上と同等のサービスがある程度継続できるように行うものだと私は思っております。このことを忘れて、表紙だけをよく見せても市民は納得しません。ですから、そういうことを踏まえて、これから市長は行財政改革をですね、市民のサービスの向上、それから維持の方向で持っていくのか、それとも市民に負担を強いてまでもスリムな行政にしていけるのか、どちらの方に向かっていくのか。ちょっと

難しいかもしれないですけども、教えてください。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

市民のサービスを図るのか、あるいは市民に負担をかけてもスリム化をするのかということですが、これは今の時代、両方あると思います。といいますのは、いずれにいたしましても、まず財政的には今までと同じ財政規模は保てないと、毎年何%かは財政規模は縮減していかざるを得ないということは、これはもう議員ご理解できると思います。その中で、どれだけサービスを維持できるかということになるかと思っています。そんなふうを考えております。

先ほど来、函南町との比較が出ましたけれども、面積は函南町の5.何倍あります。人口は函南町の方が多いです。先ほど、学校のことが出ましたけれども、我が伊豆市は小中学校16校、函南町は7校でございます。半分以上です。そういうことも考えてみると、面積の割に人口が少ないといいますが、これだけ広大な面積の中に人々がお住まいになっているということで、議員おっしゃるように、一概には比較できません。比較する方がおかしいと思っています、私は。

ただ、その中で、本庁機能、各事業をやる部は集結すべきだろうと。支所というのは、市民サービスを行う拠点として、やはり住民の窓口となる業務は少人数で残すべきだろうと私は考えております。その辺はもうちょっと時間が、いずれにしても市役所機能を集中しないと、集中して支所をどうするかということになるかと思っています。もうちょっと時間あると思いますので、考えたいと思っています。

以上です。

議長（堀江昭二君） 飯田議員。

9番（飯田正志君） 旧支所を忘れないようお願いしたい。

次に移ります。

区からの要望ですね。よく我々は地元へ帰りますと、区長さんやいろんな人から苦情を聞く係みたいになってしまっていますけれども、何を頼んでもやってくれないというふうな声が聞こえますので、こういう質問をさせていただきました。

区の方々は、やっぱり一番細かな、ぜひやってもらいたいようなことを市に要望しているわけでありまして、それに対して……、それでは1つ質問します。各区に対する回答はどのようにしてやっておりますか、回答の仕方。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 本件につきましては総務部長から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） まず、回答の仕方でございますが、区長会の区長さんを通じて要望の提出をいただいております。要望としまして、次年度の要望事業、これを上げていただ

くと、原則はそうでございますが、それ以外に緊急的なものであるとか、そういうものについても要望の中には入っております。要望を振り分けまして、緊急的に対処しなければならないことはすぐにやるという形で現在行っております。通常、初区長会で様式をお願いしまして、その回答を次年度の事業にわたるものについては、最終区長会の2月をめどに回答するように進めているところであります。

それ以外に、原材料の支給事業でありますとか、そういうものについては随時処理をしておりますし、それから先ほど言いました緊急的なものでありますとか交通安全施設、これらについてはその年度で処理できるものも相当ございます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 飯田議員。

9番（飯田正志君） 多分、こういう紙切れで回答していますよね。私が言いたいのは、非常に数が多いから、1件1件ちゃんと区長さんと話をしてやれば一番いいと思うんですよね。例えば、これについてはこうこうだから、こうなさいよとかというそこまで、区長さんというのはやっぱり区の代表の人ですから、市の職員の手下みたいなものではないですからね、やっぱり区の代表として市に要望する方ですから、懇切丁寧だね。これとこれとこれは何とかなるから、次はこうやってくださいよとかという、相対で細かく区長さんに話をしてやれば、区長さんも我々に苦情を言うことはないと思うんですね。ですから、親切に対応していただかないと、苦情が全部こっちに来ますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

3番目に移ります。

イベントが各ところできろいろやっておりますけれども、去年の話ですけれども、いろいろ聞くと、行政のいろんなことが邪魔になって、いろんなイベントで支障があったというようなことを聞いておりますし、実際、私もいろんなところに呼ばれてイベントに行つて、非常に一般の方々のボランティアが一生懸命やって、地元のために何とかしようというふうな考えを持ってやっておるんですね。お金はないから出さないよでもいいんですけれども、お金がなかったら、協力できるところで協力して、市のものは使つていいよとか、余り規制をかけて使用料を取つたりするようなことはしないようにですね。積極的に地域づくりに対する応援、バックアップをしていった方が、私は、伝統と文化があるのは各旧町ですから、その伝統と文化を消してしまふというふうな方針の考え方では、ちょっとこれから伊豆市としてばらばらになってしまうのではないかと思ひます。

旧4町のいいところ、特色を持ったいろんな地元の方々がやっているイベントに対して、市長はそれを消すのか、それとも火つけて燃やして、もっと燃料をくれてくれるのか、その辺の答弁をお願いします。

議長（堀江昭二君） 答弁願ひます。

市長。

市長（大城伸彦君） 地域の活性化につきましてですが、各地域のやはり伝統と文化というのは、これはそんなに簡単に消せないと思います。ただ、やはり伊豆市になって、全体で考えるべき事項も多々あると思います。でなかったら、合併した意味が半減すると思います。それが最終的な私の思いですけれども。

あと、先ほど来申し上げましたように、財政はますます厳しくなっていくでしょう。したがって、これは市民と協働で、やはり知恵を出し、努力をし、汗をかいていかないと、いいまちづくりはできないなと思っております。市職員もさらに叱咤激励するつもりでございます。市民の皆さん方のご協力も、ぜひぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（堀江昭二君） 飯田議員。

9番（飯田正志君） 最後に、ちょっと考え方が違うんですね。伊豆市になったから統一しなきゃならないということはルールとか規則であって、各種のイベントの特色とか伝統文化が一緒になるというような、北朝鮮ではありませんからね、ここは自由の国日本ですから、各旧町が自分たちの昔の思いとかを入れているんなイベントやることに対して、伊豆市ではできないよというふうなことではなくて、やっぱりそれを認めてやって、特色として各4町が発展することによって伊豆市が発展するというふうな構想を持っていただかないとですね。何でもかんでも、伊豆市だから、伊豆市だから1つにするんだよということでは皆さんから反感を買いますし、協力体制もできないと思います。

ぜひその辺で、昔からあるものは大事にしてですね。ボランティアの方々が地域の発展のために、活性化のために何かやるといったら、できるだけバックアップをするというふうな答弁がないと納得できませんので、市長、もう一度、積極的にバックアップをするというふうな答弁ができればお願いいたします。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） イベントに対するバックアップがどこまでできるかなと。あんまりここでわかりましたと言ってしまうと、後、大変になるのではないかなとちょっと今思っております。

従来の町ですと、町長さんはいろんなイベントに顔を出していたようでございます。しかしながら、これだけ広いところで、イベントも重なったりなんかしますと、私も全部出ているわけにはいきませんし、また、そういうものこそ各地の特徴を生かしたイベントをやりたいと思いますし、申し上げられることは、できるだけバックアップをしますと、やれる範囲でやっていきます。ぜひ、地元の皆さんに頑張っていたきたいというふうに思います。頑張っていけば、やがていい日が来ると、何年か先にはいい日が来ると私は確信していますので、お願いいたします。

以上です。

議長（堀江昭二君） 飯田議員。

9番（飯田正志君） 私は市長に顔出してくれとは言っていない。金を出してくれとも言っていない。いろんな規制を楯に、いろんなことを邪魔しないようにしていただきたいということです。ぜひよろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

議長（堀江昭二君） これで飯田正志議員の質問を終了します。

杉 山 誠 君

議長（堀江昭二君） 次に、1番、杉山誠議員。

1番（杉山 誠君） 1番、杉山誠です。

通告に従い一般質問をさせていただきます。

初めに、妊婦無料健診の拡大について伺います。

妊婦健康診査は、厚生労働省の通知によると、妊娠初期から分娩まで14回程度の受診が望ましい回数として示されていますが、妊娠は病気ではないという理由で医療保険が適用されず、大きな経済負担となっていました。昭和49年度より、すべての妊婦に対して公費により2回の健康診査が行われるようになり、その後、実施主体が市町村に移されて、平成10年度からはその費用が一般財源化されました。

現在、無料健診回数の全国平均は2.14回で、伊豆市では2回となっています。しかし、無料となる2回分を除いても、自己負担の総額は平均で12万円程度になり、若い夫婦世帯の負担軽減が課題とされていました。このため、国では平成19年度予算編成において、妊婦健診への助成を含む少子化対策に充てる地方交付税の配分額を、平成18年度の330億円から700億円へと倍増させ、市町村が実施する少子化対策事業の財源を強化しました。ただ、実際には何回まで無料化するかは、実施主体である市町村の判断にゆだねられており、市町村の取り組みが注目されています。

少子化が進む伊豆市としては、ぜひこの財源を積極的に活用して、妊婦無料健診の大幅な回数拡大を実施すべきと思いますが、いかがでしょうか。

次に、視覚障害者のための情報バリアフリーの促進について伺います。

障害者自立支援法が施行され、障害者の自立が求められておりますが、プライバシー情報や生活情報、例えば年金通知、税金額通知、請求書などの個人向け情報や行政の各種広報印刷物などの紙媒体情報は、自立した生活と社会参加を行うためには欠かせない情報源でありながら、活字文書のままだと視覚障害者の方々が入手することは困難であり、点字や音訳などによる方法がとられていますが、一部の情報に限られてしまいます。さらに、点字を読むことのできる人は、高齢者、中途失明者の増加により、視覚障害者の1割程度と少ないのも現状です。

そのため、こうした生活情報を視覚障害者に提供する手段として、音声コードと活字文書読み上げ装置による方法があります。音声コードはSPコードとも呼ばれています。これは、

ワードで作成された文書をパソコンにインストールしたソフトによって、切手大の情報コードに変換したもので、1コードで約800文字が入力できます。このSPコードを印刷物に刷り込んで、機械で読み取り音声に変換するもので、自治体などで徐々に普及してまいりました。

国の18年度補正予算に障害者自立支援対策臨時特例交付金事業が960億円盛り込まれていますが、この事業の対象の一つに、自治体や公立病院等の公的機関における窓口業務の円滑かつ適正実施に必要な情報支援機器やソフトウェア等の整備を目的とした視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業が入っています。つまり、自治体などが公的窓口で活字文書読み上げ装置を導入することに対して助成が行われます。補助割合は10分の10、全額補助であり、自治体負担はゼロです。伊豆市における視覚障害者に対する情報バリアフリー化を大きく前進させるため、積極的に導入を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

3番目に、聴覚障害者や内部障害者の理解促進について伺います。

耳が聞こえない、聞こえにくいといった聴覚障害者の一番の悩みは、話し言葉による意思の疎通が図れないことです。また、外見ではその障害がわからないために、誤解されたり、不利益を受けたり、時には自動車のクラクションやサイレンが聞こえないことなどから危険にさらされるなど、日常生活の中で多くの不安を抱えています。

このため、目の不自由な方の白いつえとか、車いすマークなどのように、耳を図案化した耳マークというものがあります。これは、聴覚障害者の存在と立場を社会一般に認知してもらい、コミュニケーションの配慮などの理解を求めていくためのもので、昭和50年10月に名古屋市でこのシンボルマークが制定されたのを皮切りに、全国各地に普及されてきました。具体的な活用方法としては、聴覚障害者本人が耳マークのカードやシール、あるいは名刺にマークを表示することにより相手方の理解と協力を求める場合や、行政窓口等に耳マークとともに耳の不自由な方は筆談しますのでお申し出くださいなどと表示して、聴覚障害者が利用しやすい環境づくりにも活用されています。

次に、内部障害についてですが、内部障害とは心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、膀胱または直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の6つの機能障害を総称したもので、伊豆市では平成17年度394人の内部障害を持つ方がおり、身体障害者の4分の1近くになります。また、その人数は年々増加する傾向にあります。

内部障害の方々は、体力、体調面での制約も多く、移動、外出にも大変苦労されています。しかしながら、外見は健常者とほとんど変わらない上に、視覚障害者などに比べて社会的認知度が低く、その名称すらほとんど知られていないのが現状です。このため、社会生活で思わぬ誤解を招くことも少なくありません。例えば、病院や市役所、スーパーなどで、入り口に近い障害者用駐車スペースに車をとめて注意されたり、電車やバスの優先席に座れば、周囲から冷たい視線を浴びせられることもあります。こうした実情を変えようと、内部障害者とその家族らがハート・プラスの会を結成して、体の内部を意味するハートマークに思いや



りの心をプラスしたハート・プラスマークを作成し、2003年11月から同マークの普及活動に取り組み、社会的理解の促進を目指しています。

2005年2月の衆議院予算委員会では、質問に立った公明党の井上義久の「内部障害者に対する温かい理解と何らかの支援を行うべき」との訴えに、政府は、テレビ・ラジオ番組やインターネット上の政府広報を通して、繰り返しハート・プラスマークや同会の取り組みをPRして、社会への浸透を支援しております。

人は困難に直面したとき、周囲の理解と温かい思いやりによって、何倍もの力で困難を乗り越えようと頑張ります。伊豆市においても、これらの目に見えない障害者の方々に対して、市民の温かい理解と協力が得られるような取り組みや窓口サービスの向上に取り組む必要があると思いますが、いかがでしょうか。

4番目に、特別支援教育支援員の拡充について伺います。

昨年6月、学校教育法が改正されて、小中学校等に在籍する教育上特別の支援を必要とする障害のある児童生徒に対して、障害による困難を克服するための教育（特別支援教育）を行うことが法律上位置づけられ、該当児童生徒に対し、日常活動の介助と学習活動上のサポートを行う特別支援教育支援員の計画的配置が行われます。特に、今回は新たに学習障害（LD）や注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症などの軽度発達障害を対象に加えて、子供一人一人の違いを大切にして、個々に応じた多様で柔軟な教育支援の実践を行うとのことですが、4月からの特別支援教育の本格実施に向けての計画、特に発達障害の子供への対応や、教員の増員など人的体制の整備についてはいかがでしょうか、お尋ねします。

最後に、学校図書館の図書整備について伺います。

子供の活字離れが問題視されて、子供がより読書に親しむ環境づくりが求められています。平成13年12月に子どもの読書活動の推進に関する法律が成立して、学校図書の充実を含む子供の読書環境の整備が進められてきましたが、市内小中学校の学校図書館における蔵書の整備状況はいかがなものでしょうか。

国では、平成19年度より新たな学校図書館図書整備計画として、5年間で1,000億円を地方財政措置することを決めましたが、未来を担う子供たちのために、よりよい読書環境を整備すべく、学校図書館図書の整備拡充を進めるべきと思いますが、いかがなものでしょうか。

以上、よろしくご答弁をお願いいたします。

議長（堀江昭二君） ただいまの杉山議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 杉山議員のご質問にお答えいたします。

全部で5つありましたが、答弁を求める者、最初の3つが市長で、後の2つが教育長ということになっていますので、最初の3つを私からお答えいたします。

まず、妊婦無料健診の拡大についてお答えいたします。

妊婦健康診査は、一般的には妊娠初期は月1回程度、妊娠24週以降は月2回以上、さらに

妊娠36週以降になりますと週1回程度と、出産までに合計15回程度受診されています。市では現在、母子健康手帳交付時に前期1回と後期1回の2回分の妊婦健康診査受診券を交付し、公費負担を行っています。

国では平成19年度地方財政措置で、妊婦健康診査も含めた少子化対策について拡充の措置として、妊婦健康診査の公費負担を5回程度行うことが原則であるとしております。このことから、伊豆市におきましても、厳しい財政状況の中ですが、他自治体の状況を見ながら、県医師会と県との協議が整い次第、拡充していきたいと考えています。

2点目の視覚障害者のための情報バリアフリーの促進についてお答えいたします。

議員ご提案の装置は、視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業として、視覚障害者や聴覚障害者の方などに対して点字や音声、手話などによる情報支援のために、自治体や公立病院などの窓口の情報支援機器の整備を行うものの一つで、文字情報をSPコードと呼ばれる二次元コードにして印刷物などに印刷し、専用の機器で読み取らせて音声情報に変換し、耳で聞き取る装置であります。SPコードというのは、ご存じのように四角いモザイク状のコードですね。

ご質問の内容には、2つの側面があると思います。1つは、市が情報を発信する際に、印刷物にこのマークを印刷すること。もう一つは、市役所の窓口はこの読み取り機器を設置することです。装置の購入には、国の10割補助がありますが、このコードを印刷するには、レイアウトの変更や印刷位置を示す切り込みを入れるコストなど、幾つかの課題もあります。

視覚障害者のための情報バリアフリー化の手段につきましては、これまでさまざまな機器等が開発されております。その中で、SPコードの利用も有力な手段の一つかと思われませんが、まず視覚障害者の方々のニーズの把握に努め、その上で具体的な対応を検討したいと考えております。

3番目、聴覚障害者や内部障害者の理解促進についてお答えいたします。

現在、手話をコミュニケーション手段とされている聴覚障害者の方につきましては、病院の受診や講習会などに手話通訳者の派遣事業を実施しているところであります。また、講演会などへの手話通訳者の派遣なども積極的に取り組んでおります。

ご指摘のように、聴覚障害や内部障害をお持ちの方は外見ではわかりにくく、誤解されて不利益をこうむることもあります。このような方々への理解を持っていただくための啓発活動が必要であると思っております。議員ご提案の耳マーク、これは社団法人日本難聴者・中途失聴者団体連合会が考案したもので、「筆談に応じます」等の表示板やマーク入りのメモ帳などの販売も行っております。また、ハート・プラスマークは、ハート・プラスの会が考案したマークで、内部障害、内臓疾患を示すマークとしてつくられました。現在、策定作業を進めている伊豆市第一次障害者計画の中にもこのマークの普及を図り、障害者理解の促進に努めることを盛り込んでおります。今後、具体的な利用方法等について検討をしていきた

いと考えております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 次に、教育長。

教育長（室野純司君） それでは、特別支援教育支援員の拡充と学校図書館の図書整備についてお答えをいたします。

まず、特別支援教育支援員の拡充についてでございますけれども、ご指摘がありましたように、学校教育法等の改正におきまして、小中学校に在籍する教育上特別の支援を必要とする障害がある児童生徒に対して、障害を克服するための教育を行うことが明確に位置づけられました。ご承知のように、小中学校にはさまざまな障害を持つ児童生徒が在籍しております。特に、通常学級におきまして、先ほどお話がありましたように、LDあるいはADHD、高機能自閉症の児童生徒が、全国的にも約6%の割合で在籍している可能性があるかと、こんなふうを示されております。

このような状況を踏まえまして、小中学校においてさまざまな障害を持つ児童生徒に対する学校生活上の介助や学習指導上の支援を行う特別支援教育支援員、この計画的配置が可能となることを目指し、平成12年12月27日、文部科学省より「特別支援教育支援員の配置に必要となる経費にかかわる地方財源措置の予定について」の通知がなされました。それによりますと、平成19年度の措置予定額というのは、2万1,000人、250億円となっております。さらに、平成20年度には全小中学校に相当する3万人を配置したい考えが示されております。

伊豆市では、それに先立ちまして、平成17年と18年度、文部科学省の特別支援教育推進の指定を受けまして、保育園それから幼稚園、小中学校で特別支援教育を推進してまいりました。この2年間で、特別支援教育に関する理解のための講演会等による学習、さらには特別支援児童の把握、特別支援コーディネーターの設置、それから校内委員会の設置と活動、外部機関との連携など、研究実践を進めてまいりました。伊豆市の2年間の研究成果につきましては、静岡県における特別支援教育の実践例として紹介されているところでございます。

私も、特別支援教育の推進には人的配置が最も重要だと考えております。支援員の拡充につきましては、幼稚園6園、小中学校16校で、平成17年度には9名の支援員を配置させていただき、18年度には当初予算で12名、そして9月補正で4名の、16名が配置されております。平成19年度では、幼稚園に4名、小中学校に12名の、現状と同じ16名の支援員をお願いしているところでございます。

国では地方財源措置としておりますので、特別支援教育支援員の費用に必ず使わなければならないというようにはなっていませんけれども、本市では国の措置額を上回っての予算計上していただいております。

なお、特別支援が必要とされる発達障害児の診断は大変難しく、専門機関も不足しています。一方、現場では、発達障害児と診断はされないものの、特別支援を要すると思われる子はどこの学校にもいるという現状がございます。学校の実態を考えますと、今後、すべての

園や学校に支援員を配置することをお願いしていきたい、そんなふうを考えております。

それから、5点目の学校図書館の図書整備についてでございますけれども、ご承知のように、平成13年12月に子どもの読書推進に関する法律が制定されました。平成14年から18年度までの5年間、公立義務教育小学校の学校図書館の図書の購入に要する経費の地方財政措置（650億円）が実施されています。

平成17年度におきまして、学校図書館図書標準、これで伊豆市内の小中学校16校の蔵書状況を見てみますと、基準蔵書数が10万3,360冊、それから蔵書総数は12万6,743冊と、こんなふうになっております。基準蔵書数と比較しますと122%、こんなふうになります。平成17年度の学校図書購入の状況では、購入冊数が5,852冊、購入額で697万6,598円、寄附を受けた冊数は2,207冊、それから廃棄は2,052冊、増冊数が6,007冊となりました。

伊豆市各個々の学校の状況では、基準に満たない学校が中学校で2校あります。なお、この中の、特に基準に満たない土肥中学校では、平成15年度に使用できない図書を大量に廃棄した経過がございます。ほかの学校も、図書基準は達成してはいますが、委員会でも指摘がありましたように、中には古くなり使用できない図書も含まれておまして、実質使用できる蔵書数は、必ずしも図書基準を達成できていない、そんなふうに感じています。

ちなみに、全国での平成16年度末における図書標準の達成率で見ると、小学校は37.8%、中学校は32.4%にとどまっている状況でございます。

また、学校に配置している図書司書は現在5名、教育委員会では各学校1名の配置を伊豆市総合計画に策定し、学校図書館の充実を図ることとしています。

ご質問の新学校図書館図書整備5カ年計画というのは、平成19年から23年度までの5カ年間で、総額1,000億円を交付税措置しようとするものでございます。18年度までの5カ年で措置された整備費を大きく上回っているものでありまして、大変喜ばしいものと感じています。

また、従来は新規増冊数分に予算措置がされてはいたけれども、今度の新5カ年計画によりますと、図書整備費については増加冊数分で400億円、それから更新冊数分で600億円というふうになっておまして、古くなった図書の買いかえも該当することになりました。

学校図書館というのは、児童生徒の創造力を培い、豊かな心をはぐくむとともに、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する学校教育の中核的役割を担うものであると思っております。平成19年度の学校図書費は、18年度と同額の予算を組みましたけれども、私どももこれで十分というふうには考えていません。今後、国の交付税措置以外にも独自の予算を組むなどの措置を講じ、名実ともに知の拠点としての学校図書館の充実を図ってまいりたいと、そんなふうを考えております。

なお、伊豆市を担う子供たちが本と一緒に過ごす時間が少しでもふえれば、そんな願いを込めまして昨年、伊豆市子ども読書推進計画を策定いたしました。現在は、4月22日が子ども読書の日でございますので、それに向けて「伊豆市の子どもたちに読ませたい本百選」、

この選定を行っていることをつけ加えて答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） 再質問いたします。

最初の妊婦無料健診ですけれども、さまざまな機関と協議をして、国あるいは近隣に倣って、5回程度にふやしていく計画であるということで伺いました。無料健診というのは、やっぱり子育て世代の経済的負担の軽減、これが何より大切であると思います。そして今、子育てをしている世代というのは若い世代、絶対的にやっぱり所得が少ない世帯が多いわけでありまして、特に今問題になっております年長フリーター、ちょうどバブル崩壊後の就職氷河期に学校を卒業した人たち、先日も国会で議論されておりましたけれども、能力はあっても就職ができないというような人も多いとされております。そういった人たちに配慮も含めまして、子育ての費用の負担軽減ということは大切であると思います。

そして、思い起こしますに、昨年、年明け、日赤の産科が休止になるということになりまして、市長の非常に熱のこもった対応を今思い起こします。やはり、市長のそのような姿を見ていますと、伊豆市の未来に対する思いというものが伝わってきまして、非常に心強く感じた次第であります。そういった意味からも、子育てに対する支援、これはやっぱり強力に推し進めていっていただきたいと思っております。

先の話になるんですけれども、既に愛知県の大府市などというところでは、平成19年度より無料健診の拡大を15回に進めるなんていうところも出てきておりますけれども、この先、伊豆市としてはやはり市単独といいますか、政策として少子化対策に力を入れる意味からも、5回以上の実施を進めるようなおつもりはありませんか、伺います。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 大変お褒めの言葉をいただきまして、ありがとうございます。

5回以上行うということですが、我が伊豆市にとっては少子高齢化が進んでいると、若い方に定着して働いてもらいたいと思うわけですが、どっちかという、若い人は就職の口のある方へ行ってしまうと。勢い生まれるお子様の少ない状況です。

大変ふやしたい、健診をですね、どこですか、名古屋市ですか。

〔「大府市」と言う人あり〕

市長（大城伸彦君） 大府市ですか、そのようにふやしたいんですけれども、いろんな諸問題が財政的にもありますし、それをやれば本当にお子さんがふえて、伊豆市の人口がふえるという確証があればいいんですけれども、たくさん生まれても出ちゃうとですね、大変つらいなところがございます。その辺を考慮して、検討したいと思っております。

議長（堀江昭二君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） では、もう1点伺います。

先ほども言いましたように、結婚年齢が所得の状況とかで遅くなっている。勢い出産も高齢出産がふえているということで、リスクの高い方が多くおられるということで、例えばある地域では35歳以上の妊婦の方にはハイリスクの出産が予想されるということで、無料健診の回数をふやすというようなことも行っていると伺っております。そういったリスクの多い方に対しては、特別な健診をふやすようなことは考えておられませんでしょうか、伺います。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 一般的に高齢出産が多くなっているということは承知しておりますが、高齢出産になる理由というのがいろんな理由、経済的だけではないと思うんです。経済的に裕福な若い方たちも余りお子さんをつくらないという現実が、一方から見るとあると思います。リスクの高い方の健診を無料化するということが、どういう基準でできるのかなということがあろうかと思えます。検討してみたいと思えます。

議長（堀江昭二君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） わかりました。ぜひ、前向きに進めていただきたいと思えます。

次に、視覚障害者の情報バリアフリーに関する再質問ですが、目の見えない方というのは、非常に社会活動の上でハンディを負っているわけですし、やはりこのような方たちに社会情報を伝えることができるということは、社会にとってもその人たちの社会参加を促すことにもなり、非常に有益であると思っております。現に、全盲の方でも、自分でバスを乗り継いで社会活動しているという方もおられます。そのような方に、やはり市役所にも点字ブロックが設置してあります。結局、目の見えない方が来庁されることを想定して点字ブロックを設置してあるわけですから、これは法律の縛りで行ったということもあるかもしれませんが、現にそういう社会参加を促すという意味からも、役所に対応できるような設備をするという事は大事であると思えます。

そして、ニーズがまだ把握できないということでございますけれども、これは全国の盲人協会から要望が国に上げられたことでして、一般的に言って、視覚障害の方が情報を得たいと思うことは、これは自然にわかるわけでございます。例えば、広報いずにしても、人に読んでもらうという方法もありますけれども、やはり自分の力で読むことができる、これは大きな喜びになると思えます。

そういった意味で、SPコードを文書に添付していく。実際に活字文書読み上げ装置というのは、厚生労働省の日常生活用具の対象機器になっておりまして、申請すれば、ほとんど負担金がなく、障害者手帳1級・2級の方は受けられるということをお伺いしております。ですので、やっぱりこれから伊豆市として、あらゆる方が社会参加、市のために活動していただけるように、そういったことを進めていくべきだと思うんですけれども、今のところ検討中ということですので、この先まだわかりませんが、実際にこれは18年度の補正予算でありまして、3月中に計画書を出さないとおりないわけです。もう時間がないわけですので、検討を具体的にするのか、しないのか、この場でお答えいただきたいんですけれども。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 本件につきましては健康福祉部長から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） S Pコードについてでございます。

この補助事業は平成18年度の補正でございますけれども、20年度まで一応考えているというこの情報がございますので、少しまだ検討の機会があるのかなと思っております。いずれにいたしましても、障害者の方にとってそういった情報が伝達できるような手段を今後とも検討していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） 20年度までと今おっしゃいましたけれども、これは私の見たところでは、3年計画で出すということで、事業は3年間あるんですけれども、補助事業の補助金を受けるのは今年度の補正に限られるというふうに私はとらえているんですけれども、その辺、部長ははっきりした確証がありますか。

議長（堀江昭二君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） 手元の資料によりますと、18年度、19年度ということと思います。20年度まではいかないと思いますけれども、18年度、19年度という考え方でございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） わかりました。ぜひ、その方向でお願いしたいと思います。

次に、聴覚障害者や内部障害者の理解促進についてですけれども、この耳マークあるいは内部障害を示すハート・プラスマーク、なかなか市民の皆さんの目に触れることもなく、認知度も低いと思います。今後、このようなマークを利用しまして、障害のある方への理解を進めていっていただきたいと思うんですけれども。

ちょっと具体的な話になりますけれども、まずマークの紹介ですね。これを広報いずとかホームページで掲載していただいて、市民への理解を促進するような取り組みをなされてもいいかなと思うんですけれども、その1点。

それから、窓口対応なんですけれども、マークの掲示板を掲げまして、そこへ置いてくださいれば、言葉によらず、手話あるいは筆談により対応はできますという意味で窓口マークを設置するわけなんですけれども、そういった場合に窓口での対応、今、手話通訳者の窓口配置ということもちょっと計画にあるようなんですけれども、現状なかなか窓口で専門の方を置くということは難しいと伺っています。手話通訳の実際に技術が身につくにはかなりの年数を要するということで、現実なかなか日数のかかる問題だと思います。筆談による対応でしたらもう、すぐに来月からでもできると思いますし、そのような意味で、できるだけ早

い時期にそれを進めて、バリアフリーあるいはそういう障害のある方の社会参加を促すような取り組みをしていった方がいいと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 耳マークやハート・プラスマークを広報に掲載して、多く知らせたらどうかということですが、世の中にいっぱいマークがありまして、広報にぜひ掲載したいと思えますけれども、どれだけ認知していただけるかなということでございます。いろんなところで広報していきたいと思えます。

それから、窓口で対応できるものがございますが、議員がご指摘のように手話、手話というのはなかなか難しいですね。手話でお話ができるようになるまでには相当時間がかかると思います。したがって、筆談等ではできますし、また、窓口ではそういうふうな指導をしているつもりでございます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） そういう普及ということは、自然に広がるのを待っていたのではありませんし、ぜひ市の積極的なまた取り組みを進めていっていただきたいと思えます。

では、次へ進ませていただきます。

特別支援教育ですけども、伊豆市はモデル事業を行ってきたということで、内容についても伺っておりますが、非常に教育長もおっしゃられるように、人的な配置の問題が一番肝心だということで、これを全校に配置したいという教育長の意向を伺いまして、非常に心強く感じました。

ちょっと具体的になるんですけども、これからの教育計画なんですけれども、障害というのは一人一人個々によって状態が違います。今まででしたら障害の種類によって分けられていたんですけども、今後は個に応じた、それぞれの個別に対応できるような指導計画を立てて進めていくということなんですけれども、それにはやはり教員だけでなく、医療とか言語、心理などの専門家との連携、あるいは情報収集が必要になってくると思います。そういった意味で、個別に指導するような体制づくりをどのようにお考えか。

また、これにかかわるには、やはり本人とか保護者の方の希望とか意見とか、理解が大切になってくると思います。そういうことで、親のかかわりとか理解促進への取り組み、こういう支援教育に関する講座とか、あるいは授業の公開とか、そういった説明会などを進めていくことに関する計画、そのようなことをどのようにお考えか、伺います。

議長（堀江昭二君） 教育長。

教育長（室野純司君） 今、議員がおっしゃったように、特別支援教育の一番の課題は、要するに軽度発達障害の子供にどうかかわっていくかということだろうと思うんです。これは、各学校、正直言って1人というわけではないんです。もう本当に学校によっては、先生方が素人判断で見て、例えば先ほども言いましたように、全国的にも6%といえますから、もし



100人子供たちがいれば、6人ぐらいはそれらしい子供がいるということでございまして。

私ども、先ほど言いましたように、一応各学校全校配置を目指していますが、現在でも、どうもこの学校は大変な子供が多いなという学校へは2名配置している学校、正直言ってございます。学校名は申し上げませんが、これは、要するに本当に手のかかる子供が、これはもうかなり中心的に見ていただかなければいけないという子もいますし、かといってその人1人ではちょっとほかの学級にも、まだやっぱり目をかけたい子供があっちこちのクラスにいくという場合もございまして、本当のことを言うと、各学校1名ではなくて、もう少し配置したい学校も正直言ってあると。

ただ、先ほども言いましたが、軽度発達障害というのは診断は大変難しゅうございます。私どもも、各学校単独の判断でなくて、東部養護学校の先生に例えば2日ぐらい見てもらって、その学校の子供たちの動きやなにかを見てもらって、どうも該当者でこのぐらいいいそだなって判断もしてもらったり、あるいはこの子はそうではないかなという判断もしてもらわなければならないけれども、ただ、実際親の問題として考えますと、「いや、うちの子はおかしくないよ」と、正常だよという子供もおりますので、親への働きかけというのは、正直言って、各学校でも細心の注意を払います。例えば、ぜひ病院へ行って診てもらってくださいって、簡単に言えません。何だ、うちの子おかしな病人扱いするのかっていう、それも正直言ってありますので、なかなかそういう点は難しゅうございます。

先ほど専門家の話も出ましたが、昨年、ことしというのは、これはもう国の指定を受けていましたので、予算もいただきました。そのため、県の方からも本当に専門家というのを配置していただきまして、専門家チーム会議というのもその中では年何回か、各学校から出ました事例研究をもとに研究を進めていただいたと、そういう動きもございまして。ただ、こういう専門家というのは少のうございまして。この近辺では、正直言って簡単に見つからないという事情もございまして。

ですから、具体的にこの子はどういう、例えばADHDの対象の子供だとか、あるいは高機能自閉症だよという診断というのは、静岡のこども病院あたりへ行って診てもらわないと、正直言って難しいのかな。だから、ここらの近辺のお医者さんでは簡単にはそういう診断は下せないというのが実情でございまして、そういう点ではちょっと、来年も専門家チームはもう指定を外れますので、私ども、心理療法士だとか、そういう人たちを入れて、それらしいものを組織していこうかなというふうには考えていますけれども、できたら本当に近辺にそういう専門家がいてくれればなというような思いがあります。

それから、公開についてですけれども、これはちょっと正直言って難しゅうございます。これ、授業というのはいつでも公開していますので、見ていただければ結構ですけれども、要するに特別支援の公開といいますが、要するに特定の子をどう指導しているかということも含まれますので、どっちかという、親御さんからすれば、「何だ、うちの子のための公開授業か」ということになりまして、ちょっと問題でございます。ですから、これはもう、各

学校は皆さんが見たいと言え、授業はいつでも公開できますので、そういう事業でどういうふうな授業されているのか見ていただくことは結構だろうと、そんなふうに思っています。

以上です。

議長（堀江昭二君） 杉山委員。

1番（杉山 誠君） 連携が非常に、近くにいないということで難しいということになりますと、やはり教員が資質を向上させる、専門性を学ぶということも大事になってくると思います。そのような意味で、勉強会とか、そういうものは開催しておりますでしょうか。また、これから開催していきますでしょうか。

あと、指定を外れるということで、来年度から、今までやってきた支援教育の質が落ちるといいますか、規模が縮小されるということなんでしょうか。それは、ぜひ頑張って、指定前と同じような状況でやっていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（堀江昭二君） 教育長。

教育長（室野純司君） まず、1つ目の勉強会につきましては、この2年間の中でどういう学習を開いたかといいますと、幼稚園・保育園の先生あるいは小中学校の先生全員を対象の講演会は毎年開きました。そして、各学校には特別支援教育を推進する特別支援コーディネーターを置いてあります。この先生方につきましては、静岡県の県立総合センター、これ研修所ですけれども、ここへ行って1泊2日の研修を受けてきていただいております。

ですから、そういう人たちをもとに、今度は各学校でその還元学習といいますか、そういう学習も開いていただいております。

これは、今後につきましても、例えば国の指定は受けていませんけれども、やっぱり機会あるごとにその学習は進めていきたいというふうに思っています。

それから、その次の指定を外れて規模が縮小になるか、そんなことは考えておりません。これは、もう今までと同じ組織体制でやりますし、講演会の方につきましては、もう過去3度ほど正直言って全体の講演会をやっていますので、同じような学習ですと重なりますし、これらにつきましてもまた、今後検討していきたいというふうに考えています。

議長（堀江昭二君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） 1つほっとしたような思いです。

では、次に、学校図書の整備なんですけれども、19年度は古くなった蔵書の入れかえに、非常に国の方で支援があるということなんですけれども、この機会に、やはり使えなくなった本、それをぜひ入れかえていただけたらどうかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（堀江昭二君） 教育長。

教育長（室野純司君） 確かに、図書館の書庫というんでしょうか。そちらに結構もうこれは廃棄した方がいいなという本は、各学校かなりありますので、もちろんそういう配置をし

て新しい図書の購入というふうには考えていきたい。そういう面でも、ちょっと私は図書費が少ないのかなという感じは持っています。

以上です。

議長（堀江昭二君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） 教育長にそれ以上質問というか、要望はできないような感じなんですけれども、ぜひ教育委員会の方としても、頑張って強い姿勢で臨んでいていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（堀江昭二君） それでは、これをもちまして杉山議員の質問を終了いたします。

13時30分まで休憩といたします。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時30分

議長（堀江昭二君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

始める前に、教育長より発言を求められておりますので、これを許します。

教育長。

教育長（室野純司君） 先ほどの答弁の中で、一部不適切な発言をいたしましたので、訂正させていただきたいと思います。といいますのは、杉山議員の再質問の中で公開授業の件ですけれども、私の方で変な子の保護者とはというような発言をしたと思いますけれども、これは障害を持つ子供の親と、こんなふうに訂正させていただきたいと思います。失礼いたしました。

磯 晴 雄 君

議長（堀江昭二君） それでは、続いて12番、磯晴雄議員。

12番（磯 晴雄君） 12番、磯晴雄でございます。

私は、社会が少子高齢化に向かう中で、まちを元気にする施策はということでお伺いしたいと思います。「まち」を「伊豆市」に変えてもいいかなと、こんなふうに思います。

地域社会は、人が世代にわたって住むことから成り立っています。しかし、一昔前に言われた核家族社会から、今では少子化社会と呼ばれる状況になって、結果的には人口減少傾向です。

そこで、世界を見ますと、国が繁栄すると、おのずから高学歴社会化し、男女平等主義が芽生え、夫婦間でも個の主張が目立ち、家族の存在意義が理解されず、地域社会の一員であることを避ける、このようなことが先進諸国にあっては当たり前の現象として起きていると

のことです。

このことからすれば、少子化現象は国が発展している証拠でもあるわけですが、なぜ国の繁栄が少子化につながるのかが見えてくる気がします。そこで、2つの質問をいたします。

1、伊豆市にあって、少子化阻止に向けて打つ行政の手だては、現在と未来は。

2といたしまして、定住人口の増加に対する伊豆市の手だては。広い意味で行政、広域行政は、というようなことで質問させていただきます。

以上です。

議長（堀江昭二君） ただいまの磯議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 磯議員の社会が少子高齢化に向かう中で、まちを元気にする方策はについてお答えいたします。

2つご質問があります。まず、伊豆市にあって、少子化阻止に向けて打つ行政手だてとはということですが、少子化に対しては多くの要因があると指摘されておりますが、阻止に向けての手だてでございますが、現在のところ、残念ながら決定的なものはないのではないかと考えています。

伊豆市では平成17年3月、地域での子育て支援や子育てと仕事の両立支援等について、伊豆市次世代育成支援行動計画を策定いたしました。市民のご理解とご協力を得ながら子育て支援対策を進めていくことが、少しでも少子化の流れを変えるための施策と考えております。

次に、2番目の定住人口の増加に対する伊豆市の手だてはにつきましては、まず定住しようとする人を受け入れる側の状況を把握する必要があると考えます。そこで、モデル的に地域を指定した中で、農地等の未利用地や空き地などの現況並びに地権者の土地利用の意向確認をした上で、地域の意向等について調査検討をしてみたいと、かように考えます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 磯議員。

12番（磯 晴雄君） 再質問させていただきます。

少子化はの問題でありますけれども、これはもうみんな認識が一致するところであります、伊豆市としても決定的な手だてはないと、こういうふうに今言われました。原因は、2005年、2年前、人口が減少元年と言われまして、2005年からどんどん人口が減っていくと。今後も超低出生が続くと、こういうふうに使われております。つきましては、先ほど市長が言われましたように、国は2006年6月から少子化対策を打ち出して、まさに市長が先ほど答弁いただきました子育て支援、育児と仕事の両立支援、家族の重要性の再認識と、こういうことだろうと思います。これらを打ち出されて、それなりの施策をやってきましたけれども、依然としてまだとまらないというのが現状だろうと思います。

見るに、伊豆市の場合、子育て支援ということで出産祝金と児童手当の見直しも考えられておると、こういうようなことも聞いておりますけれども、もっと具体的な何かがないのか

というようなことをちょっと質問したいと思います。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） もっと何か少子化に対する手だてはないのかというご質問ですが、なかなか思いつきません。健康福祉部長に答えさせます。

議長（堀江昭二君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） ただいま市長がお答えしたように、少子化に対する具体的な手だては非常に難しいということの認識でございまして、答弁の中にありましたように、次世代育成支援計画を作成して、この可能なものから進めていきたいと考えております。その具体的なものとして、いろいろな保育所の関係であるとか、あるいは放課後児童クラブであるとか、それからもうちょっと広い意味で言えば、結婚関係を育成するであるとか、そういうことになってくるかと思えます。とにかく難しい問題ではございますけれども、地道なところで少し進めていきたいと、そのように思っています。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 磯議員。

12番（磯 晴雄君） では、子育てについても一つ質問させてください。

基本からしますと、いろんな手だてがあって当たり前なんですね。これには国も今、先ほど私も言いました、あるいは市長も言いました。それにもっともっと感情が非常に速いスピードで、価値観と同時に感情も変わってきています。今、国が支援しております、あるいは伊豆市でもやっておりますファミリーサポートセンター、乳幼児の健康支援の一時預かりと、あるいは地域の子育て支援センター、これらはもう既にいろんなものを織り込み済みでやっておるわけですが、いずれにしても少子化はとまらないと、こういうことでありまして、非常に少子化を何とかとめる方策はないのかというのが素直な気持ちでありますけれども、手だてがないということでやむを得ないと、自然に任せるしかないんだと。その中でも、アイデアというんでしょうか、そんなものが出てこないのかなと、こんなふうに思っております。

基本からしますと、少子化対策、今年度平成18年度でしょうか、出生が240人というふうに言われています。けさ、中伊豆中学校で声かけ運動というのでやってまいりましたけれども、中伊豆中の生徒は240人ですね、1年から3年まで。そのくらい急激に人口減っちゃうよということがもう目の前に、10年後にはもうそういう形であらわれてきます。そんなことを踏まえて、もっと危機感を持った対策を立てられたらいいのではないのかな、これは答弁要りません。そんなようなわけで、今後さらに、健康福祉部長ではありませんけれども、もっともっと支援するような施策を立てていただくことをお願いいたしまして、少子化は終わります。

次に、定住人口の増加対策でありまして、これもいろいろ手だてはやっていただいていると思えます。今現在、伊豆市においてはいろんな箱物をつくってまいりました。今は中伊豆

給食センター等々、やはり将来を見据えた人口増のための施設だろうと思います。それに付随して、土肥小学校の体育館並びに修善寺東小の体育館、将来を見据えたこういうような箱物もできたのであるなど。これがありますので、こういうものを有効利用するためにいろいろお考えいただいているのではないかなと、こんなふうに思います。

先ほどお話のとおり、受け入れ体制ができていないと何もできないよということで、農地、空き地、土地利用を前向きに考えたいと、こんなことを発言ありました。その中で、国も当然定住人口構想を打ち出しております。国は、三次全総の中で、総合的環境整備を目指すとなっています。伊豆市の場合はどうかということ、さきにご答弁ありましたように、農地、空き地、その他の土地利用を見直そうと、こういうことでありますけれども、私はやはり地域全体のものを考えてみるのも一つかなと、こんなことをきょう提言してみたいなと思っております。

旧大仁地区においては、昔、非常に働く場所でありました。将来的にも、大仁地区を働く場所にできないかなと、こんなふうに思います。それから、学びの地域といたしまして、修善寺駅周辺、こんなことを考えてまちづくりをおやりになったらいかかなと、こう思います。それと同時に、天城と中伊豆地区においては住宅地域、こういうようなすみ分けをすることによって人口がふえてくるんじゃないかなと、こんなふうに思います。

さらに、もっと具体的に申しますと、道路事情がちょっとよくないかなと、道路アクセスの改善ですね。遠距離通勤者が多いということなんですね。三島を過ぎた裾野市あたりには大企業、優秀なキャノングループがあります。あるいは、三島地区には東レグループもあります。こういうところに通勤できるような、定住できるような環境をつくっていただければなど、こんなふうに思っております。

さらには、先ほどありましたように、いろんな形でまちが寂れてきておりまして、その中にやはりシャッター店舗あるいはシャッター通り、こんなものがありまして、そういうものが活用できないかなと、こんなふうにも考えております。そういうところで、個人企業者の支援、あるいは静岡県が進める店舗、あるいは小さい個人企業の皆さんが立ち上がる、あるいはIT産業だろうと思いますけれども、こういうものを支援していただくような環境づくりが一番大事なかなと、こんなふうに思います。その辺について市長の答弁をちょっと求めたいなと、こんなふうに思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 定住人口の増加につきましては、磯議員のおっしゃるとおりだと思います。残念ながらといいますか、伊豆市では働く場所が少ないというふうに私は認識しております。いわゆる裾野地域というんですか、裾野、長泉あたりでは、おっしゃるようなキャノン関連とか東レとかトヨタ関連とか、いろんな企業が来ております。うらやましい限りだなと私は思うわけですが、現実問題としては、議員おっしゃるように、住宅地域かなと思っております。

そうすると、その中で行政ができるのは、やっぱり道路関係ですね。そういう裾野・長泉地域へ通勤できるように、通勤しやすくすることが当面行政のできることかなと、そんなふうに思います。それも、国とか県とか連携をお願いしていくことで、それはやっていきたいと、思いますし、現実には天北とか県道等で136等やらせていただいています。

あと、やっぱり企業誘致ということですが、なかなか、以前にも申し上げましたように、製造業という物流、ロジスティクスですね。いわゆるロジスティクスができないと、そのハンディというのはどうしても伊豆市はあると思います。ですから、グラム当たりの単価の高いものといいますが、おっしゃるようにソフト産業とか研究所であるとか、非常にグラム当たり単価の高い商品ですね、部品とか商品をつくるものが来てくれればいいなと思っていますけれども、現実的にはなかなかそういう話がないと、どこへお願いに行ったら来てくれるのかなと思っています。ぜひ、そういうところで、伊豆市の自然環境のいいところを目につけて来てくれるところがあれば、いろいろできる範囲ではございますけれども、支援していきたいと、そんなふうに考えております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 磯議員ね、これルールですので申し上げておきますけれども、磯議員は社会が少子高齢化に向かう中でまちを元気にするという通告なんですね。それに対して1番、2番があるわけですから、本当はそれで3回終わっちゃったものですから、もし何かもう1点ありましたら、それで終わってもらえますか。

磯議員。

12番（磯 晴雄君） では、1個だけお話を、すみません。

今、少子化はそういうことで大変苦勞されているということ、あるいは人口定住ということで苦勞していること、よくわかりました。さらに、人口増加ということで、高齢者の呼び込みやったらどうかということを私は提言したいなと、こんなふうに思います。

それで、やはり高齢者は、社会の負、あるいは負債の部分が大きいことが前提であろうかと思えますけれども、社会の負担が大きいと、こういうふうな見方でありますけれども、自然環境のいい伊豆市にぜひ高齢者を呼び込んでいただいて、高齢者は我が国の負資産であると、こういうふうにも言われているんですね。負の資産といたしまして公的年金、あるいは医療費、社会保障制度の増大ということが言われておりますけれども、逆に社会への貢献もあるということで、これは何かといいますと、知的財産が多いと。これは、高学歴者並びに技術者、こういう方がいるよと。さらには、金融資産、年金資産、実物資産、こういうものたくさん持っている。だから、高齢者をやっぱり呼び込んで、活性化できればいいなと、実はそんなふうに考えております。これはもう提言でありますので。

以上で終わります。

議長（堀江昭二君） それでは、これで磯議員の質問を終了します。

内 田 勝 行 君

議長（堀江昭二君） 次に、4番、内田勝行議員。

4番（内田勝行君） 4番、内田勝行。

通告に従い質問をさせていただきます。

答弁を求める者、市長。（仮称）「すぐやる課」の新設を。

今、あらゆることが目まぐるしく変化をしております。まさにスピード化の時代です。市民サービスにおいても同様に、質の向上と迅速で的確な対応が求められます。その観点からすぐやる課を新設し、サービスのスピードアップを図り、市民との信頼感をより一層深め、市政の円滑な運営に結びつけることが大切であると思います。

市民からのさまざまな問い合わせの窓口として効果が期待できると考えます。いかがですか。

以上です。

議長（堀江昭二君） ただいまの内田議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 内田議員の「すぐやる課」の新設をについてであります。議員のおっしゃられるすぐやる課のイメージがちょっとつかみにくいところです。一般的にすぐやる課というのは、道路とか水路とかの小規模な維持修繕にすぐに対応できる部署として設置している市もあります。また、すぐやる課の専属部署につきましては、旧修善寺町においても過去に実施してきた経過がありましたが、その後、廃止をしております。

伊豆市において、小規模な道路補修や水路・河川補修などは建設課、農林漁業整備課や支所の地域振興課で対処しております。すぐやる課をすぐつくることは、行財政改革からすると、課をふやして、ちょっと反するところもございますので、十分に検討してからとさせていただきます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 内田議員。

4番（内田勝行君） それでは、再質問をさせていただきます。

イメージがつかめないということですが、私の考え方を述べさせていただきます。

今回、すぐやる課の新設を提案したのは、ただ単に職員が多いからと、このような短絡的な発想ではないことをまずお断りしておきます。言うまでもありませんが、役所は常に市民サービスの向上に努めなければなりません。そのような観点から提案をしております。

私は、仮にすぐやる課をつくるには、2つの要件を満たさなければならないと考えております。まず1つ、今、市長も言われましたように、今行革に取り組んでいるさなかであります。そういう中、これ以上予算をふやしてはいけません。そのことは十分わかっております。ですから、経費をまずかけないでやるということが条件になります。もちろん、新たな設備も必要ありません。受付にすぐやる課の大きなプレートが1枚あればいいと。大事なことは、



何事もすぐやると、やる気が最も大事というふうに私は考えております。

2つ目は、では何をやるのか、それが市民サービスの向上につながるのかということなんですが、合併直後から分庁方式で今業務をやっております。さらに、課も支所に分散をしております。そのような状況の中で、相談あるいは要望がどこに行ったらいいのか、よくわからないと。近くの支所に行ったら、ここではないと、あるいは担当がいらないからわからない。また、すぐにはできないとか、後日連絡しますとか、あるいはたらい回しになったとか、さまざまな意見が聞かれます。私は、そのような対応の不手際を解消するために、各支所にすぐやる課を設けて、苦情、相談、意見あるいは要望、こういうものを一括して受け付けるというものであります。ただ、すぐやる課で対応処理できないものは当然発生してくるわけですね。そういう事案については、内容を即仕分けしまして、担当部署に取り次ぎ、迅速に対応してもらうというのは言うまでもありません。

いずれにしても、市民にとりわかりやすく、大変便利なシステムであると私は考えております。ぜひ検討をしていただきたいと、このように思います。

それから、市役所に寄せられました市民からの苦情、相談、意見等がどのくらいあるのか、これを調べていただきました。これは18年度分です。個人です。書面によるもの、本庁8件、中伊豆支所2件、湯ヶ島・土肥支所はそれぞれゼロ、電話によるものがほとんどだそうです。件数、内容、処理、処理というのは返答内容ですね、についてはすべて記録していないということです。これは本庁含む全支所。来庁、来庁というのは、本人が直接支所に来て話をしたと。これについては不明。また、インターネットによるもの、これはゼロ。これが調査の結果ですが、私は電話であっても記録は残した方がいいと思いますが、聞きましたら、そういうルールはないんだということをおっしゃっていました。

私は、井戸端会議の意見よりは、直接市民からの声の方が重みがあると思うんですが、もしこの意見を記録しますと、個人情報保護法に触れるんでしょうか。あわせてお伺いをいたします。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 内田議員のお考えになっているすぐやる課のイメージが少しつかめました。ありがとうございます。

支所になっていますので、なかなかその辺の情報の伝わり方がよくないということもあるうかと思えます。苦情、相談、電話でも記録せよということで、個人情報でそういうことはできないのかというご質問に対しては、総務部長から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） ご質問は2点あったかと思えます。

1点目のいわゆる支所での対応と申しますか、総合案内と申しますか、処理できる窓口の一本化というようなことであろうかと思えます。現在は、支所の地域振興課がその窓口に向

たるという体制になっております。当然、そこでの予算的な問題とか、支所として合併以来来たわけでございますけれども、問題もあるわけございまして、連絡調整といいますが、そういうことがたらい回しというふうにとられる場合もあるわけでございます。支所、それから分庁方式ということで、原課がそこにあるようなところについては直接原課に行くというようなケースもあるというようなことでございます。

いずれにせよ、ワンストップサービスといいますが、そこである程度の窓口での対応といいますが、それが大切かなというふうには思っております。

それから、2点目の苦情の記録といいますが、お問い合わせの件は、本当に要望的なものから苦情的なもの、さまざまでございます。当然、処理する案件につきましては、必要なものは記録にとどめて処理をするという処理を行っております。案件ごとに事案処理といいますが、そういう形での処理をしておりますので、決してそれが個人情報に当たるということではございません。当然、そういう声も業務の中で処理をして、記録に残すべきものは残しますしということで処理はいたしております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 内田議員。

4番（内田勝行君） では、再質問します。

最初に、市長から十分に検討するという返事をいただいておりますから、それ以上突っ込みませんけれども、苦情・相談の実例をここで1つ紹介をいたします。それを話をして閉じたいと思います。

この件は、中伊豆支所長の佐藤さんに迅速な対応をとっていただき、穏便に処理することができました。まことにありがとうございました。

それは2月12日のことです。神奈川から中伊豆に越してきたという年配の女性の方が私の家に来られ、聞いてほしいことがあると言いました。その内容は、「自宅の裏で重機で埋め立てをしている。ダンプも頻繁に出入りして、騒音、振動、ほこりがひどく、大変悩まされている。もうこの状態が2年近く続いている。振動で家の外壁にひびが入ったり、ドアのたてつけが狂ってしまいました。主人は大きな手術をした後なので家で静養しているが、休まれない。昨年、市役所に相談したら、業者に話をしたらどうですかと言われましたので、業者の社長にかけ合ったが改善しないし、家も見に来てくれません。現場の人にもたびたび話すが、取り合ってくれない。まだこの先、工事は2年ぐらいかかると聞かされ、もうおかしくなりそうです。もう我慢の限界です。議員さん、何とかしてほしい。どこへ行ったらいいのかわかりません。どうしたらいいでしょう」と言われました。

私は、すぐさま現場を見に行きました。ちょうどダンプが出入りし、重機も動いていましたので、様子は把握できました。その日は風もあり、ほこりも舞っておりました。確かに目と鼻の先ですから、短期間ならともかく、2年間もやられたらおかしくなると思います。

「当初、工事の説明もなく、私どもは了解もしていない」と言っておりました。本当だとす

ると、原因はそこにあると思われます。

翌日、佐藤支所長に事情を説明しました。次の日の夕方、奥さんからお礼の電話がありました。「きょう、市の方が見えてくれ、私の話を聞いてくれました。業者の方にも話をしてくれ、工事もうそう長くないと言っておりました。これで気持ちが落ち着きました。安心して生活できます。本当にありがとうございました」、そのような電話でした。

今回、佐藤支所長の適切な対応の結果で、大変よかったです。まずこれはほんの一例です。こういう小さな積み重ねが信用あるいは信頼につながっていくんだと私は思います。また、難しいことを私は提案しているつもりはありませんが、ぜひ前向きに検討してください。

以上です。

議長（堀江昭二君） 答弁いいですね、やりますか。

4番（内田勝行君） はい、お願いします。

議長（堀江昭二君） では、市長、答弁お願いします。

市長（大城伸彦君） 今、お話のありました支所が適切に処理ができたということで、ますますすぐやる課をつくった方がいいか、支所でいいか、迷っているところであります。

以上です。

議長（堀江昭二君） これで内田議員の質問を終了します。

山 下 一 君

議長（堀江昭二君） 次に、6番、山下一議員。

6番（山下 一君） 6番、山下です。

私は、市長に2点についてお伺いいたします。

まず、合併特例債の件についてでございますが、この特例債の発行可能額は171億円で、利用期間は10年間、平成25年度までと決められています。現在の利用事業として、1つ、火葬場整備事業約10億円、2つ目に天北道路のアクセス道路（大平・日向間）約5億円、3番目に、今やっております合併支援道路整備負担金などと伺っております。今後の計画として、矢熊筏場線や修善寺駅周辺整備事業など、その他幾つかの特例債の対象可能事業が考えられます。残り6年間で約150億円の特例債をどう有効利用するか、夢のある計画をお伺いします。

次に、行政改革についてであります。昨年3月発行の集中改革プランの中で、本庁、支所の統合について、支所に分散された業務を集約し、利便性の向上を図るとし、平成20年に実施の計画になっています。現在、どこまで検討されているのか、伺います。先ほどの飯田正志議員の質問と多少ダブるかもしれませんが。

また、天城支所の議場を本庁に移転することにより、行政と議会の連絡がとりやすくなり、効率のよい行政改革ができると思います。修善寺保健所施設の共同利用、中伊豆支所の有効

活用などで対応できると思いますが、お考えを伺います。

議長（堀江昭二君） ただいまの山下議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 山下議員のご質問にお答えいたします。

まず、合併特例債についてですが、合併特例債はご承知のように天城北道路アクセス道路、これに4億7,850万円、それから火葬場建設に10億1,610万円、合併支援道路整備負担金に15億5,560万円を見込んでおります。合併特例債は交付税措置のある起債とはいえ、後年度の財政負担が生ずるものであり、借入にはその点も考慮する必要があります。

国で定める発行可能額の全額を借り入れる考えはありません。そのため、今後の合併特例債の充当は、その条件にある新市建設計画に掲載された事業を十分精査し、行っていきたいと考えております。

続きまして、2点目の行政改革につきまして、本庁、支所の統合につきましては、議員おっしゃるとおりでございますが、これは本庁の増築あるいは改築につながると考えます。現在、その選択肢の一つとして修善寺保健所の用地の利用を県に打診しております。これは、県の方では、県の行政財産であり、国の補助金も入っていることから、なかなか難しいというお話でありましたが、自治法の改正により、県としても有効利用の観点から検討するという方向になってまいりました。今後、県の意向にもよりますが、保健所用地を検討の中に入れ、本庁への集約化を検討したいと思っております。また、これは平成25年までの合併特例期間内に行うべきであると考えております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 山下議員。

6番（山下 一君） 合併特例債はこれから慎重に検討していくということですが、これは平成16年の合併当初ですね、やはりこの4町合併するということは、財政的な問題から交付税の確保とか、それともう一つは、合併特例債というのが当時はうわさが飛んで200億円あるとかなんとなかってありましたけれども、やはり合併特例債と、こういう非常に財政的に優遇策がとられるということで、それらが合併に踏み切った大きな要因があったと思っております。その意味からいいたしても、この特例債を利用し、これも期限が決められているものですから、早くに方針を決めて、やはり合併したときに伊豆市になって何かいいことがあるのではないかとというような思いがみんなあったと思うんですよ。そのところをね、やっぱり何やるにしても金が必要と、これも当然3割は償還するわけですけども、いずれにしても非常に有利な条件であるということから、みんなが夢が持てるようなね。

せんだってテレビで見たと思いますけれども、何億かかけてつり橋をつくって、補助金を使わないで、何か起債を起こしてつくったら、非常にそれが当たって、非常に来客が多かったというのがありました。見た人があると思いますけれども、そういうようなことで、やはりこれみんなだね。市長は今そういうふうに、何かの計画、基本計画かなんかあると、それ

を見てやるというようなことを言いましたけれども、これ、やっぱりみんなのっておかしいですけども、市民として何かやったらいいではないかというような取りまとめというものをできたらね、伊豆市としてこんなことをやったらどうかというような、みんなからそんなものを取りまとめるような方策もあってもいいではないかなと一つ思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 合併すると特例債がもらえますよという話は、合併前してまいりました。しかしながら、自己負担もあるわけで、それらも勘案しなきゃならないと思います。早く方針を決めると、全くそのとおりに思いますけれども、幾つか取りかかっておりまして、先ほど申し上げましたように天城北道路アクセス道路、あるいは火葬場建設、合併支援道路整備等を精力的にやってきました。もっとやれというのはご意見だろうと思います。その中で、市庁舎とか、まだ幾つかあります。一度に全部やりたいんですけども、能力不足といいますが、キャパ不足といいますが、その辺もありますので、順次よく検討してやっていきたいと、そんなふうに思っております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 山下議員。

6番（山下 一君） ちょっとここで何やるよなんていう答えはなかなか出ないと思いますから、十分検討して、議会というとおかしいですけども、やはり議会活動の中にもそういうものも含まれていると思いますもので、ぜひ相談ができるものなら、一緒になって考えていきたいなと思います。

次に、行革の問題ですが、いずれにしてもここに人数がね、当時は50何人かで議会やって、入りきれないからということで、隣を使ってやっているわけですけども、今この人数で、それで今の設備のまま本庁へ議場を移したときにどういう弊害が出てくるかというようなことも考えて、保健所もちょっとすぐにはいかないと思うけれども、そこら変の話も進めて。

それから、新庁舎という話、今のところどうなっているのかははっきりしていませんけれども、もし目安でもつくるようでしたら、仮にあの周辺へプレハブでも何でもいいから建てて、とにかく分庁方式、本庁を集結させて仕事をすることが一番の行革になると思うんですよ。

今、ちょっと話それますけれども、人員削減どうのこうのと言っても、それは今のこの状態の中で、これ以上削減するって、なかなか無理なところがある。やはり、やれるような体制をとっていくというふうにしていった方がいいと思います。

それで、議会と行政は車の両輪のようであるといいますが、その車輪が修善寺と天城と離れていると、なかなか遠いところ、前へ進めようと思っても、中つなぐシャフトも要るわけだよね、車を動かすには。その辺のつながりもうまくいかなくなるということだね。やはり、車、どんな大きい車でも2メートルぐらいの幅しかないわけだから、車で15分か

かるようなところと一緒に回るとするのは、なかなか難しい。したがって、これを早く議場を本庁まで移すという方策をとってほしいと思いますが、いかがですか。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

現在、天城湯ヶ島支所には議会事務局、議場のほかに観光経済部が入っております。それから、中伊豆の支所には土木部、上下水道部、それから教育委員会部局が入っているわけで、おっしゃるように、これはやっぱり中央として、支所機能は別にして、なるべく短距離のところに集約すべきだろうと、これは前々から考えているところです。ただ、市庁舎業務を入れる建物が、今の本庁ではいっぱいでございます。それで、先ほど申し上げました修善寺保健所のところを県と相談して、何らかの形で利用できれば、別館方式といいますか、そういうことができるなど。今の修善寺の本庁を建てかえるということになると、おっしゃるように仮住まいをしなきゃならないと、その間また市民の皆さんにご不便をかけることになるので、やはり私はスクラップ・アンド・ビルドはあんまり今の時点ではよくないなど。やっぱり、別館方式でやって、いずれのときにか、また全体の市庁舎を考えるべきだろうなど、そんなふうに考えています。これは、財政的なこともあります。

全体的には、議員のおっしゃるとおりでございます。議場もですね、修善寺の議場は、議場自体はほぼ同じ広さだと思いますけれども、議員さんの控室であるとか、それから委員会の部屋であるとか、そういう部屋が今はありません。そこがやっぱり隘路になっているわけでありまして。早く別館ができることが好ましいなど。別館の方針が立てば、あるいは議員さんに無理をお願いして、しばらくの間、議会だけ向こうで、控室というのがないのがちょっと気になりますけれども、そういうこともお願いできるかなと、そんなふうに思っております。

以上です。

議長（堀江昭二君） これで山下議員の質問を終了します。

木 内 一 郎 君

議長（堀江昭二君） 次に、17番、木内一郎議員。

17番（木内一郎君） 17番、木内一郎です。

通告に従いまして発言いたします。2件お願いします。

1件目は、給食費未納状況とその対策について、教育長に答弁をお願いします。

平成19年1月25日の静岡新聞に、県下の公立小中学校における2005年度の給食費未納状況が掲載されておりました。それによると、伊豆市の未納費状況は、16校中11校に未納者があり、未納生徒数32人、未納額93万2,200円、未納率0.7%でありました。近隣の市町村と比較し、未納率は高い。

給食費の未納は難しい問題で、私も苦労した経験があります。未納の主な原因として、保

護者の責任感や規範意識の欠如及び経済的理由が挙げられております。伊豆市の18年度の未納状況、ここ数年の納入傾向及び今後の未納金徴収について、どのような対策を考えているか、教育長にお考えをお聞きしたい。

2つ目、修善寺駅付近の慢性的交通渋滞の緩和策について、市長をお願いします。

修善寺駅付近の交通渋滞緩和について、過去、何人かの議員が指摘してきましたが、一向にその具体的な対策が見えてこない。私は、この交通渋滞緩和には、中伊豆地区、天城地区から修善寺駅付近を経由せず、大仁地区にリンクするバイパス道路以外にはないと考えています。

一案として、柏久保農協センター近くから愛宕山の下をトンネルで抜けて修善寺高校下に至る。そこから伊東大仁線につなげる案であります。この案ですと、トンネルの長さは793メートル。このバイパスができれば、伊豆市の経済的効果はもちろん、人口増も期待できると考えます。また、新しくできる修善寺総合高校への通学も容易になると考えます。早急に検討されることをお願いします。市長の答弁をお願いします。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） ただいまの木内議員の質問に対し答弁を求めます。

初めに、教育長。

教育長（室野純司君） それでは、給食費未納状況とその対策についてのご質問にお答えいたします。

先ほど、森議員の方からご質問がありましたので、その件で詳しく一応お答えいたしましたので、補足という形で答弁をしたいと思います。

特に、18年度の未納状況、ここ数年の納入傾向及び今後の未納金徴収と、こういうことでございますので、それについてお話を申し上げます。

平成18年度の未納給食費ですけれども、2月末の納期ですので、現在18年度分については集計を行っているところでございますけれども、状況としては平成17年度と同程度かなというふうに思っております。伊豆市の合併時の平成15年度末までの過去、要するに過年度との合計、この未納額は163万2,931円でございます。そして、平成16年度末、これは同年度分が47万1,500円、過年度と合計で135万4,367円、これは少し減っております。そして、平成17年度末は、先ほど議員からも話がありましたように同年度分、17年度分が93万2,200円、過去の分と合わせますと、総額で149万3,600円、これは16年度末よりも少し多くなっております。

未納者につきましては、これも森議員のときにお答えしましたけれども、大体同じような方が未納になっていると、こういうことでございます。

未納額の徴収の方法ですけれども、伊豆市の給食の方は一応2月まで徴収をしております。11カ月集金でございますので、滞納整理というこの3月の保護者面談時までに集計及び通知を行いまして、学校にて滞納については指導、徴収していただきます。以降の未納者につ

きましては、これも先ほど申し述べましたけれども、教育委員会にて戸別でお宅を訪問いたしまして、出納閉鎖時期まで未納金徴収を実施しております。

未納金の削減を図るために、全国ではいろんな方法をとっております。例えば、口座引き落としから学校集金に変えるようなところもございます。確かに、学校集金にした方が口座振り込みより徴収率は高いというふうに、そんな数字も出ております。あるいはまた、チケット制を導入したり、前納制といたしまして、あらかじめお金を納めていただいて、その子にだけ給食を食べさせると、こんなふうなところもございますけれども、伊豆市では今のところ、もう少し情勢を見てということで、特別な措置を導入する考えはございません。今後、これがさらにふえるようでしたら、これはまた方法もちょっと検討していかねばいけないのかなと、そんなふう考えています。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 木内議員の2点目のご質問、修善寺駅付近の慢性的交通渋滞の緩和策についてお答えいたします。

修善寺駅付近の県道伊東修善寺線については、国道136号線と交差する横瀬交差点を起点に慢性的な交通渋滞が発生しております。議員よりご提案のありました柏久保営農センターから愛宕山をトンネルで通過し、修善寺工業高校に連絡するバイパス道路の整備につきましては、修善寺駅付近の交通渋滞緩和に効果的な計画と思われませんが、整備に多額の事業費も必要であり、現在の伊豆市の財政状況を勘案いたしますと、整備は極めて難しいのではないかと判断しています。このため、修善寺駅付近の交通渋滞の対策については、道路管理者である静岡県に対して要望していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 木内議員。

17番（木内一郎君） 1点目、お願いします。

未納状況が147万円というような累計であるわけでございますけれども、その場合にこの給食費は総額の中で工面しているのか。そして、その給食の質を落としているのか、この辺についてお伺いしたいと思います。

議長（堀江昭二君） 教育長。

教育長（室野純司君） 先ほど森議員からもその点について質問が出て、お答えをしなかったんですけども、給食費は全くの原材料費でございますので、その分原材料が少なくなるというのが実態なんです。市の方では補てんしておりません。それは、全体的にというよりも、例えば修善寺地区は単独方式でございますので、これは単独校でもし給食費が入ってこない分、その単独校の原材料が少なくなる。センター方式については、例えば中伊豆地区でしたら、中伊豆の4校平均してという形になります。そういう形で今処理をしております。

議長（堀江昭二君） 木内議員。

17番（木内一郎君） なかなかこの徴収ということは大変な問題であるということは重々



承知しておりますが、私は一つのこと、先ほど教育長さんがおっしゃった口座方式もどうだろう、考えてもというように考えております。例えば、振り込みの場合には、やはりかえって納入率も落ちるかなというような懸念もするわけでございますので、できたら、今後の状況によってはやはり考えていかなくちやならないだろうと、こんなふうに思います。

もう一つは、やはり食べるものですが、今、一般的に義務と責任ということをよく言われますけれども、やはり食べるものへはお金を払うという義務は子供のときから、親に植えつけていく必要があるなど、こういうところをぜひお考えになって、徴収には今の努力は認めますけれども、ぜひ今後ともよろしくお願ひしたい。こんなことを要望して、第1問の質問は終わります。

第2問の方ですが、お金のかかることは重々承知の上でございますが、何か抜本的な改革をしない限り、今の駅前周辺の渋滞を緩和する方法はないと。これは、どなたもお考えになることだろうと思いますが、ぜひそこを思い切るかどうかでございますので、難しい問題かもしれませんが、県や国への要望活動というのはぜひ進めていただきたい、こんなふうに思います。市長さん、いかがでしょうか。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 抜本的改革ということはしたいなと思いますし、また一方ではできればいいなと思っているわけでございます。といいますのは、やはり抜本的改革をするには、地域の住民の多くのご賛同をいただかねばなりませんし、ご協力もいただかなきゃならない、そういうコンディションが整わないと、なかなか抜本的思い切った施策というのは、私といえどもできないわけでございまして、その辺をぜひ議員ご理解いただきまして、今、企画部が中心になっていろいろやっていますので、ご協力をいただきたいと、そんなふうに思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 木内議員。

17番（木内一郎君） 私のほんの一つの、愛宕山の下というのは一案でございますが、ただ、この案で一ついいなと思うのが、住宅地を通らなくても行けるという。今、住宅地にかかる非常にいろいろな問題が出てまいりますので、この案だと住宅地は避けられるなと思うものですから、一案を申し上げたわけでございます。ぜひ、これはいろいろなことで県に願ひしますけれども、こんなふうに思います。

よろしく願ひして、私の質問を終わります。

議長（堀江昭二君） これで木内議員の質問を終了します。

45分まで休憩します。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時45分

議長（堀江昭二君） それでは、休憩前に続き、会議を再開いたします。

小 野 忠 宏 君

議長（堀江昭二君） 20番、小野忠宏議員。

20番（小野忠宏君） 20番、小野忠宏です。2つほど質問させていただきます。

1つは、ごみ焼却場建設に向けて、2つ目は、強力な防災組織をとということで質問をさせていただきます。

ごみ焼却場に関しましては、建設に向けて話が具体化してきております。私は、候補地として堀切が名前が出たわけなので、できれば、いろいろなことはあったとしても、収束できればなというような、日本の文化というのは1回名前が出るとなかなか動かせないというようなこともあるので、そのようなことで感じておる一人でありますけれども、以下のことを質問をいたします。

1つは、今後の地域との話し合いはどのように進めますか。これは、なかなか今暗礁に乗り上げていて、容易でない感覚はありますけれども、適当にお答えください。

2つ目は、市民と当局で先進地の視察を行って、現実に健康被害等が起こっているか、調査が必要と思うんですが、どうでしょうか。結局のところ、健康被害ということがやはり一番の問題点でございまして、それ以上のことは別の方法で解決をしていくことだろうと思います。

3番目が、同じことで、現在の柏久保の設備によるダイオキシンの拡散、こういうことと地域住民の健康被害に関するデータがもしあれば、現在あれば教えていただきたいなということです。

それから、4つ目が、何かよく聞く話、テレビなんかでも言っていますけれども、日常生活でのダイオキシンの吸収というのは大気からということではなくて、それも無論あるんでしょうけれども、それが一番多いのではなくて、食物からが圧倒的に多いというふうに聞いております。現実にデータがあったら、ちょっと教えていただきたいと、そういうことをもとにもっと話をしていくべきではないんでしょうかと。

それから最後に、5つ目が、堀切の方でも「焼却場、し尿処理建設反対」なんて出ていますので、し尿処理の方は話は出てないと思うんですけども、これはどうなるんでしょうか、こういうようなこととございます。

2つ目、強力な防災組織を。

これは、去年の3月議会で1回目の質問を入れてございます。私はそのときに、災害は忘れたころにやってくるなんていうことを言ったら、市長は、いや、災害は忘れないうちにやってくるというふうに答えてくれましたので、大変そういう意識を持っておられるというふ

うに感じてきたわけです。

再びこの質問を入れるわけなんですけど、質問の基本は、私の考えていることが消防団と自主防組織の指令系統の一本化ということを去年も提案しましたし、こういうふうにするべきではないかなというような観点でもって私は質問をするわけです。

去年の3月議会での市長のお話は、消防団は指令は団長の命令でもって動く。活動範囲は地元だけではなくて、隣接集落にまで及びますよと。自主防災会は、自主防災会長の判断で動いて、指令系統はそうなっていると。活動範囲は、地域のことは地域でと、こういうようなことであつたわけです。だから、指令系統の一本化は難しいというような話だったんですね。ところが、そのときに「しかし、迷っております」というような話がありましたので、私はこれ迷っているというお話が出たのでは、これ以上お話をブレイクダウンしてもということで、すぐに収束をさせて終わらせました。

そういうことだったんですが、1年たちましたので、ちょっと掘り下げて検討したことをお話をさせて、対話をさせていただきたい、こういうことでございます。

伊豆市の安全を守るには、防災組織のつくり方はかなり重要な因子であることは議論をまたないわけなので、自主防、消火班というのは地域による温度差が大変あるとか、そういうことをよく聞きますし、昼間の火災には今の消防団では完全な対応は無理でないでしょうかということとを考慮しますと、消防団長のもとに指令系統の統合をして、団長にもっともって責任を持たせるというようなことが伊豆市を守っていく上に必要ではないかなというようなことを思っておるわけです。そんな観点に立って、お答えをいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

以上です。

議長（堀江昭二君） ただいまの小野議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 小野議員のご質問にお答えいたします。

まず、大きな1点目のごみ焼却場建設に向けて、一般廃棄物処理場の建設に向けてお答えいたします。

その中で幾つかありますが、まず1番目は、さきの森議員にお答えしたとおり、現状の取り組み、地元の状況は報告したとおりであります。そこで、施設整備にかかわる必要性や安全性等についてのご理解を深めていただくことや、意見交換による信頼性の醸成等を図るため、この機会づくりに向け努力したいと考えております。できれば、議員の皆様方にご支援をいただきたいと思います。

次に、2番目ですが、議員ご指摘のとおり、行政としてこれまでも調査をしておりますが、今後も引き続き情報収集等に努める所存であります。

関係地域皆様におきましても、他施設の状況や周辺地域の実情などについて、ぜひ研さんしていただきたいと思います。ご希望があれば視察の実施も検討してまいります。

なお、ご承知のとおり、現在の伊豆市清掃センターの周辺は住宅密集地で、近くに農地や小学校、中学校もあります。また、伊豆の国市の長岡清掃センター、それから先ほど森議員のところまで話がありました沼津市のクリーンセンターの周辺においても、住宅や農地、学校もあります。しかしながら、健康被害等については、ほとんど全く聞いておりません。伊豆市の清掃センターの20年の実績をぜひ評価いただきたいと思います。もし万が一、一般廃棄物処理施設による健康被害等が発生した場合には、これはテレビ、新聞等ですぐに報道され、知る機会は多分にあるかと思いますが、今のところこの被害について事例及び情報はないと承知しております。

次に、3番目の平成17年度に実施した生活環境影響調査によるダイオキシン類の状況ですが、清掃センター敷地内及び修善寺体育館横での数値は、環境基準値を大幅に下回っており、また、環境省の一般環境大気測定局の県内23地点の平均値をも下回っております。ご参考までに、毎年実施しております柏久保区長立ち会いによる周辺地の土壌のダイオキシン類や臭気調査におきましても、環境基準を下回っている状況でございます。

また、健康被害等につきましては、年2回、柏久保区と連絡協議会を開催しておりますが、区長を初め委員さんから、区民の健康被害等に関する報告はございません。また、区民の方からの申し出もない状況であります。

4番目は、ご承知のとおり、環境省が発行した関係省庁共通パンフレット「ダイオキシン類2005」によると、全体摂取量の99%が魚介類等の食品からの摂取が一番多いとなっております。このパンフレットは、平成17年12月26日の報道発表資料で、環境省のホームページでも公開されております。

5番目につきましては、清掃センターのし尿処理施設は昭和40年に供用開始し、土肥衛生プラントは昭和38年に供用開始しております。両施設とも、焼却施設と同様に老朽化が進み、建てかえを必要とする時期となっております。このため、伊豆市としては、焼却施設と同様に、伊豆の国市と2市共同で整備することができればと考えておりましたが、伊豆の国市のし尿処理施設は比較的新しく、十分に安定的な運転が可能な状況にあることから、現状においては共同による施設整備は無理と認識しております。

したがって、伊豆市では単独による合併特例債の活用により清掃センターのし尿処理施設と土肥衛生プラントを統合した新しい施設整備に向け、平成19年度にこの基本構想の策定にかかわる予算を上程しておりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

続きまして、大きな2点目の強力な防災組織につきましても、災害は忘れたころにやってくるという言葉がございますが、災害は忘れなくてもやってくる申し上げます。

消防団員は、消防組織法に基づく伊豆市消防団条例等により非常勤公務員として委嘱を受け、規律訓練、火災訓練を積んで、有事に備えています。また、火災現場では、常設消防署の指揮監督下で、消防団長の命令で統制をとった消火防災活動に当たっています。

なお、自主防災会や消火班については任意の団体であり、個々の能力にも差があるため、地元の火災に対して自分たちで無理なく安全にできることを、常日ごろから話し合いで実践できるようにしていただきたいと思っています。

火災時に消防団長が自主防災会に指令を出すことは難しい面がありますので、日ごろから自主防災会では自分たちでなすべきことを話し合い、有事に備えていただきたいと思います。特に、日中の火災などは、自主防災会の初期消火が大切になることは申し上げるまでもありませんが、いざ火災となった場合、自主防災会は住民を安全な場所へ避難誘導することや、進入してくる消防車両を水利へ誘導することなどが考えられます。消防団と自主防災会の連携により地域防災力の強化を図ってまいりたい、かように考えております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 小野議員。

20番（小野忠宏君） 再質問を少しさせていただきます。

最初の一般廃棄物の焼却場の建設のことなんですが、今、市長、安全性について十分安全だとかいうことを呼びかけていきたいと。それから、議員の支援もお願いしたいというようなことも申されましたので、の質問に関してはそんなことで、私もそのとおりだと思います。一緒になって、やっぱり議会も当局もこれに関しては関係がない、とにかく一緒になって目的に向かって進んでいかなきゃならないというふうに思いますので、私もそのように理解をしていきたいと思っています。

それから、2つ目から4つ目ぐらいまでのことなんですが、実は私、何人かで小田原、茅ヶ崎、厚木、3カ所の焼却場の周りを調べたり、その目的はその焼却場の近くの人がどういうふうに感じているのかなということ、ちょっと我々行って聞いてみようよというようなことをやったんですね。そうしたら、どこも全く本当にゼロ、迷惑というような話は一つも、皆無、ゼロですね。

茅ヶ崎なんかの場合は、近くにあって大変便利だなんていうことを言っていましたね。私はびっくりしましたけれども、本当かなと思いましたがね。本当に茅ヶ崎なんかはまちの真ん中ですね、周りに家がいっぱいあって、二、三百メートル離れたところに6階建ての県営アパートが建ってしまっていて、そこだったらかなり、県営アパートの中だから何か批判的なことも話が出てくるかななんて思って聞きに行ったんですけども、全くゼロ。その人たちの中で、いや、あそこにリサイクルのセンターと一緒に併設されていて、それを優先的にぱっと早く行って利用させてもらって、安くいただくかなんかだと思ってしまうんですけども、そんなことができるので、「大変、私ら便利に思っていますよ。何にも健康的なことだっと思っていません」なんていうこともあった。これは、我々は1日でもって3カ所回って、本当にちょこちょこ回っただけですから、一部たまたまそういう人たちだけに当たったのかななんていうことも考えなきゃいけないと思いますので、そんな意味で私は市と一般市民とが協働でもって一緒になって調べる。

これは、今名前が出てくる堀切だけではなくて、ほかの地域の人も入ってもらおうと、そういうことをやって、世論全体をそういうふうにして盛り上げていかなきゃだめだと。私は、本当に自分たちで出しているごみですから、これはやっぱり自分たちで処理するのは当たり前ではないか、昔からそういうことですよ、自分のことは自分でしなさいということでもって。市長、今までも、堀切選ぶのに、やっぱり人口密度の高いところでごみの排出は起こるんだから、できればその近くに置きたいんだというようなことも因子としてあったのかなんていうことを説明されていましたが、それはそういうことで、そのほかにもいっぱいあったと思いますけれども、そういうことをやっていただきたいと思いますし。

それからもう一つ、これは日本人に限らず、人間みんなそうなんですかね。大学の先生の話だとか、それから総理大臣の話だとか、何か学識経験者の話だとかっていうと、ああなるほどななんて聞きますでしょう。そういうようなことから考えて、私はこのプロジェクトを推進するに当たって、やっぱり伊豆市、伊豆の国市で学識経験者っていうか、そういう人をね、お金はかかりますよね。お金はかかったってしょうがないのではないかと。とにかくそういう人を雇って、そういうことの世論形成のためのいろいろなことに参加していただく、こんなことが必要ではないかなということも思ったりするわけです。そんなことで思います。

それから、最後のし尿処理のことに關しては、今の設備が古くなってきたからつくらなくてはならないんだけど、伊豆の国市はまだ新しいから一緒にはどうもやれそうもないよということですね。これはこれで、だから自分たちだけでもって建設すると。そのときに、私は、堀切のところ「焼却場、し尿処理場建設反対」なんて、看板出してたから、それが気になったから私はこれ書いたんですけど、一部の人に話を聞きますと、堀切の人に聞きますと、「両方一緒にやるのが嫌なんだよ。我々は、片方だけだったら構わねえかな」ってというような人も私は耳にしたことがありますので、そんなことも因子として考えるべきかなというようなことも思って申し上げております。

そんなことで、今の最初の に関してよくわかりましたので、2番目のことも市としては一緒になって頑張っていくますよということなんです、学識経験者を入れたらどうでしょうかとか、この2番目のことだとか何かね。

それから、今の5番目のこと、この辺あたりについて、これは市長でなくても、市民環境部長でもいいと思いますし、お答えいただければありがたいと思います。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 大変ありがたいご意見といたしますが、発表いただきまして、何か力がわいてきた感じがいたします。

朝の森議員のところちょっと、人口密度の高い住宅密集地と言いますが、堀切は40数戸ですね。それほど高いとは思いませんが、小野議員おっしゃるように、茅ヶ崎とかそういうところはもっと住宅密集地でございますし、私の知っているところでは、用賀インターをおりて高井戸へ抜ける環状8号線の、あれ世田谷ですかね、道路沿いに大きな廃棄物処

理場がございませう。それからもう一つは、私が元勤めていた東京工場の、目黒でございませうが、そこにも大きな新幹線から見えるようなエントツが建っておりますが、特にそういう話は聞いたことはございませう。住宅地だからだめだということは、私は理由にはならないと思っております。

いずれにいたしましても、学識経験者等でいろいろ検討してもらおうということは大変いいことだろうと思ひます。どういふ方を選定すべきか、偏らないようにしてやることを考えたいと思ひます。ありがとうございました。

以上です。

議長（堀江昭二君） 小野議員。

20番（小野忠宏君） では、学識経験者に関しては考えてみてください。

それで、食べ物から、ちょっとさっき言うのを忘れちゃった。99%は魚介類からと言われましても、それを聞くと、我々日常もうとにかくダイオキシンを吸収しているんですよ。柏久保で、それでしかも県の何かモデル地点ですか、23地点よりもずっと低いんだとか、環境基準よりも、何か先ほどばかりに力入れて、大幅に低いだよとかなんか言われましても、確かにそういうようなことは堀切でも、あとあちらでも当然言っておられると思うんですけども、そういうのをやっぱり学識経験者だとかなんかを交えて言っていくと、より説得力が出てくるのかななんて私は思ひますし。

それから、私は加殿というところにいますけれども、柏久保の焼却場から私の家、1キロぐらいしか離れてないですよ。私びんぴんしているし何も、子供も元気ですよ。大変問題はなっていないので、だけれども、つくるときには本当に心配はしました。皆さんで全員が心配しました。だから、同じことで、やっぱりどこもそういうことだと思ひますので、これは当局、議会ということではなくて、全員が一つの方向に向かっているかきいけないうこと、ということ、私をまず呼びかけるということ、ここの焼却場に関する質問は終わります。ですから、学識経験者だけは、今、市長お約束していただいたような感じがしますので、やってください、お願いします。

それで、2つ目、強力な防災組織をとというようなことで申し上げるんですけども、消防団は非常勤公務員であると。自主防災会は自主団体につき、団長の命令は無理なんだと。いや、どうだっていいんですよ、どういふことだって私はいいんです。とにかく、要するに強力な防災組織ができれば、何だっていいよと。今のやり方だと強力ではないんでないですかと、こういふことを申し上げているんですよ。とにかく、団長は自主防災会に命令してって、というようなことで、自主防災会は例えば先ほど避難とか誘導を主目的みたいなことを市長言われましても、そう言われましても、やっぱり、それだったらちゃんとそういうふうな決めればいいんです。自主防災会はそういうことが主目的だから、余計なことはしなくてもいいんだよということをはっきりさせて、だけれども、私は災害は忘れないうちにやってくるというようなことで、何かがあって、昼間の火事にはちょっと消防団対応できなかった

ためについて、後でもっているいろいろな外圧があって、それによって動かされるなんていうことがあったのでは格好悪いんじゃないですか。だから、私は心配をして、転ばぬ先のつえでもって申し上げておりますので、そういうことをよく考慮をしていただきたいということでございます。これについてちょっと市長、注釈入れてください。

議長（堀江昭二君） 市長、答弁願います。

市長（大城伸彦君） どうも役所のやることは縦割り行政でございまして、なかなか責任と権限といいますか、それを明確にしないと動かないところがございます。しかし、趣旨は、小野議員おっしゃることよくわかりました。どうやったらそういう方にいけるか、ちょっと総務部長に振りますから、総務部長から答えていただきたい。

議長（堀江昭二君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） おっしゃる地域防災力というようなことで、単に消防、自主防だけの問題ではないのかなというふうに思います。常設の消防の配備状況、これらも大きな問題になりますし、それから自主防といいましても、いわゆる消防協力隊、消火班、言い方は違いますけれども、そんな形もございます。災害ボランティアというようなことも現在進めてきていただいているというようなことでございます。

現状、消防団については、長い歴史の中で活動していただいております。現状の伊豆市を見ますと、自主防災組織、これについてやはり地域によって名称も違ったり、組織も違ったりというようなこともございますので、まずこれらを少し統一的にという言い方はちょっと適当かどうかわかりませんが、うまく全体的な防災力が上がるような形で仕組んでいきたいなというふうに考えておりますし、本年、県の総合防災訓練等でございます。これらを機に、やはりそうしたこともここで充実できればいいかなというふうに思っております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 小野議員。

20番（小野忠宏君） これで終わりにします。ですから、お答えする必要はございませんから、最後にただ申し上げることで。

やっぱり、いろいろなあちらこちらで、例えば子供がいじめだか何かで殺されちゃったとかなんかって言って、いろいろなことがあって学校の先生や教育委員会、いや調べたけれども、そんな事実はなかったとか、あったとかなんかって、最後の最後になって謝ってみたり、何かいろんなことがよく世の中でありますよね。だから、そういうことにならないように、やっぱり安全という観点はだれもが一番心配することでございますので、そういうことにいつも意を用いていただきたいなという立場でもって、そういう観点に立って私は申し上げておりますので、ぜひ前向き方向に検討してください。これはお願いです。

以上、終わります。

議長（堀江昭二君） これで小野議員の質問を終了します。



飯 田 宣 夫 君

議長（堀江昭二君） 次に、15番、飯田宣夫議員。

15番（飯田宣夫君） 15番、飯田宣夫です。

私は、通告書に従い市長に一般質問をさせていただきます。

今回は、私ども日常生活に直接的な問題を2点取り上げさせていただきました。

まず初めに、J Aの有線放送の廃止と情報発信についてということをお願いをしたいと思います。

J A伊豆の国は、現在行っています有線放送業務を来年3月をもって廃止すると言っております。この件を含め、関連した質問をさせていただきます。

1番、市は、J Aの施設を取得し、有線放送業務を引き継ぐことは考えていますか。

2番、この有線放送は、長年にわたり土肥地区以外の市民の生活に密着してきたことから、有線放送が廃止されることの影響は大きいと思います。これにかわる市民向け情報、今、私たちがいろいろ葬儀の知らせなんかはJ Aの放送を通じて知ることが多いわけですが、そのような発信の手段の方法を考えておりますか。

3番、現在の防災無線放送は聞き取りにくい地区や家の中、天候の悪い際にも同様な状況にあり、緊急時に本当に役立つものか、疑問です。市では、他の手段を考えていますか。

4番、県では、光ファイバー網の整備を促進するために地域計画を作成する市町村を支援すると言っています。本来の地域情報ネットワークを果たすことのできる市民サービス、双方向の情報交換が一般的な現在ですが、を充実させるために、この際、伊豆市の公共イントラネットを拡大して、一般市民にまで伸ばしたらいかがでしょうか。

その次に、大きな2番目として、テレビの受信について伺います。

2011年7月のアナログ放送の終了に伴い、放送手段や受信の方法もますます多様化して、市民も迷うところです。

石川県知事も、地デジ波の受信は県内を網羅すると言っておりますが、伊豆市のような難視聴地域は課題も多いと思われれます。伊豆市は、V H F ・ U H Fを受信するために現在、共聴施設、いわゆる組合を設けている地区は、おおよそ天城湯ヶ島では22、修善寺32、中伊豆23、土肥1と、多くの市民は共聴施設に頼っていますし、現状のままでは大方のところで地デジを受信することはできなくなりますから、何か手だてを講じなければなりません。

今、株式会社ビック東海が光ファイバーを引き、C A T Vの開業準備をしていますが、これも修善寺までと聞いています。また、中継基地が何カ所できるか、どこに設けられるかによってそれぞれの地区への影響が変わってきますが、市としてはその対策や対応をどのように考えているのか、お伺いをいたします。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（堀江昭二君） ただいまの飯田議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 飯田議員のご質問にお答えいたします。

まず、J A有線放送の廃止と情報発信について、この中でご質問が4つほどに分かれています。

まず、1番目の市はJ A有線放送の業務を引き継ぐのかというご質問でございますが、結論から申し上げますと、引き継ぐ考えはありません。理由は二、三ございます。1つは、議員おっしゃるように、土肥地区が加入してないということと、旧3町でも加入者だけであるということ。それから、もう一つの大きな理由は、この施設は大分老朽化しており、交換する部品が製造中止となって、維持管理が困難であるというふうに、何か説明の文でも書いてありましたし、と伺っております。それが1番目のお答えでございます。

また、2番目の施設廃止に向けた市民向けのお知らせ、特に冠婚葬祭に対して広報等で補うことは現在のところ考えておりません。

なお、3番目の防災無線の難聴対策につきましては、FM波による防災行政ラジオを検討中であります。

それから、4番目の公共イントラネットの拡大についてですが、伊豆市地域公共ネットワークは平成15年から16年度に総務省の補助金を受け整備いたしました。その利活用については、制約もありますので、この拡大については今後、検討事項というように考えております。

続きまして、大きな2点目のテレビの受信についてお答えいたします。

2011年に全部デジタル化されると、いわゆる地デジということですが、中継基地についてですが、これは放送事業者が設置するものとなっておりますので、伊豆市としては対応は考えておりません。国の資料によりますと、2008年に修善寺地区、2009年に中伊豆地区、2010年に湯ヶ島地区に中継局が設置される予定と聞いております。

また、平成19年度に共聴組合の現状把握のための国の調査が予定されております。その結果により、伊豆市として協力すべき対策も見えてくるのかなと考えております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 飯田議員。

15番（飯田宣夫君） 再質問を少しお願いいたします。

J Aの有線放送を取得してまでやる必要はないというのは、これ当然で仕方ないのかなというふうに私も思いますけれども、結局、有線放送は確かに加入、私の家もありませんし、結構これがあるんな、ただ葬儀のお知らせだけではなくて、日常の市民の生活の中に結構いろんなニュースを流していたということも事実ですし、そういうものを長年にわたってやっていたものですから、旧3町のこちらの方々は、結構そういったものが情報の発信源として重要視されていたのではないかなというふうに思いますので。

市長が先ほど何も考えてないといきなり言われたんですが、それでは、私なんか思うには、公共ネットワークは何のためにつくったのと。せめてホームページぐらいにやりましょうとか、今はいろんな方法があると思うんですね。やはり、今はもう大体若い人たち、我々もそ

うなんです、メールという一つの手段がありまして、携帯電話、パソコンを通じて、一つの情報を受け取る方法というのはいろいろ考えられるわけですね。それも確かに多少手間暇はかかりますけれども、そんなに経費のかかる問題ではありませんし、ぜひこの辺は少し検討してもらいたいなというふうに思います。

我々なんかも仲間うちでやるときには、要するにメーリングリストをつくって、そこで情報を発信すれば、どーんとみんな仲間に全員に発信できるわけですね。それは、あくまでも市民全員に知らせる必要はないですね。要するに、有線放送と同じように、そういったことの情報の欲しい市民だけにそういったサービスをしてあげればいいわけですので、ぜひ新しい形で、そのぐらいのことは大したことなくてできると思うんですね。

確かに、市長なんかはもっともっとたくさん、そういう葬儀のお知らせとかなんかがたくさん来るんでしょうけれども、市長は役所にいるから常にすぐ入ってくるんでしょうけれども、我々はやはり知らなかったということもあります。葬儀のお知らせというのは一つの事例なんです、そうしたことのサービスをホームページでして……、でも、せめてやるのか。私からすれば、やはりメール発信ですね、そういったものをぜひやっていただきたいなというふうに思いますし、その辺の検討を、これは伊豆市には情報センターもあるわけですので、そういった最先端の設備を持っていて、それをやらないというような話は、何となく姿勢としておかしいのではないのかなというふうに思いますので、もっと前向きなところで考えていただきたいなということ、この辺はちょっと答弁はひとつお願いしたいと思います。

それと、3番目に防災無線の件、FMのラジオで対応したいということなんですけれども、裾野市みたいに市が全戸に戸別の無線を配布してやっている、それは財政が豊かな市だからできることかなとも思いますけれども、そういったことも当然考えられた方がいいのではないかなと思いますし、それは我々市民でも、それが必要だと思う市民は、有料であってもそれを求めると思いますのでぜひ、ラジオはつけてないと聞こえないわけですね。だけど、無線は自然に入ってくるわけですから、スイッチ入れっ放しにしておけば。そういったことを逆に、では、先ほどの市からの情報を、もっと別な情報もそういったもので流せないのかとか、そういった検討もやはりしていただきたいなと。やる予定は、ただありませんなんて言ってないで、そういうことも検討してもらいたいなというふうに思います。

その辺について、やはり私も個別の無線が幾らぐらいのものかわかりませんが、そういったものはそんなにするものでなければ、そういったものが必要だと思う市民は有料でも当然購入すると思いますし、そういったことを含めて、それも一つちょっとお話をさせていただきたいなというふうに思います。

もう一つは、葬儀のお知らせなんかのことなんですけれども、これはですね、携帯電話みんな持っていると思いますけれども、今、サービスでメール発信をしていっている業者っていうのがありますね。そういったことを、JAとかそういう冠婚葬祭の業者にやっていただければ、その辺のことは簡単に片づくわけですね。だから、そういったことも、市の方からで

もぜひ業者の方にそういった働きかけを、もし市ができないというなら、そういったことも必要ではないかなというふうにあわせて、一応その3点についてちょっと答弁をお願いしたいと思います。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） ほとんど議員のおっしゃること、そのとおりだと思います。情報というのは、今まで待っていきりや向こうから情報が来たわけです。この有線放送が聞こえてくると、同報無線も聞こえてくると。ファクスなんかも待っていれば来ると。だけど、これからの時代は、インターネットその他は情報は取りにいかないという時代になってきているなど感じています。どっちがいいかはわかりません。

ただ、こういう情報の連絡網としては、市としても必要なものと考えております。どんなふうにするかということは、これから検討していくべきだろうと思います。といいますのは、2011年にデジタル化されますが、その辺でいろんな方式が考えられるのではないかなと思っております。

議員のご提案に対して、また具体的なところについて総務部長からお答えをさせます。

議長（堀江昭二君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） 地域公共ネットワークの全般的なことについては企画部長の方にお願ひしますが、私の方は、お話のありましたホームページを所管しております。それから、防災上の個別受信機、まず個別受信機の状況は、中伊豆地区、それから土肥地区は個別受信機と併用な形で、かなり全戸に近い形で配布されているという状況でございます。修善寺、天城、これは一部地域でございますけれども、ほとんどは同報無線というような形でございます。

先ほど防災行政ラジオということでもございました。値段的にいいますと、安くできるというようなことで、今1万円ぐらいでラジオだったらできるのかなと。それで、個別受信機になりますと、5万円程度かかると思います。しかも、アンテナ等も立てる必要も出てくるという状況でございます。

それから、同報につきましては、デジタル化という問題を抱えておまして、ここで直ちに整備するかどうかと、個別受信機を全戸に整備するかというのは十分な検討が必要かなというふうに思っております。また、インターネット等のこれからの利用方法、これについてはできるだけ使いやすい形で、便利な形で使っていきたいということで研究してまいります。

以上です。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） それでは、公共ネットワークの一般市民への拡大といいますか、そういった点につきましてお答えします。

まず、その地域計画というのは、本来ですと国が地域格差を是正するためにこういう計画

書をつくって、ネットワークを拡充していこうということが基本になっているようでございます。ただ、我々、先ほど市長申しましたように、総務省の補助金を90%以上もらって、補助金、交付金という形でもらっているわけですが、その場合には目的外使用に対して非常に厳しい制限がございます。そういったことを踏まえますと、確かにあいている回線は二、三本あるようですが、それを利用すればできないわけではないんですけども、今言うような理由から、非常に制約をされるというところが一つの問題点かと思えます。

それからもう1点、これは総務省の方の例えば許可がおりたといったとします。そうした場合でも、このセキュリティ対策、これは全体的にもう全世界に広がるわけですから、そういった意味でセキュリティ対策が非常に難しくなってくるのかなという点も1つあるかと思えます。最近では情報漏えいとか、こういったものが非常にマスコミを騒がせておりますので、そういった点にも十分配慮していくという必要性があるかと思えます。いずれにしても、総務省の幅広い見解をいただければというふうに思っております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 飯田議員。

15番（飯田宣夫君） 企画部長でいいのかな。きょう、情報センターがないからわからないんだけど、先ほどの話の中の、要するにメーリングリストぐらいのをつくってやることについてのその手間暇、一方通行でいいと思うのね。要するに、希望者だけに送るといって、それを実際やる場合に、どのぐらいの手間暇がかかって、どのぐらいの経費がかかるのかということのちょっと試算をしてくださいよ。それはもう、市民全部がもう自分の携帯電話を持っているわけですから、それを必要とする人だけ受け付ければいいわけですから、アドレスだけそちらが控えればできるはずなので、そんな大した手間暇かかるわけないと思うので、ちょっとその辺を専門的に試算をして、調べたらまた教えていただきたいということ。

それとももう一つ、基本的に伊豆市が、わかるんですけども、公共イントラネットをつくるときのいろんな条件を総務省から課せられてやるから、現状のはなかなかそれを拡大していくのは難しいというのは、それはわかるんですけども、でも、本来このイントラネットというのは公共だけでやるのではなくて、市民の中まで本当は市民の中まで届いていかなければ本当の意味はないのではないかなというふうに思うわけですね。

今、多くのところでは、やはり医療とか教育の場で、結局家庭にまでそういったものが、要するに双方向でできるというのがこのシステムだと思うのね。だから、そこら辺が、やはり何のために公共投資したのという話になるから、もう少しその辺のこともですね、新しいシステムの構築が可能なら、その辺もちゃんと試算してやり、市民に知らせていただきたいなというふうに思います。今のままでは、公共の施設だけがただ結ばれているというのは、本来の目的とするネットワークのシステムではないのではないかなというふうに思いますので、その辺もぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それで、次のテレビの受信についてなんですけれども、これは私のところなんて修善寺の駅前、柏久保、横瀬と、一番大きな、土肥は別ですけれども、大きな共聴組合で、いきなりこの9月でやめますよとって、今ちょっといろんなことであっちこっちで意見が勃発しているんですけれども、廃止するということをいきなり一方的に言ってきたものですから、これからちょっとまたもめるのかななんても思っているんですけれどもね。

これはまだ時間が、2011年7月ですから、時間がありますけれども、基本的に、先ほど市長は、3カ所中継所ができるのではないかなというふうに言っておりますけれども、これ、今のアンテナはもう使えないわけですね、どこの共聴組合さんのアンテナも。アンテナは変えなきゃならないわけですね、その配線のケーブルは使えるわけなんですけれども。ただ、中継所が建っても、今のアンテナの位置で地デジが受信できるかどうかというのは、やってみなきゃわからないんですよ。これは、Vチャンの電波の波長といいますか、変わりますので当然そうなるんですけれども、そういったことがわかっているわけですね。

そういった点で、やはり行政としても、テレビは今なかったら、大体ほとんどの人が生きていけない状態の人が多いいと思いますので、ぜひ、もう少し時間がありますので、やはりそういったところの把握を早くしてですね。どういった形でやっていけば、現状のテレビを受信することができるのかというのを市民に早く知らせた方がいいのではないかなというふうに、これはいろんなまたこれから問題が、これから時間がたつにつれて出てくると思いますけれども、ぜひその点もよろしくお願ひしたいと思います。

では、最後にそれ一言だけ、その辺のことを今後大いに検討していただくかどうかということをごちよっと一言言っていたら、私の質問を終わりたいと思います。

議長（堀江昭二君） 答弁願ひます。

市長。

市長（大城伸彦君） いわゆる2011年問題といいますか、デジタル化についてでございますけれども、テレビをこの地域で見えるようになった歴史的な背景をちょっと考えますと、最初はVHSで東京波を山の上にアンテナ立てて、ブースターを幾つか経て、同軸で配信したと。たまたま地理的条件がよくて、アンテナを高くすればお宅でも見えたというような時代がございました。その次がUの時代ということでUHF、先ほど申し上げました葛城山と修善寺の城山ともう一つどこですか、Uの無人サテライト局ができて、そこからUチャンネルが見えるようになってきた。さらには、衛星放送が始まって、あのパラボラアンテナ、別称おわんと言っていますけれども、こんなのとあの衛星放送が見えるようになった。そのころから、さらに高精細のいわゆるハイビジョンというのが始まったというふうに私は認識しております。それらを今度は地上波でもデジタルでハイビジョンが見えるようなことを国が全体計画しておいて、2011年ということになっております。

さて、そうなった場合、今までのUとかVは見えなくなるわけですね。これはもうご承知のとおりです。衛星放送はハイビジョン、アナログハイビジョンかなんかは来年か再来年、廃

止になるんだそうですね。そうすると、デジタルの衛星放送が残ると。では、地デジをどうやって見るか、アンテナで見るか、どうやって見るかということになります、パラボラで見るか。あるいは、先ほど議員がおっしゃるように、光ケーブルでもって、あれ何ていうんですかね、有線テレビあるいは光ケーブルで見れる何とか放送ですね……

〔「CATV」と言う人あり〕

市長（大城伸彦君） CATVのほかに、パソコンの何ですか……、プロバイダーから見れるような方法があると、また、その技術整備をしているというふうになっております。したがって、今、何がいいのかなと、早く決めると言うんですけれども、何がいいのかわからないのが現状でございます。

正直申し上げまして、伊豆市は大分面積が広いですし、全部が1つでもって、1つのサテライト局をつくれれば見えるという状況にないと思います。その中で、全市民が同じようにテレビの放送を受けられるような方策は、何らかの方法を考えていかなきゃいけないとは思いますが。具体的にどの方法を選択するかということが一番の課題だと思いますけれども、先ほど申し上げましたように、行政では中継局は建てられませんので、民間の光ケーブルの業者に頼むか、インターネットプロバイダーのあれを使うのかと、あるいは共聴アンテナが、アンテナ組合が非常に狭い地域でのデジタルの受信装置というんですか、ブースター受信を持つのか、その辺が考えられるのかなと思っております。

ただ、私、ここから個人的なあれですが、プロバイダーを通じた光ケーブルの放送というのは、さらにさらに発展するのではないかなと、そんなふうに思っています。行く行くは各戸に光ケーブルを張って、そこからハイビジョン、地デジが見れるという時代はそんなに遠くないと思っています。

それから、国とか県も、そういう難視聴対策を検討しているようです。それらのことも考えて、決めていかなきゃならないと。何度も申し上げますけれども、早く決めて損しないように、なるべく早く確実な方法をとりたいと。ぜひ、皆さん方の情報もいただいて、行政でどこまでできるか、検討したいと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） いいですか。

15番（飯田宣夫君） はい。

議長（堀江昭二君） それでは、これで飯田議員の質問を終了します。

55分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時47分

再開 午後 3時55分

議長（堀江昭二君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

室野英子君

議長（堀江昭二君） 8番、室野英子議員。

8番（室野英子君） 8番、室野英子です。

私は、通告に従い一般質問をいたします。

子ども育成課についてです。

女性が学校を出てから仕事を持ち、結婚後も出産、子育てをしながら仕事を続けていく時代となりました。現在、伊豆市には多くの保育園があり、幼稚園があり、就学前の児童はほぼ全員がそのどちらかに通園しています。そこで、保育園は健康福祉部に、幼稚園は教育委員会に所管が分かれているため、子供をめぐる諸課題への対応に効率のよくない面があらわれています。

近隣を見ますと、三島市では18年度より新たに子育て支援課を設けました。長泉町では、以前から教育委員会に子ども育成課があり、児童、母子福祉を初めとして保育園、幼稚園、学校教育まで担当しています。伊豆の国市にも子ども育成課があり、保育園、幼稚園の入園事務や管理に当たっています。それぞれの自治体ができる限り子育て支援に沿った施策を講じて、子育てしやすい環境づくりを目指した改革が進んでいます。

伊豆市でも保護者のニーズへの対応や、保育園民営化、幼保一元化など子供をめぐる諸課題への対応に向け、窓口一本化について早急に進める時期であると思いますので、子ども育成課について伺います。

そこで、答弁をわかりやすくするために、3つの設問に分けました。

1番、昨年6月の一般質問の折に、市長は同様の一般質問について検討を進めていきたい旨の答弁をされていますが、その後どのように進んでいますか、状況を伺いたいと存じます。

2番、子育て支援は市政の目指すところであり、各自治体が環境づくりとしてそれに沿う施策や方向を示しています。伊豆市でもはっきりした方向を示してほしいと思います。縦割り廃し、今後5年くらい先までの方向を示してほしいと思います。

3番、幼保一元化についての見解を伺います。

以上です。

議長（堀江昭二君） ただいまの室野議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 室野議員の子ども育成課についてお答えいたします。

就学前の児童を包括的にとらえ、子育て施策の推進を図る観点から、保育所と幼稚園を所轄する子ども育成課を設置して、複数にまたがる子供に関する事業を一元的に進めることは、県内一部の市町において実施されております。また、国でも、認定子ども園や放課後子どもプランなど、厚生労働省、文部科学省の所轄にまたがる事業の創設もされており、議員ご指摘のように、子供をめぐる諸課題への対応として窓口の一本化を図ることは、市民にわかり



やすく、利用しやすい行政サービスを図る施策の一つと考えております。

まず、ご質問の1番目、進捗状況につきましては、保育所、幼稚園、子育て支援事業等、健康福祉部と教育委員会の子供に関する事業について調整を行ってきましたが、なかなか調整がついておりません。国の動向や他の市町の状況も調査しながら、さらに検討を進めたいと考えております。

次に、2番目の子育て支援の方向につきましては、伊豆市では平成17年3月「子供の笑顔をみんなで見守り育むまちづくり」を基本理念とした伊豆市次世代育成支援行動計画を策定しました。子供たちの健やかな成長と子育て支援のため、時代の流れや伊豆市の状況を踏まえ、子育て支援サービスや健康づくりなどについて定めたものであり、この計画に沿って子育て支援策を進めているところであります。

次に、3番目の幼保一元化につきましては、昨年10月、認定子ども園制度が施行され、静岡県でも県条例が4月から施行されることとなり、いよいよ本格的実施になります。

伊豆市におきましても、少子化の進行による園の児童数の減少や幼稚園未設置地区等も考慮しますと、統廃合も含め、検討すべき課題であると考えております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 室野議員。

8番（室野英子君） 少し再質問をさせていただきます。

市長は常々、金のないときには知恵を出し合おうとおっしゃいます。行政改革の方法の一つは、課を減らすことであり、統廃合であると思いますが、子育て支援課をつくることはそれに逆行するものではありません。今後、幼児教育を効率よく進め、統廃合してスムーズに進めるための行政改革の一つであると思います。

そこで、調整がついておりませんというご答弁でしたが、さらに調整を進めていくおつもりがあるか、伺います。

それから、次世代育成についての子育て支援がたびたび出てきます。その次世代育成の事業の一つの一番ポイントになっていたのは、子育て世帯にアンケートをすることであったと認識しておりますが、そのアンケートの中で次世代育成についての保護者の人たちからの一番多かった要求は何でしょうか、わかっていることを教えてください。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 保育園、幼稚園の支援事業として、統合することの調整をやってきましたけれども、まだついてないということで、今後ですけれども、私は早く調整をしたいと思っておりますが、それぞれの部門、今まで長い間、厚労省と文科省と分かれてきたその何というんですか、これも縦割りなんだろうかと、なかなか壁が破れなくて、いろんな問題がそれぞれ提起されています。私は、早急に調整をしたいと思っておりますし、両部門に日朝会議ではないですけれども、歩み寄っていただきたいと、そういうふうに思い

ます。

2番目の次世代育成の問題点については健康福祉部長から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） 子育て支援の具体的な個々の問題としてのアンケートはございますけれども、全般的な中でのどれが一番必要であるかという、そういうものについてのアンケートは特にしてございません。ただ、保育園関係であるとかそういうことになりまして、延長保育であるとか一時保育をしてくれとか、あるいは保育園等に入らない前の子供たちの子育て支援の部分の場の提供をお願いしたいとか、それから小学校の部分につきましては、放課後児童クラブを充実してくれとか、そのようなことがあったと思います。ちょっと具体的なアンケートそのものにつきましては手元にございませんで、詳しいお答えは、申しわけございません、また来ていただければご紹介いたします。

以上です。

議長（堀江昭二君） 室野議員。

8番（室野英子君） 今、市長が調整を今一生懸命やってらっしゃるという答弁で、それぞれの長い課の歴史があるのでと、その事情はわかりますけれども、市長の統率力を発揮していただいて、ぜひうまくまとめていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

議長（堀江昭二君） これで室野議員の質問を終了します。

#### 関 邦 夫 君

議長（堀江昭二君） 続いて、19番、関邦夫議員。

19番（関 邦夫君） 19番、関邦夫です。

船原峠の40キロメートル規制は安全のためではなく、検挙する手段ではないか。

西伊豆海岸に住む人にとって、国道136号線の船原峠越えは時間短縮が大きな問題です。昭和初期開通したままで、改良工事のおくれた新田工区は関係各位の努力で解決されようとしています。安全に利用できるようにするのは当然のことですが、時間短縮もまた大きな問題です。

船原峠に料金所があり、そのための40キロメートル規制と理解していましたが、廃止後も規制が続いています。トンネル付近の規制なら、賀茂地域では40キロメートル規制しているところは少ない。冬期の凍結のためなら、夏期は問題がありません。直線で安全なこの場所を規制する必要がなぜあるのか、だれもが疑問に思います。そのため、速度を守り運行すると、何十台もの車を従えて運転するようになり、ここを利用する多くの人は納得がいきません。急ぐ人は無理をし、流れを外れ危険にさらされます。

この区間は将来、交差点の整備をして、高速で運転できるようにしなければならない箇所だと思います。それに反して現状は、速度違反を起こすように規制され、多くの人を検挙す

るように仕組みられていると疑いたくなります。この問題について、伊豆市としてはどのように考えるか、伺います。

2、介護保険制度下の老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、老人保健施設、介護療養型医療施設の3施設について。

3施設については、医療の提供が違いの基準となっています。市民が行政を評価する大きな要点は、住民生活の根幹にかかわる福祉、教育、医療等のサービスを充実させていくことだと思います。

質問の1、医療施設の充実度合において負担の違いが3施設にあると思われま。3施設において、事例により一概に答えられないと思いますが、入所条件の違いと費用の違いは一般的にどのようになるのか、伺います。

2、老人福祉施設（特養）については、全国的に待機者が多くいると思われま。特養で対応できないため、在宅介護、有料老人ホームに入所した場合、どのような違いが生じるのか、伊豆市の実情について伺います。

3、老人福祉施設（特養）の入所条件において、経済的理由で入所できず、家族、本人の意に反し、知人もいない遠いところの施設にやむなく入所しなければならない人がいると考えられます。経済力と入所受け入れとの関係について、どのようになっているのか、伺います。

4つ、中伊豆に施設の建設を進め、介護保険制度の充実に努め、前向きに取り組んでいますが、全国的に居宅介護サービスを充実させ対応する方向に見受けられます。今後、どのように取り組むつもりなのか、伺います。

以上です。

議長（堀江昭二君） ただいまの副議長の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 副議員のご質問にお答えいたします。

まず、船原峠の40キロメートル規制は安全のためでなく、検挙する手段でないかということですが、これは適正な速度規制ではないのではないかとこの質問かと思ひますが、速度規制は道路の設計速度や構造、交通状況等を考慮して、県公安委員会の決定事項であり、したがって、私はお答えできません。議員ご指摘のように、そういう状況にあるならば、県公安委員会に対して要望すべきと思ひます。

続きまして、2点目の介護保険制度下の介護保険3施設についてのご質問でございますが、まず1番目の3施設の入所条件の違いと費用の違いにつきましては、介護老人福祉施設、いわゆる特養は、常時介護が必要で、居宅での生活が困難な人が入居する施設、介護療養型医療施設は、急性期の治療を終え、長期の療養を必要とするための医療施設とされています。老人保健施設は、症状が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行うもので、いわばさきの2つの施設の中間に位置するものであります。

次に、2番目のご質問、特養と在宅介護または有料老人ホームとはどのような違いが生ずるのかとのご質問でございますが、まず受けられるサービス自体が異なるため、比較できるのは費用面だけかと思えます。在宅の場合は、施設の場合に比べ居住費と食費を支払う必要がありません。いずれの場合でも、介護サービスの支給限度額は介護度に応じて決められており、その点は同じです。介護つきの有料老人ホームの場合には、介護以外のサービスや居住のための権利形態など、施設によって経費はいろいろさまざまでございます。

次に、3番目の特養へ入所する場合の経済力と入所受け入れとの関係につきましては、低所得者の施設利用が困難とならないよう、所得に応じた負担限度額が設けられ、それを超えた分は介護保険から給付されます。経済力がないから特養に入所できないということがないような仕組みが設けられております。

4番目の今後の取り組みにつきましては、市では国の示した指針により、昨年3月に伊豆市介護保険事業計画を策定いたしました。本年度、伊豆市地域包括支援センターを設置し、介護予防事業のほか、包括的支援事業を実施しております。できるだけ介護が必要とならないよう、いかに予防するかが、施設整備以上に大きな課題となっており、これに取り組むべき、平成19年度には地域包括支援センターの充実を図ることとしており、介護予防事業の強化に取り組む所存であります。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 関議員。

19番（関 邦夫君） 1番から再質問を行います。

この問題について、警察や公安委員会の一方的な判断に任せ、地元の行政が関与していないのではないかと。今の答弁を聞く限り、関与していないようです。利用者の要望は、行政が関与しなければ解決しません。道路は住民の要望でつくられたもので、警察や公安委員会がつくったものではありません。

道路の規制は、地元自治体も加わり、公安委員会とどのように利用するのが最善か協議する必要があります。警察と公安委員会がよく協議して決めたことであっても、現状とかけ離れたことは幾らでもありますし、法律に違反せず、利用者の良識の方が正しいことは幾らでもあります。

日本の国道の8割が時速50キロに規制されています。60キロは片側2車線以上、中央分離帯、分離歩道が条件です。40キロは、市街地と曲がりくねった、これが該当すると言われてい、峠の片側1車線が基本のようです。

時間短縮を望むこの船原峠は曲がりくねっていないし、見通しのよい道路です。この道路の40キロ規制には多くの方が不満を抱いています。一定距離において時間短縮は、速度を上げるしか物理的に方法がありません。西伊豆バイパス建設時において、短距離にしてより時間短縮の峠越えの要望があったが、費用効果の関係で取れ入れられず、現状のようになったと聞いています。

峠の道路は、減速運転に規制するように設計されたのではなく、一連の流れで速く運転でき、より安全により短時間で峠越えができるように建設されたと思われます。

40キロ規制は、料金所の関係で速度規制をしたものと理解していましたが、撤去後も規制を続けているのは、違反車両の誘導ができるこの箇所を検挙に利用しているとしか考えられません。坂のための50キロのところを30キロで走るトラック等もいて、急ぐ人は迷惑するが、大きな重い荷を積んだ車は抜かせないし、よけるところがありません。よけるための譲り合い箇所は、新田改良工区の境にあり、みながこれを利用していますが、そこだけで、他の箇所は短距離で、とまらなければ追い越すことができないため、大きな車両は停車せず、渋滞が続きます。

この道路は、専門家の意見を取り入れ、改良しなければならない箇所が多くあると思われます。この道路の多くの問題点を、行政として今までのようではなく、積極的な働きかけをして改善してもらいたいと思います。

制度上、公安委員会は、県民の良識を代表し、警察の仕事に県民の考えを反映させる役割を持ち、苦情申し込み等の書式等も公開されていますが、実現されていないのが現状のようです。

警察と公安委員会任せだと民意が伝わらないと思うし、個人の陳情では事は進みません。重ねて質問します。安全と時間短縮は毎日のことで、大きな問題です。伊豆市としてより積極的に取り組んでももらいたいと思うが、いかに考えるか伺います。

議長（堀江昭二君） 市長に答弁願うわけですが、関さん、答弁に対しての再質問でやってほしいなと思いますけれども。

19番（関 邦夫君） 答弁何もしてないよ。

議長（堀江昭二君） 答弁したじゃないですか、市長が。それに対しての……

19番（関 邦夫君） だって、何にもないでしょう、答弁。

議長（堀江昭二君） いや、だから、それはそれで……

19番（関 邦夫君） だから、私はこういう問題があると言っているわけ。

議長（堀江昭二君） ちょっと違うような気がするけれども、では、市長、答弁を願います。

市長（大城伸彦君） 冒頭お答えしましたように、市がどうこうする問題ではないように思いますけれども、やっぱり公安はその便利性と安全性を考慮した上でそういうふうに決めておられると思います。取り締まるために40キロにしたということではないと思います。

そうすることで、市は道路管理者ではないですし、市の認可ではないですし、やはりそういうことをやると、全市を全部見なきゃならないです。そうすると、やはり拡大解釈すると、道路の事故も全部市の行政が悪いから事故を起こしたことになりますよ。そういう拡大解釈されますので、やはりこれはプロである公安委員会がいろいろ調査して決めた速度だと思えますから、それはぜひ守っていただきたいと思います。

どうしてもそれは違うと言うなら、いろんな方法で、公安委員会の意見も聞きながらやっ

ていただきたいと思いますね。特に、あそこを利用する方がそういう意見をまとめて、関さん個人じゃなくて、やっていただければ、あるいは変わるかもしれませんが、今の一般的な情勢では大変難しいと私は思っています。

以上です。

議長（堀江昭二君） 関議員。

19番（関 邦夫君） 同じ136号線で、賀茂地区では市街地だけの規制で、どこも50キロで走れるように変えました。これは、これで住民の不満はないように思われます。

規制がある限り、規制を守らなければなりません。現実には、守れるのと守れないものとあります。では、伊豆市の職員の多くが毎日、速度違反して通勤していることが実証されたら、どうするつもりですか。市として現状を把握するため、早急にアンケート調査やその対応を考えるのが正しい考えではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 法を破れなんて一言も言っていませんよ。規制は法律ですから、それは守ってもらわなきゃいけません。それだけです。

議長（堀江昭二君） それでは、2番に移ってください。

関議員。

19番（関 邦夫君） 3施設の入所条件の違いについて、いろいろご回答いただきました。

私の調べたところによりますと、ほとんど同じですけれども、特養は主に在宅介護困難な要介護者が入所する福祉施設で、主な事業主体は社会福祉法人だそうです。そして、費用は6万円から15万円ぐらいが全国的に多いそうです。老人保健施設は、在宅復帰の準備期間を提供する中間的な施設で、集中的なりハビリがされ、入所期間は原則3カ月、主な事業主体は医療法人、費用は9万円前後です。介護保険療養型医療施設には、医療と介護の両方が必要な方のための施設で、主な事業主体は医療法人、費用は10万円前後だそうです。

どの施設も、一般的にそう多くの違いはなく、大きな費用を要しないように感じますが、現実の入所において、特養は入所待ちで対応できないため、老人保健施設に入所している方がいるように聞いております。また、介護療養型医療施設は2011年で廃止ということです。医療や介護を必要としない入所者が多く、むだに指摘され、医療保険が適用される医療病床と似ている。介護保険の適用される他の施設に比べ、医師や看護師が多く、保険料がかさむのが廃止の理由のようです。

今まで必要だとしてきた施設で、多くの利用者がいるものと思われませんが、介護療養型医療施設の利用者は幾人いるのか。特養で待機が多い中、この制度がなくなった後、入院し、健康保険で賄うか、在宅介護で進めるしか方法はないと思われませんが、伊豆市においては3施設が2施設に改定後、どのように対応していくつもりですか。

1番目として、3施設が2施設に改定後、どのように対応していくつもりか、伺います。

2番目、入所待ちの方において、介護が十分にできる方はよいとして、老人が老人の面倒

を見なければならぬケースが多く、床ずれ等の大きな問題が指摘されています。床ずれは、寝たきりになり体圧で血流が妨げられ、皮膚がただれ壊死し、重症化すると生命に危険が及ぶとされています。これは大変悲惨な結果になります。

寝たきりの介護において、年寄りには十分に対応できず、居宅介護の大きな問題です。訪問介護を利用している方でも床ずれを起こし、そのうちの3%の方が重症の状態だったと報告されています。全国的には200万人の人が要介護認定を受け、在宅で過ごしており、12万人が床ずれを持っていると言われています。居宅介護の場合、主な介護者は配偶者、家族です。床ずれを防ぐには、2時間置きに体位変換が必要とされているが、在宅看護をする人の30%が70歳以上であると言われています。

在宅介護者の多くが入所待ちで、そのために起こる問題だとしたら、施設の増加を図らなければなりません。特養に入所できないで、介護に困る人は、有料老人ホーム等で対応になるわけですが、食費、居住費が自己負担となった現制度では、特養と余り費用の変わりがない施設もあります。

有料老人ホームは、入居条件として、入所時一時金の費用がゼロから数千万円とされていますが、掛かりは15万円から30万円が一般的のようです。食事や日常生活に必要なサービスが提供され、生活様式など希望により選択可能なようです。有料老人ホームで受けられるのは介護であって、医療行為でなく、常時医療行為の必要となる場合は入院ということになります。空室も多くあるのが現状のようです。

2番目の質問として、有料老人ホームは幾つ伊豆市にはあるのか。どのような方が幾人利用しているのか。行政と老人ホームはどのようなかかわりの関係にあるのか、お聞きします。

3番目、経済力と特養の入所条件は関係のないようですが、経済的余裕のある人は特養の入所待ちをしないで、有料老人ホーム等に入所できるわけですが、問題はなるべく近くの施設に入所し、家族、知人との交流を続けたい思いがある人が多くいると思われま

す。待機者が多い現状においても、特養は評判がよく、入所待ちが続きます。入所順位は公平に行われていると思いますが、早い入所を多くの人が望んでいるわけですので、だれに頼んだら早くなったなどという問題が起きないようにしてもらいたいと思います。この3番は要望のみです。

4番目、介護を必要としないで、人生を全うする方も多くいるように見受けられますし、また、介護制度に頼らなければどうにもならない人もたくさんあります。どのケースがよい、悪いでなく、お互いに助け合い、せつかくの人生を全うすべき制度です。

介護療養型医療施設廃止において、国の方針変えは財政が大きな問題ですが、在宅での介護は面倒を見てもらう制度のなかった過去においては当たり前で、みな何とかこれで対応してきました。人間が人間として、介護する者、される者の基本的人権が重んじられる時代において、家族で対応できる人は、それが自然で大変結構ですが、それができない場合、特養の完備が介護サービスの充実に欠かせません。

「人にやさしい」というスローガンを掲げる伊豆市は、独自のサービスを展開したらどうでしょうか。入所希望者が増す現状であれば、施設の増強を図り、待機者を極力少なくすることはできないか。訪問介護の居宅介護より効率のよい介護が、特養の増強でできないとは限らないと思います。入所希望者が介護施設に受け入れられず、居宅介護を余儀なくされ、家族と訪問看護では特養のような十分な介護ができないのではないかと。今後、こういう人が増すと思われるが、どのように考えますか。

以上、再質問いたします。

議長（堀江昭二君） 健康福祉部長、簡単明瞭にお答えください。

健康福祉部長（内田政廣君） 4点ほどあった中で3点ほどというお話でしたけれども、療養型病床群が今後5年間のうちに、国の方針ではかなりの部分を削減していくという、そういう国の方針です。この理由は、実際、療養型に入っている方々が、実質的にはほとんど医療は必要ないんだと、調査の結果そういうことになったということを知っています。

この対応でございますけれども、国といたしましても、老健施設に移譲する形、例外的な経過措置の中でそういう形をとるところと、それから在宅の方に移していこうという、そういうような考えのようでございます。

したがって、伊豆市といたしましてもそのような方向を考えておりますけれども、具体的には在宅の中では、去年の10月に北狩野ケアセンターというのができまして、これは地域密着型サービスといいまして、30人以下の施設でございます、泊まることもできたり、それから通ったりという、いろんなことを包含する、そういうような施設の考え方です。こういう施設にですね、特養という大きいものではなくて、ちょうど在宅と特養の中間型、地域密着型というんですが、そういうものを今後つくっていくべきであろうと、そのように考えております。

それから、2の有料老人ホームにつきましてですが、私の把握しているところだと、介護つきの有料老人ホームというのは、伊豆市内では桜桃園しか私には浮かんできません。ただ、老人ホームに近いような、シニア的なそういうことを対象にした施設はそのほかにもあるかと思っておりますけれども、有料老人ホームとしてシルバーマンションというか、そういうものに類するものについては私は把握してございません。

それからあと、4の今後の考え方をどうするかという、特養に入れられない方たちをどうするかということでございますけれども、介護保険、これは皆さん方の利用サービスをただ受け入れればよいという問題ではございません。財政は非常に負担がふえておりますし、毎年毎年、19年度に向かってもう14%という伸びでございます。これらを抑制しながら予防サービスの方を充実していくという、そういうことになるかと思っておりますけれども、先ほど申し上げました地域の密着型サービス、それからグループホーム、これらを使いながら、できるだけ施設ではない形の、地域の中でもフォローできる、ケアできる、そういう対策を考えていくべきだろうというふうに考えております。



以上でございます。

議長（堀江昭二君） 関議員。

19番（関 邦夫君） 全体として再質問します。

介護保険事業の健全運営に当たり、介護予防の充実に多くの自治体取り組み、大きな成果が報告されています。伊豆市においても、土肥、修善寺、中伊豆の特養、日赤の老人保健施設、その他いろいろのところで介護事業の充実に努めています。

多くの人になるべく介護保険に頼らず、健康で人生を全うするためには、介護予防の充実が必要とされています。介護保険事業の運営には、介護予防事業が多くの役割をしているようですが、介護予防事業費の今年度予算は2,814万円、そのうち2,811万円が委託料で、そのほかは3万円だけです。介護予防予算の全部が委託ということは、たとえ基本構想を市で立てたものであっても、実行手段は他人任せではないか。市が直接関与することで、毎日の詳細な対応ができ、これの積み重ねで職員も鍛えられ、よりよい成果が出ると思われます。

いろいろの介護を賄う介護保険特別会計は26億4,890万円で、一般会計からも4億1,000万円繰り出されている大きな予算です。市民の健康並びに保険費用削減という大きな問題の取り組みにもっと力を入れるべきではないか。この委託任せの予算で、要介護者の減少と保険費用削減が期待できると考えているのか、それとも介護予防の効果は余り期待できないと考えているのか、伺います。

議長（堀江昭二君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） 一般会計あるいは特別会計の介護保険の中で私説明したと思いますけれども、18年度から介護予防に係る部分の費用が、ほとんどの部分が介護保険の特別会計の方に移ってまいりました。それで、特にその充実した点は地域包括支援センター、ここに職員も何人が張りつきますけれども、職員だけでは足りないということで、今現在、社会福祉法人のケアセンター、それから土肥ホーム、そして中伊豆の社会福祉協議会、ここからケアマネジャーを4人ほど入れまして、いろいろなケアプランの作成、あるいは介護予防の部分の相談に当たっていくということでございます。

今後の国の方針につきましても、地域包括支援センターを中心とした介護予防体制、これを構築して介護予防を充実するという方針でございます。伊豆市も、ようやくその体制を19年度に整えるということございまして、今後も市の保健師、これをふやすのではなくて、そういうことを進めていきたい。そして、将来的にはそこで職員の研修をしていただいて、各社会福祉法人に地域包括支援センターを任せながら介護予防に当たっていきたいという、そのように考えております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） これで関議員の質問を終了します。

散会宣告

議長（堀江昭二君） 本日は議事の都合により、これにて散会いたします。  
次の本会議は、あす13日午前9時30分から一般質問を再開いたします。  
大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時42分

開議 午前 9時30分

#### 開議宣告

議長（堀江昭二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。

直ちに会議を開きます。

#### 一般質問

議長（堀江昭二君） きのうに引き続き、一般質問を行います。

#### 酒 井 勲 一 君

議長（堀江昭二君） 酒井議員から行います。

16番、酒井勲一議員。

16番（酒井勲一君） 16番、酒井勲一です。通告をしましたところ許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

景観行政団体って何ですか。

静岡県の市長会の2月の定例会議の中で、景観法について県より説明があったと報道されていましたが、記事の中に景観行政団体という言葉がありました。よくわかりませんので、説明してください。また、本市としてはその団体になれるのですか。これは、市長に対して答弁を求めます。

J Aの有線事業からの撤退について。

J Aの有線事業は、本市東地区の原保に誕生し、その後北地区、南地区と拡大されております。市民にとっても歴史のある情報収集の有線であります。市でも税金を投入したと聞いております。市長にも、事業の継続について打診があったと私は予測しますが、市長のお考えをお聞きしたい。

本件におきましては、昨日も同様の質問がありましたので、同じような質問は省いて結構ですので、答弁を市長に対しお願いします。

過疎地域と安心・安全について。

高齢化と人口減少は依然として進行しております。先日、資料をいただき調査しましたところ、限界集落が増加しておりました。安心・安全という面からも、集落の統合について考える時期に来ていると思いますが、市長の考え方を伺いたいと思います。

よろしく願いいたします。

議長（堀江昭二君） ただいまの酒井議員の質問に対して答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 酒井議員のご質問にお答えいたします。

まず、景観行政団体についてでございますが、景観行政団体とは、すべての都道府県、市区町村のうち政令指定都市、中核市は、自動的に景観行政団体になります。その他の市町村は、あらかじめ都道府県知事と協議し、同意により景観行政団体になることができます。

なお、伊豆市が景観行政団体になるためには、景観計画を策定し、公聴会の開催、また都市計画審議会の意見聴取をした後、県知事と協議をしてその同意を得なければなりません。

続きまして、2番目のJAの有線事業からの撤退についてでございますが、これは昨日、飯田宣夫議員のところでお答えいたしましたとおりでございます。ご理解をいただきたいと思えます。

続きまして、3点目の過疎地域と安心・安全についてでございますが、議員の言われる限界集落ということについて、私自身勉強不足でよく理解しておりませんが、過疎化が進み、従来の集落・自治会がその機能をなし得なくなっている問題と理解するところであります。

伊豆市は、現在、町内会・自治会が全部で131地区あります。その規模も6世帯から630世帯と大変幅が広く、市全体で65歳以上の方が全体の28%でございますが、地区によっては、その65歳以上の方が占める割合がもっと高く50%を超えている集落もあるのかなと思っております。

そうした集落では、ご指摘のとおり大きな、そして難しい問題がございます。地区の組織には共通の理想的な単位があるわけではないと思えますが、集落の再編は全国的な課題でもあります。伊豆市においても、自治組織のあり方について検討すべき時期に来ていると、そんなふうに思っております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 酒井議員。

16番（酒井勲一君） 再質問をさせていただきます。

まず、景観の団体の件ですけれども、去年の議会におきまして、私は再々、市内における放棄建物を何とかして、美しい自然を守るために解体し、観光資源としての美しい自然を取り戻しましょうと提案しておりましたが、市長より、民間の建物については、法律上手が出せないんだよという旨の答弁をいただきました。

景観行政団体になると、放棄建物を整理する上にも、法律を後ろ盾にした新規事業が立ち上がると考えたからであります。

市長、ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。景観行政団体になるように、前向きをお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） よく勉強して、前向きに考えたいと思えます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 酒井議員。

16番（酒井勲一君） 次に有線放送に移りますが、こんな質問をするのも、JAでは、この事業から撤退することにおいて費用が2億円も3億円もかかると聞いておるからであります。アフリカのマータイ環境大臣ではありませんが、非常にもったいないなと考える一人であります。電柱も3,000本から5,000本ぐらいあると聞いております。きのうの質問でも、光ファイバーを考えるとという答弁を市長はしておりましたが、私は、素人考えですが、電柱さえあれば、線をかえるだけで電柱の建て賃は何とか安くなるのではないかというような気がいたします。JAにとっても伊豆市にとっても、メリットがある事業になるような気がするわけであります。

新規事業に対し、財政が厳しい中で投下資本を抑え、市民のためになるということを考えた場合に、ぜひ前向きに有線事業への進出のお考えを、いい方に考えるようお願いしたいと思いますが、ご答弁をお願いします。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） JAでは、維持するのに、酒井議員がおっしゃるように大変お金がかかると。市がやっても同じようにかかると思います。

それと同時に、昨日お答えいたしましたように、交換部品もなくなってメンテができなくなってしまうということで、やはり情報化の時代で、新しい方向に考えを、同じ投資をするならむしろそっちで考えた方がいいというふうに、私は考えております。

来年、JAがやめてすぐにその代替ができるかというのは、時間的には難しいと思いますけれども、将来に向かって連絡網というのは考えていくべきだと、そんなふうに考えています。

以上です。

議長（堀江昭二君） 酒井議員。

16番（酒井勲一君） 何か、市長はちょっと考え違いをしているのではないかと私は思うんですけども、今、有線事業をそのまま引き続けてくれということだけではなくて、きのう市長が答弁した光ファイバーの件、あるいはケーブルテレビにおいても、線を使うという事業の報道もあるわけです。その線を使うについて、現在電柱が3,000本も4,000本も立っているわけですから、それを使ってやれば投下資本も少なくともできるのではないかという、私の素人考えですけれども、これはすぐにはできないと思うので、ご検討をお願いしたいと思います。

次に、過疎地域と安心・安全の問題でございますけれども、昨年4月時点で、国交省が各自治体に対しアンケートをとったようではありますが、新聞によりますと、各市町村とか県の段階でのデータの開示がなかったわけですが、開示するとまたいろいろなことが起きてくるかなと思ったりもするわけですが、中部地方で、10年以内に59集落が消滅し、213集落がい

ずれは消滅するとしていました。

当市としても、国交省のそのアンケートに恐らく回答をしたと思うんですが、当市としてはどうなったのか伺いたいと思いますが、よろしくをお願いします。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） ご質問につきましては、企画部長から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 酒井議員の再質問にお答えいたします。

この調査は、4月時点での集落の状況を把握しろということでございました。全国的に見ますと、10年以内に422の集落が消滅するというふうに言われております。

伊豆市においては、旧土肥町が過疎地域指定になっておりまして、この地区が32地区ございます。いわゆるこの32地区については、現状としては消滅しないというふうな認識であります。しかしながら、きのうの酒井議員さんのご質問にもちょっとございましたが、そういったことを踏まえまして、今後どのように実際になるのか、この辺を未利用、あるいは農地の利活用についてを踏まえて調査をしていきたいということで、現在検討している最中でございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 酒井議員。

16番（酒井勲一君） そのアンケート、今聞きましたけれども、ちょっと私は個人的に勉強はしているんですけども、甘いんではないかなと思っている一人であります。

予算を立てるにしても、効率的に、また安心・安全なまちづくりをするためにしても、このアンケートの結果は、株価とか経済予測とは違いまして人口に係る問題ですから、かなり確率の高い予測だと私は思います。

これからも、この議会活動においても、いつも頭の中に入れていかなければならないと考えているわけですが、私は、今、土肥町のことだけ企画部長さんがおっしゃいましたが、東地区にも、東西南北各地域にあるような気がいたします。

これはゆゆしき問題ではありますが、私は厳しく見て、いつもこのことを頭に入れながら市政の運営に当たっていかなければならないかなと思っているわけです。ぜひ、厳しい、最悪の場合を考えながら、市政を運営していただきたいなと思っているわけです。

最後に、市長のご覚悟の言葉を聞きまして、私の質問を終わります。

以上です。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） だんだん限界集落といいますが、少子高齢化、あるいは過疎化が地方では進んでいるということで、我が伊豆市でも、いろいろそういう局面になっていることは承知しております。しかし、今住んでいるところを、もっと中央といいますが人の住んでい

るところへ移ってくれというのはなかなかできないことでありまして、どのようにしたら、安心・安全を保ってその集落が成り立つかというようなことは、十分考えていかなければならない、注意しなければならないことだと思います。

そのためにはやはり、区、自治会の単位を広げていくことも検討しなければならないと、そんなふうに思っております。ぜひ、皆さん方のご理解とご協力をいただきたいと思います。以上です。

議長（堀江昭二君） これで、酒井議員の質問を終了します。

小 森 勝 彦 君

議長（堀江昭二君） 次に、3番、小森勝彦議員。

3番（小森勝彦君） 3番、小森勝彦です。発言通告書に従い一般質問いたします。答弁を求める方は市長です。よろしくお願いします。

3つのテーマについて質問いたします。有害鳥獣対策と、ごみ焼却炉建設と、修善寺駅周辺整備事業の3つです。

有害鳥獣被害対策について。

1、県が実施している計画駆除（管理捕獲）の計画と実績を把握していますか。その現状をどのように認識していらっしゃいますか。所期の目的を達成しているか、伊豆市の被害農家、行政が望む成果が得られているか、どのように評価しているか、伺います。

2、市は、1月末に鳥獣被害連絡会議を開催していますが、その目的と成果はいかがでしたでしょうか、伺います。

3、達磨山柿木保護区が平成19年10月31日で期限が切れるので、保護区の解除を県に提案してはいかがでしょうか。

4、今回、県のシカの管理捕獲に際して、伊豆市一円を対象としたイノシシの捕獲許可を出していますが、申請者とその捕獲申請の目的を教えてください。

5、今回の管理捕獲に関して、市内の猟友会員で日ごろ有害鳥獣の駆除に協力している数名の方に、県からの捕獲許可ないしは駆除依頼が来ていません。前項の業務遂行中に、市の担当者は気づいていたはずですが、県の担当者や猟友会に連絡するとか、何かの行動をとりましたか、伺います。

6、猟期、管理捕獲、被害発生後の申請による捕獲など狩猟の機会がふえていますが、危険を伴うことでもあり、違法行為のチェックはできていますか。

2点目、ごみ焼却炉建設事業について伺います。

1、事業の進捗状況は、前回及び今回の議会への説明でよくわかりました。市が進める新ごみ焼却施設の建設事業に反対の議員はいないと思いますが、地元住民の理解が得られないままの事業推進には疑問が残ります。私たち議員が単独で、または議会として協力できることもあると思いますが、市長から議会への要望はありますか。

また、この問題は、すべての市民が自分の問題として考えるべきことであると思いますが、この点についての市長の見解を伺います。

2、私は、この事業の推進にぜひ協力したいと考えています。地元説明会における地元住民の意見の中には、反対意見として決め込んでいるもの、実態を確認してもらうか、または対策を示せば理解が得られるものもありますが、堀切が候補地となった理由がその疑問の回答と思われるものが多数あります。他の複数の候補地の名前を挙げる必要はないと思いますが、評価、選定に使った具体的なデータは市民に示す必要があると考えますが、いかがでしょうか。

3つ目です。修善寺駅周辺整備事業について。

1、平成17年度修善寺駅周辺整備事業の中で、駅前再生計画を作成していますが、駅前再生計画とはどのようなものだったでしょうか、伺います。

2、平成18年度修善寺駅前整備合意形成事業の中で、景観計画合意形成業務というのをしていますが、景観計画とはどのような計画ですか。合意形成業務とはどのような業務ですか。また、同事業の中で社会実験調査業務が実施されていますが、これはどのような実験ですか、伺います。

3、平成19年度修善寺駅周辺整備合意形成事業の中に、修善寺駅周辺整備計画策定業務というのがありましたが、どのような計画ですか。

4、市長が考える修善寺駅周辺整備事業とは、どのようなもので、いつごろ実施するのですか。事業実施までに、あと幾つの計画策定業務を何年かけて行うのですか、伺います。

よろしく願いいたします。

議長（堀江昭二君） ただいまの小森議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 小森議員のご質問でございます。お答えいたします。

大きく3つあって、まず、1番目の有害鳥獣被害対策についてですが、その中で幾つか分かれております。

1番目の管理捕獲の現状と認識ですが、県では、ニホンジカの特定期間保護管理計画を策定し、伊豆地域で、平成16年度は約3,600頭、平成17年度は約3,900頭のシカを捕獲しました。

しかし、被害が減少傾向にあるようには思えません。そのため、県は、本年度計画の見直しを行い、新たに伊豆北部、南部に一般狩猟における雌ジカの捕獲区域を拡大して、さらに生息頭数の調整に努めることといたしました。また、本計画は平成19年度までですが、次期計画は頭数調整等の見直しを行うと伺っております。

今後も、近隣市町で組織する伊豆地域有害鳥獣被害対策連絡会を通じて、県に計画の早期達成を要望してまいります。

次に、2番目の鳥獣被害連絡会議ですが、1月29日に市と農業委員会との共催により、生息状況や被害状況などの情報の共有を図り、それぞれの取り組みを生かしていくことを目的



に開催しました。有害鳥獣における被害者と捕獲を行う狩猟者とが一堂に会し、それぞれの立場で忌憚のないご意見を伺うことができました。今後、被害防止対策の優良事例等の情報交換を行い、協力してこの問題に対処していく必要を改めて確認いたしました。

次に、3番目の保護区の解除についてですが、達磨山柿木鳥獣保護区は、森林鳥獣生息地の保護を目的に約1,300ヘクタールが指定されています。保護区域は、シカだけでなく生息するすべての鳥獣の捕獲等は、鳥類の卵の取得等も禁止して、多様な鳥獣の生息環境を保全管理し生物の多様性に資するため、昭和57年に指定されたものであります。

今後、被害状況や被害関係者などのご意見を伺っていきたいと思います。

4番目のイノシシの捕獲申請の目的ですが、現在行われているシカの一斉管理捕獲にあわせて、静岡県知事より、イノシシの有害鳥獣捕獲許可の申請がありました。イノシシもシカと同様に、農林業に被害を及ぼします。そのため、シカの捕獲作業中にイノシシが出没した場合を想定して、あわせて効率よく捕獲するための措置として、静岡県より依頼のあったものです。

5番目の今回の管理捕獲に関してのご質問ですが、今回の一斉管理捕獲は県主体により実施されております。市としては、イノシシについてのみ、県知事からの申請に基づき許可をしたもので、その構成メンバーについては、意見をする立場にはありません。

次に、6番目の違法行為のチェックですが、伊豆市内には鳥獣保護区の管理や狩猟期間中の狩猟者の取り締まり、無許可での鳥獣の捕獲及び無登録で鳥獣を飼養する者の取り締まりを行うため、県知事より任命された鳥獣保護員が6名います。鳥獣保護員は、服務規程で、猟期間中は週2回、他の期間中は月2回、パトロールを行うとされ、法律に違反した事実を発見したときは、速やかに東部農林事務所長に報告し指示を受けることになっています。

続きまして、2点目の一般廃棄物処理場建設事業については、まず1番目につきましては、さきの12月議会で木村議員にお答えしたとおりで、今後の円滑な施設整備や運営等の事業推進を考えると、建設候補地である地区及び地権者を主体に、この周辺地区との合意形成は不可欠と認識しており、このため、現状における取り組み等についての説明を行いました。地元の状況は報告したとおりであります。

したがって、昨日の森議員、小野議員にお答えしたとおり、施設整備に係る必要性や安全性等について理解を深めていただくことや、意見交換による信頼感の醸成等を図るため、この機会づくりができればと思っております。

次に、日々排出される一般廃棄物の処理は、1日たりともゆるがせにできない基本的な住民サービスであり、市町村の責任、また固有事務であると言われております。しかしながら、正確には、ごみの処理責任は、住民及び事業者など廃棄物の占有者であって、その責任を住民等から市が引き継いで処理に当たっているものであり、議員ご指摘のとおり、この問題は市全体で考えるべきことと理解、認識しております。

現在、伊豆市の一般廃棄物の計画的かつ適正な処理の根幹となる一般廃棄物処理基本計画

や、2市共同による一般廃棄物処理施設の基本構想等を策定中であり、この計画ができましたら、議会を初め市民の皆様、その内容をお知らせし、ご意見をいただくなどし、ごみ処理に対する理解とご協力を求めていく所存であります。

2番目につきましては、昨日お答えしたとおり、候補地選定の流れ等については専門業者による客観的な選定作業を受け、その後2市の準備会で総合評価を行い、堀切地区が最も適切であると判断し、選定したものであります。

さて、ご質問の選定に係るデータの公表ですが、みずからの地域に建設を反対する住民の方々は、さまざまな見解をすることが想定され、ひいてはさらなる混乱及び推進の遅延等が大いに懸念されます。そこで、今まで同様、地名を伏したデータについても公表する考えはありません。ご理解をいただきたくお願いいたします。

続きまして、3点目の修善寺駅周辺整備事業についてでございますが、まず、1番目の駅前再生計画は、修善寺駅周辺整備事業の整備計画となるものであります。現在、検討・策定を進めている状況です。なお、平成17年度に実施した駅前再生計画策定業務は、整備計画の策定のもととなる調査を実施いたしました。具体的には、修善寺駅周辺のまちづくりについて、地域の住民及び商店街の方々との意見を交わすため、地元駅前区、TMO伊豆の代表者と行政などから構成される修善寺駅前まちづくり会議を平成17年3月に設立し、会議を重ね、検討を進め、昨年度末にはさまざまな整備メニューの提案をいただきました。

2番目の合意形成業務の中における、景観計画業務及び社会実験調査業務についてですが、これは修善寺駅周辺整備事業の整備計画を策定するに際し、地域住民の方々との合意形成が重要であり、修善寺駅前の修景施設などを地域の方々と検討する景観計画業務や、道路の一方通行化などを試行的に行い、道路の整備方針を出す社会実験調査業務を想定してまいりましたが、この検討の前提となる整備メニューが定まっておらず、これらの業務は見送りました。このため、平成18年度は、修善寺駅周辺整備事業を構成する整備メニューの検討を進めてまいりました。具体的には、修善寺駅前まちづくり会議より提案されたさまざまな整備メニューについて、整備の効果、費用などの整備の必要性、整備の課題、合併特例債の充当、補助事業の活用など、実現性の面から、市が実施する整備メニューの検討を進めてまいりました。

3番目の、平成19年度に予定している修善寺駅周辺整備計画の策定業務は、各種関係機関との協議・調整を進め、合意形成を図るために必要となる測量・設計などの基礎調査を進めていきたいと考えております。

最後に、修善寺駅周辺整備事業としては、伊豆市の陸の玄関口である修善寺駅周辺を交流やにぎわいの拠点として、活力ある中心市街地の形成を図るための事業であります。

事業の実施時期につきましては、各種関係機関との合意形成が必要であり、相当な期間を要するものと思われませんが、合意形成を図った後、事業実施につなげていきたいと思っております。事業実施には、合併特例債の充当を想定しており、したがって平成25年までの整備を進めたいと考えております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質問、小森議員。

3番（小森勝彦君） 再質問いたします。

県の計画駆除に対しては、県は頑張っているけれども、もう所期の目的を達成していないと市も理解しているというふうに理解してよろしいかなと思いますが、平成20年以降に、市が再び計画駆除の計画を多分またやってくれるだろうというふうに理解しました。もしそれがないと大変なことになると思いますので、その辺は、県がもしやる気がないようでしたら、市としても頑張ってお願ひしていただきたいなというふうに思います。

3番の柿木保護区の駆除の提案ですが、関係者から意見を聞くという市長の答弁なので、その結果によっては、市から県にそういう申し出または提案をすることもあり得るということでもよろしいでしょうか。

それから、すみません、戻ってしまいますけれども、2番の被害連絡会議、内容はわかりました。被害者と実施者とも含めて情報交換をされたと、必要性の確認をしたということなので、被害者と捕獲実施者が一堂に会ってお話したことは、多分今まではなかったと思いますが、それをやっていただいたということで、より両者の連絡が密になって、今後、特に被害発生による駆除申請、駆除依頼、駆除の実施、これは猟期を過ぎると、当然次の猟期が来るまで、これから半年間、常に話題になるわけですがけれども、よりスムーズにいくと理解してよろしいでしょうか。

それから、4点目と5点目一緒になりますけれども、今回の県のシカの管理捕獲の実施に関して、県知事から、「市長さん、この方々にイノシシの捕獲許可を出してください」という依頼があったということだということがわかりました。

しかし、捕獲許可は、多分個人に出ています。県がこの実施をするのには、県がある団体を組織して、その団体が1つになって市長に申請してきたということは、多分あり得ないと思うんです。お名前が出てきて、これは簡単に言うと、県が県の猟友会とかに「こういう計画があって、やりたいんだけど協力してほしい」と、そうすると例えば県の猟友会の方が、伊豆地区の猟友会に連絡しますよと。それで皆さん、やってくれる方、名前を出してくださいと。恐らく地域の猟友会長は、自分のところにある名前を50人、60人、ぱっとその名簿を県の方に出す。県の猟友会が、県の担当役人のところに持っていくと。ああ400人集まった、ではこの方々に、今回は伊豆一円のシカの管理捕獲をやってもらおうと。それで県が許可をする。

ところが、各地へ行けば当然イノシシが出るから、イノシシが出たときどうするのと。当然イノシシの管理捕獲も、イノシシの狩猟許可もそのとき出しておかないとまずいねということで、知事が気を使って出してくれたと。ということは、名簿でわかっていますよね。

市長さんがおっしゃった、そういう方々が何人が抜けているということに意見を言う立場にないと、これはちょっと違う。責任がないから決定する立場にないだけで、意見を言う立

場にはあります。意見は言えます。それはちょっと認識しておいていただかないと、そうではないと、私もここで言っている意味が全然なくなってしまうので。

要するに、ふだんからお世話になっている方がそういうことになっているときに、あなたの部下である担当者が何にも感情がない、感じないと、それが問題なんです。決定は県知事にあるから、別に結果はしょうがないんです。もちろん市長の責任でもないし、その担当者の方の責任でもないんですけれども、だけれども、その担当者はこれからずっとその人とつき合うんです。その人は、僕は名前も知っていますけれども、その職員の方はこれからつらいだろうなと思うんです。だからその辺どう思っているのかなと、部長さんなら多分ご存じだなと。彼に優しく言う言葉があるのかどうか、ちょっと部長さんから聞いてみたいと思いますが。

それから、6つ目の違法行為のチェックですけれども、わかりました。保護委員が6名いて週2回チェックしていて、違法行為があれば東部農林事務所へ報告すると。では、市の職員がそれがわかったときは一体どうするのかということ、ちょっとお聞きしたい。

実は、2月15日に今回の猟期が終わっています。ここに写真が1枚あるんですけれども、これは2月16日に撮った写真なんです。16日。猟期は終わっています。猟期が終わっているのにこういうことをやっている。私、実はどなたか知っていますけれども、そんなことはどうでもいいので、これ、猟友会の幹部の方です。実は、あなたの部下のその担当者はこのことを知っています。どういうふうな措置をとったか教えていただきたい。違法行為ですよ、部長さん。ちゃんともうわかっているでしょう。答えてくださいね。

再質問は以上です。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 再質問、幾つかございますが、まず順番からいきますと達磨山柿木保護区でございますが、そういう要望があれば県の方へ伝えたいと思います。

あと2番、そのほかについては、部長に聞きたいというので部長から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） それではお答えをいたします。

まず最初に、管理捕獲につきまして、所期の目的は達成しているということでございますけれども、達成ですけれども、これにつきましては、目標の頭数につきましては、先ほど市長の方から話がありましたように3,900頭の目標から比べますと、捕獲数は大幅にふえて捕獲しているということでございます。ただし、実際、減っているという状況はなかなかないというのが現実かと思えます。

それから、連絡会議を開催いたしまして、非常にいろいろな情報交換をいたしまして、今後につながる会議となったのではないかなと思っております。その中で、それぞれの立場でいろいろなご意見を伺ったわけでございますけれども、今後の被害が発生した場合におきま

しても、それらの連絡会といいますかそういう部分も、ある程度それぞれが理解をしながらうまくいけるように、会議も前回だけで終わるわけではありません、今後もそういう会議を持ちながら、連絡体制をとっていければと思っております。

それから、5番目と6番目の関係でございます。

これにつきましては、小森議員がおっしゃったようなことだと思います。管理捕獲につきましては、県知事の許可が出されるわけでございます。それにつきましては、県みずからができないものですから、県の猟友会を通してお願いをしているということだと思います。ですから、そのメンバーについては、田方の猟友会あたりから上がっていったものを県が許可するという形だと思います。

当然、その中で市の方にもその許可の通知は来ます。そして、今回あわせて、イノシシの有害の捕獲許可の申請も県知事から来たわけでございます。それについて、当然名簿もついてくるわけでございます。管理捕獲については、もう県の許可であるわけですが、イノシシの有害についてはあくまでも市長の権限でございます。その場合は、当然名簿等のチェックも行います。

ただ、今回、先ほどもお話がありましたように、あくまでもイノシシの場合でもシカの管理捕獲が1つのベースになっておりまして、そんな関係で同じメンバーで県から申請が出されてきたものですから、そういう形で、そのメンバーでそのまま許可を出したということでございます。

チェックをしたということですから、気がついていたらかもしれないですが、私ちょっと確認はしていないんですけれども、多分、当然気がついていないかと思っております。その中で、先ほども言いましたように、あくまでも今回は県の申請に基づいての許可ということなものですから、そういう形の処理をさせていただいたということでございます。

それから、違法行為でございますけれども、市の職員がわかった場合はどういう対応をするかということですが、市では権限がないものですから、やはり鳥獣保護員等を通して東部農林事務所の方へ連絡することに、通常はなっております。今回の件につきましては、ちょっと私、確認はとれておりませんが、通常の場合はそういう形をとらせていただいております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 小森議員。

3番（小森勝彦君） 一番最後の話、確認をとっていないということだからしょうがないんですけれども、本当は、ここで今、議事をとめて下へ聞きに行ってほしいんですけれども、ほかの議員さんもいますのでそんなことはしませんけれども、後で聞きに行きますから。いいですか。それ、最後の日に、私、議長に特別に許可をもらって発表したいと思っておりますけれども、議長、それでよろしいでしょうか。今、議事をとめる必要はないと思っておりますので、なければ、今とめていただきたいと思いますけれども。

議長（堀江昭二君） では最後の日に。

3番（小森勝彦君） これ、多分次の日に撤去されたんで、早い話が関係者はみんな知っているんですよ。僕たち関係者ではないからよく知らなかっただけで。だから部長さんも関係者だから、多分知っているはずですよ。

私がなぜこういうことを言うかというのと、要するに、基本的に有害鳥獣の捕獲というのは何のためにやっているかです。これ、僕、部長さんにだけ言うようで本当に申しわけないんですけども、市長は多くの部門を預かっていて、市長に全部こんなことをやれと言ったって無理ですよ。あなたとあなたの部下の課長と、課長のそのまた部下の係長とか、主任とか主査の方とかいるではないですか。その方たちは、一体何をやっているのかということですよ。あなたは余りにも無責任ですよ、それ。本当に。

猟友会と皆さんが、仲いいことは知っているんですよ。だけれども、その職員の方は猟友会と仲いいだけではなくて、外されたメンバーの方とも仲がいいんです。それ、僕は知っています。一緒に仕事しているから、この方、専門で窓口だから。こんなことしていたら、その方の立場ないですよ。

これって、前に僕が猟友会に許可を出すようなやり方はやめてくれと、申請した人にちゃんとその場でどんどん出していくと、被害に基づいた捕獲許可も。それができるようになったとかと言っていたのではないですか。だから、私は目的を達成したと思ったから、別にだれとだれが仲よくたって悪くたって、実際に被害農家の役に立てば、そんなことはどうだっていいんですよ。だけれども、はっきり言って外された方の戦力は大きいですよ、僕は知っていますけれども。

それで、すみません、これは通告にないですけども、きょう突然得た情報なもので。あるゴルフ場が、去年も捕獲申請をおたくの部にしています。捕獲許可をいただいて、ゴルフ場ですからアナグマが何か、僕ちょっとわからないですけども、それで実施しています。それで、この数日以内に、何かその意向をおたくの担当者をお願いしたところ、管理捕獲をやっているんで、今は無理だと。その管理捕獲が15日に終わるけれども、その後1カ月たたないと出せないとおっしゃって、憤慨されたと聞いていますので。

私、ちょっとこれは未確認情報なので、またこれも後で確認しておいてください。ありそうな話だから言ってしまうかもしれませんが、もし私が間違っていたら、あとで謝罪させていただきます。しょうがないですね。

1つだけ、さっき答えていらっしやらなかったです。対策会議の結果、スムーズになりましたかと、被害農家からの申し出があって、それで駆除依頼とか駆除申請が出てから駆除するというその作業工程がスムーズになりましたか、またスムーズになりますかということを質問している。さっきお答えにならなかったけれども。とりあえず、そこをお願いします。

議長（堀江昭二君） 観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） 連絡会議につきましては、先ほどもちょっとお話ししました

ように、今回は、初めての会合の中で、それぞれの立場でのいろいろな情報交換をしたということで、当然制度の話もしたりしまして、ある程度周知もしていただいたかと思います。今後、そこら辺の会議の効果が少しでも出てくればと思っておりますし、今後もそういう会合を通じて周知をしていきたいと思っております。

議長（堀江昭二君） 小森議員。

3番（小森勝彦君） わかりました。よろしくをお願いします。

本当はもっと回数欲しいですけども、2番目の質問に移ります。

最初の方の質問で、議員または議会に対して、市長から何かお願いありますかというお尋ねをしたところ、機会づくりに努めていきますということで、それはそれで結構ですが、私たちへの具体的なご要望はないということでしょうか。そういうふうな質問だったんですけども。

実は、議員は、ほとんどの人が何とかしなくてはと思っているんです。もう個人的に、要するに市の側面援助のために動いていらっしゃる議員もいらっしゃいます。私は、実はまだやっていません。それは、やっぱり議会でこういうふうにやろうよとかというのを受けてやりたいと、私は思っているんですが、そのためには市長と議長が話し合うとか、市の幹部と議会の側の代表とこう何かあって、議会もこういう活動してほしいねとか、ではしようかというようなことを受けて動きたいと、私は思っていた、それがこの質問の動機になったわけです。ですから、市長が、議員または議会に協力を何か依頼する気持ちがないかどうか、内容はどうかとかそういうことで聞いたので、その辺、もう一回答えてください。

それから2つ目ですが、これは問題です。「さらなる混乱が心配だ」、当然、この心配は結構なことですか。だけれども、さらなる混乱は心配だけれども、現状の混乱は心配ではないということですか。特別に打つ手が当然あるんでしょうね。私は、その地元の人たちとか反対している人たちを説得したいんです。反対の理由の数十%、この前の市が出してくれた経過報告によると、10戸か10幾つ、ほぼ4割ぐらいがこれなんです。6割ぐらいはほかの理由です。でも4割はこれです。全部で原因が3つぐらいしかないのに、恐らく原因別だとこれが一番多いです。それに答えることができないで、説得しようがないではないですか。市長が、そういう質問は無視してでも、私なら彼らを説得できるとおっしゃるなら、私は、この質問はもうこれ以上しません。

私は、彼らの立場に立ったら絶対に聞きたいと思うんです。聞きたいと思う人に情報を与えないで、こっちの言うことだけ聞いてくれというのは、普通の間人間関係でも通らないでしょう。ぜひお願いしたいです。私自身も知りたいですけども、私は知らなくても我慢することができます。だけれども、僕は、彼らは我慢できないと思うんです。だから、本当にさらなる混乱でだめになる可能性だって、私は否定しませんが、ということは同じく説得できないということですよ。強行突破のいい名案でもあれば別ですけども。その辺の考えをちゃんと教えてください。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 再質問、2つあったかと思えます。議員または議会に対してお願いはあるのかということですが、議会に対してお願いというのは、これはやっぱり議場でするわけで、まだアプローチ中ですから、議会に提案ということはまだできないと思えます。

議員さんには、議員さんとしてそれぞれのお立場で、この一般廃棄物処理施設が建設できるような活動をしていただきたいなと。これは、議員おっしゃるように、市民生活にはなくてはならない施設だと思えます。おっしゃるように、つくらなければならないんです。そこをご理解して、それぞれのお立場で協力いただきたいと。これは伏してお願いでございます。

それから、場所を公開しなくてもいいからデータを出せということですが、これは私どものやってきたことを、やや疑っているのかなと逆に思っております。伊豆市、あるいは伊豆の国市の地域データ、それを専門のコンサルタントに頼んで幾つかのゾーンに分けて、そして絞り込みをやってきたわけです。ですから、それらを出せば当然、地域の人はこちらはどこだなど、名前を出さなくても大体想定つくと、私は想像しています。

したがって、信用していただきたいし、また我々の選んだ道が、私はここが一番いい候補地であるということでございます。したがって、その後、環境影響調査等をさせていただきたいというお願いをしているので、そういう中でご協力をいただきたいと思います。多分、候補地幾つあって幾つというのは、全部環境調査をして、すべてのデータを数字をそろえてそれをもって、そうなったら、多分相当な期間先へ延びるでしょう。その辺のご理解はどうやったらでき得るのかなと、私自身も迷っております。全部オープンにしてできるという自信があるならば、内外そういう自信のある方は、コンフィデンシャルで打ち合わせても結構ですが、私はこのデータを出せばさらなる混乱が出ると、昨日申し上げたとおり、幾つかのともえ戦になってしまうというふうに感じているから出せませんということで、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 小森議員。

3番（小森勝彦君） 市長の考えとお気持ちは大変よくわかりました。

だけれども、私の質問の答えには余りなっていない。それをやらなくてもどうやって突破できるかを、私は聞いたんです。ということは、市長が私に投げかけているのと同程度の不確定未来予測かなと思うんです。もちろん、こちらにも自信はありません。だけれども、知る権利というのは、もともと市民にあるわけでしょう。

私だって混乱は避けたいです。私は、はっきり言って市長を信用していますから、市長が適切であるということを私は信じています。だから市長が適切だと言っているから、私も適切だろうと推定できます。でも、実際、今市長とその地元の方々とは、市長と議員ぐらいに信頼関係という関係とかは、はっきり言ってないと僕は思うんです。別に、彼らだって市長



を個人的に嫌っているとかではないです。だけれども、やっぱり迷惑なものが自分のところに来るときに、なぜここだよって、みんな単純に思っています。その「なぜ」はやっぱり解を与えてあげなければ、いいも悪いもない前で、もう門前払いですよ。私自身も行きたいけれども、説得にすごく動きにくいです。「なぜ」と言われたときに答えられないです。市長が適切と言っている、最適な場所であると言っている、だから私もそう思う。これでは相手は納得しないです。これはもう答弁は要らないですけども、本当によく考えていただきたい。

最後の質問。すみません、私、この修善寺駅周辺整備事業というのは、3年前までさかのぼってちょっとこの辺調べてみたんですけども、見れば見るほど混沌としてきて、本当によくわからない。

2つ再質問します。ひっくり返ってしまいますけれども、整備計画というのが最終ですよ。この整備計画は、一体いつできるのか。「予定では」で結構です。その予定で、合併特例債の使用期限の平成25年までの間で間に合うのか。これが1つ。

もう一つです。まちづくり会議の皆さんは、僕、直接話したわけではないのでどういうふうに思っているのか、非常に微妙な立場だと思うんです。平成17年度にまちづくり会議を起こして、それで幾つかの整備メニューを出してもらったと。その整備メニューが、一つ一つが実行可能かどうかということを経験していくと、その合計が最後に整備計画となって出てくるんだというような説明に聞こえました、やっとわかりました。

しかし、既に平成18年度が今月で終わるわけです。来年度、平成19年度の予算には3,500万円もの委託料がのっかっているんですね、これ。多分コンサルへの委託がほとんどですよ。駅前のその方々が、自分たちはメニューを出したんだけど、整備計画は一体どうなるのかということをご存じなのかどうかを知りたいです。

すみません、またこれも通告になかったことをちょっとまぜてしまうんですけども、たまたま私も入っているの、遠藤議員とか室野議員とか、横瀬の交差点を何とかしようということで、4年も5年もかけて、もう市長さんは町長時代からずっとつき合ってくれて、すごく前向きに受け取ってもらってずっとやってきました。それで、今回は、横瀬のグループの方々と市長を中心とした市の幹部の方々と、何年もかかって、やっとこの辺でいこうかというような形もだんだんでき上がってきたんです。では、これを推進するのに一体どうしたらいいか。

市役所の皆さんも、私たち横瀬の委員会のメンバーも、多分駅前整備計画の中に入れて、そのまちづくりの観点から推進した方がいいんじゃないかというような、これは確定でも何でもないんですけども、雰囲気は共有していますよね。ところが、その肝心の駅前整備計画がいつできるの、今どうなっているのって、私ども委員会の事務局長が、先日市長を初め幹部の方にお伺いしたところ、そんなことは言えないと、教えることができないと。これはそんなに秘密なんですか。駅前の方々にも何人かに聞いたけれども、知らない。秘密では

ないですよ。何で教えないのか知りたいんですけども、それよりも、今どういう整備計画をつくろうとしているのかを知りたいんです。教えてください。2つね。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

最初の、いわゆる一般廃棄物について、答弁は要らないということですけども、もう1回言わせてください。

選定した理由は何回も申し上げています。まだ細かなデータはございませんが、やはり廃棄物はどこから出ると、そこからなるべく至便な地域、それから建設運転経費が経済的であること、その2つが主な理由でございます。

これは、伊豆市、あるいは我々自治体が将来を見渡すと財政的に大変厳しい状況になる。その中で、我が伊豆市は観光をメインとしています。それから自然環境があります。それを守るためにも、この施設は要らないなんて言う人はいないと思います。その2つの理由です。いわゆるごみはどこから出るか。それを処理するためには、一番経済的、それでなおかつ安心・安全の保てるもの。簡単です。

それから、整備計画については、いろいろご提案、ご質問がございました。もうちょっと詳しく企画部長から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） それでは、整備計画についてお答えいたします。

まず、この計画ですが、平成17年度からこの計画書を作成する状況になりました。この前提とするものが、実はまちづくり交付金事業という事業の採択を前提に進めようということで、進めてまいりました。

この事業自体が、実は事後評価というのがございまして、3年から5年の間にこの事業を実施してその結果を事後評価する、チェックするというような事業の採択を願って、我々は進めております。もちろん、その補助金の裏に合併特例債というのを充当したいという考えも、当然あるわけでございます。合併特例債を考えますと、先ほど市長が言いましたように平成25年が限度であるという考え方でございます。

平成17年度に再生計画、いわゆる基本調査なるものを実施いたしまして、平成18年度合意形成業務という委託をしてございます。この中では、実は検証をさせてもらっています。要するに、期間が限られている事業でございますので、基本調査をベースにいろいろな方々からの意見を集約したものがあられるわけですが、これをある程度実際に実行可能かどうか、こういった部分での検証もさせてもらっております。合意形成プラス検証という業務にさせてもらっています。

平成19年度においては、先ほど市長が言いましたように、ある程度合意形成を前提に、合意がなされれば、測量設計、こういったものの業務に入れるというふうになっております。

ただこういった問題、道路関係であるとかバイパス関係であるとかこういった問題は当然あるわけですが、当然、それにはかなり合意形成が必要であるというのが前提になるかと思えます。先ほど言ったように、3年から5年の実施期間でございますので、かなり急を要する、そういった意味から、非常に我々としても慎重になっているというのが実情でございます。

先ほど小森さんがおっしゃいましたように、人間関係でございますので、駅前の方々にまだ報告はしてございませんが、4月か5月、このころには、ちょうど年度の切りかわりでございますので、それについて駅前区の方々にご説明できるような状況が生まれるかなというように考えております。

現状としては、例えば用地の問題であるとかそういったものを無視してある程度つくりますので、その辺の合意形成というのを、我々非常に慎重に考えていこうというふうに思っていますので、もうしばらくお時間をいただければというふうに思っております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 小森議員。

3番（小森勝彦君） 何年までにとかいう、最初に私が申し上げた実施の件と計画の完成の件と、これが今ちょっと入っていなかった。最終は平成25年。わかりました。ちょうど1年ぐらい前に絵みたいなのを、多分これは本会議ではなかったと思いますが、市当局から議会にもらいました。実は、あの後、どんどん作業は進むだろうと僕らは思っていました。もう1年半ぐらいたちますかね。

今、市長の話聞いて、まちづくり委員会の立場というのがメニューを出してもらうのが目的だったんだなということが、今わかったんですけども、多分委員会に参加していた人たちとか外から見ていた私たちは、その後、計画策定に最後まで一緒になって市とやっていくのかなというような雰囲気を持っていました。ですから、議員の中でも、ここ1年以上まちづくり会議って開かれていないんだってねとかというような会話も、実はしていたんです。大きな誤解だったかもしれませんが、そういうことで、わざわざ市民に寄ってもらって意見を集めて、それで計画に反映していこうというところまでやっているわけですから、やっぱり最後までその市民の方々とことんおつき合いしていただきたいなと。

あと、用意周到はいいですけども、何かこう秘密主義のような気がして、当然知っていてしかるべきだろうという人も知らないとか、そういう空気が実は流れています、本当に。もうはっきり言って、私たちから見るとここ1年三、四カ月、皆さん音なしですよ。だから一体この計画はどうなってしまっているんだというのが、単純な疑問だったんです。ですから、ちゃんと進めているんだということだけはもう一度市長から宣言していただいて、平成25年までにやるよと。すると駅前の方々も安心すると思えますけれども、よろしく願います。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 先ほど企画部長からお答えしましたように、やはりそこにお住まいになられている方、あるいは事業をしている方、関係の方の合意がないと。平成25年までにやりたいんですよ、やりたいんけれども合意がないとできませんよね。前の一般廃棄物と同じですけれども、そこが一番であります。

ぜひまちづくりに、いろいろ個人的な事情がおりかと思えますけれども、あえてやっぱり伊豆市の将来に向かって協力していただけないと、いつまでもどうするんだと言われても、駅前周辺の全体のことですから。最後だけ、平成25年に、特例債のあるうちにやった方がいいよと、私は思っています。けれども、今の状態では本当にできるかどうかということは、小森議員と同じ気持ちです。

以上です。

議長（堀江昭二君） これで小森議員の質問を終了します。

ここで10時55分まで休憩といたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

議長（堀江昭二君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

三 須 重 治 君

議長（堀江昭二君） 22番、三須議員。

22番（三須重治君） 22番、三須です。

市長に一般質問を用意しましたが、順番も14番目となりますと、昨日来から、やはり答弁の出てきたものもありますので、幾つか省略させていただくようなこととなりますので、よろしくをお願いします。

最初に、有線放送廃止と防災についてですが、これは昨日来十分な答弁が出切ったと思いますので却下させていただきますが、一言だけ言わせていただきたいのは、やはり比較的都市計画の進んだ地域と違いまして、山を背中にした水利の整備も不十分だというような中山間地の住民にとりましては、台風のたびに非常に不安にさらされ、避難勧告などの情報も同報無線が非常に聞こえにくいということで、有線に頼っているということが非常に大きいと思います。私もそういう地域に住んでいるわけですが、そのためにも、やはり昨日来答弁の中で申されております新しいシステムの導入を一日も早く構築していただきたいと、これだけお願いだけさせておいていただきたいと思います。

次に、大城市政の集大成についてを質問させていただきます。

市長の任期は1年余ですが、続投のいかんにかかわらず、継続中の案件はできる限り任期

中に結果を出すべきだと思います。それを前提に質問をさせていただきます。

この中で1番目の部分ですが、これは入札改革に関する事で、これも20年に向けていろいろ取り組んでいるというものがきのうの答弁でございましたので、ぜひそれに向けて一日も早い構築をお願いいたしまして、答弁の方は結構でございます。

2番目に、市長は新庁舎建設を公約としていましたが、昨年来の発言は住民の心ここにあらざうという判断で庁舎建設を見送り、かわって本庁機能集約のため庁舎内に検討委員会を設け協議していると思いますが、その進捗状況を伺います。

3番目、職員定数を新市スタートである平成16年の520名を基準として、10年間で110名の削減計画を120名削減に計画を見直したと、2月26日の全員協議会で総務部長から説明がありました。しかし、その説明があったから一般質問するのではなく、この件は行財政改革の面からも、また何のために合併したのかという住民の問いに答えるためにも最も重要なことだと私は考えていますので、そのあたりを十分ご理解の上、ご答弁をお願いしたいと思います。

そもそも10年間で110名を削減する計画は合併協で示されたものですが、数字の根拠は全く示されませんでした。そこへさかのぼって議論する必要は全くありませんが、大事なことは伊豆市が誕生して3年がたった今なら、本当に伊豆市にとって必要な職員数の算出は可能だと思います。民間企業出身の市長にとっては得意中の得意な分野だと思いますので、ご自身の手で目標値を示していただきたいと強く希望いたします。

また、一般行政職員とそれ以外の職員の二本立ての目標数値の設定が必要だと思いますが、市長の所見を伺います。よろしく願いいたします。

議長（堀江昭二君） ただいまの三須議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 三須議員のご質問にお答えいたします。

有線放送につきましては、昨日あるいはきょう、飯田宣夫議員あるいは酒井議員にお答えしたとおりでございます。答えなくていいということでスキップさせていただきます。

おっしゃるように有線放送にかわる連絡網というのは何らかの方法で必要だと思います。これを検討していきたいなと思います。有線放送廃止と同時にできるかどうか、ちょっと今ここではわかりません。

それから、2番目の大城市政の集大成ということで、あと1年ちょっとで私の伊豆市の1期目が終わるわけです。おっしゃるようにその次はどのようにするかはまだ決めておりません。

入札につきましては、これも昨日のお答えでよろしいということで割愛させていただきます。

庁舎の検討委員会等についてですが、私も伊豆市が始まる時に、合併特例債を使って庁舎を建てましょうよということは申し上げました。しかしながら、現在、用地その他が進んでいませんし、市内の市庁舎の検討委員会等でも、議員から先ほどご指摘があったように進

んでおりません。心ここにあらずというのは、やはり市庁舎を建てると、箱物だからあれはむだであるというようなご意見があるように感じたので、ややそういうふうに申し上げました。言葉が悪かったら訂正いたします。

いずれにしても、現在の状況を見るとこの天城湯ヶ島支所には議会事務局と観光経済部があります。そのほかに支所の支所長以下の部署があるわけですが、中伊豆地区には教育委員会とそれから土木部と上下水道部がある。やはり本庁、その他の機能は本庁にあるわけですが、支所機能を外してここまで来るのに早くて20分、ここから本庁に行っても20分。中伊豆から来ても10分、15分かかります。その間、例えば私が、おい、この件について説明してくれということと言うと、部長さんなり課長さんなり一生懸命にとんできてくれるわけです。それでも10分、20分かかります。場合によってはご自分で車を運転して来てくれると、一生懸命にやってくれているわけです。その間は仕事になっていないですね。一生懸命にやっているんだけど、仕事になっていないということで、私はやはり本庁機能は速やかに、できるだけ早く一本化するべきであるというふうに考えておりました、この件につきましては、昨日、山下議員のご質問にお答えしたとおりでございます。これが具体化して、大城市政の方針だけでも決めたいと、1期目の集大成としては方針だけでも決めればよいと思っておりますので、またご支援をいただきたいと思っております。

それから、3番目の職員の定員についてでございますが、一般的には人口100人当たり0.何人とか言われております。その数字は承知しておりますけれども、やや、先ほど市役所の機能等でいって分散しておりますし、それがそのまま当てはまるかどうかというのはまだいろいろ疑問があります。といいますと、民間企業で得意中の得意と言われておりますけれども、余り得意でないところでございまして、民間では本社機能は人員は幾らでも、幾らでもと言ったらあれですけども、小さくすることはできます。関連会社、子会社あるいは外注というようなところを使えば定員は削減できるわけですが、市役所もある程度はいくと思っております。よく函南町と伊豆市は比較されますけれども、その辺の差異はあると思っておりますが、この人事といいますか、定員管理のところは社会状況によってやはり変化しますし、またおっしゃるように行政コストの計算だけでいけないところがあると思っております。

ご指摘のように二本立ての目標数値が必要かと思っておりますが、また一般行政部門と教育部門、公営企業部門などの部門別に考察することも必要だと考えております。

したがって、さまざまな観点より、できるだけ数値化した指標で取り組んでいき、業務の効率化、行財政改革を進めていく中で、あらゆる方法を検討し見直ししてまいりたいと、そんなふうに思っております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質問。

三須議員。

22番（三須重治君） それでは、本庁機能を集約という面で再質問をさせていただきます

が、昨日の答弁でも、考えているのは保健所の土地を県にお願いしてという部分に的を絞っているのかなという気がするわけですが、やはりもう一つの選択肢があると思いますのは、本庁といきいきプラザの間に相当のスペースがあると思いますよね、渡り廊下の部分ですか。あそこあたりは、むしろ道路を渡って行く保健所よりも、あそこのところにやはり建て増しといったようなことを考えれば、よりベターな方法ではないかなというような気もするわけですが、そこあたりは全然今まで検討されてこなかったか、されている中でまだ我々が報告を受けていないのか、少しその辺をお伺いしたいと思います。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） その辺の検討も全くしていなかったわけではございません。しました。その辺の経過につきましては、この検討委員会を仕切りました助役から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 助役。

助役（児島保次君） それではお答えいたします。

今、市長のおっしゃったとおりでございますが、内部でも検討いたしました。ただ、技術的にあの場所ですと、下水道部門の施設が地下に埋設されております。現在の技術をもってすればある程度解決できるかなと思いますが、その時点ではその検討について、それから2軒ほど西側にございます人家等の日照権等を考えましてちょっとということで、一度は検討いたしましたんですがあきらめたという経緯がございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 三須議員。

22番（三須重治君） これは働くのが議員の我々ではありませんので、職員の皆さん方が働きやすいということで考えていただければいいと思うんですが、初めはイントラの整備をすれば、やはり本庁へ集約しなくても十分な意思の疎通も図れてやれるというようなことが考えの中にあっただと思いますが、やはりそれを使いこなすかどうかというのが一番の問題になってくると思うわけですが、ですからここでやってみて、やはり本庁へと人の集約が必要だという判断に達したということで、本庁集約をとということは、私も、働く皆さんがそれで効率が上がるのならば結構だと思っているわけですが、今、助役の方から説明がありました、そのところを断念するというか、初めに技術的に不可能ではないという話も、下水が下にあってもというような考え方も少し発言であったわけですが、断念するにはちょっと早過ぎるんじゃないかなと、もう少し検討してもいいではないかと思しますので、断念はもう少し後にして、いつでもできますから、もう少し検討してもと思いますが、そこは要望という程度のことです。

次に、職員の適正定数に一日も早くというような私も考え方がありますが、やはり今、住民の人たちも非常にテレビで夕張市などが取り上げられまして、この行財政改革というものに対して非常に知識も上がっていますし、関心も高いと思っています。そんな中で、やはり昨日も一般質問の中でも、なかなか住民の理解が得られないというような話もあったわけ

ですが、私も確かに全くそう思いますし、そういう声も聞きます。

では、それがではなぜかと言うと、やはり我々議会もそうですが、まず自分たちの足元からいろいろ改革を進めていって、それで住民にも今度は改革の協力を求めていくというような、まず、よく言う隗から始めるという、その辺のところは逆バージョンになっているのではないかなと思ひまして、やはりこういう、よく職員は公務員法で守られているから民間のようにはいかないんだという、そういうしゃくし定規の答弁だけですと、なかなか住民は納得してくれないと、そういう法律の中でも、いかにということをやはり考えていく必要があるのではないかと思います、そこを簡単なその一言でくくらずに、何か知恵を出していくということをやはり考えていただきたいと思ひますが、その辺のあたりの市長の所見を伺いたいと思ひます。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） その辺になりますと不得意中の不得意でございますが大変悩むわけです。

やはり、組織は人だと思っております。こういう公共の公務員といひますか、公務員法が今の世の中に合っているか合っていないかということは、この場で議論しても始まらない、別のところで議論をしていただきたいと私はむしろ思っております。今の状態では公務員法は法ですので、それは守らなければならない立場でございます。私自身も、いろいろもうちょっと改革した方がいいなと思ふ点は幾つかございます、公務員法についてですね。

それと、もう1つ2つご意見があったかと思ひますが、1回、採用を何年間かストップするというようなご意見もあったように思ひます。しかし、それで強引に人員調整しても、その穴といひますか、その年代の人がいなくなりますから、10年たてばそのままあいている部分がありまして、これは行政の連続性からいって、目の前はいいかもしれないけれども、将来大きな問題点になってくるのではないかということで、3分の1というような方針でやっています。もうちょっとそれは弾力的に運用すべきだと思ひますし、もう一つのご意見としては、また近い将来合併があるから、それまで待っていたらいいのではないかというようなご意見もあったかと思ひますけれども、いずれにいたしましても、職員の能力アップをして、行政サービスに努める方法、行政サービスは十分にできるようにすることが肝要と思ひます。

先ほど申し上げましたように、一概に人口がこうでなくてはいかんというのは、ある指標としてはあると思ひますけれども、それらは弾力的な運用をさせていただきたいと思ひます。

ただ1つ言えることは、やはり着実にやっていけば、高い山も一步一步、いつかはそこにたどり着くというように考えています。いきなり夕張市まで行かないと思ひますけれども、財政状況は承知しておりますし、一步一步確実にやっていくことが、人員管理というのはそういうことしかないのかなと思っております。あとは一人一人がやる気をどうやって起こすかということに尽きると思ひます。余り得意ではないですね。



以上です。

議長（堀江昭二君） 3回目が終わったんですがどうですか、もう1回ありますか。

22番（三須重治君） 勘違いしてすみません。

こんなことを言い出したのも、やはり夕張市あたりがああいう団体になったというのが、やはり大型施設ができたからというのが表にクローズアップされているわけですが、私はそれも原因であるかもしれませんが、もっと大きな原因がやはり人口がどんどん減ってきて、1万二、三千になって、それでもなおかつ役場の職員は300人なんだと。もっとひどいのは、やはり同じ北海道でも、日本で一番小さな歌志内市ですか、人口が5,200人で市民税が2億1,000万円しかない、そんなようなことでも300人の職員を抱えているというような、やはりそれを見逃してきた監督官庁の責任ということも一方には言われますが、やはり自助努力をしてこなかった行政の怠慢というのは大きなものがあると思いますので、伊豆市にとっても1人当たり七十数万円の借金を抱えていると思いますので、今市長も人ごととは考えていないというような発言でしたので、大変結構だと思いますが、人ごとではなくできる改革はしていくんだという姿勢はぜひ我々も要求していきたいと思っておりますので、4回目の質問ですから答弁は結構です。よろしくお願いします。

議長（堀江昭二君） これで三須議員の質問を終了します。

加 藤 章 君

議長（堀江昭二君） 次に、7番、加藤章議員。

7番（加藤 章君） 7番、加藤です。

私は市長に企業誘致と起業家育成のための窓口の設置と、もう1点、静雲荘の誘致について市長の見解をお聞きしたいと思えます。

1点目として、県道修善寺湯ヶ島線、天城北道路大平インター、東駿河湾環状道路等の供用を控えて周辺の環境整備に伴い、伊豆市発展のための十分な配慮が必要と考えます。人口増、雇用、税収等を考えた場合、企業誘致、起業を考える人たちのための窓口の設置が必要と考えますが、市長の見解をお聞かせいただきたいと思えます。

2点目として静雲荘の誘致ですが、伊豆の国市にある静岡県市町村職員共済組合保養所の静雲荘が移転するのではとの話を聞きますが、事実とすれば伊豆市で誘致する考えはありますか、市長の見解をお聞きしたいと思えます。

以上、よろしくお願いします。

議長（堀江昭二君） 加藤章議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 加藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、企業誘致と起業家育成のための窓口の設置についてでございますが、企業誘致につきましては地域産業の振興及び雇用の確保等から重要な課題ととらえております。今後、関

係部局より意見を聴取し検討すべきことと考えます。議会の皆様方にも御協力いただきますよう、お願い申し上げます。

続きまして、2点目の静雲荘の誘致につきましては、市町村共済組合は保養所建設委員会を設置し、静雲荘の移転用地を検討しており、静岡県東部の5カ所について調査を行ったと聞いております。我が伊豆市におきましても候補地の1つとして関係資料を提出いたしました。保養所は温泉宿泊施設であり、雇用の場としても地域活性化の要素となるものと考えております。伊豆市に来ていただければいいなと期待しているところでございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質問。

加藤議員。

7番（加藤 章君） ただいま市長から1点目につきましてご答弁いただきました。非常に前向きな答弁と私は理解しております。

私はこの件につきまして二度目の質問になりますが、17年12月の飯田正志議員も同じような質問をされております。その中で経済の活性化の観点から、今ご答弁されたようなことを前にも答弁されております。先ほど三須議員が質問しましたように大城市政の集大成として、ぜひこの設置をお願いしたいと思っております。

2点目の、今これも非常に市長が前向きなご答弁をいただいたんですが、静雲荘の16年度の宿泊数の実績が2万9,554人、17年度が2万6,900何ぼということで、確かに伊豆の国市にある静雲荘の置かれている景観というのが、西側に順天堂病院があり、周りにはアパートがありまして保養という観点からは非常に難題があるなと思っております。

それともう一つは、例えば伊豆市に来れば、虹の郷への波及効果、あるいは浄蓮の滝、萬城の滝とか、いろいろ名勝がありますので、非常に、来れば経済的な効果が大きいと。それで、環境的にも静養できるような、非常に自然の豊かなところなので、ぜひ市長に前向きな努力をしていただきたいと思っておりますけれども、どうですか、市長。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 先ほど申し上げましたように、静岡県東部5カ所を検討しているということで、その中の1つとして私どもは候補地を提出したわけですけれども、ここから先はどこに選ばれるのかなと、今どきどきはらはらしながら見ている状態でございます。何かうまいアプローチができればと思っておりますけれども、やはり各候補地もそれぞれやっているとしますので、もう少し静観できればなど、そんな感じしております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 加藤議員。

7番（加藤 章君） さらに市長の努力をお願いいたしまして質問を終わります。ありがとうございました。

議長（堀江昭二君） これで加藤議員の質問を終了します。

古 見 梅 子 君

議長（堀江昭二君） 続いて、11番、古見梅子議員。

11番（古見梅子君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、1点、天城温泉会館の運営について市長にお聞きいたします。

合併して4年目を迎えたことしは、修善寺温泉開湯1,200年や井上靖生誕100年という大変記念の年を迎えております。この記念行事に向かって各実行委員会では、地元の住民ともう既に十分な準備を進めているところであります。非常に、新市建設計画にあります市民主体のまちづくりであるとか、協働という、そのとおりの準備を進めているように感じております。

この記念行事を市内外の皆様に喜んでいただき、観光地伊豆市の発展を期待できると思っております。伊豆市は観光立市であり、観光をメインにしていくまちづくりをしていくことが大事だと考えております。

そこで、平成19年度市の施設について委託の方向がまた幾つか検討されていますが、天城温泉会館についても今後どうするのか、やはり多くの人の意見を聞き検討する必要があると思えます。

本年の天城温泉会館への繰出金は4,100万円となっています。非常に、365日で割りますと11万円余の経費を天城温泉会館が使うわけでありまして。箱物をつくると経費がかかるといわれますが、ここは市民みんなが利用する劇場ホール、文化施設であります。大変みんなに喜ばれ、あるときは駐車場が足りなくてあふれる車があることが幾日かあるわけでありまして。最近また健康増進施設ともなっております。また、この健康増進施設も温泉を利用した運動あるいは健康食ということでやられておると思うんですが、健康食というのは余り観光客には人気がないということで、これも売り上げには余り結びついていないのではないかと思うわけでありまして。このまま市の直営で運営していくのか、虹の郷のように指定管理者の方向が検討されているのか。

最近、助役から報告がありました。虹の郷はほぼ順調な運営であると。その中間報告によりますと、1,800万円の黒字を出しておるということであります。このような指定管理者の方向が検討されているのか、伺いたいと思えます。

天城温泉会館は売店もありますし、食事処あすなろという立派な設備があります。非常に最近行きますと、安くておいしい食事をいただいております。お客様もいるように感じます。また先月、2月に地産地消協議会というのができて、非常に力を入れているように、行政もともに力を入れているように協議会が発足したということでありますが、この天城温泉会館の地域活性化の拠点になるのではないのか、あるいは本年井上靖先生の100年祭に当たりまして観光客も来ますし、地元の人もその準備を進めており、大変活気のある年になると思えます。この「しろばんば」の里としても中心となる天城温泉会館でありますので、十分な検

討することが伊豆市の発展の一翼を担うものと思いますので、今後の運営について市長にお伺いいたします。

以上です。

議長（堀江昭二君） ただいまの古見議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 古見議員の天城温泉会館の運営についてお答えいたします。

虹の郷について指定管理者にしてよかったというお言葉をいただきまして、私も大変よかったなと思っています。今後もよくウオッチしてまたサジェスチョンいただきたいなと思います。

本年度、井上靖生誕100年記念祭が実施され、天城温泉会館劇場ホールを利用した市民劇団「しろばんば」の公演、座談会、音楽祭、またエントランスホールにて展示資料等、いろいろなイベントが計画されておりますが、この地は井上靖先生の育ったところであり、「しろばんば」の舞台でもあります。この記念祭を契機として文学散歩の拠点となるよう期待しているところであります。

今後の運営につきましては、天城温泉会館も含め昭和の森会館及び湯の国会館を含む3施設を市営施設運営委員会に諮問したところであります。答申が出され次第議会に報告し、方向を決定したいと思います。今後の運営につきましてサジェスチョンをいただければありがたいと思います。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質問。

古見議員。

11番（古見梅子君） 天城温泉会館も非常に立派な建物でありまして、電気料が1年に1,600万円、燃料費、灯油でしょうか、それが1,200万円とかというように非常な経費がかかっておりますね。ですが、やはり喜ばれている市民の文化施設でありますので、守りの営業というのではなくて、攻めの営業という積極的な営業をする必要があると思うんですね。

しかし、経費はかけられないという、非常にそこは大変難しいと思いますけれども、やはり地域の人々が喜ばない観光施設は観光客にも喜ばれないということ、一昨年のTO-JI博の初日に安保徹先生という方がおっしゃっていました。やはり地域の人々が喜ぶ施設が大事である、それが観光客にも喜ばれる施設であるということをお伺いしました。やはり攻めの運営というのは、来たら売ればいいという、来たら入ってもらえばいいというのではなくて、もっと積極的にもうかるように工夫をしていく。

例えば、簡単なことなんですけれども、飲み物を飲みたくなります、お風呂に入ると。そうするとボタンを押して出す機械は燃料がかかるわけ、電気料がかかるわけですね。ところが天城の水というのは水道から出した水でもおいしいわけです。しかも、天城には梅という、梅ジュースもあります。

今月、梅祭りに月ヶ瀬の梅林に行きましたら、梅ジュースをごちそうしていただいたんです、みんなに。そこで飲んだ梅ジュースが、自分のつくった梅ジュースよりもよほどおいしかったんです。これはもう、ブランドとして梅ジュースは売れる、これをどこでこういう売り方をすればできるかと、やはり温泉会館とか、こういうところで売れるんじゃないか。

ブランドというのはそこに住む人たちがつくるものだと思うんです。先ほど夕張のお話がありましたけれども、あの苦しい夕張で、今、有名な夕張メロンというのがあるんですけれども、夕張メロンは主婦たちがつくったものなんだそうです。女性たちにもパワーがあるんですね。女性にあるパワーを生かしたんです。

そこで、守りではなくて積極的な営業をするということで、これから2007年問題として早くから注目されてきた団塊の世代の大量退職ということが言われております。これからまだまだ元気のある、やる気のある、しかも大変経験のある人たちが退職していくわけです。この人たち、男性に限らず女性も大いに採用だけでなく、市営施設運営委員会の中に女性も入れて、女性というのは毎日食事を三度三度と支度をして何十年とやっております。こういう食べ物、飲み物はだれが喜ぶということが一番よく知っているわけですね。そういうものからブランドのものが出てくるんじゃないかと思います。

現に、たけのこ母さん、夏の贈り物、冬の贈り物とすごいネーミングのあるものがここにあるわけなんです。だけれども、夏・冬の限定で、600食とかという限定なんですけれども、これを春・夏・秋・冬とやって地元のものを使って宅急便で送ることもできますし、そういう拠点にも天城温泉会館はなるんじゃないかと、こういうふうにかえまして、やはり独自の魅力を早くつくり出していく。10年を過ぎまして、これから10年たったときには、あっという間に10年はたちますし、老朽化をしたときにはまた修繕もしなくてははいけない。どうかこの大事な施設を長く営業できるように、団塊の世代の採用とか女性も審議会のメンバーに入っていて、ブランド開発とかそういうことを考えていただいたらいいかと思うんですけれども、その点は市長、いかがでしょうか、お尋ねします。

議長（堀江昭二君） 市長、答弁願います。

市長（大城伸彦君） そうですね、天城温泉会館の運営につきましては、先ほど申し上げましたように、市営施設の運営委員会にかけて積極的な経営をやっていたらなと思います。

地産地消、それからウエルネスというのは、私が3本柱のうちの2本、方針として出したわけですが、ウエルネスにつきましては県でPR大賞を受けたということで、3年たって相当定着してきたなと思っていますし、地産地消もそれに伴って進んでいくということでもあります。大変こういうソフトな事業が着々と市民の皆さんの力で動き出しているということは大変うれしく思っています。

梅ジュースも健康志向ですから、健康を売り込むと2006年といいますか、団塊の世代の人たちにはPRできると思いますし、ぜひこれを買っていただきたいと思います。たけのこ母さんは私も、これから夏が出るわけですが、私の兄弟とか親戚に送っています。毎年

6月ぐらいになるとまだかと言って催促がかかってくるんですよ。限定がいいんではないですかね。いつ行ってもあると何かやはり焦点がぼやけてしまうので、早く来ないとだめよというところがやはり作戦かなと、そんなふうにも思っています。

いずれにいたしましても、私はそういう営業も余りプロではないので、そういうお客さんの目といたしますか、お客さんの気持ちを察しられる営業をやってくれればと思います。

なお、あそこには西村愿定画伯の絵がいっぱいありますね。ちょっと調べましたら天城湯ヶ島にアトリエを構えて、先生はもうお亡くなりになったようですけれども、あれは日展の審査員ですか、大変有名な先生だということで、あの絵なんかもただあそこへかけておくのはもったいないなと思っています。どうやったら利用できるか、そういうことを考えていただけたらと思いますし、いずれにいたしましても、今まで直営でやっていましたけれども、そういうお客さんの気持ち、意向を肌で感じられる人が最前線に立たないと、やはり営業といたしますか、商売というのはできないんじゃないか思います。そんなふうに考えますので、ぜひいろいろなお知恵をいただけたらと思っています。

以上です。

議長（堀江昭二君） 古見梅子議員。

11番（古見梅子君） 団塊の世代の採用ということを言いましたので、ちょっと誤解があるといけないんですけれども、ただいまの従業員の方たちは一生懸命に少ない人数で、本当に経費節減の中で精いっぱい頑張っているのはよくわかります。その人たちがどうのということではなくて、やはり今市長がおっしゃられたように、最前線に立つリーダーという、その人のもとでやはり積極的な運営をしていただきたいと、喜びを与えようということから、必ず知恵が出てくると思うんですね。ぜひこれからの10年間はあつという間に過ぎますので、ぜひ進んでいきたいと思うんですけれども。

もう一点、協働、協働ということで、本当に協働の形というのが今あちこちで出てきていると思うんですね。少ない予算の中でやるわけです。それで修善寺温泉もPRをしますし、こちらも一生懸命にしているわけです。向こうの修善寺の方は県のかなりの補助金があったと思うんですけれども、こちらも少ない予算で、看板を立てるにも看板の予算がないようなことを言っていましたけれども、看板も絶対に金をかけては人は見ないと思うんです。素朴な看板でいいと思うんですけれども、やはりそれには材料とか、そういうものは要るわけですね。

協働ということでPRを、ここはここだけ、ここはここだけではなくて、1枚の紙に裏のどこかに少しでも、向こうはこっちのことを、こっちは向こうのことをとって、同じ市からの補助金でいくわけですので、そういうことも工夫しながら、もうこれからは連携して予算を少なくして協働の形を築いていくということが、やはり知恵を出すということにもつながりますし、みんなが元気を出すもとでもあると思います。どうかそういう線でぜひPRも同じように力を入れてやっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

議長（堀江昭二君） これで古見梅子議員の質問を終了します。

昼休憩にいたします。

13時までということ。

休憩 午前 11時43分

再開 午後 0時59分

議長（堀江昭二君） それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

大川 孝 君

議長（堀江昭二君） 21番、大川孝議員。

21番（大川 孝君） 21番、大川孝。

私は、通告してあります嵩田用水に関してという質問に回答をいただきたいと思います。

用水、つまり水問題は大変重要な問題の一つでございます。伊豆市雲金地区内に嵩田川という小さな河川がございますが、この嵩田川は1級河川で狩野川に注がれております。その嵩田川から取水しております嵩田用水は、取水口が1つで、雲金・佐野地域に7つ放水口を持っております。用水路は普通河川ですね。こうした中、突如、平成16年1月10日に発覚しました某企業による嵩田用水の盗水行為は、我々嵩田用水組合にとって、まさに寝耳に水の出来事で、しかもその後の行政の同行為に対する対応姿勢は、甚だ耳を疑うものがございます。

この嵩田用水は、そもそも農業用水として、既知のとおり佐野・雲金の18ヘクタールの水田に注ぐかんがい用水であります。寛保3年、1743年8月25日付の古文書の絵地図や文言によれば、まさしく江戸時代の、約250年も前から農業用水として開拓され、利用されていることが証明されております。また、明治29年の河川法や、昭和39年7月10日の新河川法によりまして、農業水は慣行水利権として保護されています。

さて、某企業による盗水行為は、先人から受け継いだ不可侵の住民権利であるところの水利権を侵害しており、組合としてこのまま看過することのできない重大なる事件です。

しかしながら、これまでの行政の答弁を振り返りますと、市の農業政策、また未来にわたっての農業振興の観点から、その姿勢が問われていると思われまます。例えば、昨年8月18日の市長との面会の際には、今何をしたいかわからない、弁護士と相談してみると発言する一方で、当該企業も伊豆市の企業で、税金を払ってくれているなどと、その基本姿勢は地域住民の利益をおもんばかるというよりも、税収入源のためなら地域は黙っていてくれとも解釈できる、まことに住民不在の答弁でした。

そこで、市長に、次の3点についてお聞きしたいと思います。

まず1つ目としまして、農業者にも取水口において占用がとれていない現状だと指摘されていますが、こういった問題が起こり得ることを予期した上で、長い年月の中、用水が安全・適切に使用されているのかを調査し、それに基づいて農業従事者が安心して農作業を継続して行えるように慣行水利権を側面的に支え、条例や台帳整備などによって、その確保に努めるのが行政の果たす役割ではないでしょうか。伊豆市全体の用水占用の許可に関して、今後どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

2つ目としましては、昨年12月8日に本庁で、某企業経営者を呼んで話し合いが持たれたということですが、そのうち何らかの連絡があると思っておりましたが、昨年暮れに、市の幹部の方はそのうち何らかの話があるのではないかと断言して、心待ちに、きょう現在まで待っているわけですが、その結果の回答を、どのようなお話がなされたかという話の内容をまだ聞かされておられません。どのような事由で話が聞かされないのか尋ねてみるわけでございます。

3つ目としましては、今後、同様なことが発生した場合には、各地域ですべて、こうした問題は解決しなさいという姿勢が行政の基本姿勢であるかということを探るものであります。

よろしく答弁をお願いいたします。

議長（堀江昭二君） ただいまの大川議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 大川議員の嵩田用水についてお答えいたします。

1番目の、伊豆市全体の用水占用の許可に関して、今後どのように取り組んでいくのかについて、市の管理河川における河川占用については、伊豆市普通河川条例に基づき対応していきます。国及び県が管理する1、2級河川については、市は管理者でないため、回答を控えさせていただきます。

2番目の、昨年12月8日の話し合いの結果、その後の回答を得ていないということですが、河川法の規定により届け出されなかった嵩田用水の慣行水利権の事務について、嵩田用水組合の依頼により関係課で申請書を作成し、昨年末に県に提出しておりました。受理されているということが確認されましたので、早急に組合、経営者、市の三者による話し合いの場を設定したいと思います。なお、経営者からは話し合いに応ずる旨の回答をいただいております。

次に、3番目の、今後、同様なことが発生した際には、各地域ですべて解決しなさいというのが行政の基本姿勢かということですが、水利権につきましては、先ほど議員のお話のように、大変、過去からいろんな経過がございますので、当事者及び河川管理者の間で話し合い、解決されることが、将来のことを考えると一番の良策だろうと思います。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質問。大川議員。



21番（大川 孝君） 占用許可でございまして、用水は普通河川ということで占用許可がとれていないというようなことですが、我々地域住民側からすれば、こうした問題が起きる以前に、やはりその地域におきましては、取水関係については、いわゆる部農会というものがございまして、そちらの方で承認した中においての農業用水としての取水をしているわけでございます。占用許可がとれていないというようなことであれば、従来こうした大きな問題が発生するということを予想した中で、市としましても、そうした問題の占用許可というものを、もう少し前向きに取り上げて、これを処理していくのが行政の立場ではないかと思えます。このような問題に対して、市当局は積極的な姿勢で、迅速かつ的確な行動を打ち出し、問題が複雑化する前にその解決策を模索し、また関係者の仲裁に当たるべきだと考えるわけです。それこそが行政の役割ではないでしょうか。今までどのような占用許可を取ってきたのか伺います。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） どのような占用許可ということですが、本件につきましては、観光経済部長から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） それではお答えします。

どのような占用許可を取ってきたかということでございますけれども、市としては基本的には、先ほど言いましたように普通河川条例によって事務を進めておるわけでございますけれども、一般的に、例えば、1、2級河川からの取水については、その占用許可はこれは県の関係ですけれども、市の方ですべて占用許可は取っております。取水施設、それは市で占用許可を取るといような形で今までも進めてきているかと思えます。

用水につきましては、先ほどの市長の答弁にもありましたように、昔から地域でいろいろ管理されてきている経緯があります。ですから、基本的には地域の中で、いろんな問題については解決していただくことが一番いいのかなと思っております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 大川議員。

21番（大川 孝君） 用水路を、ある日突然擁壁を破壊して取水をしているということについての今回の某企業に対する、いわゆる占用許可が取れていないということは、市でもそれは抗議をすることはできるとは言ってくれてはいるわけでございますが、それらについての抗議をなされておるのでしょうか。占用許可をされていないということに対する某企業に対する指導がされていますか。

議長（堀江昭二君） 観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） 占用の指導がされているかということでございますけれども、私が先ほど言いましたように、慣行水利権という形で地域の方々が長年管理されているところでございます。そういう中で、占用の問題につきまして市が一つ一つかかわってきますと、

いろいろなものへ波及していくおそれがあるものですから、この辺は慎重にやっつけていかなきゃならないかなと思っております。

議長（堀江昭二君） 3回終わりました。大川議員の質問は終了します。

木 村 建 一 君

議長（堀江昭二君） 次に、26番、木村建一議員。

26番（木村建一君） 3つお尋ねいたします。

第1に、ごみ対策とごみ焼却場建設に掘切地区住民が白紙撤回を求めておりますけれども、市長の所見を伺います。

第1に、ごみ焼却場建設は重要な問題ですが、ごみ問題はそれだけではありません。市長は、ごみ減量目標は環境省の方針に基づいてと述べていますけれども、コンサルタントに依頼してごみ減量化目標計画を立てれば済むということではありません。ごみを出す市民と事業者の納得と協力なしに、ごみ減量化は進まないからです。行政がごみの内容を分析して市民と事業者呼びかけ、ともに考えて減量化になぜ取り組もうとしないのか、ごみ減量計画を市民参加でつくり、その結果として焼却トン数が決まるのではありませんか。より多くの市民参加による委員会をつくることを提案いたします。

2つ目、1月25日付で掘切区の区長、そしてごみ焼却場検討委員会委員長名で、掘切地区を建設予定地としている計画の白紙撤回を求める。今後、本計画に関する生活影響調査、測量・地質調査などの一切の手続を停止するよう要求するという声明文が市長に届けられました。市長は、昨年12月議会で、ごみ焼却場建設については住民の合意が不可欠と答弁したことから、建設計画は、私は出直すしかないと判断しますが、市長の所見を伺います。

3つ目です。掘切地区の声明文をどう判断して、今年度の予算案にごみ焼却施設の基本計画や生活環境影響調査、測量・地質調査を提案したのでしょうか。

4つ目です。住民説明会で、2市共同の方が建設費は17億円、管理費は4億円安くなると思いますが、焼却方法がまだ決まっていない段階で、何を根拠に安いのでしょうか。

大きな2つ目、柏久保保育園の民営化は保護者の願いでしょうかということです。

そのまず第1に、柏久保保育園父母の会が行った2回のアンケートで、いずれも7割の保護者が保育園民営化に賛成か反対か判断できないという結果です。民営法人選定委員会の目的は、民営がいいのか、公立がいいのかを保護者が判断するために設けたのかどうかをお尋ねします。

2つ目、民営化のメリットは、保護者の保育ニーズが多様化し、それに対応しやすい。また、若い保育士の比率が高く、より活動的な保育が可能になるという、こういうことを言っておりましたけれども、この認識に今でも変わりありませんか。

3つ目に、市当局は、保護者が民営化に同意したと判断した根拠について、保護者全員に市への質問への回答を示したが、さらなる質問がなかったからとっております。質問がな

かった場合は、保護者に対して市がそのように判断すると伝えたのでしょうか。

4つ目に、民営法人選定は、保護者の理解のもとで進めると市長は述べられましたが、保護者の理解はまだ得られておりません。なぜ進めるのか。民営法人選定の保護者の意見反映のシステムをどのように考えておられますか。

5つ目に、民営化する保育園と公立で残す保育園の基準は何でしょうか。また、民営化することによって、市全体の保育の質が上がるのでしょうか。

大きな3つ目の質問です。

職員の勤務評価の内容と、施設従事手当廃止による給与への対処についてお伺いいたします。

まず第1に、平成18年3月議会で職員の昇給段階の変更が行われました。職員の勤務を評価するということでしたけれども、評価される職員の公平性が求められております。その内容を伺います。

2つ目に、施設従事手当を廃止する対策として、本給の見直しなどで不利にならないように精査するというご答弁でしたけれども、職員給与にどう反映しましたか。

以上、明確な答弁をお願いいたします。

議長（堀江昭二君） ただいまの木村議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 小森議員のご質問にお答えいたします。

〔「木村議員」と言う人あり〕

市長（大城伸彦君） 失礼しました。木村議員のご質問にお答えいたします。大変失礼いたしました。

1点目の、まず1番目は、さきに小森議員にお答えしたとおり、廃棄物を排出するのは市民と市内事業者であり、これらの方々のご理解とご協力なしに円滑な一般廃棄物処理行政は不可能であります。

ごみの減量化、資源化につきましては、これまでも皆さんに分別や水切りの徹底等、それから生ごみのコンポスト、あるいは堆肥化等についてお願いをしておりました。その結果、現在の状況になっております。現在2市による共同一般廃棄物処理場の整備に向け、この施設基本構想等を策定中であります。また、この作業に合わせ、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等について、一般廃棄物処理基本計画の策定にも取り組んでおり、住民や事業者の代表による伊豆市一般廃棄物処理対策委員会を設置するとともに、この計画素案を市のホームページなどで公開し、皆さんからのご意見を求めるなど、この計画や今後の施策などに反映させるような取り組みもしております。したがって、この計画について、市民の皆様方にお知らせや、実施にかかわる協力をお願い等をしてまいります。

また、議員ご指摘の焼却トン数につきましては、ごみの排出量の削減や資源化等の目標に応じ、今後、策定予定の施設基本計画等の中で、具体的に検討や決定がされるものと認識を

しております。

なお、この施設基本計画等の策定にかかわる検討委員会などの組織づくりにつきましては、今後、準備会において検討・研究していきたいと思っております。

2番目について、地元の状況は、さきにご報告したとおりであります。当方における施設整備の必要性や安全性等にかかわる十分な説明や、この意見交換による信頼感の醸成等に向けた取り組みが受け入れていただけない状況にあります。現在のところ、この建設計画を白紙撤回する考えはありません。ご理解とご協力をお願いいたします。

3番目について、一般廃棄物処理施設は日々排出されるごみを適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために必要不可欠な施設であることは、今さら申すまでもないと思っております。市の現有施設は老朽化しており、早期整備に向け取り組んでおります。また、伊豆の国市においても同じような状況にあることから、それぞれが早急に取り組むべき重点施策の一事業として提案したものであります。

なお、関係地区との合意形成につきましては、さきのご質問にお答えしたとおりであります。合意形成のおくれや、万が一これを得ることができない場合は、この予算執行はできず、当然、早期施設整備はさらに困難になることは容易にご理解いただけるものと思っております。

次に、4番目は、議員ご承知のとおり、2市の燃やせるごみの量から想定し、一般的な焼却方式について2市共同施設と単独施設とで、それぞれ建設費、運転管理費の比較を試算しました。建設費では約2割、運転管理費では約4割削減できると試算をいたしました。いずれにせよ、現在策定中の一般廃棄物処理基本計画の排出量の目標値などにに基づき、今後、処理能力や方式等を含めた施設基本計画等の策定をする中で、これら広域化のメリットをご理解いただけるよう取り組んでまいります。

続きまして、2点目の、柏久保保育園の民営化は保護者の願いなのかについてお答えいたします。

保育所の民営化につきましては、これまで民営化懇話会等を開催してまいりましたが、本年1月からは、民営化法人の選定をするための民営化法人選定委員会を立ち上げ、現在検討しているところであります。本委員会は、保護者の代表の方にもご出席いただき、ご意見を伺っております。また、柏久保保育園の保護者の皆様には、ことしになってから2回ほど説明会を行い、保護者会の総会には選定委員さんも参加し、意見交換を行っております。

まず1点目、選定委員会の目的については、移管法人の募集要領や、法人の審査及び選考に関することですが、どのような条件で法人選定を行うかを示し、保護者の理解を得ることも必要であります。

2番目の、民営化のメリットについては、ご質問の2点も含まれると思っております。

3番目の、10項目の質問に対しては、文書により回答をしておりご理解いただけたものと判断しております。

4番目の、保護者の意見反映につきましては保護者説明会を行い、選定基準について検討

する選定委員会で、保護者代表から意見聴取や、保護者会総会へ委員も参加して意見交換を行っております。

5番目の、民営化する保育園の基準につきましては、保育所用地が市有地であることや、耐震性にすぐれていることなどの敷地、建物の要件、入所児童数の規模的要件、保育所の所在する地域的要件で判断するものと考えております。保育の質については、民営化することによって多様な保育が可能となり、保護者の選択肢が広がり、市全体の保育の向上につながると考えております。

続きまして、3点目、職員の勤務評価の内容と、施設従事手当の廃止による給与への対処についてお答えいたします。

最初に、職員の勤務評価ですが、平成18年度においては導入に至っておりません。19年度導入に向けて進めております。

次に、施設従事手当の廃止問題ですが、国の特殊勤務手当見直しの是正の一環として実施いたしました。また、給与に対する配慮の問題ですが、今回の手当廃止及び給与の是正により調整しました。ご理解くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 再質問。

26番（木村建一君） すみません。回数制限にあるもので、職員の勤務評価の件については、19年度導入ということは聞いていないんですよ。その内容を聞いているものでお答えください。

議長（堀江昭二君） 助役。

助役（児島保次君） 1番目ということですね。

それではお答えいたします。内容ということでございますが、まだ内容は全部煮詰まっております。その内容が決定次第、また議会の方にお示ししたいと思っております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 木村議員。

26番（木村建一君） ごみ問題から入ります。後でお尋ねする保育園の民営化問題についても同じなんですけれども、昨日の一般質問の中で行財政改革の目的はということをお答えしましたが、市民参加によるまちづくりが大事だということなんです。同感です。ただし、中身が問題。言葉だけでだめなんです。じゃ、具体的に市民参加ってどうなのと。私は、2つのことをしっかりとやっているんですかということから質問に入りますけれども、市民が行政にどういうふうに参加していくのか、一緒になって伊豆市づくりをやっていくのか、2つ大事なところがある。1つは、今の市政の現状の分析と問題点、成果等々を、住民の人たちだれもがわかるようにする、情報をきちっと提供するということ。それから2つ目には、市民の積極的な参加をやりやすくする仕組みをつくるということです。プロセスをきちっとつくっていくということ。そして、みずからまちづくりをするんだということを前提条件

にしないと、幾ら言葉で市民参加にまちづくり、まちづくりと言ったって、この大事な2つの前提条件がないならば、私はまちづくりというのはできないというふうに思っています。

具体的に質問します。12月議会にも質問したんですけれども、冒頭にもお話ししましたけれども、ごみ焼却場先にありきのごみ問題じゃないということなんです。ごみ問題の解決に当たって、どういう視点に立って何をしなければならないか、そもそも、それが問題です。

ごみ減量化していきたいという方針ですよね。そうすると、今のごみ排出量をどう減らしていくのか。その次に、どうしても燃やさなければならない焼却ごみをどう減らしていくのか。残念ながら 広報等には出ていますよね、どのくらいトン数がありますよと、1人当たりどのくらい出ていますよとあるんですけれども、あれじゃ市民は全くわからない。市民はこのことは全く明らかにされないで、ごみ焼却場先決ありきではないかということも12月にも言いました。同じことです。

今、市長が分別するとか水切りとかコンポストとか云々言いました。現状はそうなんです。今後どういうふうに減量計画をしましょうかということが、今、市当局の課題になっているわけでしょう。そうでしょう。それがなくて、どうしてごみ減量化をやろうというんですか。

環境省が、平成9年を基準にして平成22年ですかね、5%減らしたいと言っているんだけど、市民は全くわからない。こんなことを言っていましたね、12月で。両市の1日当たりの焼却量は84トンなんだけど、正月とか災害に対応するために90トンだという。災害時に大量に出るごみを心配しているようですけれども、そういうときは全国お互いに近隣の自治体が協力してやっていることなもので、そこまで考えると一体全体幾らあればいいのと、焼却炉、わかんないですよ。そんなことはだめだし。私は減量目標立てますと言っているんです。立てると言っているんだけど、じゃ、どこで立てんのか。今の減量化計画の目標の中で立てますと。そこには市民がいないんですよ。全くいない。事業者も全く参加していない。

広島市、2004年にごみゼロ宣言を公表してます。そして2008年には、ごみの総排出量を20%減らしたいんだと。埋め立て処分量を半分にすると目標を立てて、何をやったか。市のごみの組成を 前にもちょっと部長の方から資料をいただきましたけれども、家庭系、事業系、それぞれに分けて、現状を調査、把握した上で、ここからあなた方は全くないけれども、市民とか事業所、事業者に対して減量リサイクルの提起をしているんですよ、市の方から。そのプロセス全くないでしょう。結局、コンサルタント任せなんですよ、減量化目標を立てますって。

じゃ、どういうふうにやっていったのか。この中には学識経験者とか生産をする人、流通する人、消費する人、処理する関係者、全部市当局なんです。そういう方々が入って減量化をどうしたらできるのかということ具体的に提起をして、一緒になって考えて、先ほどお話しした20%減らしましょうということをやっているんです。

もう1個言っておきましょうね。一昨年12月の静岡新聞に、ごみ処理施設建設でこの機会に自分の町のごみ事情への関心を高めて、現在の施設維持のためにも、ごみの減量化や分別の徹底に協力してほしいと願うという記事がありましたけれども、私は全くそのとおりだと思うんですよ。市民が全く横に置かれていて、計画はコンサルタントと行政が話してどんどん進めていく。そのそもそもの出発点が今現在のごみ量どうですと、これを減らしたいんだけど、どうしましょうと。12月にもダイオキシン問題をいろいろとお話ししましたが、いかにダイオキシンが出ないようにするかと、ごみの量を少なくしていくということが大事な要素にもなってなっているわけですよ。結局、煙突から出る煙が大体クリアしています。そうじゃなくて、温暖化問題、今大いに騒がれています、地球温暖化。そういったときに、いかに市民が参加して、ごみを減らしましょうかというこのプロセスをきちっと踏んでいかないと、私は絶対いかにというふうに思います。そういう手はずをとりませんか。廃棄物の処理委員会で取り組みをしているということなんですけれども、じゃ、そこから出発して今、市民参加による委員会を云々と言いまして、準備会で検討していきたいということですから、ぜひ、ごみをどう見るのか、どう減らしましょうか、リサイクルしましょうかということから、本当に私はやっていっていただきたい。

次に、2つ目です。お尋ねしますが、去年の12月議会の議事録をずっと読みましたけれども、つじつまの合わない答弁をしているんですね。住民が居住する周辺地域に施設を建設することが直接住環境に影響を及ぼすものではないという、こういうことを言っているんですよ。大丈夫ですよと。そうすると、大丈夫な施設つくろうというんでしょう。そうであれば、なぜ、その次に、こんなところ出ているんです、候補地選定をきょうも出ました、公開すると市民の間に混乱が生じると。私を信じてくれないのかと、こういうように市長が述べていましたけれども、信じるか信じないかは、それをきちっと提起しないと、はい、わかりましたと言わない、それは。当たり前でしょう。比べて初めて、はい、そうですねとなるんですよ。自分のところだけ資料を一生懸命持っていて、これ、あなたの、ここの堀切地区が絶対ですなんて、幾ら言ったって納得しませんね。

もう一点、生活環境調査をして関係住民の皆さんに報告してくださいということを繰り返し言っています。具体的にちょっとお尋ねしたいんですが、修善寺ニュータウンの住民説明会でこんな話を聞きました。煙突から出たダイオキシンは大気中に拡散されて薄くなるというなら、高台の方がもっといいんじゃないですかという質問が出たんですよ。そうしたら、「ごもっとも」と言ったんですね、市の方は。「ごもっともですが」ここが問題、「堀切地区であっても環境基準がクリアできます」。何ですか、これ。生活環境調査をまだしないのに、もう大丈夫です、コンサルタントが大丈夫だと言っています。ということは、生活環境調査は施設をつくるがための単なる手続、都合の悪いところは変更していく、そういうことが前提でしょう。生活環境影響調査、全国たくさんやっているんだけど、そのときにも言っていましたけれども、1つもこれでだめだということはありませんでしたという報告

がありました。

次です。ちょっとプロセスというか、市民の感情を本当に逆なでしているんじゃないかと思うのは、この詳細にもたくさん、きちっと資料を部長の方から前期に渡された、本当にそういう意味では反対意見もいろいろあって経過がきちっとわかる。その中で昨年11月に風速調査をしようとしたら、二、三日たったら、やめてくれと、こう出たということですね。それでも今回、生活環境調査とか、前々から言っていることと測量・地質調査、施設実施計画等、こういう手続を今回やっていきたいと、議会に提案しているんですよ。これ、賛成したら動くんですよ、これね。この手続というのは予算執行されているから。あと、住民との関係の問題。住民は、まだ待ってちょうだいよと、嫌だよと言っているのに。

そうすると、具体的にお尋ねしたいのは、堀切地区ともう決まったの、なぜか、予定地じゃない、測量・地質調査をしたいというんでしょう、提案しているのは。じゃ、どこの測量・地質調査をするんですか。堀切地区に決まっているじゃないですか。ほかのところに行くわけがないんだから。よくわかりませんね。本当に住民の感情を逆なでするようなやり方をやっているんじゃないかと私は思います。

最後に確認します。建設費が2市でやると安くなると。これはあくまでも一般で、いわゆるストーカードとか何か言っていますけれども、そういうことですね。前に望月市長がいる話した灰溶融炉とかなんとかかということはないと。ちょっと参考程度に言っておきます。ここに伊豆の国市の委員会で出された資料等々、私、ちょっとお借りしているんですけども、この中を見ると業者を呼んで何をやっているか。灰溶融炉の説明しているんですよ、灰溶融炉。それも1つといえば1つかもしれないんだけど、この中には全然、今の修善寺地区でやっているものは一切ない。確認のため。

以上です。お答えください。

議長（堀江昭二君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） まず、質問の内容がよくわかりませんでしたので、ちょっと的確に答弁できるかはわかりません。

まず第1点目でございますが、市民参加でのまちづくりが非常に大切であるので、今後どうするんだと、やるべきじゃないかというような話で、これは以前の議員の質問にも私も答えたし、市長の言っているとおりであります。で、国・県が示しているところの、5%減量するのか、しないのかというような、ごみの減量化についての話し合いを市民とすればそれでいいというようなことではないと思っておりますので、その中には今後のごみ処理の方策をどうしたらいいのかとか、それから埋め立て最終処分についてどうしたらいいのかとか、そういうような全体的なものをとらえて、市民の意見を聞きながらすべきだと思っておりますので、市長が答えているとおり私たちもやっております。市長が伊豆市の一般廃棄物処理計画において、ただいま一般廃棄物対策委員会を設置し、これらの計画づくりをしているということで、市長おっしゃっておりますので、そのとおりだと思っておりますし、私たちも



そのところの仕事をやっているところでございます。したがって、委員会を組織いたしまして、住民の意見も聞いて、全体的なごみ処理計画をつくっているところでございます。また、伊豆市全市民にも、どうしたらいいのかということで回覧をも回し、それからインターネットにも掲載しご意見を伺っていると、こういうことの中でございまして、これらをまとめて、さてどうするかということになるわけです。

したがって、そのどうするかということの中で5%とか10%、今、議員さんおっしゃったように、20%の減量が必要だというようなことであれば、これからその20%の減量についての具体的方策について、また市民との話し合いの中でどう実現していくかということが非常に大切であろうと思っておりますので、その一つの過程を、今実施しておりますのでございますので、よろしくお願いを理解していただきたいと思っております。

それから、予算化してありますところのアセスの問題でございますけれども、市長の答弁にもありましたので、私たちもその考えに従っていくと。したがって、市民の了解が得られて、またそれらのコンセンサスが先だろうと言っておりますので、そういうことで事務を預かっている私たちは実行をしていきたいと、そのように考えているところでございますのでご理解をしていただきたいと思っております。

それから、3番目何でしたっけかね、ちょっと今、3番目のメモが。何でしたっけ……高台へつくった方がということで……ああ、わかりました。さも、アセス評価をやらなくてもやっても決まっているんじゃないですかというようなご質問だったと思うんですけれども、やはり、それをやってみなければ全くわからない、だからやるわけでございます。必要なければ1億円もかけてやることもないわけですが、1億円はちょっとオーバーですが、予算のとおり執行をやらなくてもいいわけですが、やはり、そういうものをやりまして、いろんなところの調査をするわけでございます。一番皆様が気を使っているところのダイオキシンの最大着地点はどこになるのだとか、そこでどういう量のダイオキシンが影響するのかとかいうことは、やはりやらなければわかりませんので、これをやってから皆さんで評価をしていただければありがたい、このように思います。

それで、その前段といたしまして風向の調査をしましたのは、これも説明しましたように、地域の人たちは風向きによって私たちのところにダイオキシンが降ってくるというような話が非常に多かったから、だから、やはりそれなら影響評価する前に簡易ではあるけれども、どこにどういう影響があるのか、先にその不安をご説明するのが本来であると、親切であろうというようなことの中で、簡易的に風向がどちらから吹いて、どういう流れになるのかということを理解しようということがかかったわけですが、それもならんということだったので、繰り返しで申しわけありませんが、再度説明をさせていただいておる次第でございます。

以上でよろしいでしょうか。お願いいたします。

議長（堀江昭二君） 木村議員。

26番(木村建一君) 市民とのプロセスということでお話しなさいました。私は繰り返しますけれども、そのところをしっかりとった上で焼却場の問題も触れるべき。どちらかといえば、焼却場からどんどん先行しているでしょう、現実には。そうじゃないですか、市民にはわかんないんだから。

ある自治体例も調べました。なかなかごみが減らないということで、どんなことをやったか。住民説明会をずっとまず、今のごみの種類、組成はこうですよということで、不燃物幾らで紙は幾らということでやるとか、水切りをやりましょうとかということで、なかなかこれ、1枚ポーンと渡したから、じゃ、市民が実行するかというとそうじゃないんですね。やっぱりそれは、だからこそ、市民が本当に意識的にもってごみ減量化に取り組んでいく。水を切っただけで物すごく減りますよね。そういう繰り返しの取り組みというのは、この中でやっていかない限り絶対に私はごみの建設された場所が、何だかいかにもうちの裏庭に建設するなんてことに終わっちゃうんですよ。

もう一度お尋ねしますけれども、今言った安全な施設ですよと言うんでしょう。それだったら、なぜ、先ほどの話の続きじゃないけれども、それだけ安全な施設をつくると言うんだったら公表すればいいじゃないですか。こういう地点につくりましたと、皆さんご安心くださいと。なぜしないんですか。ぜひ、最後、確認の意味で廃棄物処理委員会でやって、準備会でもっと市民に呼びかけて検討して、ぜひこれは、ごみ問題、みんなの問題であると市長も言っていますので、その立場に立って懇談会を開くとかいうことをぜひ取り組んでください。その中で焼却場の問題が出てくるんですよ。

余り時間がないから、柏久保の問題が出ていますので、何か柏久保の方から私に電話がありまして、おまえ、なぜ邪魔するんだと、こうなったんですね。そうじゃない。市長が言われる柏久保の清掃センターの関係は住屋もあり学校もある。私も知っています。ダイオキシンの発生とごみ焼却施設の関係というのは、1970年代の後半まで残念ながら問題にされなかった。1983年に初めてこの問題が検出されて、その3年後、その後に柏久保のごみ焼却場が建設されたんですよ。だから私は、どちらかという悪臭の問題とかいろいろんなことが、そのときにはやられたんじゃないだろうか、ダイオキシンの規制がないですからね。ただし、かといって放っておけというわけにはいかない。だから、私、今必要なのは全市民が柏久保の住民の立場に立ってごみを分別して、燃やすごみを少なくする努力をやりましょうよという呼びかけをやっていかなきゃならない。ほんのわずか石油のプラスチックでも燃やすと、いかに安全にやっていますよといったってダイオキシンが出る可能性があるんだから、協力しましょうという呼びかけを、私はやっていく必要があると思うんです。いかがですか。

議長(堀江昭二君) 市長。

市長(大城伸彦君) 木村議員の、市民参加の行政ということですが、いろんな委員会をつくってやっている。市民一人一人に聞くのは、さも民主主義のようですけども、私はそうじゃないと思います。やっぱり市民の代表で決めていかないと物事は決まらないし、どんど

ん迷路へ入るような気がしております。その辺は木村議員と見解の相違があろうかなと、そんなふうに思っています。

それから、柏久保のことですけれども、あそこを建てる時にはダイオキシンの規制はなかったと……逆だったですか。規制が出てから建ったんだからということですが、十分あそこは20年やっているわけですよ。それで、きのうもお話ししましたように、その基準値を十分にクリアしているわけです。ですから、その辺の実績もぜひ評価していただきたいなど。

じゃ、なぜそのいわゆるごみ一般廃棄物のことを言うとノーかと。その辺なんですよ、非常にわからないのは。押しなべて申し上げますと、ごみは、先ほど言いましたが各ご家庭、あるいは市内の事業者から出ます。それは行政が集めてどこかで処理しなさいと。いや、うちの近くは嫌だよという一般的な感覚があるように思います。そこがやはり、一番の入り口のところの問題点だろうと思います。したがって、話し合いがなかなかみ合わないというのが現実ですね。それをどうやったらかみ合うようにしていただけるか、私どもも努力しますし、住民の方もぜひ協力していただきたいと、私はそういうふうに思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 木村議員。

26番（木村建一君） なかなか1つ挙げてやるということは、今の市の姿勢はどこへ行ったって同じです、行き詰まりますよ、本当に。

次に移ります。

柏久保保育園の民営化の問題。ずっと流れを見てみると、本当に私は、今、市が柏久保に焦点を当てて民営化をやっているんですけれども、流れを見ると市がやっていることは、本当に保護者の上に君臨する支配者じゃないかなと思うんです。なぜか。1つお尋ねします。昨年12月議会でこのようにご答弁なされたんです、市長は。民営法人の募集要領の制定、選定委員会の設定については、保護者の要望・意見を聞きながら一定の理解を得た上で進めたいと答弁したんです。で、それ以降にアンケートをとって、市長ご存じのように7割の方がわからないと言っているんですよ、まだ。反対と言っていないですよ、前にも言ったんだけれども。それでも待ってくださいと言っている、民営法人を選定して次に進むのは。もっと話し合いをしてくださいと。何て答えたか。民営法人を選定しないと次に進めませんと。だから聞いているんですよ。民営法人選定委員のその決め方は、民営化がいいのか公立がいいのか決める判断ですかと言ったら、今ご答弁なされて、そうじゃない、民営法人を決めるための選定でしょう。だから、うそ言っているんですよ、はっきり言って。保護者の願いをもう横ですよ、自分たちのスケジュールに合わせてという、こんな行政というのはあり得ない。で、子育て支援と言っているんでしょう、片方じゃ。

先ほど保護者の代表者の方と言いましたよね。私聞きました、保護者代表者じゃないですよ、保護者みんなから選ばれて、私皆さんの意見をまとめて、その民営法人選定委員のところに行きますということ言っていないんだから。一個人として、一保護者として、私は参加

しましたという文書も内田部長いただいているはず。にもかかわらず、保護者の代表者の意見を聞いていったからもういいんだとか、それから、もっとひどいのは回答したと、回答して返事がなかったからもういいんだという。全く保護者を本当にばかにしていますね、あなたたちは。そうでしょう。じゃ、そういう文書を出したんですか。あなたたちに回答したけれども、いついつまで返事がない場合は民営化してよろしいということを伝えましたということをやったんですか。私、文書をもろうとき1つもないじゃないですか。全くむちゃくちゃだね、本当に。ましてや一言言いたいですけれども、私も素人です。内田部長も保育所畑何十年歩いてきたというけれども、保育に関しては素人でしょう、失礼だけれども。保育士さんの意見を聞いて本当に今回の件、やっているのかなと思います。

余り時間がないから次行って、ちょっと具体的にお尋ねしますけれども、メリットの問題についてお尋ねしましょう。

そのとおりと言いましたね、民営化のメリット。若い保育士が育ちますとか多様なニーズ。2月1日に柏久保保育園で民営化法人募集要領の説明会がありましたけれども、保育士の年齢についてはこう答えている。法人次第で一般論ですと部長が答えています。民営化のメリットでは何と言ったか。市立保育園の方が若い保育士の割合が高くて、より活動的な保育が可能ですと言ったんですよ。矛盾しませんか。

2つ目聞きます。募集要領説明会では、特別保育についても一般論ですと保護者に説明したんですよ。民営化のメリットで何と言ったか。保護者が多様化するニーズがある。それに弾力的に対応できるんだと。

3つ目聞きます。募集要領説明会では特色ある保育についても、保護者の希望がなければやらないし、法人の特性によると、こう言ったんです。民営化のメリットでは、市立保育所では保育所独自の特色ある保育サービスを提供することにより、公立保育所においても相互作用で保育サービスの充実が見込まれますと、こう言ったんですね。全部ひっくり返っている、一般論で流したのと。全国共通のことで柏久保保育園、モルモットにされたらたまったもんじゃない。

保育の質というところが、これまた大事なんですね。今回も欠けているのは、財政論はよく言いますよ、比較でちょっと話しておきましょうね、文京区ではこれもやっているんです、文京区でも、いろんな改革の問題の中で保育園の民営化をどうしようかと。保護者と行政が一致したところ、子供の最善の利益を実現することを目的に保育園のあり方、諸課題を協議するんだということで、それこそ保護者の代表の方集まっていたら、そこを中心にして民営にする、独立行政法人どうすのと話し合いをしているんですよ。

部長は保育園の質って何ですかという、当日の懇談会の席に私も参加しましたがけれども、そのときのお答えが、それぞれ保護者によって違うんですよと。驚きましたね。ばらばらだったら何で民営化するの。保育所運営指針に基づいてやっているんでしょう。保育の質ってあるはずなんです。

この中に中間まとめ、協議経過報告って、これ文京区の資料です、中間報告、約40ページ。その次、最終まとめ、約80ページ。全部インターネットで公表しているんです。伊豆市は何もやらない。

保育の質とは、保育士の能力や資格、保育所の施設に関する面積の問題や、子供の環境、運動場の問題、それから子供の健康に関する問題、父母の利便性の問題、それ以外に、盛んに言っている一時保育の問題とかいうことを言っているんですよ。保育の質って何なのというところの視点から保育園民営化がいいのかどうか、それから保護者が今求めている、ちょっと待ってくださいと。なぜ待てませんか。

議長（堀江昭二君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） お答えいたします。

木村議員には、昨年来、保護者会の説明会、それから、いろいろな懇談会につきましてすべて出席していただいておりますので、私との討論の内容、あるいは今質問なされたことについては、すべて個人的にはお答えしているつもりでございます。

まず、メリットの問題でございますけれども、特色ある保育であるとか、あるいはいろいろな若い保育士さんの問題とか、保育のそういうことについて、一般論ということと、それから保育園が選定した法人によって型が違くなるということ、これは当然のことでございます。一般論的には、すべて今、全国いろいろなところで民営化問題がされていますので、その中のケースをいろいろ私どもも調査させていただいて、その中で述べたことでございます。しかしながら、ここで募集をかけていろいろな法人が来るとは思いますけれども、その中で、あの席ですべてを断定することができないわけございまして、そのことはご理解いただきたいと思えます。

それから、保育の質の問題でございますけれども、このことにつきまして木村議員と少し見解が違ふようございまして、私の言っている保育の質というものは、ある保護者にとっては延長保育であるとか一時保育、そういうものをすごく求めている人がいるわけですし、それについては、そういうものが充実しているものが、やはり保育の質が高いと理解するでしょうし、また一方では、子育て部分の少し特殊なところの幼稚園的な子育てと申しますが、そういう部分を重視する、そういうことをやってほしいと求めている保護者もいるわけでございます。したがって、保護者によって求める質のものが違ふと、そういうことを説明したということでございます。

そういう意味で、今後も選定委員会を続けながら民営化に向けて進めていきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

〔「保護者代表ですか、民営法人選定委員の呼んだ方は。そういうふうにとらえているんですか」と言う人あり〕

健康福祉部長（内田政廣君） すみません、その点も1つ漏らしました。

保護者の代表として来ていただいたのは、柏久保保育園の保護者会の会長さんと、保護者会の会長さんをお願いいたしまして、どなたかお連れの方と一緒に来てくださいということで、出ていただいたということでございます。したがって、保護者を代表しているというか、大きい意味での柏久保保育園の意見を集約している方という、一部の部分もあるでしょうけれども、私に対しての意見では、個人的なということで選定委員会でご意見をおっしゃっていましたが、今までの柏久保保育園のアンケート調査を2回ほどやって、それを集約したものを選定委員会の中で示して説明をしてくださったということが、一個人の保護者というより全体を代表しているというように私は理解しております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 木村君、2分ちょっとですのでまとめてください。

木村議員。

26番（木村建一君） 後でまたやりましょう。本当に保護者を無視しているなということがはっきりしました。民主主義というのは、市長、時間がかかるんですよ、いろんな意見があるんだから。市民参加って言っているんでしょう。今回の例で保護者とほんのわずかじゃないですか。その人たちの意見も聞かない、ましてや今言ったように保護者の代表じゃないんですよ。民営法人のアンケートまでは保護者代表としてとりました。民営法人のその要領については、個人的見解だっているじゃないですか。だからプロセス何もとらないと。民営法人選定委員会にお任せで、保護者は置き去りというスタイルですよ、今やっているのは。ちゃんとそういう仕組みをきちんとつくってください。評価がないと、今からつくって19年導入するんでしょう。今ないってどういうことですか。

時間がないから簡潔に言います。極めて大きな経費削減、収納率を上げれば収入の確保に極めて大きく貢献するとなると、高い評価につながるということが一般的に言われて、川崎市でやっていて、どうなるか。集団で組織してやっているのに、個々に評価するんですよ。じゃ、建設課と、いわゆる税を取ってよくわかるように収納率上がるから。建設課、それから市民サービスやってどうします、評価できるんですか、本当に。もう私は、これははっきり言って、もう時間ないから言う、職員にもわかるようにきちっと公表してくださいよ、これは。なぜなるか、好き好みでやっていたんですよ。

もう一つ、施設従事手当の件、やっています。設定した。ちょっとお尋ねしますね、これ、教えてくださいよ。17年度決算、これ、じんかい類の職員だけ。調べました。17年度合計すると14名で468万。全部1人当たり33万円なんですよ、一般職給が。このときには特別手当ありました、以外ですよ。一般職18年度34万円、これ手当ないんですよ。19年度今年予算、11名だと言っていましたけれども35万円です。施設従事手当平均しますと32万円なんですよ、ざっとやると。32万円どこにもないじゃないですか。どうやって、これ職員給与に反映したんですか。教えてください。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（平田秀人君） 18年度分で手当の方に反映はされておらないということで、18年4月から手当の方はなくなっております。その分、要するに本給分を調整して上げたということで、手当はなくなって本給が上がっているという状況とご理解いただきたいと思います。

議長（堀江昭二君） 木村議員。

26番（木村建一君） ちょっとだけ。すみませんね。全体として17年度やったんですよ、ね、17年度特別手当出した。もう一回言いますよ。平均32万円ダウンしているんですよ、決算見ると。でも、17、18、19年と、大体33万から34万、35万。一般昇給って本給でしょう。これ何も影響していないじゃないですか。約32万円はどこに行ったんですかと聞いているんです。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（平田秀人君） すみません。その数字は、ちょっとまた後ほど確認させていただきたいと思っておりますけれども、先ほど申したように、手当分については年間当たりいたしますと、それぐらいの金額にはなっております。ちょっと数字的なことについては、また後ほど確認させていただいて、公表すべきことは公表させていただくということをお願いしたいと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） これで木村議員の質問を終了します。

先ほど小森議員からの有害鳥獣被害対策についての質問がありましたんですけれども、観光経済部長からの発言の申し出がありますので、これを許します。

観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） それでは、先ほどの小森議員からの質問の中での違法行為の問題でございます。わなについての違法行為ということの問題につきまして、先ほど確認をさせていただきました。市役所には電話で情報提供というものがあったということでございます。ただし、その場所等の特定には至っておらないということで未確認ということでございます。特定ができなかったということで、鳥獣保護員とか東部農林の情報提供は行っていないということでございます。

それからもう一つ、アナグマの捕獲申請の件ですけれども、アナグマについては最近では相談はないということでございます。アナグマについては県の許可でございます。それで、モグラの間違ひではないかなという気がするんですけれども、そうでしょうか、アナグマじゃなくて。

〔「モグラだとしたら」と言う人あり〕

観光経済部長（鈴木直道君） モグラでしたら、最近2月ごろ相談があったと。相談と申しますか、これ、県の方に書類が上がったということでございまして、県では権限委譲で、こ

れは市の許可ということなものですから、県の方から市の方へ書類が回ってきました。その中で、現地確認をするということの中でゴルフ場さんの方と連絡をとっていたわけですが、3回程度の連絡をとり合った中で、どうしても双方都合がつかなかったものですから、ちょっとそのままになってきていたということですが、これにつきましては再度連絡をとりまして、早急に対応していきたいと思っております。

以上です。

議長（堀江昭二君） これで一般質問を終了します。

#### 散会宣告

議長（堀江昭二君） 以上で本日の議事はすべて終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、3月16日午前9時30分から再開いたします。よって、この席より告知いたします。

本日はご苦労さまでした。

散会 午後 2時16分



開議 午前 9時30分

### 開議宣告

議長（堀江昭二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成19年第1回伊豆市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

### 議事日程説明

議長（堀江昭二君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### 議案第3号～議案第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第1、議案第3号 平成18年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）から日程第6、議案第8号 平成18年度伊豆市昭和の森会館事業特別会計補正予算（第2回）までの6議案を一括して議題といたします。

本案については、今定例会初日に上程され、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

最初に、総務常任委員会委員長、塩谷尚司議員。

〔総務委員長 塩谷尚司君登壇〕

総務委員長（塩谷尚司君） 18番、塩谷でございます。

議案第3号 平成18年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）総務委員会所管科目について、主な審査の経過と結果を申し上げます。

初めに企画部の関係であります。補足説明に引き続き質疑を行いました。

当議案の審査において質疑のありました主なものであります。委員より、38ページ、修善寺駅前整備合意形成事業の内容並びに基本的には国の整備事業でやるということですかとの質疑に対し、駅前の整備については、地元駅前地区の住民の代表とまちづくり委員さんというような格好で、代表者の方によってまちづくりの会議というものが立ち上げられ、平成17年度末から18年度末まで、およそ1年間の中で、会議から出た整備項目がまとめて提案されています。

その提案された整備の項目について、平成18年度は、我が国の補助事業として事業化できるかどうかというものを大枠の中で検討してきました。検討項目として、それ以外に交通機関の事業所等の関係者の方に説明を要することから、その資料づくりや、事業として採択の可能性、その辺の事業内容について検討を進めてきました。それを受け、新年度はそれをもう少し詰めていき、まちづくり事業として事業化するため、関係機関とも細部にわたる合意

形成、話し合いを行っていかねばならないということで、細部の資料づくり、それから測量等を含め、調査を進めていきたいと考えております。具体的メニューについては、現在検討をしている段階ですので、地元から出たメニューが事業化できるかどうか、可否をいろいろな角度から検討しているという状況でございます。

次に、委員より、基本的には国の整備事業でやるということですねという質疑に、この駅前の整備事業につきましては、当然財政的な問題もございますので、大きな仕事になってくるといふ構想の中では、国の補助事業に該当する事業を目標にやっていこうということ。このほか、国の補助金の裏には一般財源の負担がありますので、それらについても、合併特例債という起債事業の適用、また、交付税措置などの関係を踏まえ、なるべく市にとって財源的に有利な方法で進めていきたいと考えていますとの説明がありました。

続きまして、総務部の関係であります。初めに委員より、14ページの市民税、固定資産税、入湯税の滞納繰越状況と対策についての質疑に対し、1月末までの収納状況の実績をもとに計上させていただきました。今までの滞納繰越分の事務上の手続について、今年度9月から11月の3カ月間、県の財務事務所の担当課長が来られ、市・県民税の滞納整理を集中的に実施しました。5月ごろに事前通知から県への委託までの手続を初め、実績としては市・県民税で900万円集まりました。うち約70%が、市民税です。それ以外に固定資産税等の滞納がありますが、固定資産税については、不良債権化した企業が幾つかあり、それらをどのようにしていくかということですが、このところ破産とか、民売が昨年に比べふえてきている感じがします。それらは法人そのものがなくなりますので、不納欠損をしていきます。それから1月末の収納状況では0.2~3%ふえています。決算予測では昨年に比べて収納率が相当ふえるよう想定していますとの答弁がありました。

続いて、委員より、一般の滞納よりも法人税の方が多くなっているようだが、その点どうかとの質疑に対して、法人税の滞納繰越分は879万4,300円でございます。そのうち収納額は120万7,200円。未納額が現在758万7,100円ですが、昨年同月比で13.7%でした。ことしは14.6%で少しずつ整理ができていく状況ですとの答弁がありました。

次に、委員より、入湯税の滞納はどうですかとの質疑について、本当に一部の滞納者であり、約850万円で、ごく一部で大口です。1つは、昨年5月から毎月50万円ずつ滞納。もう一つは、破産ではなく民売になり、それが500万円くらいあります。入湯税は、調定額が2,038万6,000円あり、収納額が919万1,000円です。昨年は13.2%でしたが、ことしは45%収納しておりますとの答弁がありました。

さらに、委員より、県から来たから収納率が上がったということですかとの質疑について、実績としてそういうこともあるということです。地元出身で地元へ行くと、やりにくいところがあります。したがって、そういう意味も含め、来年4月1日一元化構想の中で、滞納整理機構をつくり、市・町の職員、それから県の職員が一体となって滞納整理をやりましょうということです。これからは滞納者に対し、甘やかしはなくなると思います。今までは延滞

金はいいですということもあったんですが、そういうことをこれからは一切やりませんので、こうした点を納税者の方に少しずつ周知させていこうということで、今現在も何人か毎日呼び出しております。先日も、差し押さえ事前通告を出し、約160万円のお金を持ってきた方もいますので、これからもそういう状況でやっていきたいという答弁がありました。

なお、市民環境部については、特に質疑はありませんでした。

以上の審査経過を得まして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第3号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、議案第3号についての報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 続いて、福祉文教委員会委員長、室野英子議員。

〔福祉文教委員長 室野英子君登壇〕

福祉文教委員長（室野英子君） ただいま議長から報告を求められました議案第3号 平成18年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）に係る福祉文教委員会所管科目について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑等の主なものといたしまして、38ページ、中伊豆中央公民館管理委託料50万円の減額の理由についての質疑に対し、夜間の保安システムを導入したこと、利用のない日は職員を配置しないようにしたためとの答弁がありました。

次に、40ページ、中伊豆給食センターの配送業務委託料250万円減額の理由について質疑があり、プロポーザルで調理業務と配送業務をあわせた契約にしたためとの答弁がありました。

次に、緊急通報システムの利用に関して、料金を取り始めた理由についての質疑に対し、自己負担の考え方を統一していこうということで、配食、アクティビティ、その他全体に一部自己負担を導入したためとの答弁がありました。

以上、審査した後、討論はなく、採決の結果、議案第3号福祉文教委員会所管科目については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 総務委員会委員長、一括上程ですから、国保と老健についても、続けて報告をお願いします。それで、福祉文教委員長もこれに介護が加わりますので、この次にもう1回、お願いします。

〔総務委員長 塩谷尚司君登壇〕

総務委員長（塩谷尚司君） 議案第4号 平成18年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について、主な審査の経過と結果について報告させていただきます。

当局からの補足説明はなく、引き続き質疑を行った結果であります。初めに、委員より、56ページの保険給付費の出産育児一時金585万円減額内容についてと、平成19年度予算も同じような金額が出ていますが、これで大丈夫ですかとの質疑に対し、過去平成16年には58人

出産、平成17年には52人出産、今年度ですけれども、現在29名の出産、それによりまして出産育児一時金の減額をしました。出産育児一時金に対しましては、過去5年間の出生率をかんがみて、平成18年度、それから平成19年度の予算を計上しています。平成18年10月には、出産育児一時金を30万円から35万円に、5万円引き上げましたが、現在29名しか伊豆市の国保で出生がないということです。平成19年度については、55名を見込んでいますとの答弁がありました。

次に、43ページの繰越金1億4,371万3,000円は多くないかとの質疑に対し、国民健康保険特別会計の場合には、繰越金が2億円ほどなければ翌年度の運営が成り立ちませんので、決して多い金額だとは思いませんという答弁がありました。

さらに、委員より、歳入が40億円、その中の国民健康保険税が13億円、繰入金が1億9,700万円一般会計から入っています。伊豆市は国民健康保険税1人当たり、熱海市に次いで安くて、大変ありがたいことだと感じてはいるんですが、伊豆市はそんなに裕福ではないのだから、保険者からの負担増を考えればいいのではないかと思ったりするが、そういうものの政策的な考え方はどうですかという質疑に対して、議員ご指摘のとおりだと思うが、市民とすれば安いにこしたことはない。それと、財政不安を考えるということですが、あくまで一般会計とは違い、目的に沿った収入・支出ということを考えているので、今の状況では、県下2番目ということで、そういう推移の仕方によいと考えますとの答弁がありました。

以上の質疑を得まして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第4号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第5号 平成18年度伊豆市老人保健特別会計補正予算（第3回）について、主な審査の経過と結果について報告させていただきます。

当局からの補足説明はなく、引き続き質疑を行った結果、主なものでありますが、委員より、66ページの歳出の医療給付費が1億2,750万円の減になっていますが、これは医療制度が変わって減額ということですかとの質疑に対し、医療給付費だけでなくすべて支払い実績確定による減額補正であり、要するに精算ですとの答弁がありました。

以上の質疑を得まして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第5号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、議案第4号及び議案第5号についての報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 続いて、福祉文教委員会委員長、室野英子議員。

〔福祉文教委員長 室野英子君登壇〕

福祉文教委員長（室野英子君） 続いて、議案第6号 平成18年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第3回）について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑等の主なものといたしまして、特定高齢者施策事業費は実績見込みで減額ですが、一般高齢者施策事業費はプラスです。その理由はとの質疑に対し、特定高齢者は65歳以上の人口の5%を見込んでいたが、実情は1%未満しかいない状態のた

め減額となり、その分特定高齢者ではないが予防しなければならない方のための事業に回ったとの説明がありました。

審査の結果、討論はなく、採決の結果、議案第6号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、観光経済常任委員会委員長、関邦夫議員。

〔観光経済委員長 関 邦夫君登壇〕

観光経済委員長（関 邦夫君） 19番、関邦夫です。

ただいま議長から報告を求められました議案第3号、議案第8号の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

詳細につきましては、議員控室で会議録が閲覧できますので、質疑の主なものをご報告申し上げます。

まず、議案第3号 平成18年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）に係る観光経済委員会所管科目につきましてご報告いたします。

16ページ、万天の湯の使用料150万円の補正理由はとの質疑に対し、当初の見込みよりお客さんが多かったことによる増額補正です。なお、万天の湯の入館者は、再開した昨年9月からことし2月までの間に7,430人で、月平均は1,238人でしたとの答弁でした。

次に、30ページ、中山間地域等の直接支払交付金に関して、10割単価と8割単価となる条件はとの質疑に対し、前回の計画で平成12年度から16年度の計画がありましたが、平成17年度から新たに制度改正となり、条件が非常に厳しくなりました。それにより、通常の管理、例えば水路や農道の管理また農地周辺の草刈り等の管理だけですと8割となります。10割単価を交付してもらうためには、担い手育成や生産性の向上などをやっつけていかなければ10割単価とはなりません。なお、市内で10割単価が交付されたのは27地区の内3地域ですとの答弁でした。

32ページ、達磨山高原の管理事業。民営化する方向にある今、公社に委託していた達磨山高原の施設を市の直営としたが、観光客に対するサービスなどはいかがかとの質疑に対して、この施設は県営の施設であり、県は指定管理者制度を採用しないということで、市に委託となっています。サービス面では、平成18年度から職員5名で運営をしており、一生懸命努力をしておりますとの答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決の結果、議案第3号は全会一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第8号 平成18年度伊豆市昭和の森会館事業特別会計補正予算（第2回）の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

売店収入が50万円増となり、それに対し売店の材料費が130万円計上されているが算出根拠はとの質疑に対し、売店材料費としては130万円が必要でした。繰越金が補正予算の中で

精算していなかったもので、繰越金の歳入に80万円入れることにより歳入歳出が同額となるので、売店収入が50万円増額となりました。実際には130万円の歳出ですが、歳入としては200万円を見込んでいますとの答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決の結果、議案第8号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、土木水道常任委員会委員長、飯田宣夫議員。

〔土木水道委員長 飯田宣夫君登壇〕

土木水道委員長（飯田宣夫君） 15番、飯田宣夫です。

ただいま議長から報告を求められました議案第3号 平成18年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）、土木水道常任委員会の所管科目及び議案第7号 平成18年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第3回）について、当議案審査の主な経過と結果について報告します。

まず、議案第3号 平成18年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）の上下水道部関係についてであります。事項別明細書に基づいて補足説明が行われた後、質疑を行いました。

主な質疑であります。委員より、合併処理浄化槽の補助金申請について、11月末に締め切りとなった以降の申請申し込みに対する取り扱いはどのようになるのかとの質疑に対し、申請を受け付けし、新年度で対応させていただきますとの答弁がありました。

続いて、土木部関係であります。当局から繰越明許費等の補足説明後、質疑を行いました。

特に質疑はありませんでしたが、委員より、36ページ、3目国土調査費の減額補正の関連質問として、現在の地籍調査の進捗状況はどうなっているのかとの質疑に対し、当初の実施計画に従って実施していますが、合併当初に比べて少しペースダウンしているとの説明がありました。

さらに、地区別の調査実施状況につきましてであります。中伊豆地区については平成12年度に着手し、平成18年度は3年目に当たる地蔵堂、2年目の姫之湯、1年目の貴僧坊の3地区を実施しており、筏場までの上大見地区は、あと二、三年で終了の予定ですということです。土肥地区につきましては、平成8年度、天金林道開設に伴う地籍調査に始まったが、中断もあり、平成17年度に再開した状況で、今後は土肥の中心部について進めていきたいとの答弁がありました。

また、天城湯ヶ島地区につきましては、昭和44年度に事業着手し、中断があったが、現在大平柿木と上船原地区を実施しており、この地区が終了すれば、天城湯ヶ島地区では平地部のすべてが終了となりますとのことでした。

続いて、修善寺地区については平成13年度に事業を始め、駅前から始めて、現在は柏久保地区を6ブロックに分けて実施中であり、残りは修善寺高校下から古川にかけての地区と農協経済センター付近の部分的に一部残った区域について進めています。なお、体制の関係が

ら状況によっては、今後、切れのいい修善寺地区については休止も検討中ですとの答弁がありました。

さらに、委員より、意見として、修善寺地区は、当初予定ではかなり計画的な予定であったと認識しており、この計画を見てかなり当てにしている人もいるし、早くやっていただきたいという声も入ってくる。そういう需要があることは理解していただいていると思うので、市民要望のあるところをおくらせないようにぜひやっていただきたいとの意見が述べられました。

以上の審査経過を得まして討論、採決を行った結果、付託されました議案第3号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第7号 平成18年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第3回）の主な審査の経過と結果について報告させていただきます。

当局からの補足説明はありませんでした。

引き続き質疑を行った結果であります。議案第7号について、委員より、87ページの下水道管理事業、11-10修繕料はどういうものかとの質疑に対しまして、本庁の川側、生きいきプラザと庁舎の間のらせん階段の下にあり、小立野中継ポンプ場になっている。ここの汚水ポンプが使用頻度も多く、継続して使用しており、点検整備の時期が来たため、この点検整備を実施したものです。もろもろの精査の結果40万円の不足が生じたことでの補正予算との答弁がありました。

以上の質疑を得まして討論、採決を行った結果、付託されました議案第7号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、議案第3号及び議案第7号についての報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

なお、この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時09分

議長（堀江昭二君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまから議案第3号 平成18年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）から議案第8号 平成18年度伊豆市昭和の森会館事業特別会計補正予算（第2回）までの質疑、討論を行います。

これより、各委員長報告に対する質疑に入るのですが、質疑の通告がありませんの

で、質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

賛成討論を行います。

3番、小森勝彦議員。

〔3番 小森勝彦君登壇〕

3番（小森勝彦君） 3番、小森勝彦です。

議案第3号 平成18年度伊豆市一般会計補正予算について賛成討論を行います。

今回の補正予算については、ほとんどは事業の確定に伴う金額の訂正であります。ごらんになっていただければわかりますが、多くの事業について、私は偶然とは思わないのですけども、それなりに経費の削減が若干なりとも行われているというふうに感じられます。それから、私が所属しております福祉文教委員会に付託されました科目の中で、後期高齢者医療制度システム改良委託料2,400万円ほどですが、これは、今回の補正予算でぜひとも成立させて改修事業を行わなければならないという必要性があります。その他の科目も、すべて今回の補正により必要な措置であると認め、賛成いたします。

議員諸氏におかれましては、いずれもご賛同いただけるようお願い申し上げます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 以上で討論を終了いたします。

これより分割採決いたします。

まず、議案第3号 平成18年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）を採決いたします。

各委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 平成18年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 平成18年度伊豆市老人保健特別会計補正予算（第3回）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。



委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 平成18年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第3回）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 平成18年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第3回）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 平成18年度伊豆市昭和の森会館事業特別会計補正予算（第2回）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第9号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第7、議案第9号 平成19年度伊豆市一般会計予算を議題といたします。

本案についても、本定例会の初日に上程され、各常任委員会に審査を付託してありますので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、総務常任委員会委員長、塩谷尚司議員。

〔総務委員長 塩谷尚司君登壇〕

総務委員長（塩谷尚司君） 18番、塩谷です。

ただいま議長から報告を求められました議案第9号 平成19年度伊豆市一般会計予算に係

る総務委員会所管科目について、主な審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、企画部の関係であります。当議案の審査において質疑のありました主なものでございますが、補足説明に引き続き質疑を行いました。

主な質疑でございますが、初めに、委員より、79ページの中伊豆支所費、14 - 11借地料345万円について、購入はできないかとの質疑について、所有者サイドにおいて借地が前提であり、現在のところ売却の意思がないとの見解が示されました。

次に、77ページ、天城湯ヶ島支所費の空調設備修繕工事は2階の議場だけかとの質疑について、議場を含めた2階の部分ですとの答弁があり、なお、補修費が642万円とかなり高額となっていることなどから、本庁への早期統合を促す意見があり、このことに対し、なるべく早い時期に本庁への集約については本会議でも説明させていただいているが、土地の問題等もあり、具体的になっていない状況にあるため、ある程度の修繕費はやむを得ないとの見解が示されました。

さらに、委員より、87ページ、電子計算費、電子計算事務事業に関連し、地域公共ネットワークについてかなりの維持費がかかる現状から、その投資効果が出てこないとならないと考えるがとの意見について、予算計上されているのは、定期点検と、故障対応とかネットワークの保守運用が主である。住民情報のオンライン発行ができるようになったことや、戸籍も同時に電算化したことによって、すべての戸籍の発行や検索が本庁並びに支所ともに行えるようになりました。また、職員同士の各種の情報共有や連絡が即座に見ることができることなど、かなりの部分でペーパーレスが達成されていると思う等の説明に続き、現在の議会中継等の利用状況についても説明がありました。

また、この詳細については議員控室の方にありますので、ごらんいただきたいと思います。

また、このことに関連し、農協の有線放送の廃止に伴い、情報システム課でそれにかわるような対処はできないかとの質疑に対し、土肥地区においては未整備であり、市民全体に公平性という意味での難しさ、さらに公共での個人情報開示の制限などの面から、これにかわる明確な方法はないとの説明がありました。

次に、伊豆市の予算規模に関連し、標準財政規模程度までに予算の圧縮の必要性について説明をとの問いに、職員の削減、施設数の削減、業務の削減が考えられるが、業務の削減については、国・県からの権限移譲の関係もあり、難しい実情もあるが、基本的にはこの3つの考えを持つ必要があります。まだ30億円ぐらいは多いという感覚はありますが、現実には天城北道路関連や火葬場等が8億円近く含まれています。いずれにしても、あと20億円ぐらい落とさないと達成できない状況にあること。また、伊豆市の基準財政需要額は87億5,000万円程度、標準財政規模は103億円ほどですとの説明がありました。

さらに、委員より、403ページの市債調書、平成19年度末現在高見込み額268億4,300万円に関連し、償還金額に対する交付税措置額の関係についての質疑に対し、交付税措置されるものは、50%のものもあれば、40%のものもあること。さらに、理論償還制度というものが

あり、10年償還の中で、年度によって異なってくるものもあるため、一概に示せない状況にあります。なお、平成19年度においては、一般会計で19億円の償還があり、このうち5億6,600万円を交付税で見込んでいます。また、下水道では4億8,700万円の償還に対し、大体2分の1が交付税算入されるという形となっていますとの答弁がありました。

このほか、国からの税源移譲に伴う所得譲与税等についての確認がありました。このことについても、詳細は議員控室の方で見ていただきたいと思います。

続きまして、総務部の関係でございますが、補足説明に続き質疑を行った結果、主な質疑として、279ページ、総合防災訓練事業について、どのような訓練をやるのか、また、予算もこれで足りるのかとの質疑に対し、県の総合防災訓練ということから、2月26日に、関係する各種団体約105団体に集まっていただき、第1回の現地説明会を開きました。この説明会は、伊豆市、国・県としてはこういう計画をしており、これについて各企業、各種団体で参加してほしいというお願いをしたところです。その結果については、3月20日に各種団体からこんな訓練をやりたいという調整が上がってきます。それを見て、この会場ではこういうことをしよう、ここではこれをしようということを県と正式な協議に入っていくという段階に入っております。

現在、平成19年度の予算について具体的な事業内容が決まっていないという状況で、昨年度実施された浜松市の予算例により、ほぼこの程度かかるということで、ここへ計上させていただいているというのが現状です。これから詳しい内容によりまして、この内部での流用というのは、いずれにしても出てくると思っております。

訓練の内容は、基本的には4会場で訓練をやることに内定しておりますということで、地区別訓練計画の概要説明が行われました。予算については、一番大きいものとして委託料がふえてくるのではなかろうかということで考えております。例えば、倒壊家屋をつくるので、そのつくるときは訓練基準があり、安全管理上、絶対倒壊してはいけないというものをつくらなければいけないそうで、そうすると非常に高いものになり、1棟建てて200万円くらいかかってしまうということで、その辺は県警の方とも打ち合わせをしながらやっていくこととなります。

それから、県の説明があり、国の考えとしては、今回東海地震を想定した大規模訓練を実施するというので、国の方も決まっているそうです。当日、総務省の方の管理官が来られ、今回の訓練に国としても総力を挙げて対応したいという申し入れがありました。県の調整官からもお話があり、いずれにしても、総理大臣が伊豆市に入ってくることは間違いないところまで話がついているそうです。つきましては、総理の搬送、警備等々もございませう。県警・国と、どういう形で総理を運ぶのかという問題も含め現在検討中というところで、予算について詳細な答えは今のところ難しいということだけご理解をいただきたいと思います。

また、本当に大規模ということで、県内で、伊豆市を含め、ヘリだけでも20から30機は入ってくるということで、非常に航空管制そのものが山間ですので難しいという状況にもあり

ます。

伊豆市としては、道路状況が悪いということ、土曜日のため観光客もいるということ、各部隊が車で伊豆市へ入ってくることは大渋滞が予想されるということであり、県・県警とも搬入・搬出の方法をどのようにしようかということで、5月までに部会を設置し、詳細な打ち合わせをしていくという段階に現在なっていますとの説明がありました。

次に、市民環境部の関係ですが、特に補足説明はなく、質疑を行いました。主な質疑ですが、171ページ、東海工業関係水質検査委託料について、東海工業関係というのは、企業自体は撤退するようですが、水質検査というのはずっと継続していくのかとの質疑について、東海工業の今後の動向等の関係でございますが、平成20年で掘削が終わり、その後、ストックしてあるものを製造等していくということで聞いております。それが何年までかは聞いておりませんとの答弁がありました。

次に、173ページ、その他事務事業で、19 - 40伊豆市沼津市衛生施設組合負担金が539万円計上されていますが、火葬場の供用開始が平成20年としますと、当然平成19年度から準備に入るだろうと思いますが、これらのことについて見通しはどうかとの質疑について、この土肥と戸田の火葬場は大分古く、ご承知のとおり、伊豆市では土肥の分も含めた新しい火葬場ということで、平成20年4月に供用開始できる状況があるかと思えます。そうした中で、この土肥戸田というのは老朽化もかなり進んでいるため、今後どうするかということのご質問ではないかと解釈しますが、相当古いという憶測はしています。そうした中で、平成19年度にこの組合会計の中で、耐震とか、炉の機能検査をすべく予算を計上してあります。したがって、この結果が出た状況によって、どうするかということ、この運営の関係も含めて沼津市と協議していくという段取りで事を進めております。そうした中で判断されると思うのでご理解をいただきたいという答弁がありました。

以上の審査経過を得まして討論、採決を行った結果、付託された議案第9号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、議案第9号についての報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 続いて、福祉文教常任委員会委員長、室野英子議員。

〔福祉文教委員長 室野英子君登壇〕

福祉文教委員長（室野英子君） ただいま議長から報告を求められました議案第9号 平成19年度伊豆市一般会計予算に係る福祉文教委員会所管科目について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑等の主なものとしたしまして、教育委員会として、予算を組むに当たって、去年と違うところ、新たに充実させたところはありますかとの問いに、予算に限っては、当初7%減という目標が示されていて、それを目指して予算を組みましたが、原形よりもふえているところもあります。基本的には、事務の見直しとか改善、計画の見直しをして、節約できるところは節約をする、お金をかけるところはかけるというのが基

本方針です。一番大きなものは天城給食センターですとの答弁がありました。

次に、教育費が総合計で17億3,700万円ですが、将来を見据えた予算を組みましたか。例えば、学校の統廃合とか、給食センターとかとの質疑には、現に子供たちもいますし、現実的な対応も十分考えていかざるを得ないと考えています。例えば、給食センターですが、市内の真ん中に1つつくればいいという考え方もあります。仮に5,000食くらいの施設をつくとすると、20億円近く、また、用地を含めるとどのくらいになるかわかりませんが、そこまでお金をかけるよりも、今いいものがありますので、使えるうちは使って、10年、20年たち、時代の要請も変わってくると思いますので、それはそのときに考えればいいと思います。また、統合についても同じ考えだと思います。皆さんの気持ちを尊重しながら統合していくという考え方、現実的な対応をするということの方が大事だと思いますという答弁がありました。

また、市長より、もっと将来を考えて、10年後はどうするのかというランドデザインを議論しないと始まらないと思うので、ぜひ提案し、議論していただきたいと思っているとの意見もありました。

次に、381ページ、天城給食センター改修の関係について、O-157とノロウイルス対策ということでしたが、他の給食をつくっている施設はどうなのかということと、この改修によって土肥の給食センターを廃止するということですが、交通量の問題等、検討しなければならない課題があると思いますが、その上でこの方針を出したのですかとの問いに対し、天城給食センターの改修の目的は、O-157対策が主な目的です。他の施設は、中伊豆の給食センターと修善寺中学校以外はその対策ができていませんので、できるだけ出ないように細心の注意をしてくれています。土肥の給食センターですが、あと1年稼働して、平成20年度には廃止をします。実際に走行試験も行いました。2時間という時間の中には行ける、配送できると考えていますとの答弁がありました。

119ページ、3款1項2目の在宅介護支援センター事業、これが地域包括支援センターになるというような説明だったと思いますが、この項目の支出はどのような形のものになりますかとの委員からの問いには、在宅介護支援センターは、老人福祉法の基礎がある事業で、介護保険が始まる前からありました。それが、平成18年の介護保険法の施行により地域包括支援センターが設立されました。これは、介護保険の予防事業であるとか、ケアプランの作成であるとか、権利擁護であるとかが仕事の内容で、非常に在宅介護支援センターの仕事と重複する部分があります。国は、在宅介護支援センターを縮小して、地域包括支援センターにある程度の仕事を移していてもいいということです。地域包括支援センターは、介護保険法の中で平成18、19年の2年間で必ず設置してやっていかなければだめだということになりましたので、平成19年度からは完全な地域包括支援センターにしていきたいということです。今まで在宅介護支援センターでやっていた仕事をかなりの部分地域包括支援センターにお願いするというので、1,500万円ほど昨年に比べて減っています。在宅介護支援センタ

一の仕事の内容については、施設型でやっている伊豆中央ケアセンターや土肥ホームでやっているものと社会福祉協議会に委託している中伊豆、天城でやっているこれと少し仕事の内容が違うところもありますが、来年度はここの部分を基幹的な部分、それから仕事の相談件数によっては委託することを考えておりますという答弁がありました。

次に、137ページ、13 - 40、放課後児童クラブ委託料。来年度からは放課後児童クラブと地域子供教室、教育委員会所管の事業が連携し合って放課後児童プランという形で1つで行われるようになりますが、健康福祉部としては、この放課後児童クラブの運営を来年度はどのような形に変えていくのか、それとも今のままでいくのかとの質疑に対し、プランは教育委員会の生涯学習課が所管します。放課後児童クラブの委託については、従来どおり平成19年度は健康福祉部が行います。教育委員会部局と健康福祉部との事業の整合性ですが、放課後児童クラブは、健康福祉部で従来のような形でやっていきます。プランの方は退職した先生方を利用して、放課後児童クラブの中で子供たちの宿題を見てもらうとか地域の人材を活用して、そこで放課後児童クラブを充実させるというような目的がありますとの答弁がありました。

ほかにも多くの質疑応答がありましたが、詳細は、委員会会議録をごらんいただきたく存じます。

以上、審査した後、討論はなく、採決の結果、議案第9号、福祉文教委員会所管科目については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） それでは、ここで休憩をとりたいと思います。

50分まで休憩といたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時49分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、観光経済常任委員会委員長、関邦夫議員。

〔観光経済委員長 関 邦夫君登壇〕

観光経済委員長（関 邦夫君） 議案第9号 平成19年度伊豆市一般会計予算の観光経済委員会所管科目について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

主な質疑といたしまして、201ページの19 - 40の中山間地域等直接支払交付金について。農業従事者の高齢化が進んでいる中、交付金が少なくなると農地が荒れることを意味すると思うが、その点をどのように対処の仕方を考えているのかという質疑に対し、前回の協定数から大分減りました。それは、農業をやる方々の高齢化と農業に対する意識が低下してきており、地域としてまとまりにくくなっているのが現状であるため、農地の荒廃化が心配とな

ります。この制度は途中からでも入れるので、加入していただけるように周知をしていきたいと思ひます。また、国では、一般の平地の部分での直接支払いに似た制度が平成19年度から創設されます。その制度にも加入していただきたいと思ひていますとの答弁でした。

続いて、203ページ、地産地消推進事業について。地産地消の取り組みはどのようになっているのかとの質疑に対し、地産地消の取り組みは、安心で安全なものの生産の部分、流通の部分、そして消費者との部分などいろいろあります。2月に設置しました地産地消推進協議会では、生産者、観光関係者、旅館関係者、学校給食担当の職員など各方面の方々に参加していただき、地産地消に取り組んでいこうと動き出しました。地元のものを使って消費をふやしていくにはどんな料理がつかれるのか、旅館で地元の素材を使ってどのようなものが出せるのかと考えていかなければなりません。それが地産地消につながると考えています。平成19年度は、メインにシイタケの料理を考えていきたいと思ひます。シイタケ料理ができましたら、ワサビ料理を含めてレシピ集の作成、そのほか料理講習会、料理コンテストを行いたいと考えていますが、この事業はそれほど経費がかからず、事業展開はできると思ひますとの答弁でした。

続いて、203ページ、中伊豆体験農園の管理組合は、いつごろ自主運営していける見通しを立てているのかとの質疑に対し、中伊豆体験農園の管理組合は、独自で苗の販売とかイベントを行い、ある程度収入も考えながら運営を行っています。管理組合自主運営については、全面的な指定管理は3年後ということになっていますので、そのあたりから自立の方向を考えていきたいと思ひていますとの答弁でした。

続いて、227ページ、19 - 42、観光協会補助金6,280万円は、各種事業の補助金を一本化したことから168.8%前年対比となるが、主にどのような事業の補助金を一本としたのかとの質疑に対し、以前からの事業費では、土肥サマーフェスティバル、天城ほたる祭り、修善寺もみじ祭り、天城紅葉まつり等です。なお、平成19年度の新規事業では、井上靖100周年記念事業、イラストマップ作成事業、ノスタルジックロマンの補助金、案内所運営に対する補助金、外国人誘客に対する補助金、産業振興事業で土肥旅館組合の補助金を加え6,280万円ということだそうですとの答弁でした。

続いて、観光協会への新しい補助要綱の内容はとの質疑に対し、趣旨は、市の交流人口の増大に努め、あるいは観光振興に寄与することを目的とした事業を実施する伊豆市観光協会に予算の範囲で補助金を交付する。補助の対象としては観光振興事業、補助の対象外は役員報酬、交際費、飲食費、借入金、返済金、積立金、あるいは収益事業に対する経費とその他市長が定める経費ということになっています。補助額につきましては、当該補助金年度の前々年度の入湯税の決算額の45%以内とし、かつ予算の範囲内において市長が定めるとなっていますとの答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決の結果、議案第9号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 続いて、土木水道常任委員会委員長、飯田宣夫議員。

〔土木水道委員長 飯田宣夫君登壇〕

土木水道委員長（飯田宣夫君） 15番、飯田宣夫です。

議案第9号 平成19年度伊豆市一般会計予算、土木水道常任委員会の所管科目について、主な審査の経過と結果について報告します。

まず、上下水道部の関係であります。事項別明細書に基づいて所管ページについての補足説明が行われた後、質疑を行いました。上下水道部関係についての質疑はありませんでした。

次に、土木部の関係であります。当局から特に補足説明はなく、質疑を行いました。

議案に対する質疑はありませんでしたが、委員より、265ページの都市計画推進事業に関連し、今後の都市計画の見直しについてはどうかとの関連質疑があり、都市計画決定を平成25年度を予定しています。これに向けて区域決定からマスタープランの作成を平成21年度から24年度にかけて予定しており、必然的に平成21年度までに方針を決定しておくことが必要となります。このほか、平成20年度から都市計画法の開発許可の権限移譲が県から行われる状況にありますので、旧修善寺地区については現行の見直しということになりますが、現在、天城湯ヶ島地区の天城北道路インター予定地周辺について、建物と用地関係の調査を行っており、次年度も引き続き都市計画区域にするべきか、あるいは準都市計画区域にするべきかという方向で調査を予定しており、毎年継続して調査を実施していますとの答弁がありました。

以上の質疑を得まして討論、採決を行った結果、付託されました議案第9号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、議案第9号につきましての報告を終わります。

以上です。

議長（堀江昭二君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

なお、この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に提出をお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時11分

議長（堀江昭二君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまから議案第9号 平成19年度伊豆市一般会計予算について、質疑、討論を行います。



委員長報告に対する質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。  
10番、森良雄議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

議案第9号 平成19年度伊豆市一般会計予算について、総務委員長に質問させていただきます。8款6項5目土木費、都市計画費、都市再生整備費、修善寺駅周辺整備合意形成事業3,515万7,000円について、どのようなものかご説明いただきたい。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

総務委員長。

〔総務委員長 塩谷尚司君登壇〕

総務委員長（塩谷尚司君） 森議員の質問にお答えいたします。

総務委員会では、平成19年度一般会計のときには、この問題は質疑ございませんでした。ただ、先ほどもご報告申し上げましたように、補正予算の方で来年度以降の予定、計画についても話されておりますので、その方でご理解を願いたいと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 10番、森議員。

10番（森 良雄君） 私は、一般会計予算で質問しておるんです。3,500万円で合意形成事業というんですよ。合意形成だけで3,500万円投入しよう。そうすると、これの総事業費はどのぐらいを考えているのか、どういうまちをつくらうとしているのか。どこかへ委託するんだらうと思いますけれども、やはり、委託するからには、こういうふうなものを考えてくれというふうになるんだと思うんですけれども、そういう内容をご承知なのかどうか。

それと、この駅前周辺というのはどこまで含むのか、柏久保も含むのか、駅北も含むのか、横瀬も含むのか、そういうことも何もわからない。それで3,500万円支出するんですか。お伺いしたい。

議長（堀江昭二君） 総務委員長。

総務委員長（塩谷尚司君） 総務委員会の方では、この問題について質疑がございませんので、森良雄議員が大変心配しているようですので、直接企画部の方にお聞き願いたいと思います。よろしく願います。終わります。

〔発言する人あり〕

議長（堀江昭二君） 質疑ありますか、森議員。

〔「えらい人に聞く」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） それでは、森議員の質疑は終わります。

続いて、16番、酒井勲一議員。

〔16番 酒井勲一君登壇〕

16番（酒井勲一君） では、質問いたします。

予算書177ページです。総務委員長さんに対し質問いたします。

説明の4番、広域処理施設整備事業1,453万1,000円、これは負担金のようにございますが、これが予算書にのってきたということは、当局側としても相当な決意だなと私は感じるところでございます。総務委員会といたしましてはどのような議論が出たのかお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（堀江昭二君） それでは、答弁願います。

総務委員長。

〔総務委員長 塩谷尚司君登壇〕

総務委員長（塩谷尚司君） たびたび審議がなかったということと言うのも心苦しいですが、総務委員会ではこの問題について質疑がございませんでしたので、よろしく申し上げます。

議長（堀江昭二君） 酒井議員、これでいいですか。

16番（酒井勲一君） はい。

議長（堀江昭二君） 以上で通告による質疑は終わりました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

先に反対討論から行います。

10番、森良雄議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

議案第9号 平成19年度伊豆市一般会計予算の反対討論をさせていただきます。

この予算の歳入歳出は、それぞれ152億1,700万円です。主な歳入は、市税49億2,830万円、地方交付税45億9,000万円、国庫支出金6億9,800万円、県支出金9億6,900万円、繰入金5億8,351万円、市債15億2,090万円です。主な歳入では、市税以外は他力本願の歳入と言わざるを得ません。平成18年度末の市債の借入金残高は277億1,900万円を超えます。基金は市民の大切な財産です。基金を食いつぶす予算ではありませんか。

昨日伊豆長岡の会館で、国会議員が平成19年度の国の伊豆の国市周辺の予算について説明がありましたが、私は、議員として、伊豆市でどのようなことをやるのか余りよくわかりません。本予算の審議に当たり、疑問、疑惑を指摘したい。まず、補助金、委託金、負担金の調査は、議長の調査妨害があったことを指摘しておく。どのような工事があるのかについても、議長の調査妨害があったことを指摘しておく。借地料の調査についても、堀江議長の調査妨害があったことを指摘しておく。

工事については、どこにどのような工事があるのかを把握することは、議員として当然のことです。土木部、観光経済部、上下水道部は、資料の準備をしておいていただき

い。借地料については、修善寺地区はどこにどのようなものがあるのか記載されているが、土肥地区、天城湯ヶ島地区については、地域、使用状況は不明です。堀江議長の調査妨害から見ても、この地域の借地の状況は疑惑の疑いもあります。当局は速やかに資料の準備をしておいていただきたい。

総務委員会では、委員外議員の質問を拒否したことを指摘しておく。

予算の審議は委員会に付託されましたが、議長は、予算書の項目がどの委員会に付託したのか承知していますか。総務委員会などは、付託範囲を承知して審議しているのでしょうか。ただいまの私の質疑・質問から見ても、真剣な審議がされたとは考えられません。この予算は、公共工事、土木工事優先の予算である。

その一方で、例えば、熊坂保育園では耐震補強工事の設計監理業務の委託料が計上されております。この保育園は、大雨が降ったとき、そばを流れる川があふれて浸水したことがありますか。耐震補強工事でよろしいのでしょうか。安心・安全と口先で言うばかりでなく、真剣に考える必要がないのでしょうか。なぜ建てかえができないのですか。安全な保育園をつくるべきではありませんか。たまたま子供たちがいない夜間や早朝の大雨で、人的被害がなかっただけではありませんか。安全もお天気次第では情けないではありませんか。

福祉文教委員会はこのことを承知していますか。議員の皆さん、ここにこの予算の特徴が集約されてるとは思いませんか。よく考えていただきたい。予算をどのように使うか真剣に考えましょう。子供の安全を優先すべきではないでしょうか。

健康福祉部長、来年度は保育園の入園希望者は全員入園できますか。議員の皆さん、子育てに不安がないまちをつくりませんか。保育園の入園くらいは父兄が心配のないまちにしたいものです。

市民との協働と言いながら、市民の声を無視していませんか。天城北道路のアクセス道路の建設ではいかがですか。用地の取得は順調ですか、住民の理解は得られていますか。

修善寺駅周辺整備合意形成事業は、市民の合意はどのように図られていますか。この予算書では見えませんが、補正予算では修善寺駅前地区交通環境整備事業では、1,386万円の繰越明許費が計上されている。用地の取得が難航しているのではありませんか。修善寺駅前、伊豆箱根鉄道の線路を挟み狩野川と柏久保の台地に挟まれた狭い地域です。無理な開発は住民の住む場所をなくすおそれがありますか。十分な住民との論議が必要ではありませんか。総務委員会では十分な審議がされたとは思えません。

一部の方の意見が暴走していませんか。伊豆市では、一部の方の意見で暴走することがあります。みゆき荘跡地の購入でも、結果は全部入手することができませんでした。その後の利用も、当初の目的とは違いませんか。横瀬交差点の改良でも、修善寺町は数千万円を投入していますが、きょうに至っています。湯川橋は歩行者にとって危険きわまりありません。交通の難所です。

議員の皆さん、まちづくりで最も大切なのは駐車場の確保です。現在のまちづくりでは、

駐車場の確保なくしてまちの発展はあり得ません。駐車場の確保ができないまちづくりは失敗します。修善寺駅前で大きな駐車場を確保すれば、住民を追い出すことにならないでしょうか。住民無視のまちづくりは失敗します。

伊豆市の適正財政規模は105億円です。公債費比率は17%です。伊豆市の人口は3万7,100人です。ことしじゅうに3万7,000人を割ることは考えられないでしょうか。伊豆市の人口減少は猛烈な勢いで進行しています。伊豆市の財政規模の縮小も進行します。しかる中で、議会では、合併時の建設計画のまま、土木工事優先の予算です。公共工事優先の予算です。合併特例債の使用を考える企画が進行しています。伊豆市にはJRがないと言う議員もいますが、今月18日にはダイヤ改正もあります。踊り子号の本数削減が心配されます。

さらに、心配されていたイハラサイエンスの三島進出も決定されました。残念ながら、伊豆市の総力を挙げての慰留工作はありませんでした。無為なまま優良な企業を失うことになりました。

伊豆市の適正財政規模は105億円です。この予算は152億円です。伊豆市の人口は3万7,100人です。ことしは3万7,000人を割るでしょう。人口減少を無視したまま、合併時の建設計画のまま公共工事を進めてよいのですか。伊豆市の財政規模は平成16年度は200億円を超えています。平成17年度は185億円です。平成18年度も158億円です。適正財政規模を無視したままでよろしいのでしょうか。借金は277億円あります。公債費比率は幾らでしょう。

予算書を否決した場合、行政がストップすると心配することはありません。予算案が否決された場合は、速やかに経常経費のみの予算をつくれればよいのです。伊豆市の経常費を知るにはよい機会ではないでしょうか。あしたの伊豆市を築くためにも、むだ遣いのない予算をつくりませんか。

今回の補正予算を見ても、繰越明許費が多過ぎませんか。計画ばかり先行し、市民との合意が形成されていないことがよくわかります。土地取得で難航していませんか。工事が多過ぎませんか。業者はオーバーワークにあえいでいませんか。無理のない予算をつくるべきと思いませんか。

合併特例債の残高を心配している方もいらっしゃいますが、合併特例債の利用は確実に市債を増加させます。公債比率が17%の伊豆市の財政状況は、よいとは言えません。財政規模の縮小を考えると、公債比率の上昇が心配されます。土木工事優先の予算は、伊豆市の財政を悪化させます。夕張市の悪夢の二の舞は御免こうむりたいと思います。公債比率は財政規模を分母とするんです。財政規模が縮小すれば公債比率は上昇します。

伊豆市では、昨年1月にパソコンの不正使用が発覚しました。平成18年1月に1万件を超える不正なアクセスがありました。勤務中に市の職員がパソコンで遊んでいたのです。市民に迷惑をかけていないと考えている方もいるようですが、これは給料泥棒ではありませんか。さらに、サーバーのデータが消去されている可能性も市長はお答えになっている。現実はどうなっているんでしょう。議員の皆さん、承知していますか。これは公文書の不

正な削除ではないのでしょうか。給食費の未納者のモラルが問われます。伊豆市の市長以下職員にはそれを言う資格があるのでしょうか。教育長はどう思いますか。議員の皆さんはどう考えますか。

昨年の管理職手当は4,429万円ですが、本年度の予算では4,736万円、307万円の増額です。市民の納得が得られるのでしょうか。議員の皆さん、いかがでしょう。市民に見捨てられないうちに、私たち議会が真剣に考えるときではないでしょうか。

反対討論を終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、賛成討論を行います。

20番、小野忠宏議員。

〔20番 小野忠宏君登壇〕

20番（小野忠宏君） 20番、小野忠宏です。

一般会計の賛成意見を申し上げたいと思います。

まず、合併後の諸問題をたくさん抱えておるわけなんです、予算規模、借入金の両方を圧縮しようと、そういう努力が予算書からは読み取れます。152億1,700万円という予算は、平成17年度の156億6,600万円から、2年連続で、わずかではございますが減少させてきている。それから、市債の発行予定額も、新年度は15億2,000万円と前年比で見ますと7%もの減少でございまして、借入金の年度末残高が、数字的には2%かそこらなんです、かなり減る。一般会計としての借入金の残高は160億円を割って158億円ぐらいに減ると、こういうことになっておるわけございまして、このことは、当局としてそれなりの努力をしているということが私には判断できます。

このことは、特別会計を含めた全予算を見ましてもあらわれておりまして、総合的にチープガバメントに向けての努力が十分読み取れる。合併後、ようやく伊豆市の財政の落ちつきの兆候が見えてきたかなというふうに感じております。

一転して、歳出面の方を見ますと、投資的経費、将来に向かっての投資です。この中の市の単独事業が新年度は19億6,700万円、集計しますとそういう数字になります。昨年比で見ますと4億3,000万円、28%、30%近い増加になるわけです。この将来に向かっての投資を、市民サービスの中心でございます民生費、それから衛生費、教育費、これらを減らさないでこの市の単独事業を大きく膨張させてきている。これは大変な努力であると私は判断をしておるわけでございます。

以上、この2点、予算規模及び借入金の圧縮努力、単独事業の膨張、これを評価することでございますが、ひとつ転ばぬ先のつえとして、ちょっと要望を申し上げますが、伊豆市の基準財政需要額が88億9,200万円、標準財政規模が103億5,600万円でありまして、合併後のもろもろのことを差し引いても、152億1,700万円はまだかなり大きいなど。これは当局も当然感じておられるようございまして、これらの予算規模の圧縮と、それから借入金をさらに圧縮していく。それから、将来に備えて、不時に備えて積立金の増額、こういうことに

努力をしていただくことを要望いたしまして、賛成討論にいたします。

以上です。

議長（堀江昭二君） 次に、反対討論を行います。

26番、木村建一議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 議案第9号 平成19年度伊豆市一般会計予算案に対して反対討論を行います。

国民の暮らしは、政府の景気回復のかけ声とほど遠く、特に、貧困と格差がますます深刻になっています。しかしながら、国税庁はパンフレットで、税源移譲によって所得税と住民税とをあわせた全体の税負担が変わることは基本的にありませんと。税金が変わらないから貧困と格差というのはないんだという認識ですが、しかしながら、国会審議の中で明らかになりました。一例として、夫婦と子供2人で年収700万円の世帯の場合にどれだけの負担額になるのかということをした場面がありましたが、財務省の主計局長は、所得税と住民税の合計が2006年の41万8,000円から2007年には45万9,000円になって、4万1,000円の増税になるということを確認したんです。

政府と同様、伊豆市においても、税源の差しかえなので増税はないという認識でした。すなわち、市民の懐ぐあいは変わらないんだという認識、そのもとで予算編成がされたのでは、市民の福祉と健康を守るという自治体本来の役割は果たせません。地方交付税の削減など地方切り捨ての国の政策の中での予算編成であることは承知しています。しかし、市の幹部から出る言葉は、対前年比7%の削減で予算を組んだというところがあちらこちらで聞こえてきます。これでは、もう切るに切れない消耗品や地元の切実な道路等の維持管理、補修費も、さらに切ろうとするのでしょうか。

以前の議会でも述べましたけれども、通常、対前年比で説明していただくだけではだめなんです。今年度の予算の編成によって、市民の生活と地元の営業がどうなるのか。ここには市民負担を求めるけれども、ここでは市民サービスをよくするという、市民にわかるような説明をぜひとも求めたい。

具体的な事柄に入ります。伊豆市の最大の課題になっているごみ焼却場建設について、市民が参加する場、声を聞く場の組織を検討をすると、さきの私の一般質問で市長が答弁されたことは、今までになかった答弁として私は受けとめ、今後期待します。

伊豆市のホームページに、一般廃棄物処理基本計画素案が掲載されておりますが、この中に、減量計画や市民や事業所とのごみ処理への参加などがありました。このことが先で、焼却場の規模や場所を決めるべきではないかと私は主張しております。この計画素案で気になること、それは、施設統合計画という欄がありますけれども、そこに「新清掃センター灰溶融炉機能あり」という文章です。素案とはいえ、焼却方法は灰溶融炉が前提ですか。それらも含めて計画素案を大いに勉強させていただいて、ごみの減量化、資源化、そして市民が納

得できる焼却場建設を目指していきたいと思います。

さて、今回提案されているごみ焼却整備事業は、地元住民から測定の予備調査を拒否されている中で、なぜ当初予算で測量地質調査まで行おうとするのか。ここまで予算が出てくると、市長は、堀切地区は建設予定地ではなくて決定したと私は見ました。予算案が可決されれば、議会が承認したから測量してもいいというお墨つきを市当局に与えることとなります。地元住民の感情を逆なでする予算編成です。物事には順序があります。市民の理解と納得なしに建設しないというならば、この予算は当初は外すべきだと私は思います。

次に、市当局は事あるごとに、当市の対費用効果や必要性を言いますが、市民の必要性も含めて検討したのでしょうか。その1つが虹の郷への3,000万円かけての親水公園です。虹の郷振興公社は求めたのでしょうか、市民は求めていないんです。さらに、夏休み40日フルに利用者が来るとした採算根拠、でたらめなことをうのみにして予算を計上するものではありません。

次に、土肥給食センター廃止につながる天城給食センターの改築の問題。先日、土肥給食センターに地元から給食の材料費をどれくらい入れているのかお尋ねしました。その内容を市長及び教育長、そして地産地消推進を担当する観光経済部長はご存じでしょうか。賄い材料費の約4割が地元の商店から仕入れているんです。土肥給食センターが廃止されれば、当然この4割の食材は、もう土肥地区からは仕入れないでしょう。商店の活性化対策は、修善寺駅前だけではないでしょう。土肥給食センターは、土肥地区の商店の営業を守ることにともつながるものです。経済効果優先で地元業者は切り捨てですか。再検討を求めます。

保育園の民営化について、繰り返し保護者の声を伝えます。保護者の方は、民営化がいいのかどうか分からない。だから、もっと説明を欲しいと言っているのではありませんか。民営法人選定については保護者の理解のもとで進めると約束しておきながら、どんどん民営化を進めていく。保護者の声を代弁した私と保護者の意見なんかはどうでもいい。議会答弁なんかどうでもいいという居丈高な態度は許せません。民営法人を選定しないと民営がいいのかどうか分からないから、その判断材料を提供するものではなくて、民営化のための組織であることが、今回の議会の中ではっきりしました。あなた方は幾ら民営化がいいと主張しても、保護者はわからないと言っているんだから、なぜ待とうとしないのですか。保護者に約束した、保護者の意見を聞くシステムもありません。保育園の民営化法人選定委員会の一時凍結を求めます。

農業部門で行われていた道路建設を土木関係に移したこと、行政改革の一環として評価しています。また、長年の課題であった月ヶ瀬小学校の給食室へのクーラー設置、また、定率減税半減で所得税がふえても保育料がふえないように措置をとるなどの評価はします。

伊豆市の大きな柱の1つが、今回の説明の中でも具体的に提案されていましたが、地産地消の問題です。これは要望です。地産地消推進事業の中心が大豆なんです。具体的に聞きますと、ワサビ、シイタケもほかのところでもやります。聞いてわかったんですが、地産

地消をこういうふうに掲げるならば、もっと市民にも議会にもわかりやすいような予算の配置がえをお願いしたいと思います。ぜひ、その点は、地産地消、私も大いに注目して、ともに頑張っ、本当にその産業が発展させるように願う一人ですけれども、お願いしたいと思います。

最後に、2006年に自民・公明両党が決めた定率減税の全廃で、所得税と住民税の負担額はことしからさらにふえる中、行財政の効率的な運営は地方自治体が住民の税金を財源としている以上、私は当然のことだと思ひます。しかし、そのために、住民の福祉の増進を図るといふ自治体本来の使命を放棄するのでは本末転倒です。行政の効率的運営と住民サービスの充実を両立させてこそ、本当の行政改革です。職員の知恵と提案を生かして、事務と組織のあり方や職員配置を含めて、むだを省き、住民サービス部門の充実を図ることを願って、反対討論といたします。

議長（堀江昭二君） 次に、賛成討論を行います。

16番、酒井勲一議員。

〔16番 酒井勲一君登壇〕

16番（酒井勲一君） 16番、酒井勲一です。

私は、議案第9号 平成19年度伊豆市一般会計予算について賛成の立場で発言させていただきます。

合併してから3年が経過し、ようやく大型プロジェクトへの投資が予算に目立つようになってきました。しかしながら、前年度予算を超えていないという当局側の努力は大変評価に値するものだと思います。特に驚いたことは、衛生費の中で広域処理施設整備事業への負担金1,500万円が計上されたことでもあります。当局側の大英断には敬意をあらわすものであります。

市長は一般質問の中で、堀切、熊坂だけの問題ではなく伊豆市全体の問題ですと答弁されましたが、この発言には、私は声を大にして抗議するものであります。伊豆市だけの問題ではない、伊豆市、伊豆の国市両市市民8万7,000人の問題であります。答弁を訂正していただきたいと思ひます。

また、社会的弱者、教育分野にも、十分だとは思ひませんが、かなり努力して配慮したことが見受けられます。また、当市の経常収支を考えた予算へと一歩一歩近づいていると思ひます。

以上をもちまして、賛成の討論を終わります。

議長（堀江昭二君） 以上で討論を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時53分

再開 午前11時57分



議長（堀江昭二君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

採決の前に、観光経済委員長より発言の申し出がありましたので、これを許します。

観光経済委員長、関議員。

〔観光経済委員長 関 邦夫君登壇〕

観光経済委員長（関 邦夫君） 19番、関邦夫です。

観光協会補助金6,280万円はどのような事業を一本化したのかとの答弁の中で、井上靖100周年記念事業と報告しましたが、その事業の宣伝事業として補助するものです。このように変えさせてもらいたいと思います。

議長（堀江昭二君） これより本案を採決いたします。

議案第9号 平成19年度伊豆市一般会計予算について、各委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

以上で、13時まで休憩をいたします。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時00分

議長（堀江昭二君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議案第10号～議案第22号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第8、議案第10号 平成19年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算から日程第20、議案第22号 平成19年度伊豆市温泉事業特別会計予算までの13議案を一括して議題といたします。

本案についても、各常任委員会に審査を委託してありましたので、審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

最初に、総務常任委員会委員長、塩谷尚司議員。

〔総務委員長 塩谷尚司君登壇〕

総務委員長（塩谷尚司君） ただいま議長から報告を求められました議案第10号 平成19年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

付託されました議案第10号の審査においては、補足説明、質疑ともございました。

審査の結果、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第12号 平成19年度伊豆市国民健康保険特別会計予算についての審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当議案の審査においては補足説明はありませんでしたので、主な質疑について報告いたします。

委員より、23ページ、滞納繰越4,641万円の状況と対策についての質疑に対し、これについては、一般被保険者の医療給付分の滞納繰越の平成19年度収入見込み額です。滞納整理については、総務部税務課と相談しながら呼び出しをかけて、納税相談・口座振替の奨励等を行っており、平成18年度についてはまだ閉まっていませんが、対前年比よりも収納率は上がると見込んでいますとの答弁がありました。

こうした審査経過を得まして討論、採決を行った結果、付託されました議案第12号については、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号 平成19年度伊豆市老人保健特別会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

委員より、歳入の基金交付金、また、国・県・市の負担割合はどうかという質疑に対し、拠出金等の負担割合ですけれども、まず、基金の交付金が、50%です。そして、公費の方で国・県・市町村で50%ですけれども、国が33.33%、県が8.33%、市が8.33%になります。

こうした審査経過を得まして討論、採決を行った結果、付託されました議案第13号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、議案第10号、議案第12号及び議案第13号についての委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 続いて、福祉文教常任委員会委員長、室野英子議員。

〔福祉文教委員長 室野英子君登壇〕

福祉文教委員長（室野英子君） ただいま議長から報告を求められました議案第14号 平成19年度伊豆市介護保険特別会計予算について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑等の主なものといたしまして、包括支援センターの体制についての説明を求める質疑があり、臨時職員を1名から2名に増員、包括の職員として4名を社会福祉法人等から派遣してもらうことにしたとの説明がありました。

また、介護サービスの利用限度額に対する平均利用率などのデータを予算編成に役立てているかとの質疑に対し、限度額に対する平均利用率を参考にしているとの答弁がありました。

さらに、低所得者層の介護サービス利用に係る自己負担金を減免する考えはないかとの質疑に対し、考えていないとの答弁がありました。

以上審査した後、討論はなく、採決の結果、議案第14号は賛成多数で原案のとおり可決す

べきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、観光経済常任委員会委員長、関邦夫議員。

〔観光経済委員長 関 邦夫君登壇〕

観光経済委員長（関 邦夫君） 19番、関邦夫です。

それでは、議案第18号、議案第19号、議案第20号の審査の過程と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第18号 平成19年度伊豆市湯の国会館事業特別会計予算についてご報告申し上げます。

177ページ、使用料及び手数料が前年度から325万円の減額となった根拠は何かとの質疑に対し、合併して年々市民の利用がふえており、合併前は町民30%程度でしたが、現在は50%近くまで市民の利用が増加しています。しかし、市民の使用料は半額のため1人当たりの単価が下がり、入館者数は数年横ばいであり、総額では下がっている状態ですとの答弁でした。

将来的にはどのように推移すると考えるかの質疑に対し、現在湯の国会館敷地については3名の方から借地をしています。そのうちの1人から買ってくれないかとの申し出があり、その話がまだ決定していません。その結果、土地返却となった場合には、現在の駐車場が全くなくなる形になり、休憩室の一部もなくなります。そのようになりますと会館の運営自体も危ぶまれます。今後その話が解決しないと、運営の方はできなくなると思われま

す。178ページ、基金繰入金による事業と今後の基金はとの質疑に対し、基金繰入金で平成18年度は井戸の洗浄とポンプの入れかえ工事を実施しました。平成19年度の基金繰入金800万円では、開館当時から使用していますボイラーの取り替え工事のための繰入金となっています。基金は現在1,700万円と少なくなり、平成19年度で残が約100万円となるため、平成18年度3月には100万円の基金繰り入れをする予定です。収入がある段階で、これからも基金への繰り入れは行いたいと思っておりますとの答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決の結果、議案第18号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 平成19年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計予算について報告いたします。

主な質疑として、今後の事業運営方針はとの質疑に対し、湯の国会館、天城温泉会館、昭和の森の3つの施設について、市営施設運営委員に諮問したところです。その答申を受けて検討したいと考えていますとの答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決の結果、議案第19号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 平成19年度伊豆市天城ふるさと広場事業特別会計予算について報告いたします。

主な質疑は、指定管理者とするのはいつごろを考えていますか。また、その指定管理者をどこにするか考えていますかとの質疑に対し、時期は10月ごろを考えています。指定管理者は公募をすることになると思いますとの答弁でした。

平塚市と剰余金の処分について、その後の経過はとの質疑に対して、今年度まで平塚市の事務委託を受けて行っており、平成18年度の決算を行い剰余金の額が決定します。そこから修繕を行う予定となっており、その修繕費を差し引いた額を平塚市として協議により、その処分をすることになります。現段階では額が確定していませんが、予算として500万円を見込んでいますとの答弁でした。

216ページ、一般会計繰入金と天城ドーム管理委託繰入金の説明をお願いしますとの質疑に、一般会計からの繰入金352万2,000円は、天城ドーム以外の収支の不足が350万2,000円となることから、この額になります。天城ドーム管理委託繰入金は、天城ドームの実質的な管理をふるさと広場の職員が行っていますので、この会計に繰り入れていただきます。平成19年度の繰入金は、天城ドームの屋根の雨漏りがあるため、その修繕費が1,000万円。その他電気代等で天城ドーム関係は1,260万円の予定となります。

質疑終結後、討論はなく、採決の結果、議案第20号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 続いて、土木水道常任委員会委員長、飯田宣夫議員。

〔土木水道委員長 飯田宣夫君登壇〕

土木水道委員長（飯田宣夫君） ただいま議長から報告を求められました議案第11号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第21号及び議案第22号の6件の予算の審査結果について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず初めに、議案第11号 平成19年度伊豆市天城北道路用地取得特別会計予算について、主な審査の経過と結果について報告します。

初めに、当局から補足説明が行われた後、質疑を行いました。

主な質疑ではありますが、まず、委員より、この会計は何年度で終了するかとの質問に、平成20年度で終了するとの答弁がありました。

なお、関連の質問としまして、大平から先の土地収用の見込みや篠原のインターの計画状況や矢熊以降の月ヶ瀬地区の用地取得状況等の質疑があり、滝沢川から矢熊までの事業対象は70%程度の収用状況にありますとの答えでした。なお、現在、国との打ち合わせでは、矢熊までの範囲で大平滝沢川から矢熊の範囲を対象に用地交渉を進めておりますということでした。平成19年度につきましては、引き続き残る30%の用地交渉となります。国は、月ヶ瀬地区の事業着手について現在のところ予定が立っていないということです。なお、地権者数は100件の対象がありますので、20件ほどの残りがありますとの説明がありました。

以上の質疑を得まして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第11号につしまし

ては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第15号 平成19年度伊豆市簡易水道事業特別会計予算についてであります。

初めに当局から補足説明が行われた後、質疑を行いました。

主な質疑であります。委員より、111ページの広野水道配水池借地料について、広野地区には使用形態としての家がないのではないかの質疑に対しまして、広野にはれっきとした給水戸数があり、そこでは牧場が営まれており、大沢の簡易水道からポンプアップしていますとの答弁がありました。

以上の質疑を得まして討論、採決を行った結果、付託されました議案第15号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 平成19年度伊豆市下水道事業特別会計予算についてであります。

初めに当局から補足説明が行われた後、質疑を行いました。

主な質疑であります。まず、委員より、中伊豆地区における加入金と利子補給制度等の状況についての質疑に対しまして、中伊豆地区については利子補給制度はなく、無利子貸付制度となっており、143ページの21 - 40、排水施設設置資金貸付金として1件当たり50万円として、4件分の200万円を計上してありますとの答弁がありました。

その他、下水道加入率の促進に対する意見もありまして、委員より、整備の前後で河川の水質調査比較をし、市民に整備の効果として公表できないのかとの提言に対しまして、独自では費用的に難しいが、環境衛生課に水質保全協議会の方で調査したデータがあると思うので、確認してみますとの答弁がありました。

以上の質疑を得まして討論、採決を行った結果、付託されました議案第16号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 平成19年度伊豆市農業集落排水事業特別会計予算についてありますが、初めに当局から補足説明が行われた後、質疑を行いました。

主な質疑であります。委員より、169ページ、2款1項1目の施設費、19 - 40、団体営調査負担金96万6,000円はどのようなものかとの質疑に対しまして、修善寺の加殿処理場が完成後かなり年数が経過し、維持管理面から当初にこの施設の設計に携わった県の土地連合会に委託するものですとの答弁がありました。

次に、委員より、処理場の維持管理費削減に向けて、関連質疑として、中伊豆の冷川地区農業集落排水処理施設を公共下水道の方に接続、切りかえ可能かという質疑に対しまして、現行では、流域・公共・特定環境保全公共下水道が国土交通省、農業集落排水は農林水産省ということで、現状では制度上できないが、規制緩和が進み、そうしたものが一括処理する場所が出てくれば可能かと思うという答弁がありました。

さらに、委員より、将来的に処理施設を維持するのに、1つ減れば経費的に大分楽になるというような面もあるので、規制緩和が進めば技術的に可能なのかという質疑に対して、処

理施設、管渠の径については、時間最大流量を基本にして設計しており、一般的に計画区域内の全部の家庭がトイレもお風呂も台所の水も一遍に流したときにどれだけの水が流れるかということで、管渠や処理場施設を決めている。例えば、流域下水道では、当時、1人当たり1,000リットル、実質は400リットル程度ですから、倍以上さらに余裕率を見込んでいることから、実質的にはかなりの余裕があります。また、修善寺の熊坂あたりは900ミリメートルという大きな断面となっていますとの答弁がありました。

以上の質疑を得まして討論、採決を行った結果、付託されました議案第17号につきまして、討論もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 平成19年度伊豆市上水道事業会計予算についてであります。初めに当局から補足説明が行われた後、質疑を行いました。

特に議案に対する質疑はありませんでしたが、まず、委員より、今後の営業収益の見込みに関連して、合併4年目を迎え、ある程度の水道料金統一の見通しはどうかとの質疑に対し、旧3町の水道料金の統一、土肥地区の八木沢を含めた水道施設の改良について、おおむねの事業費は算出できており、非常に財源が厳しい状況から、どこまで行けるかという段階まで来ています。もう少し財政当局と煮詰めて、どれだけ有利な資金が受けられるかというような点もありますので、料金改定につきましては、今の状況では5年を過ぎたあたりと考えています。実際の事業費を確定する必要もありますので、ご理解を願いたいとの答弁がありました。

次に、委員より、以前1市2制度の話があったが、今もそのような考えかということに對しまして、土肥地区の水道料金と他の地区との格差が大きく、いずれにせよ合併による急激な変化というのは好ましくないだろうという考えもあり、最終的に統一するにしても、少し段階を踏んで調整していきたいとの答弁がありました。

続いて、委員より、八幡の配水タンク構想の状況と見通しを聞きたいとの質疑に対し、専門業者の調査の結果、1,000トンで十分賄えるとの結果が出ているので、あとはどういった資金でどういう計画で実施するかという段階に来ているので、もう少しそういった財源的な部分を財政当局と煮詰めさせていただき、報告できるようにしたいので、しばらく待っていただきたいとの答弁がありました。

さらに、委員より、末端管渠となっている家庭などで水道が非常ににくい状況も聞いているので、早急に工事の実施をお願いしたいという意見がありました。

また、委員より、八木沢地区を含めた土肥地区の計画状況はどのようになっているのかという質疑に対し、小土肥と土肥地区については、ほぼ計画を完成し、財源調整の段階にあります。八木沢連合区長から各地区ごとの承諾書の提出がありました。一応計画はできているので、実施に向けて財源的調整を図りながらできるだけ早くというように考えておりますということの答弁がありました。

続いて、委員より、八木沢から先の南の方も同意が得られたということかとの質疑に対し

て、120トンぐらいの非常によい水源も提供するという確約がとれているので、不足分を地下水で補う等の検討に入る時期に来ているとの答弁がありました。

さらに、委員より、土肥時代にあったかんがい用水を上水道に利用するというような考えは現在どうなっているのかという質疑に対しまして、水質的に鉄分が上水道の許可範囲の上限ぎりぎりにあることや、また、仮にどの程度使われるかということもあり、余り不確定なものに水源を求めるのはどうかと思うという答弁がありました。

以上の質疑を得まして討論、採決を行った結果、付託されました議案第21号につきまして、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号 平成19年度伊豆市温泉事業特別会計予算についてであります。初めに当局から補足説明が行われた後、質疑を行いました。

特に議案に対する質疑はありませんでしたが、委員より、経理的によい状況にあるようだが、埋設管の状況によってはいつどうなるかわからないというようなこともあるので、埋設管等の状況はどうかという質疑に対しまして、本線は10キロメートルあり、うち4キロメートル強は更新されていない管渠があり、材質も石綿管のため、その更新が急務です。なお、予算計上されている土肥温泉集湯施設改良工事費9,400万円は、36年経過し、かなり古くなった施設を改良するものですとの答弁がありました。

このほかに、委員から、組合化に向けた幾つかの意見も出され、当局から、中伊豆地区との関係などさまざまな検討課題もあり、なかなか難しいとの見解が述べられました。

以上の質疑を得まして討論、採決を行った結果、付託されました議案第22号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、議案第11号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第21号及び議案第22号の6件の特別会計及び企業会計に関する審査の経過と結果についての報告を終わります。

以上です。

議長（堀江昭二君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に提出願います。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時32分

議長（堀江昭二君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまから、議案第10号 平成19年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算から議案第22号 平成19年度伊豆市温泉事業特別会計予算までの質疑、討論を行います。

質疑通告がありませんので、質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。先に反対討論から行います。

26番、木村建一議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 議案第12号 平成19年度伊豆市国民健康保険特別会計予算について、まず反対討論を行います。

毎年、医療費は年平均約9,600万円ずつふえるから、これでは医療費の支出が大変で国保会計が赤字になりますということで一昨年値上げされました。さて、私はそこで比較をしてきました。9,600万円ずつふえるだろうというその中身は、医療給付費と療養費と高額療養費ですから、同じ比較検討をさせていただきました。

平成16年度の今お話しした医療給付費は23億1,000万円です。平成17年度は少し上がって23億7,000万円です。ここまでは実績です。平成18年度の決算見込み、補正予算が今回上程されて可決されましたので、まずそのあたりだろうと、ほぼ近いだろうという推測なんです。そうしますと、ここは25億7,000万円です。今年度はどういうふうに医療費を予想して予算計上しているかということ、27億円なんです。

今後の医療費の伸びを推測するに当たって、極めて難しさというのはあるわけですが、以前にもお話ししましたが、単年度だけでみるのではなくて、過去数年間の医療費の伸びを考えて立てるとというのが、基本的には常識になっている。そうしますと、平均は24億1,000万円です。対前年比との予算だけで比較すると、当初赤字になるであろうと予想した、9,600万円ふえるであろうという推測に成り立つわけですが、1つは、そういう過去の医療費の実績から見て、医療費の伸びを過大に見ていないのか。

個々の会計上歳出される医療費を先に予測して、そして歳入を考えていくという独自の予算立てですが、そういうふうに27億円ふえるであろうという予想のもとで立てていきますから、そうすると、基金を取り崩さないとうちも収支のバランスができないということで、今の国保税だけでは賄えないのかなという印象を与えます。したがって、医療費の伸びを過大に見ていませんか。したがって、当初予算から基金を取り崩す必要はないというふうに判断をしております。

もう一つは、先ほど委員長が報告のあった収納率の関係です。滞納の収納率をどう見ているのかということでの資料等々も担当の方からいただきましたが、平成17年度、18年度を振り返ってみますと、滞納だけ見てみますと、今までの実績です。平成17年度、それから18年度、ほぼ決算値に近いであろうという収納率を見ていきますと、滞納に対して約16%なんです。しかしながら、今回の収納率、当初予算では12%。そうしますと、またますます滞納がふえるのではないだろうかという予想を立てざるを得ません。

確かに、この滞納を克服していくということは、今の国保加入者の家計状況から見て大変さというのはわかりますが、かといって、すべてがすべて苦しい人ばかりだとは、私は見て



いません。注意するに当たって、滞納を克服するに当たって、本当に生活困窮者に対しての滞納の相談と、それから、言い方は悪いですが、あるのにお払いしないという方との区別はしっかりとさせていただいて、滞納整理に当たっていただくことを望むものです。

最後に、一般会計からの繰り入れの問題について、今回はないんですが、ずっとありませんが、すべて国保加入者で賄うべきなのか。そうだという意見が往々にしてあるわけですが、上水道会計、それから天城温泉会計、ところどころ一般会計から、すなわち市民全体の税金をその特別会計等に補てんをしております。なぜ補てんするのか。それぞれの特別会計の経営を維持する、成り立たせるために一般会計から入れていると思います。国保会計だって同じこと、国保加入者の生活を守って、健康を保持していくために、その制度を市民全体で支えていってどこに問題があるというのでしょうか。

国保加入者は、繰り返し繰り返し言っていますけれども、別に固定されているわけではありません。今の時節柄、突然首を切られて、社会保険に入っていた方が国保に入らざるを得ないという状況が往々にして見受けられます。伊豆の国市では1億円の法定外の一般会計からの補てんを今年度もやっているということを最後につけ加えまして、反対討論を終わります。

次に、議案第14号 平成19年度伊豆市介護保険特別会計予算について。

私は、百年安心の年金は本当にどこへ行ったのかなと思っています。年を追うごとにお年寄りが手にする年金が減っています。老年者控除の廃止、公的年金の控除の縮小、特別減税の半減、廃止、次から次へと負担の公平を理由にしてお年寄りいじめが始まっています。

さて、大もとは国の問題、国の政策の大きな誤りが、地方自治体にも、それから介護保険に入っていらっしゃる方にも影響があるというふうに見ていますが、政府に対して、調整交付金というのがありますが、そのうちの5%を別枠にして国庫負担を25%から30%に引き上げること。全国市長会は、今言った別枠化を要求しているんですけども、我が市で当局から、そんな話題、要求するというお話をぜひとも聞きたいというように思っています。

低所得者対策に、保険料については減免措置がありますが、利用についてはありません。支払い義務のない、住民税すら払わない人のことも含めて、低所得者の方々への在宅介護サービスの利用料の独自助成、訪問入浴介護、訪問介護、訪問リハビリ等々、たくさんの在宅介護サービスがあります。すべてにわたって独自減免を求めるものです。

最後に、報告、詳細説明等々を受けているわけですけども、いつも全体の介護保険料は幾らかかる予定ですという説明をよく受けます。残念ながら、そこにはお年寄りの生活は全く反映されずに、ただ数字だけが並んでいます。どれほどの年金収入の中から必要経費を払い、さらに介護保険料、それから利用料を払っているのか、実態の報告を今後強く求めて反対討論を終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、賛成討論を行います。

4番、内田勝行議員。

〔 4 番 内田勝行君登壇 〕

4 番（内田勝行君） 4 番、内田勝行。

議案第12号 平成19年度伊豆市国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

まず、歳入のうち国保税ですが、被保険者数が多少減少することを見込み、対前年比101.9%が計上されております。伊豆市の国保税の位置は、県内21保険者中一番税率の低い熱海市の次に位置していると聞いております。また、療養給付費等交付金は、前年度に引き続き医療費の増額が見込まれることから増額計上され、共同事業交付金は、保険財政共同安定化事業が平成18年度に創設されたことに伴い、大幅な増額計上が行われております。

次に、歳出ですが、保険給付費について、医療費の増額が見込まれることから対前年度比103.6%と増額されており、保健事業費については、医療費抑制の観点から医療費通知や人間ドック等の保健事業費が計上されるなど、訪問健康相談事業等6事業を中心に事業実施すべく、予算計上されております。

以上のように、歳入である国保税の伸びは対前年比101.9%であり、歳出の主な保険給付費の合計が対前年比103.6%と医療費の抑制に努めるといふ、国民健康保険特別会計の健全な予算となっております。

以上のことから、私は本案に賛成をいたします。

議長（堀江昭二君） 続いて、賛成討論を行います。

9 番、飯田正志議員。

〔 9 番 飯田正志君登壇 〕

9 番（飯田正志君） 議案第14号 平成19年度伊豆市介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

本予算は総額約26億4,800万円で、その大半の約25億円が保険給付費であり、その中身として、介護給付費が前年比14%の増、地域支援事業が47%増加していますが、昨年11月に開業した地域密着型介護サービスのための北狩野ケアセンターやことし8月に開設が予定されている施設介護サービスのための特養中伊豆の給付費などが見込まれており、第3期介護保険事業計画が、2年目にして形があるものとして着実に展開されているものと評価いたします。

地域支援事業については大幅に増額となり、地域包括支援センターの機能を強化する病院体制の整備が盛り込まれております。これらのことは、介護を受ける側にとってみれば、より多くの介護サービスを受けられる選択肢がふえたこととなりますが、財政の面から見ますと、このままふえ続けることが果たしてよいのか考えるところです。

しかしながら、伊豆市の高齢者は加速的に増加しています。高齢者が増加すると、介護が必要になる人が増加することになることは予想ができます。そうなりますと、保険料を幾ら上げて追いつきません。そこで、近所に引きこもりぎみの高齢者がいれば、基本健診を受

けるように指導し、サロンを初め地域の集まりや行事に参加するように勧めるなど地域ぐるみで取り組む必要があると思います。行政としても、介護予防のための施策をなお一層推進することとその効果があらわれることを期待いたしまして、賛成討論といたします。

議長（堀江昭二君） 続けて、賛成討論を行います。

12番、磯晴雄議員。

〔12番 磯 晴雄君登壇〕

12番（磯 晴雄君） 賛成討論を行います。12番、磯です。

議案第19号 平成19年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

平成19年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,901万円と定められました。対前年比770万円の減と緊縮型の予算となっています。もともとこの施設は市民の健康増進といやしの場としてつくられたもので、今後も市民の利用が期待されます。昨年はTO-JI博覧会の会場とし、多くの方々に利用されました。また、本年は一般会計より繰入金4,100万円と対前年比300万円の減と減額されており、今年度は一層の営業努力を期待し、この施設の今後の方針を期待されております。さらに、この施設は市施設審議委員会等の方針待ちであることを申し添え、賛成の立場で討論いたします。

議長（堀江昭二君） 以上で討論を終了いたします。

これより分割採決いたします。

まず、議案第10号 平成19年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 平成19年度伊豆市天城北道路用地取得特別会計予算を採決いたします。

本案について、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 平成19年度伊豆市国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案について、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 平成19年度伊豆市老人保健特別会計予算を採決いたします。

本案について、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 平成19年度伊豆市介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案について、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 平成19年度伊豆市簡易水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案について、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 平成19年度伊豆市下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案について、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 平成19年度伊豆市農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。

本案について、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 平成19年度伊豆市湯の国会館事業特別会計予算を採決いたします。

本案について、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 平成19年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計予算を採決いたします。

本案について、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 平成19年度伊豆市天城ふるさと広場事業特別会計予算を採決いたします。

本案について、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成19年度伊豆市上水道事業会計予算を採決いたします。

本案について、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 平成19年度伊豆市温泉事業特別会計予算を採決いたします。

本案について、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

ここで2時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時04分

議長（堀江昭二君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議案第27号、議案第30号～議案第35号の委員長報告、質疑、討

## 論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第21、議案第27号 伊豆市消防団条例の一部改正についてから日程第27、議案第35号 伊豆市旧土肥町地区過疎地域自立促進計画の変更についてまでの7議案を一括して議題といたします。

本案についても、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

最初に、総務常任委員会委員長、塩谷尚司議員。

〔総務委員長 塩谷尚司君登壇〕

総務委員長（塩谷尚司君） ただいま議長から報告を求められました議案第27号 伊豆市消防団条例の一部改正について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

付託されました当議案については、審査において特に補足説明、質疑ともになく、審査の結果、付託されました議案第27号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第35号 伊豆市旧土肥町地区過疎地域自立促進計画の変更について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当議案の審査においては、補足説明はありませんでしたので、主な質疑について報告いたします。

委員より、財政負担をする場合、負担率はどうかとの質疑に対し、これは県営事業ですので、まず、補助金として75%が県の持ち分としてあります。残りの25%が市の持ち分になります。この25%相当分に過疎債を適用したいということでございます。そして、過疎債が適用になりますと、交付税還元分が70%ありますので、率としては全体でかなり下がり、安くできるということです。ただ、これは5カ年計画になっているわけです。2年間というものは、果たしてどうなるかわからないという状況がありますので、これについて極論を言えば、2年以降はよろしいということもできるわけですが、やり出すとそうもいきませんので、県の方には、市とすれば極力早い時期に集中して事業をやってほしいと、極端に言えば、過疎法が適用されているうちにやってほしいということで要望してありますとの答弁がありました。

また、他の委員から、林道整備事業については、ある程度地元の了解は得ているのかとの質疑に対し、事業自体が県営ですから、我々の方でそこまで入っておりません。ただ、今までこの事業を推進するに当たっては、その推進委員会のようなものがあるように聞いております。恐らくそちらの方と県が協議し、最良の方法を、いわゆる地主さんの問題等については協議してやっていくということになるうかと思っておりますとの答弁がありました。

こうした審査経過を得まして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第35号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもって、議案第27号、議案第35号についての委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、福祉文教常任委員会委員長、室野英子議員。

〔福祉文教委員長 室野英子君登壇〕

福祉文教委員長（室野英子君） ただいま議長から報告を求められました議案第30号 伊豆市心身障害者小規模授産所条例の一部改正についてと議案第33号 伊豆市都市公園条例の一部改正についてと議案第34号 伊豆市立図書館条例の一部改正についてのご報告を申し上げます。

まず、議案第30号 伊豆市心身障害者小規模授産所条例の一部改正について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑等の主なものといたしまして、中豆授産所が新制度の就労継続支援B型の施設という位置づけとなると、就労移行支援を希望する方々への支援はどうなりますかとの質疑に対し、新制度に移行しても、今までの方々を排除するものではありません。市としては、継続のB型は残していきたい。民間施設も支援していきたいとの答弁がありました。

以上、審査した結果、反対討論があり、採決の結果、議案第30号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第33号 伊豆市都市公園条例の一部改正について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑等の主なものといたしまして、教育委員会が管轄する運動施設から狩野川公園のテニスコートとグラウンドを外すということですが、今回の提案の意味は何かとの質疑に対し、狩野川公園のテニスコートとグラウンドは教育委員会、遊び場などは観光商工課の管轄というのはおかしい。1つにして都市公園として総合的に管理していくとのとの答弁がありました。

以上、審査した後、討論はなく、採決の結果、議案第33号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第34号 伊豆市立図書館条例の一部改正について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑の主なものとしまして、なぜ指定管理者がいいのかとの質疑につきまして、図書館の運営について非常に研究していて有能な会社がある。市民にもっと図書館を利用してほしいから指定管理を考えるのであって、経費がペイできればやってもらった方がいいのではないかと。しかし、図書館の効果的運営のノウハウが我々に早く身につけば必要ないと思う。できない場合は導入も考えなければならないので、条例を前もって変更しておきたいとの答弁がありました。

以上、審査した後、反対討論があり、採決の結果、議案第34号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案第30号、議案第33号、議案第34号の委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、観光経済常任委員会委員長、関邦夫議員。

〔観光経済委員長 関 邦夫君登壇〕

観光経済委員長（関 邦夫君） それでは、議案第31号、議案第32号の審査の経過と結果についてご報告いたします。

まず、議案第31号 伊豆市天城ふるさと広場条例の一部改正についてご報告いたします。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第31号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号 伊豆市立公園六仙の里条例の一部改正についてご報告いたします。

当議案の審査の過程における質疑の主なものといたしまして、パターゴルフ場が廃止になることについて地元の反応はとの質疑に対して、パターゴルフ場を利用されている方は、ほとんど市外の方が利用されていたので、地元での反対などは特にありません。年間に60万円から70万円ぐらいの使用料収入であり、新しく改修するには至らないとの判断をいたしました。

質疑終了後、討論はなく、採決の結果、議案第32号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

なお、この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し質疑、討論のある議員は、通告書を議長に提出願います。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時17分

議長（堀江昭二君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまから議案第27号 伊豆市消防団条例の一部改正についてから議案第35号 伊豆市旧土肥町地区過疎地域自立促進計画の変更についてまでの質疑、討論を行います。

これより委員長報告に対する質疑に入るのですが、質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

先に反対討論から行います。

26番、木村建一議員。

〔26番 木村建一君登壇〕



26番（木村建一君） 議案第34号、すなわち、伊豆市立図書館を指定管理者にしたいという提案ですけれども、今、委員長報告はありましたが、なぜ図書館までも指定管理者にしたいのか、その理由はわかりません。導入効果ができれば指定管理者を導入したいという、どういう結果があるのか今から調査しましょうということでしょう。なぜ、市が運営して管理して不都合があるのか、さっぱりわかりません。

ましてや、調査したいという状況の中で、市当局にこのまま認めると、私は丸投げして白紙委任したということになります。議会は、もはやその機能を果たさなくてよいとみずから認めたことになります。具体的に、指定管理者にした場合、どういうふうに市民への図書館利用のサービスが向上するのか、その時点に立って話し合われても何らおかしくないというふうに判断をいたしますので、反対をいたします。

議長（堀江昭二君） 次に、賛成討論を行います。

1番、杉山誠議員。

〔1番 杉山 誠君登壇〕

1番（杉山 誠君） 1番、杉山誠です。

議案第34号 伊豆市立図書館条例の一部改正について、賛成の立場から討論をいたします。

指定管理者制度を導入する目的は、多様化する住民のニーズに適切にこたえるため、民間のノウハウや能力を活用し、質の高いサービスを提供するとともに、コストの削減を図るといふねらいもあります。

全国で初めて指定管理者制度を導入した山梨県山中湖村の山中湖情報創造館では、NPO法人が運営をして、午後9時までの開館や24時間の貸し出し、返却を実施しています。カウンター業務から解放された職員は利用者の相談に時間がとれ、質の高いサービスが評価されており、年間経費も、村の試算によれば700万円節約できたそうです。

伊豆市立図書館条例の一部改正は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者に図書館の管理に関する業務を行わせることができるとするもので、指定管理者が行う業務の範囲や現行の事業の継続なども明確に定めており、今後伊豆市立図書館が生涯学習の拠点としてさらに住民のニーズにこたえていける存在となることを期待して、賛成の討論といたします。

以上です。

議長（堀江昭二君） 以上で討論を終了いたしました。

これより分割採決いたします。

議案第27号 伊豆市消防団条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 伊豆市心身障害者小規模授産所条例の一部改正について採決いたします。

本案について委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 伊豆市天城ふるさと広場条例の一部改正について採決いたします。

本案について委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 伊豆市立公園六仙の里条例の一部改正について採決いたします。

本案について委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 伊豆市都市公園条例の一部改正について採決いたします。

本案について委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 伊豆市立図書館条例の一部改正について採決いたします。

本案について委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 伊豆市旧土肥町地区過疎地域自立促進計画の変更について採決いたします。

本案について委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第28、請願第2号、継続審査となっておりました遠距離通学費補助制度の見直しを求める請願を議題といたします。

本件については、12月定例会で審査され、福祉文教常任委員会に継続審査となっておりました。審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長、室野英子議員。

〔福祉文教委員長 室野英子君登壇〕

福祉文教委員長（室野英子君） ただいま議長から報告を求められました、昨年12月定例会、平成18年第4回伊豆市議会定例会において継続審査となっておりました請願第2号 遠距離通学費補助制度の見直しを求める請願についての審査の経過と結果をご報告申し上げます。

閉会中の本請願審査に当たりまして、当委員会では、審査の基本として、願意が妥当であること、さらに、願意は妥当であっても実現の可能性はどうかという点を基本に審査を行いました。

初めに、平成19年2月5日に、請願者鈴木氏に出席を求め、請願の願意並びに個別事項についての説明聴取を行いました。また、平成19年2月22日に、請願個別事項である4項目について、実現の可能性を検証し、請願の採択を行いました。

それでは、審査の経過の詳細について報告いたします。

各委員より、請願願意のとらえ方について確認した結果、委員の方々の見解ではありますが、平等性に対する考え方に疑問があり反対である。地域によっては合併により補助金を受けられるようになった地域もあり、また制度統一過程にあることから難しい。旧制度との格差に対する衝撃は理解できるが、市として統一した制度を目指す過程にあることから、非現実的な要望であると考えられるため、実現には少し難がある。現状においては、入学時期、また在校生において格差がある現状から、学校からの距離の違いによる負担額の公平のための軽減は当然のことであり、見直しについての要請は賛成である。格差是正を求める当請願の願意は妥当であり賛成である。委員各位から以上のような見解が示されました。

次に、4項目の実現の可能性の検証結果に対する意見ではありますが、まず、1点目の平成17年度の補助額を下回らないことを前提に、遠距離通学費の保護者負担額を一律にすることについては、保護者負担を一律とすることは、バス通学以外との関係を考慮すると統一に難があり、実現は難しいと考える。ただし、高額負担者の気持ちを考えると、一律に近づけるようにする余地はあると思う。通学方法が多様であるため、一律ということは難しい。

旧4町の差別を解消する趣旨に沿って、平成19年度までに是正を目指している状況にあることから望ましくない。負担の平等性、学校からの遠近は個々の都合でなったものではないので、現行制度自体が不平等である。金銭面からも実現性はあると考える。徐々に負担が増すことに対しての是正を求めるものであり、保護者の立場から望ましい。金銭的にも可能と考える。委員より以上のような見解が示され、実現の可能性に対する見解が分かれました。

次に、2点目の公共交通機関の利用通学と他の方法による通学は別計算の補助制度とすることについてであります。現行制度上も別計算となっていると思うが、どのような趣旨が不明である。願意から、現行制度と切り離し、バス通学に対して別途検討を希望するのが妥当ではないか。委員より以上のような見解が示され、趣旨のとらえ方の違いから意見が分かれ、別計算の補助制度とすることに対する実現の可能性の確認は不可能でありました。

次に、3点目の通学用回数券も補助の対象とすることについてであります。現行制度が通学距離を基本とする制度であり、別途バス通学のみを切り離すことは不可能であるとの見解が述べられました。

最後に、補助金の支払い期間を年3回、5月、9月、1月とすることについてであります。5、9、1月での年3回の補助金の支払いについては困難である。ただし、年3回の支払いについては、保護者の負担軽減を図る上で、5、9、1月に限定せず、例えば、8月、12月、3月の3回にすると善処されるよう、委員の総意として希望することが確認されました。

以上、各委員から意見を聴取した後、採決に先立ち討論の有無を確認したところ、討論はありませんでした。続いて採決を行った結果、遠距離通学費補助制度の見直しを求める請願については、採択とすることに対する賛成者は少数でありました。

よって、委員会としては、不採択とすべきものと決定いたしました。

なお、先ほども申し上げましたが、委員会としては、個別事情の実現性の検証におきまして、補助金の支払い期間を年3回、5月、9月、1月とすることにつきましてのみ、要望のあった5月、9月、1月での年3回の補助金の支払いの実現性は難しいが、ただし、年3回の支払いについて保護者の負担軽減を図る上で、5月、9月、1月に限定せずに、例えば、8月、12月、3月の3回にする等、善処されるよう、委員会の総意として希望するものであることを申し添えて、委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し質疑、討論のある議員は、通告書を議長に提出願います。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時39分

議長（堀江昭二君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまから、請願第2号について、質疑、討論を行います。

これより委員長報告に対する質疑に入るのですが、質疑の通告がありませんので質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

先に、委員長報告に対する反対討論から行います。

19番、関議員。

〔19番 関邦夫君登壇〕

19番（関 邦夫君） 19番、関邦夫です。

不採択に反対の立場で討論を行います。

議員の話を聞いていると、私の発言に対し誤解があるようですので、一言加えさせてもらいます。

小下田・八木沢地区は、学校統合で遠距離になったが、助成で負担増にならないようにしてやってきました。伊豆市になり5万円、6万円という負担増になり保護者は大変なので、何とか軽減できないかをお願いしてきました。土肥でできたことがなぜ伊豆市にできないかと聞いているのであって、土肥だけ優遇してくれと言っているわけではありません。伊豆市全体として考えて、土肥でできたのだから、伊豆市でも大きな助成をすべてのところにするべきではないかと質問を繰り返したわけです。

繰り返しますが、土肥のエゴで言っているわけではありません。土肥地区では、合併という意義をどなたも理解し、自分さえよければという考えは毛頭ありません。そのような中で、財政的に大変なようですが、見直しの請願の趣旨を理解していただき、賢明なる伊豆市議会議員の良識の判断をお願いしているわけであります。

小下田を例にするということは、136号線に沿って長く、小峰とか米崎とか遠いところがあったというようなことでございます。それで、土肥町では、そういうところを救済のために、いろいろな規約をつくって面倒を見てきたというような過程がございます。

継続になったのは、一部の地域の請願であり多くの地区の請願でないので、広域の問題として審査のやり直しをした方がよいということだったと思います。一地域の問題と取り上げるのはどうかという動議だったと記憶しています。

憲法第3章国民の権利及び義務のところ、第16条「何人も損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」とされています。多くの人の問題でなく、個人においても請願を出すことはできるとされています。問題が取り上げら

れなければ困った人に認められた権利です。これは手続の問題で、実現離れのことを不採択は当たり前ですが、常識的なことは採択し、結果はどうであろうと大切に審議をしてもらうように努力するのが一般的です。何人も請願できるという憲法上の権利を一部の問題だとして不採択にすることは、憲法の趣旨にも合わないし、論点がずれ、余りにもお粗末ではないかと思えます。良識のある多くの人々の否決に反対の採択決議をお願いして、反対討論といたします。

議長（堀江昭二君） 続いて、賛成討論を行います。

飯田正志議員。

〔 9 番 飯田正志君登壇 〕

9 番（飯田正志君） 遠距離通学費補助制度の見直しを求める請願について、常任委員会の決定は不採択です。委員会の判断に賛成の立場で討論をいたします。

合併して3年、旧町のさまざまな遠距離通学費補助制度を平成17年度に統一をしている今、平成17年度の補助額を下回らないことを前提に遠距離通学費の保護者負担を一律にすることの必要性は感じられず、保護者負担一律についても、保護者全員の満足のいく制度の構築は無理であると考えています。

まず、通学費は義務教育費ではないので、平等性を求めることに疑問を感じますが、この請願については、通学距離の遠近によって負担額に格差が生じ、義務教育における保護者負担の平等性に反しているとのことですが、保護者負担の平等性という理解に苦しむ言い回しを理解したとしても、バス以外の通学手段との整合性は全くなく、保護者負担の平等性は確保できると思えません。

この問題は、伊豆市全体の均衡化を図らなければならない問題であるにもかかわらず、請願は旧土肥町以前の合併事情が残っていた地域である土肥の小下田・八木沢地区だけのことに固執しているように思われ、到底伊豆市民の理解は得られないものと思います。通学用回数券についても、利用者を特定することは難しいと思います。補助金の支払いを年3回とすることについても、補助金については、その事業が確定してから払うものだと考えます。それと、伊豆市の財政が厳しいと言われている今、安易に財政の負担となることについては慎重にならなければならないと思います。

請願の採択の基準は、願意の妥当性と実現の可能性とされています。議員は住民の代表という立場から、よほど不合理な点がない限り、請願に賛同せざるを得ない立場に追い込まれがちではありますが、また、請願者等の立場や紹介議員のメンツも考え、その内容の実現性に相当困難があっても、採択の方向に妥協させられる傾向がないわけでもない。しかし、請願の採択に当たっては、議員同士の体面とか義理といったものにとらわれず、実現までに相当の期間を要し、困難を認められると思うものについては不採択と割り切り、総花的に採択をすることのないように慎重であることが、最終的には住民の信頼を得ることになることをよく理解すべきだと思います。

以上のようなことから、委員会の不採択としたことの結果について賛成の討論といたします。

議長（堀江昭二君） 続いて、反対討論を行います。

森議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

余りにも突然の経過で、何も用意して来なかった。まさかこのような状況になるとは思わなかった。たしか、前は3対2ぐらいでこれを採択するということだったはずだ。ということは、1名変節した議員がいたなと理解する。

皆さん、お笑いのようですけども、平等だ何だ、その支払い回数が何回だと言っていますけれども、私、きょう、こんなことになると思ってないから資料も何も用意してこないけれども、自治体によっては、バス通学者には最初から通学定期を渡してしまう、こういう自治体もあるはずですよ。

これは教育費に係る費用なんでしょう。皆さん、子育て支援はどうしようとしているんですか。子育て支援の社会化が叫ばれているときに、多額の交通費がかかる人たちに自己負担をせよというのが、この伊豆市議会なんですか。皆さん、子育て支援の社会化、もし、これ不採択に賛成という方は、恐らく子育て支援は勝手にやれということになると思いますよ。子育てはみんなでやる、これが、今、社会として考えられていることではないんですか。

私は、議員の良識をこの場で問いたい。問われているはずだ。弱者の救済ということはどういうふうに考えているんですか。住みたくて遠方に住んでいるわけではないんです。昔から住んでいるから、そこに住んでいるんでしょう。そういう人たちをどうしようとするんですか、皆さん。もしこれを全額補助したら幾らかかるのかということを検討したんですか。大した額ではないでしょう。

平等性、平等性という声が飛び交っているようですが、私たちの今度の予算の中で、みんな平等なんていうものはないでしょう。どっちをとったらいいかなという判断の上で成り立っているはずですよ。例えば、バスがいろいろなところへ走っていく、平等性で行きますか。あそこの村は人口が少ないから不要だ、そういう声も出てきてしまいますよ。やはり、交通機関を確保してやらなければいけない、そういう観点に立ってやっているのではないですか。最も弱者である子供たちを学校へ通えるようにするのが私たち大人の仕事でしょう。

はっきり言って、私、これを不採択に賛成した全員の名前を出したいぐらいだ。市民に信を問いたい。請願、議会に信を問っているのではないですよ、これは。当局に考えてくれという請願なんですよ、これは。まだまだ考える余地は幾らでもあるのではないですか。この間、これに対して当局の回答を待っても遅くはないはずですよ。皆さんの良識に訴えたい。

終わります。

議長（堀江昭二君） 続いて、反対討論、小野議員。

〔 20番 小野忠宏君登壇 〕

20番（小野忠宏君） 20番、小野です。

私は、不採択というか、反対とか賛成とかということをお願いしてここに立ったわけではなくて……

〔 「反対討論」と言う人あり 〕

20番（小野忠宏君） 結果ではそういうことになりますけれども、判断をしていただきたいと、こういうことで話をさせていただきます。

合併ということをしてしまうと、よく聞きますと、多かれ少なかれこういう問題が発生するようです。やはり、何やかんや言っても、多少でも文化の違いというものがあるいは、町の経営だとか何かの仕方が違ってきたと、それが合併するわけですから、いろいろなやり方、制度が違ったところが一緒になる。本当は、合併前に完全にそれを議論を終わってから合併すればいいですけども、そういうことはなかなかできない。それを引きずっているというようなことではないのかなというふうに考えるわけでございます。

そういうことで、小下田の人たちが納得するような説明を何回でもしていくというようなことをやればいいことであるのではないかなと、そういうことで、この請願書は、一たんはやはり議会としては採択をして、それで、とにかく小下田の人たちに理解を求める、こういう姿勢も必要ではないか。自己申告で、私は通学費を補助してください、私は結構でございますと、こういうのも1つの案でございますから、いろいろな案が出ていいんではないかと。そういうことで、財政もあることですから、そういう面を考えて、採択をしてやってほしい、こういうことでございます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 以上で討論を終了いたします。

これより本件を採決いたします。

請願第2号について、委員長の報告は不採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔 起立少数 〕

議長（堀江昭二君） 起立者少数。

よって、請願第2号を不採択とすることは否決されました。

発議第3号、発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第29、発議第3号 「がん対策推進基本計画」の早期決定を求める意見書の提出と日程第30、発議第4号 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書の提出について、一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

杉山誠議員。



〔 1 番 杉山 誠君登壇 〕

1 番（杉山 誠君） 1 番、杉山誠です。

ただいま議長から求められました発議第 3 号 「がん対策推進基本計画」の早期決定を求める意見書についてと発議第 4 号 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書について提案理由の説明を申し上げます。

初めに、発議第 3 号 「がん対策推進基本計画」の早期決定を求める意見書について説明申し上げます。

これまでの日本のがん対策は、1984年から対がん10カ年戦略をスタートさせ、2004年からは第3次対がん10カ年総合戦略に乗り出し、早期発見と診断、治療法の開発に目覚ましい進歩を遂げてきました。しかし、がんは1981年以降日本人の死亡原因の第1位を占め、現在3人に1人ががんで亡くなっています。10年後には2人に1人ががんで亡くなると予想され、がん対策が十分な成果を上げているとは言えません。

このため、日本人の食生活の変化によるがんの欧米化に対応し、立ちおけてきた対策を進めるべく、放射線治療・抗がん剤治療の普及、緩和ケアの推進、がん登録の3つを柱としたがん対策基本法が成立して、本年4月から施行されます。本意見書は、がん対策基本法で義務づけられているがん対策推進基本計画を速やかに策定して、患者の立場に立った実効性のあるがん対策を大きく前進させることを国に求めるものであります。

続きまして、発議第 4 号 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

近年全国的に小児科や産婦人科などにおける医師不足が深刻な問題となっており、我が伊豆市においてもその例外ではありません。このような医師不足は、平成16年4月から実施されている臨床研修制度により、大学医局の医師派遣機能が低下し地域の医療機関から医師の引き揚げが生じていることなど、複数の原因が作用して生じています。医師不足の解消に向けさまざまな努力がなされていますが、安心できる地域医療体制の整備に向けて、国においても引き続き積極的な取り組みを進める必要があります。

以上のことから、地域医療の再構築に向けて総合的なビジョンを早急に策定することや、救急医療体制の整備・維持、周産期医療体制の整備・維持のための支援策の拡充を図ることなど10項目の具体的な施策を挙げて、政府の取り組みを求めるものであります。

議員諸氏のご理解とご賛同といただき、伊豆市議会として、がん対策推進基本計画の早期決定を求める意見書と、医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書を国に提出していただけますことをお願いして、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長（堀江昭二君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより2意見書について質疑を許します。

質疑はありませんか。

10番、森議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

がん対策推進基本計画及び医師不足の解消を目指す、やっている内容は、非の打ちどころがありません。ただ、では、がん対策、静岡県の現状に対してご不満ですか、皆さん。私たちのこの地域、僕は伊豆市に住んでいて、がん対策については不満ないですよ。現状、いわゆる日本の、世界のトップクラスの医療設備を持っているし、また、各医療機関の協力体制もできている。私、身内をがんで亡くしました。そのとき……

〔発言する人あり〕

10番（森 良雄君） すごいですね。何も言わないうちに理解してしまうの、さすがです。

いいですか、ただ、セカンドオピニオンを説明したいんです。皆さんわかりますか、セカンドオピニオン。固有名詞を出してしまいますけれども、順天堂でセカンドオピニオンをやりたい。カルテを見せてくれ、こんな、レントゲン写真とっていいんですかね、渡してくれて、それを持って次のお医者さんのところへ行く。できているんですよ。がんセンターでは、もうどんどん、どうやってやるか、何でも聞いてくれと、教えてくれと言っているんです。放射線治療、これ安くないんですよ。だけど、がんセンターには、やはり世界トップクラスの治療機を設置して、どんどん使うようにしている。不満もありますけれども、高いんです、これ。

〔「進行」「質疑をしる」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 質疑をしてください。

10番（森 良雄君） セカンドオピニオンに不満があるんですか。診療機に不満があるんですか。だから、何を求めているのかさっぱりわからない。説明してくれ。

医師不足を解消、我が町は何をやっていますか。田方医療、何とかしてくれ、見捨てたんではないですか。医師は十分にあると診断したんではないですか。沼津の夜間診療、やめたんでしょう。そういう、本当に医師不足を感じているんですか。言っていることとやっていることが、ちょっと僕は理解できない。その辺をお聞きしたい。

議長（堀江昭二君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） 森議員の質問にお答えいたします。

まず、静岡県のがん対策に不満はあるかということでございますけれども、静岡県は、全国でもかなり進んだ医療体制を整えていまして、確かに大きな不満というのはございません。

しかし、がん対策というのは、ここにもありますように、セカンドオピニオンを含め、がんの情報提供ということは、全国レベルで行っていかなければ、静岡県内に限った診療情報だけでは、その技術の向上を図ることは不可能です。アメリカにおいては、そういったがんの情報システムができていまして、さまざまな治療、それから治療の結果の回復の状況などがデータとして国がとらえているようになっています。その結果、アメリカでは、現実的に

がんによる死亡率が減少しております。日本では増加しております。そのような意味で、やはり、こういった大切な問題は国を挙げて取り組まなくてはいけないという視点に立っての意見書でございます。

次に、医師不足を感じているかというようなご質問でございますけれども、医師を十分だと思われている方はおられないと思います。現実には、小児科医などは非常に減少しておりますし、やはり、同じように国を挙げて取り組むべき重大な問題であると感じて、意見書の提出をさせていただくことでございます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） がんの死亡率とかということをいろいろ強調しているようですが、がんをなくすためには、はっきり言って、がんって何だということ自体、まだまだ不明な点がいっぱいあるわけです。今一番はっきりしている、がんを予防するのに最大の効果があるのは何か、わかりますか、たばこを吸わないことなんです。ただ、乳がん、よろしいですか、乳がんの発生した人の……

〔「やめた方がいいよ、質疑だよ」と言う人あり〕

10番（森 良雄君） 何を言っているんだ。わかってないから教えてやっているんだ。

〔発言する人多数あり〕

10番（森 良雄君） がんが何で発生するかわからないから、こういうことが出てくるんですよ。わかってんのかということをお願いしたいんだ。例えば、今おっしゃってましたね、あなた、杉山さん。あなたのおっしゃっているのはカルテの電子化でしょう。どこへ行っても通用するカルテが欲しいということなんでしょう、情報を知りたいということは、やっているじゃないですか。その辺わかってやっているのかということなんです。もし、がんをなくしたいと考えているんだとしたら、これよりも先にやるのは、例えば、公共機関でたばこを吸うのをよしなと、そういうのがあるんですよ。なぜそういうのをやらないで、こんな国に請願するんだ。その辺どうなんですか、お聞きしたい。

議長（堀江昭二君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） カルテでございますけれども、個人情報の問題もあり、すべての病院で情報の連絡をとられているとは思いません。やはり、患者に、あなたはがん登録していいですかということで承諾を得て、患者の状況、治療方法、回復の状況をデータ化して、国としてそれを整理するというところでございまして、カルテとはちょっと意味が違います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 木村議員。

〔「何だ、まだあるじゃないか」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 質疑をちゃんとやってください、それなら。

森議員。

10番(森 良雄君) あのね、がんのはっきりしているのはね、一般病院へ行って、がんかどうかなんてわからないですよ。あなたはがんの情報を知りたいんでしょう。がんのデータを登録したいんでしょう。そうしたら、がん専門病院へ行くほかないんです。それを理解しています。

議長(堀江昭二君) 杉山議員。

1番(杉山 誠君) すみません、質問の意味がよくわかりません。

10番(森 良雄君) 何でこの意見書が出てくるのかですよ。がん対策は十分に静岡県はやっているではないですか。

〔「やってない」と言う人あり〕

10番(森 良雄君) やってないと理解するの。

〔「進めればと言っているの」と言う人あり〕

10番(森 良雄君) 進めるじゃない、やっているんだから、もっとそっちへ支援しろって言っているんだよ、おれは。

議長(堀江昭二君) 木村議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番(木村建一君) 発議第4号のことについてのみお尋ねします。

いわゆる質疑ですから、私、持論を今は述べません。要は、国に対する意見書が、自分が理解する上で本当にいいのかどうかということの判断材料をお願いしたいので、1つだけ質問いたします。

医師不足、1、2、3と理由を挙げておりますが、主立ったものは臨床医研修制度だというふうなお話が提案理由の中で話されましたが、そもそも論というか、医師不足を複合的な、たくさんあると思うんですけれども、中心点は、やはりこの3点というふうにお考えなのかどうか、その点について1点だけお尋ねいたします。

議長(堀江昭二君) 答弁願います。

杉山議員。

〔1番 杉山 誠君登壇〕

1番(杉山 誠君) 木村議員の質問にお答えします。

医師不足の原因は、ここに挙げてある3点だけかということですがけれども、3点だけではないと思います。私も、すべてのことに精通しているわけではございませんけれども、現状、さまざまな原因があると思います。その一つに、地域により、人口の減少で、小児科など患者数が減少して、医師の経営が成り立たないというようなことも聞いておりますし、思い当たることがなかなかすぐに言葉に出てこないのですけれども、この3つではなく、さまざまほかにもたくさんあるというふうに思っております。すみません、こんな答えですがけれども。

議長(堀江昭二君) 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

木村議員。

〔 26番 木村建一君登壇 〕

26番（木村建一君） 発議第3号の方の「がん対策推進基本計画」の意見書については、提案者が述べられましたように、総合的な対策をやはりきちんとやっていこうということの提案だと思いますので、あらましのところの意見書については賛成いたします。

それから、発議第4号の医師不足の問題です。冒頭ちょっと質疑でやったのは、どちらかといいますと、臨床医研修が始まったから、それで大学病院が受け入れ態勢がなくなってしまったので、出た大学にとどまらないから医者が不足しているのかというようなところが、どうしても矢面に立つ中の1つなんですけれども、私は、新しい臨床研修制度自体というのは、研修医に幅広い研修を義務づけて、力量をもっとアップしてもらおうと、そういう改善だという意味でいい制度になった。

しかしながら、従来の大学病院頼みというような、そういう医療体制そのものがなくなったもので、我々が痛切に感じている伊豆日赤病院の産婦人科、なかなか医師が来なくなったという原因もあるんです。だから、そういう意味で、体制が変わったもので、新しい公的な仕組みづくりがなかなかそこにできていない。そういう意味で、とりわけ都道府県が地域医療の医療体制に確固たる責任をとるということで、あちらこちらで今そういう取り組みをやられていますけれども、ぜひとも、国もそういう支援をする必要があるんじゃないかと思っています。

もう1点は、たくさんの理由があるんですけれども、指標として、経済協力開発機構、OECDとよく言われていますけれども、この加盟する先進国の30カ国中、日本の医師数というのは人口10万人当たり200人なんです、その30カ国中27位なんです。圧倒的に医師不足だと。なぜそうなるのかと、私は、大もとは、やはり政府の医療体制に責任があると思っています。

そういう意味で、この意見書というのはまさに合致しているんだと思っています。というのは、医師不足、柳澤厚生労働大臣、今有名な方ですけれども、国会でこんな話をしているんです。「直ちに医師が不足して、国民の健康や寿命に影響している状況ではないんだ」と、2006年11月、国会でこうお話をされている。

だから、結論は、医師がふえると医療費が膨張するからということで、医師を減らせというようなことが国の根本的な考え方のもとにある。当面はいいかもしれないけれども、長い目で見ると、また国民が病気になってしまって、受けるところがないものだから、ますます医師が必要になってくるという悪循環を今繰り返そうとしているのかなと私は思っています。

振り返って見ると、1970年は、国は1県1医科大学設置の推進とやっていたんですけれども、今はだんだんとそれが、国立の病院だってなくそうという方向は、やはり逆行している。そういう意味で、今回医師不足を解消のための対策をとってくれと10項目挙げていますけれども、ぜひともこの意見書が国に届いて。本当に過疎地域も、都会も含めてです。本当に医

師不足は深刻な状況になっていますので、ぜひ皆さん可決いただいて、伊豆市議会としての意思を国に示していただきたいと思います。

以上で賛成討論を終わります。

議長（堀江昭二君） 討論を終結いたします。

これより分割採決をいたします。

初めに、発議第3号 「がん対策推進基本計画」の早期決定を求める意見書について採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第4号 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書について採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

#### 日程の追加

議長（堀江昭二君） お諮りいたします。

追加議題として、報告第1号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）、報告第2号及び報告第3号の専決処分の報告について（施設管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）の3件が提出されました。

これを日程に追加し、議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 異議なしと認めます。

よって、本3件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

#### 報告第1号～報告第3号の上程、説明、質疑

議長（堀江昭二君） 追加日程第1、報告第1号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）から追加日程第3、報告第3号 専決処分の報告について（施設管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）についてまでの3件を一括して議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 報告第1号から報告第3号までの専決処分3件にかかわる提案理由を申し上げます。

今回報告いたしますのは、交通事故関係が1件、施設管理事故が2件であり、いずれも和解及び損害賠償額が決定したため、報告するものであります。

詳細につきましては、総務部長に説明させます。

よろしく願いいたします。

以上です。

議長（堀江昭二君） 本件の報告について、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 平田秀人君登壇〕

総務部長（平田秀人君） それでは、補足説明をいたします。

2ページをお願いします。

第1号でございます。これは、公用車と民間の車の交通事故の処理でございます。損害賠償の額は4,696円、サイドミラーの修繕費でございます。発生場所でございますが、伊豆の国市でございます。公用車で公務中に、とまっていたトラックにサイドミラー同士が接触して相手方のミラーを破損し、この損害賠償をしたものでございます。

続いて、第2号でございます。第2号は、施設管理ということで、カーブミラーの接続部分の腐食によりまして、強風のため落ちたところ、その下を走行中の車のサイドに衝突しまして損害を与えまして、それに対する損害賠償額ということでございます。損害賠償額は8万4,861円でございます。伊豆市の大木様でございます。場所は加殿でございます。加殿木工の近くでございます。狩野橋から県道に向かう途中のカーブミラーでございます。

それから、続きまして、8ページ、第3号でございます。これは、市道の管理上に関する事故ということでございまして、事故の概要でございますが、平成18年12月、修善寺1006番地付近で、いわゆる電気工事の車が市道わきのグレーチングを踏みつけまして、車の燃料タンクがこれで破損しまして、ガソリンが流出したというような事故が起こったものでございます。これに対する損害賠償を行ったということでございます。損害賠償の額は5万1,293円ということでございます。

以上でございます。よろしくをお願いします。

議長（堀江昭二君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

10番、森議員。

10番（森 良雄君） この件について、特に内容的な質問というわけではないんですけども、ただ、カーブミラー、これは定期的に点検するのではないんですか。その辺やっ

なかったんですか。それから、溝蓋、伊豆市全域におっかない溝蓋はいっぱいあるんです。その点検をしていないのかどうか、その辺をお聞きしたいんですが。よろしいですか、質問になっていますか。

議長（堀江昭二君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） まず、管理状況ということであろうかと思えます。確かに、カーブミラー、伊豆市の中で1,700ほどございます。今回のはかなり年代の古い、旧修善寺町時代につけられたというもので、いつのころかはちょっと定かではございませんが、現在道路台帳等の整備によりまして、カーブミラー、それから安全施設、これらはすべて管理されているという状況でございます。

先ほどの道路の管理の問題とも関連いたしますが、建設課の方では、毎月1回程度、道路パトロールという形で管理をしております。また、このように、毎年のようにカーブミラーの要望等、多く出てまいるわけではございますが、地域のご協力も得ながら、今後進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（堀江昭二君） 以上で質疑を終結いたします。

以上で報告は終わります。

#### 閉会の宣告

議長（堀江昭二君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成19年第1回伊豆市議会定例会を閉会いたします。

皆様には、長期間慎重に審議をいただき、まことにありがとうございました。

閉会 午後 3時26分